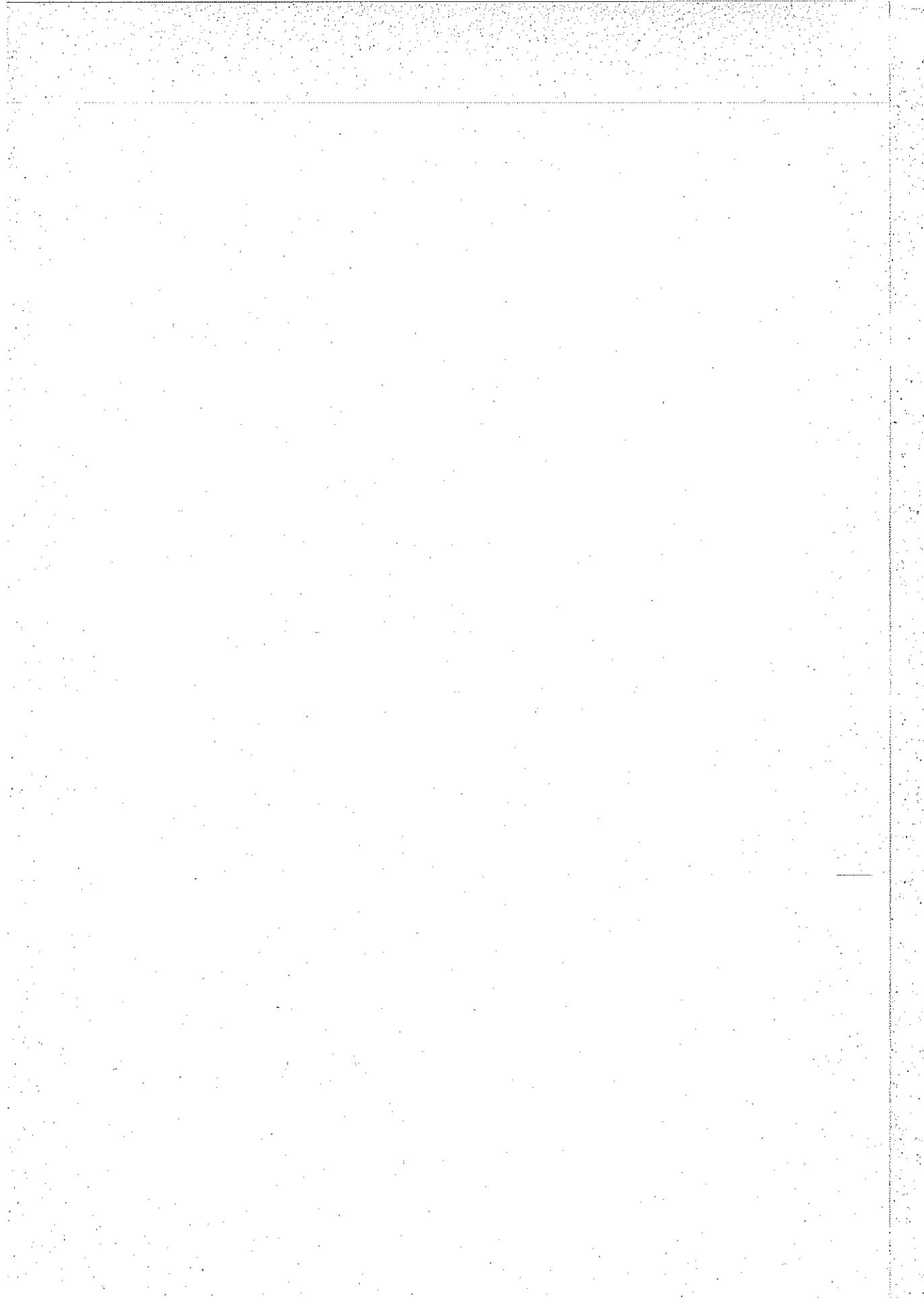


平成3年10月1日開会
平成3年10月16日閉会

和泉市議会第3回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

平成3年10月1日（火曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		2"
○ 議事日程		3"
○ 開会宣告（午前10時00分）		3"
○ 市長開会挨拶		3"
○ 日程第1	会議録署名議員の指名について（飯坂楠次・友田博文・大谷昌幸）	3"
○ 日程第2	会期の決定について（10月1日～10月19日 19日間）	6"
○ 日程第3	一般質問について	
	1番に 29番 大谷昌幸君	10"
	2番に 2番 須藤洋之進君	15"
	3番に 22番 猪尾伸子君	25"
	4番に 5番 並河道雄君	34"
	5番に 21番 勝部津喜枝君	46"
○ 散会宣言（午後3時52分）		

平成3年10月2日（水曜日）第2日目

○ 出席議員・欠席議員		61"
○ 議事説明員、その他		62"
○ 議事日程		63"
○ 開会宣告（午前10時00分）		63"
○ 日程第1	一般質問について	63"

1 番に 28 番	友 田 博 文 君	63 頁
2 番に 25 番	天 堀 博 君	82 "
3 番に 17 番	上 田 育 子 君	102 "
4 番に 7 番	赤 坂 和 見 君	116 "

○ 散会宣告 (午後 4 時 50 分)

平成 3 年 10 月 3 日 (木曜日) 第 3 日 目

○ 出席議員・欠席議員	135 "
○ 議事説明員、その他	136 "
○ 議事日程	137 "
○ 開会宣告 (午前 10 時 00 分)	139 "
○ 日程第 1 (監査報告 21 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 3 年 3 月分)	括 上 程 139 頁
○ 日程第 2 (監査報告 22 号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 3 年 3 月分)	
○ 日程第 3 (監査報告 23 号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 3 年 3 月分)	
○ 日程第 4 (監査報告 24 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 2 年度平成 3 年 4 月分)	
○ 日程第 5 (監査報告 25 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 3 年 4 月分)	
○ 日程第 6 (監査報告 26 号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 3 年 4 月分)	
○ 日程第 7 (監査報告 27 号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 3 年 4 月分)	
○ 日程第 8 (監査報告 28 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 2 年度平成 3 年 5 月分)	
○ 日程第 9 (監査報告 29 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 3 年 5 月分)	

○ 日程第10	(監査報告第30号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成3年5月分)	
○ 日程第11	(監査報告第31号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成3年5月分)	
○ 日程第12	(監査報告第32号) 例月出納検査結果報告(収入役扱 平成3年6月分)	
○ 日程第13	(監査報告第33号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成3年6月分)	
○ 日程第14	(監査報告第34号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成3年6月分)	
○ 日程第15	(評定第1号) 平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について	140頁
○ 日程第16	(評定第2号) 平成2年度和泉市水道事業会計決算認定について	144"
○ 日程第17	(評定第3号) 平成2年度和泉市病院事業会計決算認定について	146"
○ 日程第18	(議会議案第8号) 決算審査特別委員会設置について	150"
○ 日程第19	(議案第46号) 工事請負契約締結について (和泉市公共下水道和気37-0-⑤号線管布設工事)	151"
○ 日程第20	(議案第47号) 町の区域及び名称の変更について	153"
○ 日程第21	(議案第48号) 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	162"
○ 日程第22	(議案第49号) 平成3年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	166"
○ 日程第23	(議案第50号) 平成3年度和泉市公共水道事業特別会計補正予算(第1号)	174"
○ 日程第24	(議案第51号) 平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	176"
○ 日程第25	(議案第52号) 平成3年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	178"

- 日程第26 (意見第5号)
第8次治水事業五箇年計画の投資規模の拡大に関する意見書 181頁
- 日程第27 (意見第6号)
白内障患者の人口水晶体に関する意見書 182〃
- 追加日程第1 議長辞職許可について 184〃
- 追加日程第2 議長選挙について 185〃
- 閉会宣告(午後11時53分)

平成3年10月14日(月曜日)自然休会

平成3年10月15日(火曜日)第4日目

- 出席議員・欠席議員 187〃
- 議事説明員、その他 188〃
- 議事日程 189〃
- 開会宣告(午前1時20分) 190〃
- 日程第1 (選挙第3号)
議長選挙について 191〃
- 追加日程第1 (議会議案第10号)
副議長辞職許可について 193〃
- " 日程第2 (選挙第4号)
副議長選挙について 194〃
- " 日程第3 (議会議案第11号)
常任委員会委員の辞任について 197〃
- " 日程第4 (議会議案第12号)
特別委員会委員の辞任について 198〃
- " 日程第5 (議会議案第13号)
常任委員会委員の選任について 199〃
- " 日程第6 (議会議案第14号)
決算審査特別委員会委員の選任について 200〃

○ " 日程第7 (議会議案第15号) 決算審査特別委員会委員の選任について 200頁

○ 休憩宣告(午後2時50分)～自然散会

平成3年10月16日(水曜日) 最終日

○ 出席議員・欠席議員 203"

○ 議事説明員、その他 204"

○ 議事日程 205"

○ 開会宣告(午前1時00分) 205"

○ 日程第1 (議会議案第13号) 常任委員会委員の選任について 206"

○ 日程第2 (議会議案第14号) 特別委員会委員の選任について 206"

○ 日程第3 (議会議案第15号) 決算審査特別委員会の選任について 206"

○ 日程第4 (選挙第5号) 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について 207"

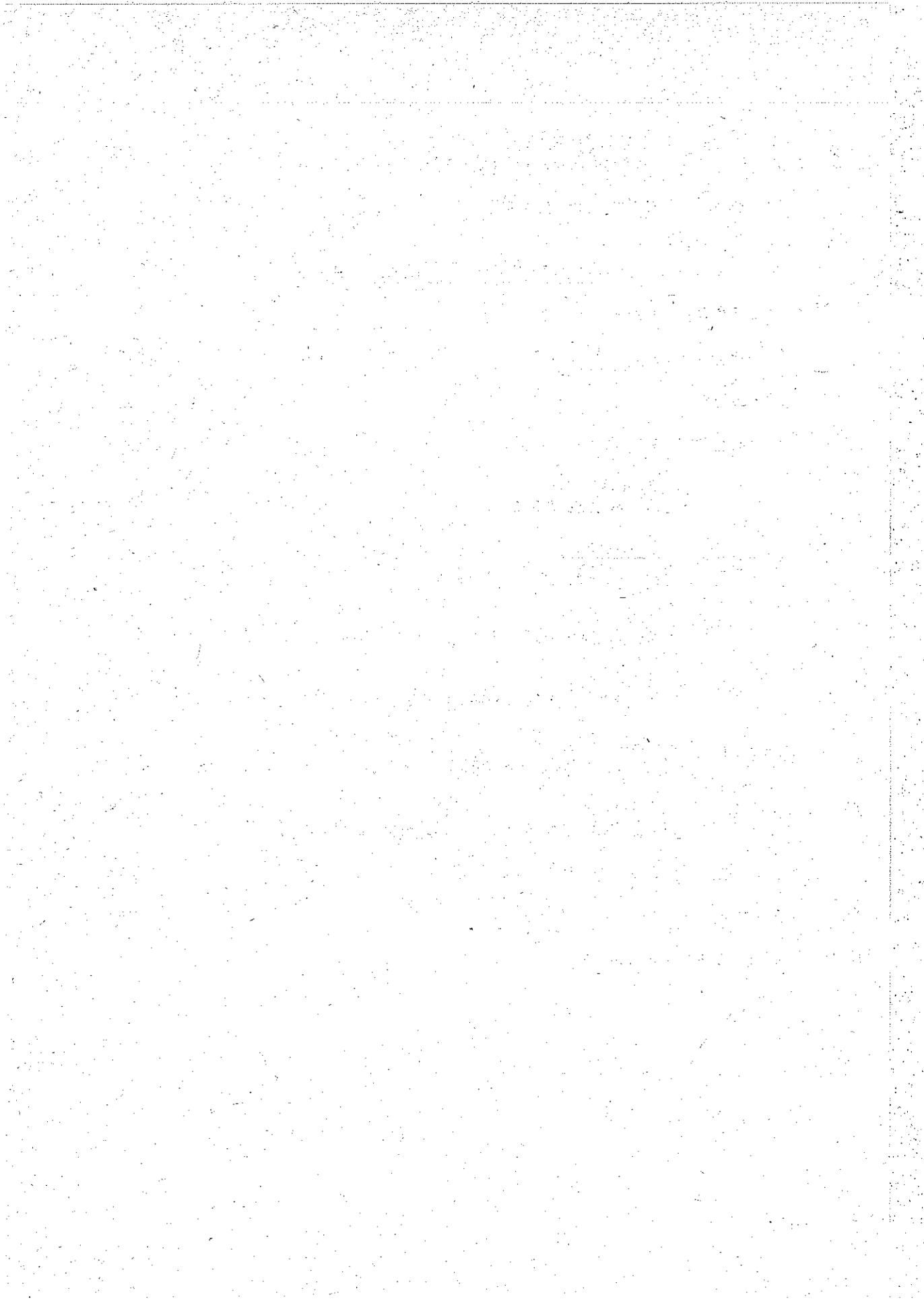
○ 日程第5 (選挙第6号) 泉北水道企業団議会議員の選挙について 207"

○ 日程第6 (選挙第7号) 南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について 207"

○ 市長閉会あいさつ 209"

○ 議長閉会あいさつ 211"

○ 閉会宣告(午後1時20分)



第 1 日



平成3年10月1日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
5番	並河道雄君	18番	若浜記久男君
6番	穴瀬克己君	19番	木村静雄君
7番	赤阪和見君	20番	出原平男君
8番	中塚新治君	21番	勝部津喜枝君
9番	讚岐一太郎君	22番	猪尾伸子君
10番	竹内修一君	23番	原重樹君
11番	池田秀夫君	25番	天堀博君
12番	松尾孝明君	26番	飯坂楠次君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君

欠席議員(1名)

27番 奥村圭一郎君

○
本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
市助	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦
市助	田中昭一	総務部次長	池辺功
収入役	中塚白	総務部次長	阪豊光
市長公室長	堀宏行	同和対策部長	森利治
市長公室理事	稲田順三	同和対策部理事	向井洋
市長公室理事	尾崎秀忠	同和対策部次長	戸口泰明
市長公室理事	鹿島賢昌	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	中辻寿夫	福祉事務所次長	坂田平之
市長公室次長	井阪和充	市民生活部長	麻生和義
市長公室次長	龜山学	市民生活部次長	岸田秀仁
市長公室次長	池辺一三	市民生活部次長	明坂文嘉
市長公室次長	今村堅太郎	市民生活部次長	池辺修次
市長公室次長	山下喬三	産業部長	大塚孝之
市長公室次長	石本博信	産業部理事	藤原清司

産業部次長	高松	一行	病院長	竹林	淳夫
産業部次長	林保	隆介	病院事務局長	橋本	昭夫
参与兼建設部長	浅井	琢磨	病院事務局次長	谷上	泰夫
建設部理事	山崎	和夫	消防長	角谷	武男
建設部理事	緒方	淳富	消防本部理事兼消防署長	高宮	喜広
建設部次長	中西	俊雄	消防本部次長	一ノ瀬	野透
建設部次長	谷	信	消防本部次長	池野	吉堯
建設部次長	赤田	信二	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	松村	清臣
建設部次長	山崎	二	土地開発公社事務局次長	大宅	忠男
建設部次長	中野	仁	教育委員	藤原	弘文
建設部次長	藤本	孝二	教育長	杉本	博之
建設部副理事	岸本	啓介	管理部長	逢野	通吉
都市整備部長	秋本	義裕	管理部次長	白樫	田稔
都市整備部理事	中野	秋彦	指導部長	木村	明郎
都市整備部理事	三井	正彦	社会教育部長	生田	喜平
都市整備部次長	中屋	武郎	社会教育部理事	竹田	意道
都市整備部次長	田中	之忠	社会教育部次長	北野	善夫
改良事業部長	富田	恒夫	収入役室長	藤木	清三
改良事業部理事	笠木	嗣稔	選挙管理委員会委員長	高橋	陽忠
改良事業部次長	席田	一	選挙管理委員会事務局長	着本	義一
水道事業管理者	田中	益一	監査委員	庄司	陽忠
水道部長	岩井	博文	監査事務局長	吉田	義一
水道部次長	仲田	伊佐雄	農業委員会会長	森口	端小
水道部次長	城前		農業委員会事務局長	農	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野 敦 雄
次 長 河原 茂 隆
主 幹 長 尾 益 男
調査係長 井之上 光 一
係 員 田 村 隆 宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月1日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

○

(午前10時00分開議)

- 議長(穴瀬克己君) 皆さん、おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。奥村議員さんから欠席の届け出がございました。遅刻届の議員さんはございません。現在、23名でございます。

- 議長(穴瀬克己君) ただいまの報告とおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成3年第3回定例会を開会いたします。

- 議長(穴瀬克己君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

- 議長(穴瀬克己君) ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、開会あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。平成3年第3回定例会の開会に当たりまして、

一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立をいたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、平成3年度和泉市一般会計補正予算外6件、認定3件、監査報告14件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願いを申し上げる次第であります。

さて、本議会が、私の今期最後の定例会でございますので、私事で恐縮でございますが、議長さんのお許しをいただきまして、議員皆様方に一言、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

去る昭和50年12月、市民皆様方の御支持をいただきまして和泉市政の重責を担って以来、はや16年が経過いたしました。顧みまますとこの間、わが国内外の諸情勢は目まぐるしく変遷いたしました。とりわけ近年の世界情勢は大きく変化し、社会経済体制の新しい構築が生まれつつあります。

こうした中で、国内的には協調型経済運営と堅調に推移してまいりましたが、最近、景気の減速傾向が明らかになってまいっております。本市の行財政運営におきましても厳しさの中にあって、大都市圏域特有の財政需要が要請される等激動に満ちた時代でありました。

このような社会経済情勢の中にあって市政を担当させていただき、諸施策の実現に向けまして最大の努力を傾注させていただき、常に現状の厳しさを認識する中で、時代の進歩と変容を念頭に入れつつ21世紀への橋渡しまであと10年、壮大な気宇を持って次代に誇るべき活力ある郷土和泉市を創造すべく積極的に努力を重ねてまいりました。

私は市政をあずからせて以来、信念、誠実、実行をモットーとして、先進都市に追い付き追い越せを合言葉に懸命な努力を重ねてまいりました。ようやくにして今、その前進を見るに至り、今や本市は、南大阪泉州の中核都市として確固たる地位を占めつつありますことはまことに喜びに耐えない次第であります。これもひとえに議員皆様方を初め市民皆様方の市政に対する深い御理解と温かい御支持のたまものと衷心より感謝の意を表する次第であります。

特に私は4つのプロジェクトを掲げ、調和と活力のある人間都市和泉の町づくりを目指して取り組んでまいりました。まず、本市の副都心づくりであります和泉中央丘陵市街地再開発事業トリヴェール和泉は、泉北高速鉄道の延伸も認可していただき、順調な推進をいたしており、府立産業技術総合研究所の誘致確定と相まって、人に優しいゆとりのある、そして調和の取れた活力のある町を目指しまして、来春、町開きの運びとなりまして、堅実な推進が図られてご

ざいます。

また、関西国際空港のインパクトを活用し、明日の先端技術産業団地コスモポリス事業は、異常な地価高騰の影響を受け、若干おくれではありますけれども、用地集約に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

そして、やがて20万都市を目指す本市の表玄関口である和泉府中駅前再開発事業は、地元の方々との真摯な話し合いを通じ、地権者の御努力によりまして本年10月をめどに再開発準備組合設立の運びと相なったところであります。

さらに、ラーバンライフリゾート構想も週休2日制の定着や余暇ニーズの増大にこたえる大都市圏域型の健康、スポーツを兼ね備えたりゾートとして実施調査を重ねているところであります。

私はこれら諸事業の推進に全力を傾注し、郷土和泉市の都市基盤整備を一層促進させてまいりる所存であります。

そして、それと同時に、私は残された多くの課題を解決するため、また、21世紀に向けて市民のだれもが住んでよかった和泉市を築くため、学校教育や社会教育の一層の充実を初め、お年寄りや障害者、母子福祉の拡充、国民的課題の青少年問題や農林省工業の振興あるいは女性の地位向上、国際化 社会への対応など、的確に都市行政を展開してまいらなければならないと痛感をしておる次第であります。

なおまた、本市の財政環境は、御承知のように実質収支はここ数年、黒字基調を堅持をいたしておりますが、経常収支比率は高く、体質的には脆弱であり、財政健全化に向けて財政秩序を維持すべく、最大限の努力を傾注してまいらなければならないものだと考える次第であります。

このような本市の現状を考え、明日の和泉市の発展を念願し、14万8,000市民とともに英知を結集して、これまで培ってまいりました土壌の上にさらに大きな発展を目指すべく、ここに五度、立候補を決意させていただいた所存であります。今後の市政運営といたしまして、21世紀を展望した調和と活力のある人間都市和泉を目指し、信念、誠実、実行をモットーに、4期にわたる市民本位の市政の実績の上に立ち、潤いと連帯感に満ちた活力溢れるふるさとづくりに頑張っている所存であります。

まず、福祉充実で健康と生きがいのある町づくり、緑豊かな調和の取れた町づくり、都市基盤整備を促進して住みよい町づくり、教育文化都市を目指す町づくり、農林業産業基盤を確立して活力ある町づくり、平和と人権が尊重される心の触れ合う町づくり、女性の地位向上と国際化に対応する町づくり、市民サービスの一層の向上を図る町づくり――という8つの町づく

りを基本目標といたしまして、任んでよかった和泉市を目指し、議会皆様方の御指導、御支援をいただき、市民皆様方の御理解と御協力をちょうだいしながら、これが完成に向けて新たな勇氣と決意を持って渾身の努力を傾注してまいる所存であります。

ここに私の決意の一端を申し述べますとともに、この4期16年間、公私にわたり御支援、御協力をいただきました議員皆様方を初め市民各位に対しまして、衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

なおまた、残された任期中は全力を尽くして市政運営に邁進をいたす所存であります。どうかよろしくお祈りを申し上げ、議員皆様方のますますの御健勝をお祈りいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、貴重なお時間を拝借させていただきました私の所信を表明させていただきます、ごあいさつとさせていただきます。

御清聴、ありがとうございました。どうかよろしくお祈りを申し上げます。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、26番・飯坂楠次君、28番・友田博文君、29番・大谷昌幸君、以上、3名の方を指名いたします。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から10月19日までの19日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月19日までの19日間と決定いたします。

○

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成3年10月第3回定例会)

発言順	1	発言者	大谷昌幸 議員
発言の要旨	1. 行事の企画と案内状(文)の作製について		

発言順	2	発言者	須藤洋之進 議員
発言の要旨	1. 放置車・放棄車等による不法駐車について 2. 小・中学校において、いじめ等に関わる問題について 3. 市民相談室の現状について		

発言順	3	発言者	猪尾伸子 議員
発言の要旨	○ 和泉市の福祉行政(特に障害者福祉)について <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際障害者年 最終年度を迎えるに当たり、市の取り組みについての総括について ・ 総合福祉計画の内容と進捗状況について ・ ボランティア活動推進事業について 		

発言順	4	発言者	並河道雄 議員
発言の要旨	1. 救急医療体制について 2. 幸青少年センターの移転について 3. 高齢化社会の対応について		

発言順	5	発言者	勝部津喜枝 議員
発言の要旨	1. 余熱利用について 2. 老人福祉について 3. 町内会法人化について		

発言順	6	発言者	友田博文 議員
発言の要旨	1. 市政の「基本市政と対策」について <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉の充実について <ol style="list-style-type: none"> ① シビックセンターへの高齢者、身障者に対する施策整備について ② 駅周辺の駐車場及び自転車・バイク対策について (2) 教育文化都市の推進について <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学誘致について (3) 自然環境の活用と都市緑化について <ol style="list-style-type: none"> ① ふる里創生事業のとり組み状況について ② 和泉中央線への植樹について (4) 産業基盤の確立について <ul style="list-style-type: none"> ・ コスモポリスについて (5) 国際都市和泉について <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の語学研修等について 2. 駐車場対策について		

発言順	7	発言者	天堀博 議員
発言の要旨	1. 同和行政について 2. 住民本位のまちづくりについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 中央丘陵への開発関連施設について (2) 公共施設整備基金のあり方について (3) 他の大規模開発や既存のまちについて 3. 都市農業の保全と育成について <ul style="list-style-type: none"> ・ 改訂生産緑地法施行にそって 		

発言順	8	発言者	上田育子議員
発言の要旨	1. 障害者、高齢者福祉行政について		
	(1) 基本的考え方について		
	(2) 和泉市の障害者、高齢者の実態と福祉行政の実態及び利用者へのPRの現状について		
	(3) ゴールドプランにおける国や府の支援内容とその消化の実態について		
	(4) 福祉プランの作製についての考え方について		
	・ 受益者、医療、福祉、保健、労働、教育等相互の関係についての考え方について		
	(5) ヒューマンパワーの労働条件についての考え方について		
	(6) 中央丘陵トリヴェール和泉に関する青写真の中での障害者、高齢者行政についての実態及び考え方について		
	2. ゴミ行政とリサイクルについて		
	(1) ゴミの分別回収とリサイクルについての基本的な考え方について		
	(2) ゴミの分別回収とリサイクルの計画づくりへの住民、地元労働組合自主的活動グループ、専門家等の参加に対する考え方について		
	(3) ゴミとリサイクル行政のための雇用計画について		
	(4) 分別回収を既に行っている住民活動の実態や収集ルートについて		
	(5) ディスポーザーの普及についての考え方について		
(6) 環境問題に対する条例化に対する考え方について			

発言順	9	発言者	赤坂和見議員
発言の要旨	環境問題について		
	(1) ごみ減量計画について		
	(2) 分別・資源化計画について		
	(3) 収集業務体制について		
	(4) リサイクルセンター建設について		
	(5) 河川浄化計画について		
	(6) 合併処理浄化槽設置助成と放流同意の取り扱いについて		
	(7) 森林保護対策について		
	(8) 合併処理浄化槽管理費助成について		
	(9) ボランティア保険加入について		
(10) 教育施設におけるゴミ処理について			

- 議長（穴瀬克己君） 日程第3「一般質問について」を行います。

まず最初に、29番・大谷昌幸君。

（29番・大谷昌幸君登壇）

- 29番（大谷昌幸君） 29番・大谷でございます。9月号の広報を見ますと、9月中の済んだ行事は省くといたしまして、当月のいろんな行事予定がびっしりと詰まっております。かいつまんで申し上げますと、いずれも日曜日になりますが、まず、10月6日が市民スポーツ大会、13日が市民健康まつり、なお、これは広報には出ておりませんが、大阪の御堂筋パレードがあるはずで。それから、10月は19～20日が商工まつり、10月27日の日曜日だけがなぜか空いているわけです。別に行事があるのかもわかりませんが、私の拾ったところでは見当たりません。翌月11月3日が文化祭、翌日の振り替え休日の4日が友好マラソン大会とびっしり詰まっております。

各セクションごとにいろんな行事を企画されまして、市民皆さん方の参加を求めて行事をされることにつきましては一定の評価をさせていただきますとともに、心より敬意を表するものでありますが、これだけ多くの行事がスムーズに消化されているかどうかということをお私自身、常に危惧の念を持って考えているわけでございます。

と申し上げますのは、同じ行事をするならば、100の力を入れて少なくとも110%、できれば130%ぐらいの効果を上げていただきたいと思うのは、果たして私だけでありましょうか。貴重な休日の日を割いて休日出勤をされる職員の皆さん方も大変な苦勞が多いと思います。そういう点を考えましたならば、勞多くして効果の少ないような行事では、市民もそう簡単に付いていけないのではないかという感じがするわけです。

その観点から見まして、こういうような行事を企画される場合には、各セクションで立案企画され、どういうところで日の重なりや配分あるいは予算も含め考慮されているのかということをお伺いをいたしたいと思ひます。

付随して2番目には、その一般への通知文及び広報に掲載される原稿についても、どのように企画されているのか。この原稿の中には、大変不親切な面も見受けられます。それは何もこの9月号に限ったことではないと思ひます。現在、手元には過去の方は持ち合わせてはおりませんが、かねてよりそういうことをつぶさに感じているものでございます。

以上、2点につきまして答弁をお願いいたしたいと思ひます。詳細なところにつきましては、自席より再質問をさせていただくことを御承認いただきたいと思います。

- 議長（穴瀬克己君） それでは、理事者答弁。

- 総務部次長（池辺 功君） 2点目の公文書の案内文という全般的なことでございますので、

総務課池辺よりお答えさせていただきます。

文書作成等に当たりましては、現在のところ、文書管理の適正を期するため、各課に文書管理者等を置いております。文書管理者は、文書の審査、授受、配布、浄書等の文書事務に関する処理を行っているものでございます。しかしながら、一部公文書としての正確さに欠ける点も見受けられるようでございます。したがって今後は、文書管理を適正に行うための具体策といたしましては、全職員が公文書の書き方について、理解しやすい文書事務の手引きを早急に作成すること。また、文書事務の研修については、現在、新職員の採用時には実施しておりますが、今後は、新職員にとどまらず、文書管理者等も対象に実施していく所存でございますので、どうかよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 29番(大谷昌幸君) 第1点目の答弁をいただけなかったら私から申し上げます。

一応、2つの例を提示したいと思います。いずれも社会教育部に属することで、社会教育部の皆さんには大変申しわけないと思います。社会教育部には、私はいつも冗談半分に「あんたとは何でも引き受けてやるさかいな」と言ってますが、たまたま手元にこれがあったので御容赦願いたいと思います。

まず、10月6日の和泉市民スポーツ大会のプログラムですが、これだけを見た場合、一体どこに集合していいのかわからない。今、手元になかったら後でよく見てください。日時は10月6日(日)。雨天の場合は中止、場所は郷荘中学校と和気小学校。プログラムのところには、開始時間が9時、所要時間30分、開会式全員、とありますが、後どこに集まってええのか書いてない。よく後から見てほしいと思います。

これに付随して10月6日の市民スポーツ大会ですが、一昨年は記憶にありませんが、たしか昨年はなかったはずなんです。これが今年の10月6日という時期なぜ企画されたのか。先ほど、羅列した行事予定を見ていきますと、ほかに移動する日がないと思うんです。ただ、10月13日が空いてますが、これについては後で触れます。この10月6日という日は、御承知のように府中地区を中心としただんじり祭の試験引きの日なんです。一部の町、内田町などでは一昨日の日曜日にやっていますが、この10月6日は、恐らく雨が降っても朝から試験引きをやるはずなんです。それにこういうだんじりを持っている町の町会の会長さんは、全部だんじりの曳航責任者と言っても過言でないが、この人たちも参加できない。そういう点も考慮されたのかどうか。

先ほど、10月13日と申し上げましたが、今後、考慮してやってほしい。ここで、お願いをしたいのは、和泉市立幼稚園の運動会は一部済んだところもあるやに聞いてますが、私立幼稚園は済んでないのじゃないですか。この近辺の私立幼稚園はたしか済んでないと聞いております。当初、10月6日に予定をしたらしいが、これが入ってきたので13日に繰り下げたという感じが

濃厚なんです。

一昨年はたしか10月8日が日曜日です、この日にある私立幼稚園の運動会がありました。朝から曇りがちの天気やったんですが、11時ごろから急に寒冷前線が通過し、午後からみぞれ混じりの雨になりました。アルプスの館山などで思わぬ雪が降って観光客が震え上がったというのがこの日なんです。しかし、幼稚園の運動会は中止するわけにいかないの、最後までやったんですが、何人かが風邪をひき、一部の子供さんが肺炎になりかかったということも聞いております。

そういうことから考えた場合、この10月6日の市民スポーツ大会というのは、午前中だけの行事をするのに一般の市民さんの参加をいただかなければいけないのに、逆に一般市民に迷惑をかけているのではないかと憶測するものです。これは既に企画したことです。どうこう申し上げませんが、今後に向けて参考にしていただきたいと思うわけです。それで13日というのを後回しにしたわけです。

1番目の答弁をいただかないうちに次に進みますが、11月4日の和泉市・かつらぎ町友好マラソンについてですが、「詳細は4、5面に」と書いてますが、これが果たして詳細と言えますかね。ちょっとこの企画だけ経緯も含めて御説明をいただけませんか。それから、私の見解を申し述べます。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 社会教育部生田から答弁を申し上げます。

この和泉市・かつらぎ町友好マラソン“峠を越えて走ろう”につきましては、教育委員会が所管しているいろいろ検討してまいり、今日に至っているわけでございます。その経緯を申し上げますと、まず、友好関係を結んでいるかつらぎ町と十分に協議をしてまいりました。その次に、このマラソンを実施するに当たりまして、これは当然、道路という形の中で和泉警察とお話し申し上げなければならないわけございまして、和泉警察といろいろと御相談申し上げてきたわけでございます。その中では、警察当局といたしましても全長的に距離が非常に長い中、かなり時間的なことについて困ったということございまして。

そこで、いろいろとかつらぎ町あるいは私どもも現場を見まして、コースについて精査検討する中、この勾配についての走れる距離というものを考察してまいりました。当初は、南横山小学校から頂上まで、全長8.5kmという企画をいたしました。それではかなり時間がかかる。そこで警察と協議をする中でもう少し距離を縮められないか、また、健康的にも通して走るのは至難なことだということもございまして、警察、かつらぎ町、私どもがいろいろと知識を得まして検討した結果、警察の方も約1時間半程度あるいはそれ以下であれば何とか内諾しようという経過になりました。

そこでは、私どももやはり1時間以内あるいは1時間弱で走れる健康的な距離というものを考察いたしました結果、かつらぎ町と頂上で会うという設定をしたとき、距離的には4.5kmで約1時間の距離ということで警察とも協議をした結果、先ほど申し上げましたように内諾をいただいたということでございます。

その中で基本的な道路規制の問題が整いました。そうしますと、規制をいかにするかという問題になります。明神谷橋というところがございますが、そこを越えますと、幅11m程度の広い道路に差しかかるわけですが、それが約400mほどございます。その400mのところをランナーを集め、そこから峠まで4.5kmを走るといふ計画を立てたわけでございます。

その中で後追い規制につきましては、スタート30分前に規制を行いまして、スタートと同時に最終ランナーを一般車が追いかけて道路規制を解いていくという手はずで警察にお話を申し上げ、協議が整ったということでございます。また、南横山小学校から明神谷橋までの3.5km強の間をどうしてランナーを運ぶかということになりましようけれども、その間はワゴン車をもって選手をそこまで送迎するという計画を立ててございます。

そういったいろんな企画立案をもちまして、何とか11月4日には開催できる見込みができました。

ちなみに、そのランナーの応募につきましては、昨今行われました岸和田の千亀利マラソン、また、わが市でやっているクロスカントリー等々の実績のある名簿からいろんな方々に御案内を申し上げ、現在のところ、50数名の方々が応募されてございます。したがって、御案内に差し上げておりますとおり、10月8日をもちまして応募の期限を切るわけでございますが、その当日までにはある程度団体の申し込みもあろうかと思っております。

また、警察との協議の中では、1時間あるいは1時間半の要所要所で道路規制を行うことにつきましては十分に協議し、規制の看板、規制地点をどの辺に設けるかということについても、これから協議をしていくことになっております。

加えて申し上げますと、その途中でのランナーのいろんな出来事につきましては、万全の措置を講じられるよう考えております。走行中に倒れられた場合に備え、お医者さんの手はずも整えていかなければならないと存じておりますが、その辺につきましても万全を期して対処してまいりたいというのが、私どもの企画立案の経過でございます。

経過の説明になりましたかどうか、以上のように企画立案しておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

- 29番（大谷昌幸君） 所要経費について簡単に。
- 社会教育部長（生田 稔君） マラソンの所要経費でございますが、総額で500万円計上さ

せていただいております。内訳といたしましては、報償費が20万円、消耗品費といたしまして80万円、食糧費30万円、印刷製本費50万円、通信運搬費20万円、委託料として300万円という形でございます。

- 29番（大谷昌幸君） 私は一昨日、このコースを2年ぶりぐらいで車で走り、地図と高度計を持って調べてきたんです。明神谷から流れてきた川の橋のところでは道路原票では308m、私の高度計は安物ですので誤差がありますが、大体300mです。そして、鍋谷峠の上が630m、その差が実に330mあります。距離が、車の距離計で約4.5km、直線距離だともっと短くなると思います。この道は一応全部舗装はされておりますが、非常に曲折の多い道なんです。この4.5kmで330mの高度差のところを走るのは大変だと思います。

私はマラソンのことは余り詳しく知りませんが、こういう山岳マラソンでテレビでやっているのは、毎年8月上旬に行われる、今年もやってましたが、御殿場市がやっている富士登山マラソンでは、1人のランナーが走るのが短い人で4km、長い人で6kmです。これはマラソンというよりは駅伝ですので、たしかランナーは7人往復走るわけです。一番最後の頂上のところに行く人は、頂上でスタンプをたすきにもらって下りてきて4kmぐらいです。そして、頂上から1つ手前のランナーは、最後のランナーが戻ってくるまでの間、15分か20分休憩して同じ道を下って行く。だから、全部のランナーが片道登り、片道下りというマラソンですが、見ておきますと、ほとんどが20歳代、30以上の人はいなかったと思います。いつも自衛隊が優勝したりしてますね。だから、このコースについて多少知っている人は、このマラソンに自信を持っている人でも、結局敬遠して参加されないのではないかと思うわけです。

先ほど部長がいわれましたように、あちこちで有名なマラソンがあります。岸和田の千亀利マラソンには1,000人が参加するそうです。もっと申し込みがありますが、警察から1,000人に制限されているそうです。本年度は、来年3月の予定ですが、100名ぐらい増やすよう警察と交渉中であると聞いております。参加費を3,000円取ってます。

次に有名なのが兵庫県篠山町の篠山マラソンです。これは12回目を数え、何月に行われるか記憶してませんが、1万1,000人が参加、参加費が3,500円です。そんな高いカネを取ってよう申し込みがあると思うのですが、実際そのとおりです。これは直接聞きましたが、保険やとか、例えば篠山町の場合、あの辺は焼き物の多いところなのでグイ呑みをプレゼントするそうです。岸和田市はTシャツをプレゼントするそうです。

当市の場合は初めてですので、海のものとも山のものともわからない、その山でやるわけですが、500万円という高いカネを使ってやるにしましては、1カ月先ですからわかりませんが、そうたくさん人の参加は求められないのではないかと思うわけです。たくさん経費を使ったか

ら効果が上がるものではないと思います。3,000円、3,500円取っても多数の人が集まってくる。岸和田の場合市内の人が45%、市外が55%ぐらいということです。当市の場合はどのぐらいかわかりませんが、その点を考慮していただき、先ほど申し上げましたように、できるだけたくさんの方が参加するようにしてほしいと思います。事故その他については、万全の対策をしていただけたらと思います。

このマラソンはタイムを競うものではなく、歩くよりも少し早いぐらいのスピードで行くと思います。歩くということに関連して、山地美化キャンペーンというのが府農林部がやっています。これは公園課の方はわかっていると思いますが、例年11月の上旬、5日か6日にやるわけです。今年、それがなぜ企画されないのかと聞きましたら、11月の次の日曜日の10日にやるということです。それでは、なぜこのマラソンと一緒にできなかったのか。一緒にやれば歩いている人の応援も求められるし、両方一緒にやれば担当者も楽です。だから、1番目でお聞きしたように、こういうセクション間の調整はどこでやっているのかということです。私がお願いをしている意味をわかっていたいただけますか。

少しでも労を少なくして大勢の方が参加してもらえるような方法をとっていただきたい。御承知のようにかつらぎ町は柿の産地です。このシーズンは取り入れの時期でしょう。和泉市のみかんはどうかかわかりませんが、峠の上でそういう交換会を持たれたら非常に有意義なことだと思います。まだ1カ月ありますのでその点を十分に御考慮いただき、少しでも効果の上がる方法をできればとっていただき、和泉市のグレードアップというか、レベルアップをしていただきたいと思います。

余談ですが、約10年前、たまたま市民課の前を通り合わせましたら、ある年配のお婆さんが全然知らない方ですが、私をつかまえ、こいつは議員やな、と気が付いたのか知りませんが、「実は、私は今日、豊中市から転宅して住民登録に来ました」とおっしゃる。このコミセンができる前の姿を想定してください。「この市役所の周辺に木がないのはどういうわけですか、花もありませんね」と言われて、私は返答に窮しました。「申しわけありません」と頭を下げただけです。こういうところに市のいろんな心構えが出てくると思います。どうかその点を考慮いただき、市民の皆さんが1人でも多く喜んで参加でき、安心して楽しめるような行事をどんどん企画していただきたい。市長さんも10月の全部の日曜日が詰まって御参加されるのは大変なことだと思いますが、どうかお体に気を付けられ、11月の選挙に臨んでください、どうもありがとうございました。

○ 議長（穴瀬克己君） 大谷昌幸君の質問が終わりました。

次に、2番・須藤洋之進君。

(2番・須藤洋之進君登壇)

○ 2番(須藤洋之進君) 2番・須藤です。通告に従い、以下3点について御質問をいたします。

まず最初に、放置車、放棄車等による不法駐車について質問をいたします。鉄鋼業界の長期にわたる業績が芳しくない中、わけても自動車スクラップ業界の構造的不況の中、近年、ますます社会問題課しつつある放置車、放棄車対策は、国においても廃棄物処理法の改正の中でもこの問題が取り上げられる昨今であります。既に横浜市では、放置自動車の処理にメーカー側の負担を盛り込んだ条例案をまとめたとか、東京都八王子市では、既に業者側の負担のほか、放置者の所有者への罰則を含めた全国では極めて珍しい初めての厳しい自動車投棄を規制する条例が施行されています。本市では、このような条例ができるのかどうか、まず、お答え願います。

次に、放置自動車の実数は正確にはわかりませんが、自動車販売店連盟の推計では、正規に処分された車以外に全国には2万とも3万台もの自動車が路上であれ、山間部であれ、里道などに捨てられて交通の妨げとなるほか、美観上も好ましくなく、環境上もよくないということです。本市ではそのような車が何台ぐらいあって何台ぐらい処分されたか、お答え願います。また、それらの発見は、どのような形で見付けられているのか。そして、どのようにして処分をされているのか。

3番目に、プレートがないものを放棄車と呼ぶのであれば、プレートが付いた長期放置車の処理方法はどのようにされるのか、見解があればお答え願いたいと思います。

4番目に、軽4輪車の2年以上の自動車税の滞納台数をお尋ねして、このこうは終わります。

2点目ですが、小中学校におけるいじめ等にかかわる問題についてであります。子供は国の宝といいますが、近年、この宝物が減りつつあるということでございます。これは国にとっても大変大きな問題であります。まず、われわれ大人が、この大事な宝物を大切に育てる義務があり、責任でもあると思います。ところが、その子供たちの非行、犯罪の低年齢化が叫ばれて久しいですが、平成2年度では、大阪で起きた全刑法犯のうち3分の2が少年が占めており、少年犯罪件数でも遂に東京を上回り、全国一になっているという発表がありました。検挙補導した刑法犯少年は2万1,752人であり、これは東京都を既に300人も上回っております。もちろんワースト1であり、このうち中学生が過半数を占めるということです。特に女子が連続4年の増加で、初めて20%を占めるに至っております。

そここでお尋ねいたしますが、本市でも私が聞き及んでいますのはやはり中学生の女の子で、

これは数人で数回にわたって1人の子を殴ったり蹴ったりして暴行を加え、拳句の果ては金品を強要したということです。殴られて痛い間は親にも黙っていたんですが、金品を強要されるに至ってたまらず親に話をし、初めて親が知ったという事実があります。

幸い、親が警察には届けることもなかったので明るみには出ておりませんが、このようなことがほかにあるのではないかと。学校側から教育委員会に報告があると思いますが、小中学校における全件数はどのぐらいありますか。そのときの学校側の対応の仕方はどのようにするのですか。報告があれば、教育委員会と学校指導部の間では、学校側と父兄への対応はどのようにするのか、教えてください。

次に、原因はいろいろあるでしょうが、小中学校でいわゆる登校拒否の生徒、病欠以外で50日以上欠席した者の数は、平成元年度では、全国では小学校で約7,100名、中学校で4万人と聞いておりますが、本市では何名ぐらいですか。あれば、学校側から生徒への対応はどのようにしているのでしょうか。

以上、6点ほどお尋ねいたしましたので、お答えください。

3点目は、市民相談室の現状についてでございます。15万市民が毎日楽しく充実した生活をしていくという願いの中、すべての市民が何の悩みもなく、健康的で暮らせるのが理想であります。人にはそれぞれちょっと聞いてもらいたい、ちょっと打ち明けたい、ちょっと相談したいという、それぞれの人が違った考え方、悩みを持っているものであります。それは、人には感情があり、知恵があり、また、理性があるからだと思います。

本市でも曜日を決めていろいろ違った悩み、問題の解決に役立てれば、との思いで相談窓口を設けられ、相談室も今年4月から職員1名が増員となり、それなりの充実を図られたのは大変結構なことだと思います。しかし、それだけ力を入れたにもかかわらず、一番問題点が多く、また、複雑で専門知識がなければ相談にも乗れないという法律相談について、弁護士がその法律相談に乗っているのですが、相変らずの内容と言いますか、これは相談時間が20分ということとあります。そこで、この相談時間20分という現在のシステムをせめて倍の40分にできないものかどうか。

と申しますのは、ここに相談に来られる市民の方は、当事者間で話し合ってもどうにも解決できない問題を持って来られております。最終的には、訴訟もやむを得ないと心に決めてくるケースが多いと思われま。ここへ来て初めて弁護士と会い、問題の経緯その他問題点を説明し終わるころには、もう大方自分の持ち時間がなくなってしまい、弁護士側の説明や指示を聞く時間がほとんどないまま扉を叩かれ、20分で終わってしまうということです。その日は何も要領をつかめないまま終わってしまう。せっかく仕事を休んで来ているのに何も要領をつかめ

なかったということになりかねないわけです。この辺のところでは、せめて倍の40分であれば1回で終わるのではないかと考えますので、十二分に考慮していただけないものかどうか。

ちなみに、もう一度面接に来てその先生に20分間話を聞こうとすると5週間先になるということです。5週間もたてば、こういった問題はタイミングが全くずれてしまうということです。そういう点が多くありますので、今申し上げましたように、倍の40分であれば1日で終わるのではないか。その辺を何とかできないものか、お尋ねをいたします。

以上で終わりますが、自席で再質問をいたしたいと思います。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 1番目の放置、放棄自動車の対策について、道路課谷よりお答え申し上げます。

まず、1点目の条例の件でございますが、現在のところ、こうした放置、放棄車の処理につきましては、警察と協議して対処しているところでございます。現在のところ、条例につきましては考えてございませんが、近年、こうした放置、放棄車が増える中、他市においては要領、要綱等をつくって対応しておりますので、和泉市におきましても現在、警察と協議をしながら要領をつくっているところでございます。

2点目の台数の件でございますが、平成2年度が8台、3年度は、9月30日現在で18台でございます。

次に、それらの発見、処分問題でございますが、まず、ナンバープレートがない放棄車につきましては、先生の御指摘にもございましたように、元年ごろから鉄のスクラップ価格が下がったため、廃車する場合手数料が必要になっております。そのため路上放棄車が増えております。これらの処理につきましては、市民の通報やパトロール等で発見した場合警察に報告し、警察と一緒に車の調査を行い、同時に撤去勧告書を張っております。期間については2週間でございます。それでもまだ撤去しない場合、さらに1週間の再勧告書を張り、期限の切れたものから業者に撤去を委託しているのが実態でございます。

次に、ナンバープレートの付いている放置車につきましては、警察で対処していただいております。所有者が不明の場合、しかも、車としての機能が失われている場合、警察と道路管理者の法的な見解が若干異なっておりますが、現在、警察と協議を行っているところでございます。できるだけ早く結論を出して対処してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。

○ 納税課長（高橋 健君） 軽自動車税の2年以上の滞納台数につきまして、納税課高橋より

お答えいたします。

延べ台数でございますが、1,951台でございます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次に、教育委員会関係。

○ 指導課長（西川義憲君） 2番目の学校教育関係につきまして、指導課西川よりお答え申し上げます。御説明申し上げます中で学校名あるいは生徒名につきましては、アルファベットでお話させていただきたいと思っておりますので、よろしく御了承方をお願い申し上げます。

先生のお話がありました事件でございますが、市内のある中学校で4月17日から5月初めにかけまして、入学間もないころ、校内のトイレで2回、放課後校外で2回にわたりましてある1年生T子さんが、その子とは違う他の小学校から入学してきた4名の女生徒に暴行を受けたという出来事であります。被害の状態は、体の各所に打撲、擦り傷等ができました。治療に要した日数は約2週間で完全に元に戻ったと聞いております。

こうした事柄が起こった背景といたしまして、学校側がつかんでおりますのは、幾つかの小学校から1つの中学校に入学して参ります4月から5月にかけては、どうしてもそれぞれの小学校での意識が残っておりまして、そうした意識の上での無意識の勢力争いの意識が働いていたのではなかろうか、そのように考えられます。

この事件で学校のとった措置でございますが、5月15日から16日にかけて、被害生徒T子さんの様子がおかしいと感じた担任が、何か困っていることはないか、と尋ねたわけですが、本人は話すのが非常に怖かったのか、話そうとはしなかった。しかし、随分様子がおかしいので、翌日いろいろ聞いてみますと、徐々に事件の内容についてT子さんが話してくれましたが、核心に触れるようなことは話してくれませんでしたので、担任が家庭に電話を入れてT子さんの様子をお母さんに聞かせていただいた。そうした中で、お母さんの方から、T子さんに聞いた話も含めた様子が初めて学校側に伝わったという実情を学校現場から報告を受けております。

教育委員会の方は連絡を受けまして、直ちに学校の方へ出向いて行ったわけですが、学校側は、5月17日に緊急学年会議を開いて事件の概要の報告をするとともに、今後の加害生徒、被害生徒への指導について話し合いを持ちました。そして、その日は被害生徒のT子さんを守るため、担任が付き添って家まで送り届けました。

5月18日から19日の土曜日から日曜日にかけて各担任が加害生徒宅を訪問し、事実確認をいろいろ聞かせていただいております。5月20日月曜日には午後7時、双方の保護者に来校を願いまして、生徒指導主事より保護者に対しまして、事件の概要と学校の処置及び指導について報告をいたしました。中身はいろいろありますが、時間の関係で省略させていただきますが、全体での指導、説諭の後、保護者、担任、本人で今後どうするか話し合い、午後10時過ぎ解散

をいたしました。翌5月21日の火曜日の第1限目、臨時の学年集会を開き、学年主任、生徒指導主事、担任等から集団生活、仲間意識の向上につきまして、このことも踏まえた上での1年生全体に対する一斉指導を行いました。

その後のT子さんの様子ですが、欠席もなく元気に登校してくれまして、普通の友だちとしてこの子らとも付き合い、加害生徒もその後、問題行動は起こしておりません。子供たちの間では意識の上でも理解をしてくれた、このように考えております。

市教委の方は5月17日、学校へ参りまして、まず、被害生徒の安全を図るように指示いたしました。さらに、緊急に該当生徒の家庭訪問を実施し、事実確認とその背景を把握するよう、また、加害生徒、被害生徒の理解を深める中、保護者、生徒に来校を願い、事の重大さと今後の指導のあり方について懇談するよう指示いたしました。また、今後のことについて、仕返し等の心情が生徒間に残らないようにも指導いたしました。小学校の方ともさらに連携を深め、問題を持った児童生徒について、教員の生徒指導の理解を一層図るよう、また、教師と生徒、教師と保護者との信頼関係を強化するよう指示をいたしました。

続きまして、御質問のございました本市におけるいじめの実情でございますが、府下的にこうした問題行動が増加の傾向にあります。本市の状況は、府下平均よりもかなり下回っているものの、実情はございます。大阪府下では、平成2年度中に224件の中学校において件数が報告されております。本市におきましては、平成2年度中4件の報告を受けております。また、平成3年8月末までには、2件の報告を受けております。いずれのケースにつきましても、先ほど説明を申し上げました中学校の例のように、子供たち同士あるいは保護者も含めた指導がなされ、理解が得られているものと解釈いたしております。

また、本市の登校拒否の実情でございますが、平成元年度、2年度とも年間50日以上欠席した児童生徒数は、約100名でございます。登校拒否率は、約3%ということになります。府下平均は平成元年度では9,800名、登校拒否率は約4%という実情でございます。実態といたしましては、小学校がそのうち3~5%、中学校が97~95%を占めております。その内容は、遊び型非行が約4割、無気力型が約3割、神経症的なものが約3割で、他にもほかの原因によるものが多少含まれております。平成3年度8月末現在の本市における50日以上の実数は、40余名という実情でございます。昨年度の同時期と比べますと、約半数ぐらいに減少しております。

市教委としては、特に生徒理解を図ること、子供たちが問題行動を起こしてからではなく、起こす前あるいは苦しんでいる状況の中から子供たちの行動や顔色あるいは言動の中から鋭敏に子供たちの姿、心をしっかりととらえ、その中から問題が起こる前に子供たちを指導していく。また、生徒理解の研修会を実施するとともに、登校拒否児童生徒の予防あるいは指導につ

きましては、昨年度、和泉市の小中学校生活指導協議会を初めといたしまして、全体的には約8つの研修会を持ちまして、宿泊研も含めましてその充実に取り組んでいるところでございます。

私の方からの御説明は以上でございますので、よろしく願いをいたします。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 市長公室次長（池辺一三君） 市民相談室で実施をしております法律相談の時間延長につきまして、広報広聴課池辺よりお答え申し上げます。

法律相談の実施につきましては、大阪弁護士会と年間委託契約を締結、毎週木曜日午後1時から4時まで派遣される弁護士により相談を行っている次第であります。

なお、平成2年度の相談件数は、年間393件ございました。

また、相談時間の問題につきましては、できるだけ多くの市民の方々に利用していただくため、1人20分を目安としておりますが、相談内容によっては簡単に5～10分で済む場合がある半面、30分、40分と時間を要する場合もございます。相談室といたしましては、できるだけ当日の相談がスムーズに運べるよう予約制度を採っております。予約を受けた時点で相談者にあらかじめ相談内容を要約をしていただくべく、必要関係資料等の持参等をお願いし、時間の短縮に努めておりますが、時間の調整に苦慮しているところでございます。しかし、一応の目安といたしまして20分というのは弁護士にお知らせいたしておりますが、決して中途半端で終わるわけではございません。一たん相談室に入れば、弁護士にお任せいたしておりますのでございます。御満足いただけなかった点があったことと存じますが、このような実態でございますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 2番（須藤洋之進君） 第1点目の放置車と放棄車の問題につきましては、まだ条例までは考えていない。今後、ある程度拘束力を持って行政が解決できないものについては警察と協力してやっていく、こういうふうに理解してよろしいですか。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 一口で言えば、今後、警察と十分協力しながら対応してまいりたいということでございます。
- 2番（須藤洋之進君） 2年度で8台、3年度では9月現在で既に18台ということですが、数の上ではまだしれてますが、年度では、まだ半分あります。既に堺市では何百台という大きな数になっております。この傾向は、恐らく減ることはないと思います。したがって、どういうふうに見るかとお尋ねしましたが、道路パトロールなどということでしたね。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 現在、道路管理上で専属のパトロールで回っております際に発見するものもあり、また、市民からの通報あるいは道路課職員が現場を回っておりますので、

そうしたときに発見するということでございます。

○ 2番(須藤洋之進君) 道路課と市民ということになりますが、行政は一体である、という言葉が皆さん方がよく使われます。これは道路課だけの問題ではないと思います。日中、走っている公用車は60台ぐらいあるんですかね。

○ 総務部次長(池辺 功君) 150台ぐらいあります。

○ 2番(須藤洋之進君) 150台の車が走っているとすれば、全部に職員が乗っておられますので、こういった社会問題は十分に認識しておると思います。ひとつ道路課だけでなく、今のボーダーレスの時代にふさわしく縦割り行政の枠を取り払い、放置車あるいは放棄車と思われるものがあれば、即刻、窓口である道路課に通報する。市民からの通報も含めて積極的に協力してやっていただきたい。その辺についても、行政が一体となって取り組んでいただきたいと思います。

次に、市民税課で軽4輪の滞納台数が1,951台とお聞きしたんですが、2年以上というのは、既に検査を受けなければいけない車の台数になるんですか。

○ 納税課長(高橋 健君) 検査ということとはかかわりなく、いわゆる軽自動車税の滞納延べ台数でございます。

○ 2番(須藤洋之進君) 軽自動車というのは、2年たてば検査を受けなければならない。2年、2年で検査のとき納税証明書が発行されますので、2年以上たまっている車は検査を受けてない解釈できますわね。そうすると、この1,951台の中には、納税証明書が発行されずに検査を受けてない車があるということですか。

納税課長(高橋 健君) そういうことでございます。

○ 2番(須藤洋之進君) 税金を払わないで検査も受けない車が市内に1,951台あるということですか。

○ 納税課長(高橋 健君) 先ほど申し上げておりますように延べ台数でございます。税金は1年ずつ課税されますので、1年に1台といふカウントしております。2年間滞納すれば2台ということになりますので、この数字が即その台数になるとは限りません。いわゆる滞納件数でございます。

○ 2番(須藤洋之進君) 私が聞いているのは、2年間空白になっている台数ですよ。滞納金額は決算書を見れば出てますのでよろしいです。僕の言わんとするところは、軽自動車は2年、2年で検査を受けますわね。そのとき納税証明書が要りますね。過去2年間以上、税金を納めてなかったら納税証明書は出さないでしょう。

○ 市民税課長(大杉真造君) 課税の問題ですので、市民税課の方からお答えさせていただき

ます。

軽4輪の場合、課税と検査とはイコールで結べないという状態でございますので、御理解いただきたいと思います。

- 2番(須藤洋之進君) 収入未済額というのが決算書に出てますが、その中の不納欠損額と言うのが2年度決算で100万円、元年度で90万円前後ですが、毎年、軽4輪の税金を落としていってますね。それは何年たてば落とすんですか。
- 市民税課長(大杉真造君) 5年でございます。
- 2番(須藤洋之進君) 5年間滞納した額が2年度で101万8,400円ということですか。そのうち四輪車は何台ぐらいありますか。
- 納税課長(高橋 健君) 不納欠損の四輪車は154台でございます。
- 2番(須藤洋之進君) 154台というのは、既に5年がたっているわけですね。
- 納税課長(高橋 健君) さようでございます。まだ税金として残っている分がいただけなかったということで不納欠損額としているわけです。
- 2番(須藤洋之進君) 例えば僕が8年ためたとすれば、過去の5年はまだあって、あとの3年を切ってくれるということですか。
- 納税課長(高橋 健君) いいえ、違います。3年を一度に切るのではなく、1年ずつ切ります。
- 2番(須藤洋之進君) わかりました。僕が廃車してプレートがなくなるまで5年間はずっと持っているわけですね。
- 納税課長(高橋 健君) そうでございます。
- 2番(須藤洋之進君) それでは、この150台のうちプレートが付いた車というのは何台か、これは今すぐにはわかりませんか。
- 納税課長(高橋 健君) 申しわけございません。
- 2番(須藤洋之進君) 十分御承知かと思いますが、南港の方に軽自動車協会というのがあります、廃車すればこちらにも連絡がくると思います。そこで、150台を不納欠損で落とすとしても、この中で何台かはプレートの付いた車でも落としてしまったという可能性はありますね。
- 納税課長(高橋 健君) はい。
- 2番(須藤洋之進君) 市民税課では、プレートがあるなしにかかわらず5年たったんやから切ってしまうとかありますね。その切ったのが今年で150台、金額は90万円とか似たような数字ですが、必ずしもそれが和泉市内にあるとは限りませんわ。廃車している車もあると思

ます。せやけど、10%や20%はプレートが付いた車もありますわな。

- 納税課長（高橋 健君） 約2、3割あると思います。
- 2番（須藤洋之進君） 調べてみないとわかりませんが、あることは確実ですわ。プレートがついたやつは放棄じゃなく放置車に回っていると思います。あんだ、検査を受けんと放ったるけどどうするんや、というようなことも警察がやるんですか。
- 建設部次長（谷 俊雄君） ナンバープレートが付いている放置車の扱いにつきましては、すべて警察の方で対処することになっております。しかし、私どもも警察と協力し合っている面も多々あります。例えば乗用車でも軽四以外であれば、警察でないとなれば所有しているかわかりません。それを調べるわけにはいきません。犯罪関係とかがありますので、そういう事情でないと市町村といえども教えていただけません。ただ、軽四の場合は、和泉市に住んでおり、和泉市に登録していれば、警察の方で税の方に紹介等をしていただいております。警察と協力して私どもも調べたり、市内の人の場合は、職員の方から撤去の指示をいたしております。ちょっと数字はつかんでおりませんが、その中で所有者にかなり撤去していただいている数字もございます。
- 2番（須藤洋之進君） この問題につきましては、また、原課で聞きますので、これで終わっておきます。

次に、いじめ等の問題については、大阪府下の平均よりもぐんと少ないということですが、さらに指導を徹底していただきたいと思います。長欠についても、ゼロが最終目標ではないかと思っておりますので、それに向かって頑張って努力していただきたいと思います。

また、本年3月、市内の中学校の男子3年生が受験戦争に巻き込まれ、非常に悲しい15の春を送ったということがあります。今、夏休みも終わり、追い込みの最中だと思っております。二度とこのようなことがなきようお願いをいたしまして、この項は終わります。

最後に、あと20分時間をちょうだい、ということですが、40分は取れない。どないしても20分でやってもらわんといかんということ。僕にとっては、何か冷たいような悲しいような答弁でしたが、やはり時間を倍にしてくれとなりますと、弁護士も2人に、部屋も2つに、相談の日も倍にすれば何とかできないことはないと思います。なるほど5分が10分で終わる人もありましようけれども、どうしても20分で終わらないのが現状だと思っております。

先ほどの質問でも申し上げましたが、弁護士に相談しようとなりますと、どうしても相手と話し合いが付かない、どうしようもないという弱者なんです。どこに頼っていいかわからないので来ているんです。受け付けで予約して部屋へ入り、20分たって扉をトントンと叩かれ「もう時間ですよ」と言われる。多少の時間はどうのこうのと言われましたが、午後2時に予約し

て2時20分に次の人を呼んでますよ。

今、言うたように訴訟の問題などについて、これはこうなんですよ、とやっているうちに15分ぐらいすぐ済んでしまう。先生は職業やからね。自分の職業というのは相手を軽く見るんです。そんなものは大した問題やない、日常茶飯事や。私は毎日、離婚や財産問題を扱っている、ということですが、その人本人にとっては大変な問題なんです。その辺をよくわかってもらうためには、やはり40分ぐらいもらわんとできないんです。

20分たって、そんなら先生、また次をお願いします、と言うたら、5週間待ちなさい、ということですよ。5週間後やないとその先生は来まへんね。同じ先生に続きを話したいと思うと5週間待たないかんが、5週間も待ったらタイミングも何もなくなってしまうんです。そういうことですので、もうせめて20分、40分あれば、相当話が進むと思います。最長40分まで延長してもええ、ということで部屋へ入れさせてくれればいいですが、ひとつ考えてください。お願いしておきます。

以上です。



○議長（穴瀬克己君） 須藤議員の質問が終わりました。

続いて、22番・猪尾伸子君。

（22番・猪尾伸子君登壇）

○ 22番（猪尾伸子君） 22番・猪尾伸子です。発言通告に従いまして、発言いたします。

和泉市の福祉行政、特に障害者福祉についてお伺いをいたします。障害者、それも重度の障害を持っている人は、健常者が何気なくやっている動作の1つ1つが、大変な努力と負担なしにはできないものです。障害者本人はもちろんのこと、その家族の方にとっても、多くの負担と努力なしには1日も過ごせない、日常生きていることそのものが闘いであるわけです。その上に日常の切実な要求さえ行動を起こしていかなければなかなか実現できないという、二重の負担を強いられているのが現状であると思います。

皆さん、よく御存じのことだと思いますが、イギリスの宇宙物理学者ホーキング博士、彼は大変重症の筋萎縮症で全面介護が必要です。ところが、わずかに動く指先の動きを合成音にして、彼の意思やわれわれにはとうてい理解できない高度な理論を表しています。技術的には、ああいう装置もできています。もちろん、彼の地球的財産とも言うべき頭脳の価値を認めるからこそ、イギリス政府もできる限りの援助をし、十分なスタッフも配置されてるであろうと思います。けれども、人の命という点で考えれば、人の命の重みはホーキング博士であれ、和泉の名も知れぬ1人の障害者やお年寄りであれ、違いはないのではないのでしょうか。そ

の家族にとっては、かけがえのない命であるはずで

す。福祉を語るとき、人の命の重みや人権をどうとらえるかということ抜きには語れないと思います。効率化の観点のみで見るとすれば、福祉は、回収不能の投資であると言えるでしょう。しかし、町づくりや社会教育の中にも福祉の観点を持ち、行政が福祉のリーダーとなることが市民への啓蒙となり、真に血の通った福祉行政を行えるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いをいたします。1981年より実施されてまいりました国際障害者年の最終年を迎えておりますが、国際障害者年の目的とする障害を持つすべての人の社会への完全参加と平等、これを実現するため市としてどういう計画を持ち、どのような基本方針で臨まれたのか。また、どういう体制で、どのような事業を実行してこられたのか。そして、現在の時点で残っている事業があれば、どういうものがあるのかをお聞かせ願います。そして、この10年になろうとする経験の中から、今後の市の福祉行政に生かす教訓があればお伺いをしたいと思います。

第2点目は、総合福祉計画が平成4年度に向けて策定されることになっておりますが、どういう内容のものを目指しておられるのか。計画策定のプロセスと、現在、どこまで進んでいるのか、完成までの見通しをお聞きいたします。

そして3番目ですが、ボランティア推進事業についてお伺いをしたいと思います。現在、ボランティアの申し出は何件あるいは何人からの申し出があるのか。その種類、内容はどのようなものをお聞かせ願いたいと思います。現在、市は、具体的にボランティアの方の善意をどの方面で生かそうとしておられるのでしょうか、合わせてお伺いをいたします。

後は、自席からの再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

- 議長（穴瀬克己君） 福祉問題について理事者答弁。
- 福祉課長（金谷宗守君） 福祉課金谷よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の国際障害者年関係でございます。国際障害者年につきましては、1981年（昭和56年）、国連総会でこの年を国際障害者年と定めるとともに、1983年（昭和58年）から来年1992年までの10年間を国連障害者年の10年と決めました。これに伴いまして、わが国を初め多くの国々で国際障害者年の取り組みが行われてきたところでございます。

これに対しまして本市では、国際障害者年の前年の1980年、昭和55年12月、市長を本部長といたしまして部長職以上の職員で構成する推進本部を設置いたしまして、昭和56年（1981年）の国際障害者年には、本市として完全参加と平等をテーマといたしまして、障害者が地域社会の連帯に支えられ、社会の一員として自立し、生きがいのある社会生活を送れるよう障害者福祉の充実を図るとともに、障害者年の記念事業を実施することを基本的な立場といたしまして、

①障害者への理解と協力を得るための啓発活動の実施②国際障害者年の記念行事の実施③障害者の自立と社会参加を推進するための施策の充実――を基本目標といたしまして取り組みました。

なお、この推進本部は、翌年3月末の年度末をもって解散をいたしました。

これに続く1983年（昭和58年）以後の10年間の国連障害者年の実績でございますが、先ほど申し上げました3つの目標を効果的に達成するため、昭和59年度と60年度の2カ年にわたりまして障害者福祉都市の指定を受けました。その事業といたしまして、啓発活動、公共施設の設備の改善、障害者の社会参加の支援などに取り組みましたほか、その後も引き続き現在に至るまで、障害者の集いの開催、啓発活動の実施、障害者の社会参加の促進等に取り組んでいるところでございます。障害者福祉の推進に一定の成果があったものと評価をしているところでございます。

そこで、その教訓でございますが、これらを踏まえまして障害者とともに考えられるべき高齢化の問題でございます。高齢化社会が進行する中、お年寄り、障害者双方に優しい町づくり、例えばJR3駅の改善等がございますが、これらを含めまして障害者やお年寄りに優しい町づくりを行うこと。また、障害者雇用の拡大を目指した啓発活動の一層の強化、これらが必要であると考えております。

2点目の総合福祉計画の内容等でございますが、計画の内容といたしましては、特に老人と障害者問題を中心といたします福祉に関する事項であると考えております。

この策定の経過ということでございますが、福祉計画の策定プロセスといたしましては、まず、市民アンケートの実施と市が所有する各種資料をコンサルタントに提供、コンサルタントで市民アンケートの結果と各種資料の分析をいたします。コンサルでは、これをもとに計画素案を作成、市に提出された後、その案を市当局で検討し所要の修正を加え、行政案として決定をいたします。その行政案をまだ名前は未定でございますが、審議会等に諮問をいたしまして御意見をいただき、そのいただいた御意見を踏まえまして必要とあればその行政案を修正し、最終計画の決定に持ち込みたいと考えております。

次に、その進捗状況でございますが、諸般の事情によりまして当初の予定よりかなりおくれでおります。現在、アンケートの文案を検討中でございます。

次に、3点目のボランティア活動推進事業関係でございます。ボランティア活動に参加していただいている方々、現在、行っている地域ボランティア活動推進事業にボランティアとして登録をしていただいている方々は、180名でございます。

その活動内容ということでございますが、まず、2年度事業を申し上げますと、しおり、

ポスター等によるボランティア活動についての広報啓発、それから、180名のボランティアとして登録をいただいている方々が相互に交流を持てるような交流会の開催などを行います。総括的に申し上げますと、ボランティアの育成、改革事業でございます。その他独居老人あるいは小学生、ボランティアの三者が一堂に会しまして触れ合いの集いの開催あるいは寝たきり老人の友愛訪問を行ったり、老人の訪問介助あるいは各種行事に協力を行うなど地域活動を行うとともに、施設についても、市内特別養護老人ホームでお手伝いをする施設活動等も行ってあります。

さらに、今年度7月から新たに毎月1回、80歳以上の1人暮らし老人に対しまして、安否の確認と話し相手になるということを目的といたしまして、電話での訪問活動を行っているところでございます。

以上のような状況でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 猪尾議員の質問の途中ではありますが、ここで、お昼のため午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時42分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（穴瀬克己君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

猪尾議員の再質問を願います。

- 22番（猪尾伸子君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、国際障害者年に関することですが、午前中の答弁の中で国際障害者年の取り組みについて推進本部を設置されたということだったんですが、その役割がどういうものであったのかをお伺いをしたいと思います。

- 福祉課長（金谷宗守君） 推進本部の役割でございますが、国際障害者年は1981年度1年度限りでございますが、その年に障害者問題についてどのように取り組んでいくかを検討する、かつその1年度間において、その施策を推進するため全市を挙げて取り組んでいく具体的な実行部隊でもございました。以後、1年を置きまして83年から92年までの10年間、国連障害者年にどう取り組んでいくかも含め検討する会議でございました。したがって、その1年度限りと、それ以後の施策について取り組んだということでございます。

- 22番（猪尾伸子君） ということは、後の10年についても推進本部で検討され、さまざまな計画などもつくられたと思いますが、具体的な行動計画のようなものはおつくりになったんでしょうか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 1年間の総括をいたしまして、こうあるべきだということまできっちりと文章化した計画はつくっておりません。

○ 22番（猪尾伸子君） 国際障害者年というのはまだ終わっていないわけです。1年分の総括をされたということですが、和泉市全体についての具体的な行動計画を持たず、そして、1年限りの検討が済んだということで解散をされたわけですが、大変無責任な感じがするわけです。福祉行政というものについて、今の和泉市の姿勢を十分に表しているのではないかと思います。これについては、午前中の答弁の中で福祉の基本目標についてお伺いをいたしましたけれども、障害者年の推進に一定の成果があったと評価をされておりますが、大変不十分なものだと思います。

もう一つお聞きをしたいんですが、1981年国際障害者年のスタートの第1回定例会でわが党の質問で、障害者の人たちの一番望んでいることを把握しているのか、とお聞きをしておりますが、それに対して、市長と障害者との懇談会あるいは事務局との懇談会等をしていきたい、というお答えをしております。これまで懇談会は何度ぐらいやられたんでしょうか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） それ以後3回やりました。最初、国際障害者年に1回、その翌年に1回、それ以後空きまして、昨年予定でしたが時期がずれまして、本年4月に3回目の会合を持っております。

○ 22番（猪尾伸子君） この間、3回ということですが、障害者の切実な願いというのは、日々新たにいろんなことが起こっていると思います。世の中の情勢が変われば、それにつれて、その人たちの要求や必要な内容も変わってくると思います。もっと定期的に頻繁にそういう生の声を聞いていただかないと、本当に障害を持った方々の切実な要求はわからないと思います。

次に、体制の問題についてお伺いをしたいんですが、この間、直接市民に対応する福祉担当の部署で体制の強化がなされてきたのかどうか。現在、老人を含め福祉担当の職員数は何人おられるのでしょうか。そして、この職員の配置について、わかれば近隣各市の現状はどうなっているかもお聞きをしたいと思います。

○ 福祉課長（金谷宗守君） この障害者年が昭和56年でございましたが、昭和60年の機構改革におきまして、それまで社会福祉係一本で担当しておりました障害者福祉について、障害者福祉係を新たに設置をいたしました。

現況でございますが、まず、障害者関係でございますが、直接担当する職員といたしましては、障害福祉係長1名と係員3名の合計4名でございます。

それと、阪南の状況でございますが、各市によって対象者数がばらばらでございますので、一応、障害福祉を含めた実務担当、実際には、係長を含めた担当者の1人が平均何人の障害者

を担当するかという、全障害者数を担当職員数で割った数字を出しております。堺市は特別に大きいので除きますが、阪南7市で比較をいたしますと、高石市が一番担当障害者数が少なく、職員1人に対し担当障害者数が418名でございます。それに対して本市が一番担当障害者数が多く、958名でございます。その結果の数字から見ますと、障害者数に比較して本市の職員数が一番少ないということになっております。

一方、老人の方ですが、現在、社会福祉係で担当しておりますが、この係ではそれ以外の業務も担当しておりまして、社会福祉係長1名と老人福祉担当者として専任1名、ごく一部を兼務している者が1名、延べで約2名となっております。障害者の場合と同様、職員1人当たりお年寄りを担当する数字を阪南7市で比較いたしますと、堺市を除くと、泉大津市が一番担当老人数が少なく、1,659名でございます。それに対して本市が担当老人数が最も多く、6,510名でございます。ここでも障害者と同様、本市が一番職員数が少ないわけでございます。と申し上げましても、障害者、老人福祉を進めるべく職員一同精一杯頑張っておりますので、その辺は御理解を賜りたいと思います。

- 22番（猪尾伸子君） 職員の数ですが、高石市の職員数と比べると半数ですね。障害者関係で高石並みにしようと思えば8人になります。老人の方では、泉大津市に比べ4分の1というひどいことになると思います。老人福祉の担当者は実質2名とおっしゃいましたが、この方も8人でも不思議ではないということです。こういうことで本当に職員が大変努力をしているとおっしゃいましたが、これでは職員さんが幾ら努力してもやれることには限界があると思うんです。高石や泉大津がやっている行政と和泉市の福祉行政の中身に差があっても当然だと思います。

和泉に住んでいるお年寄りや障害者が、高石や泉大津に住んでいるお年寄りや障害者に比べ行政の行き届き方が違うという不合理なことで、本当に国際障害者年で言っている完全参加と平等と言えるのでしょうか。これでは平等ではないですよ。これでは職員さんが日常業務に追われ、障害者やお年寄りに対する行き届いた福祉政策をやっているという熱意を持って仕事をしていけないと思います。この10年にわたる和泉市の福祉政策は、計画もなく推進本部は解散してしまい、障害者の声は、平均すれば3年に1回ぐらいしか聞いていない。職員さんは日常業務をこなすのに精一杯で、本当に中身が貧弱だと言わざるを得ません。

この質問をするに当たりまして私は、ちょっと知り合いの障害者を持つ人のところへ今の実態、親の気持ちなどを聞きに行ったんです。彼女は、私の古い友人ですが、何年前、吹田市から引っ越して来られました。彼女の息子は重度の障害を持っているんですが、彼女がしみじみと言うんです。「私はあほうやろう。大阪やったらどこへ行っても一緒やと思うてた。せや

から、住宅事情もあって和泉へ引っ越して来た。ところが、和泉市は何や、本当にひどい」と涙ながらに言うんです。

施設を紹介してほしいと福祉で紹介されたところへ夏の暑いさなか、車椅子に息子を乗せて行きました。施設の方は、非常に丁寧に面接をしてくれたんですが、「大変お気の毒ですが、この施設は車椅子が利用できるようなつくり方をしていないんです。残念ですが、おたくの息子さんを受け入れることはできません」と言われました。福祉の紹介で行った施設がそういう状況だったので、何という仕事をしているんや、と彼女は非常に怒るんです。

だから、今のような状態で本当に職員さんも気持ちを込めてより障害者の実態を正確に把握して実のあるような、市民の気持ちを受けた行政の仕事に携わることができないと思うんです。これから20万都市を目指すとおっしゃっておられますが、それなら、せめて人口に見合った職員を配置していただきたいと思います。そういう体制もなく、地域福祉とか福祉充実と言っても、本当に障害者の切実な気持ちを聞いてその願いをかなえてあげるという、血の通った行政にならない。完全参加と平等という実のある福祉行政にならないのは当然だと思います。このことを強く申し上げておきたいと思います。

次に、総合福祉計画の問題なんですけど、これにつきましては、具体的な行動計画も立てられなかった10年の国際障害者年よりは一歩進んでいるように見えますが、この計画策定に向けて市民意識ニーズアンケートを実施するということですが、このアンケートの対象者は、障害者、高齢者、保護家庭など福祉の対象者になっているのか、それとも、全くランダムに抽出してなされるのか、この点はいかがでしょうか。

- 福祉課長（金谷宗守君） 対象者につきましては、全く老人、障害者その他対象者ということとは考慮せず無作為抽出で行いたいと思います。
- 22番（猪尾伸子君） そうしましたら、ランダムに抽出された回答者の中に、福祉の対象者に含まれる割合を見る予定があるのかどうか。それとまた、アンケートの内容に福祉対象者の方の声を反映するということは考えておられるのかどうか。
- 福祉課長（金谷宗守君） アンケートの内容の分析の段階でその福祉の対象者であるか否かの分類を行いまして、属性の方でそういうことは可能でございますので、別個に集計をして、対象者か非対象者かということの意見の相違を見たいと考えおります。
- 22番（猪尾伸子君） アンケートの内容にそういう対象者の意見なりを反映させることについてはいかがでしょうか。
- 福祉課長（金谷宗守君） アンケートの内容自体につきましては、先ほども申し上げましたように既に検討しております。事務局サイドで検討、決定をしたいと思います。

○ 22番(猪尾伸子君) アンケートをつくるに当たっても、障害者やとか、福祉の対象になっている方の御意見を全然聞かずに進めていくという、これでは先ほども申し上げましたように、障害者なり高齢者自身の生の声を聞かなければわからないという、日常生活上の不便や不自由さがあると思うんです。福祉政策が、昔のお上のお慈悲的な考えで行政サイドでできることを与えというようなことでは、真の意味での福祉の対象になる市民の願いにこたえることはできないのではないのでしょうか。

今の和泉市の福祉のあり方を見ますと、国際障害者年だから推進本部をつくりました、国のゴールドプランが示されれば市が独自で福祉計画をつくりますということです。国際障害者年で計画がなかったことに比べれば、その福祉計画を持つということは一歩前進ではありますが、アンケートは外部に委託して該当者の声を聞いている余裕はない、このようなことでは、本当に上からの方針をこなすために一応の格好をつけて置くだけということでは困ると思うんです。

同時にもう一つ申し上げたいのは、アンケートの依頼先である大阪府地域福祉推進財団というのは、一部新聞の報道ですが、そこでつくっているリーフレットによりますと、民間保険や金融商品のPRをしているんです。そして、シルバービジネスの普及に力を入れているとなっています。このリーフレットには公的制度には全く触れず、公的年金の不足分を捕う手段としての個人年金とか、けがや病気の場合の生命保険や損害保険商品を紹介し、という民間商品をPRしているんです。御相談は各銀行、信託銀行、生命保険、損害保険の窓口へ、というように案内をしております。

これを製作したのは、銀行、生命保険、損害保険など11社で構成する福祉推進財団の専門部会です。活力ある長寿社会を実現するため、公民の融合的連携を推進する、というのが財団の設立趣旨ですが、福祉充実という観点はほとんどないと言ってもいいと思うんです。こういう団体にアンケートを依頼されているということも、和泉市の福祉が市民不在の民間依存型を目指しているのではないかという懸念を感じるわけです。福祉を儲けの道具にすることを許さず、市が責任を持って行うことを仕事として、もっと総合的に障害者やお年寄りの声を生かして計画的に進めるため、職員も十分配置を十分にしておこなっていただくことを強く要望いたします。

3番目に、ボランティアの問題に移ります。午前中の御答弁の中で、市がこの問題について非常に重視をされていることはわかりましたけれども、本当にそうなのかどうかという点について疑問を感じます。そこで、お聞きをいたします。

校区ボランティア180名と言われましたが、これにはどう対応されているのか。市民からの申し出について、何ができるか、何をするのかわからないけれども、とにかくボランティアに

名乗りを上げておこうという人と、例えば手話通訳ができる、ガイドヘルパーをやりたい、とはっきりやりたいこと、できることを申し出ておられる方との対応について区別をされているのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

- 福祉課長（金谷宗守君） この制度は、実際には社会福祉協議会で行っていただいております。これまでの取り組みといたしましては、その対応でございますが、一応、すべての方々に同じ内容でしていただくという、主にどちらかと言いますと、ボランティアの育成、改革に重点を置いてやってきたところでございます。
- 22番（猪尾伸子君） これは実際にあった話なんです、ボランティア活動に参加をしたいということで申し出たところ、その方も具体的に何をしたいということで行かれたのではありませんが、何もしていただくことはありません、と断られたということで、非常に憤慨をしたという市民の声が聞こえてきております。今までこういうようにボランティアに参加したいと申し出て来られた場合、断られたということはあるんですか。
- 福祉課長（金谷宗守君） まことに申しわけないことだと思います。一応、ボランティアの窓口といたしましては、当然、福祉課も含めまして、ボランティア団体の代表的なものとしたしましては社会福祉協議会がございまして、そのために相互の窓口で連携がうまくいかないということもあろうかと思っております。今後、そういうことのないよう対処してまいりたいと思っております。
- 22番（猪尾伸子君） 口では、ボランティアの必要性とか重要性とかが高まってきている言っておられますが、実際の対応は、市民の熱意に水を差すようなことも起こってきているわけです。ボランティア活動に対する認識とか位置付けということと、実際にやられていることに大きなギャップがあると思います。ボランティア活動に参加をすることで社会参加を目指す人と、ボランティアの善意によって社会参加の機会を得ることができる人、その両者をうまく結び合わせる事が行政に求められていると思うんです。

どの分野のボランティアを養成すべきか、あるいはここではこういう活動をしているボランティアグループがいるとか、こういう要求についてはここへ要請すればこたえられるとか、そういうことをきちんと把握してこそ、求める人と求められる人をスムーズにつなぐことができると思うんです。そのためには、当然、それなりの職員などの体制が必要だと思います。このボランティアも先の2つの問題と同様、市が総合的にとらえて計画性を持ち、長期的な展望で取り組んでいかなければならないと思います。その点を強く申し述べまして、私の質問を終わります。

○

- 議長（穴瀬克己君） 猪尾議員の質問が終わりました。

次に、5番・並河道雄君。

(5番・並河道雄君登壇)

- 5番(並河道雄君) 5番・並河道雄です。通告順に従って、質問の要旨を申し述べたいと思います。また、理事者におかれましては、簡潔、明瞭なお答えを願いたいと思います。

1点目に救急医療体制について。昨年12月議会で救急患者の救命率の向上について質問をしまして、また、平成3年度の予算審査特別委員会においても、その取り組みについて説明を求めたところでありますが、その後、救急救命士法も制定されたところであり、応急処置の範囲や救急隊員の教育対策など現状はどのようになっているか、説明を願いたいと思います。

2点目には、幸青少年センターの移転について。長年、利用されてきたセンターをなぜ急に移転をしないでならないのか、移転先はどこなのか、明確にお答えをいただきたい。

3点目に、高齢化社会の対応について。全国的にも21世紀には、65歳以上の人口が15.6%にも達し、40歳以上の人口が全人口の半数に達し、いわゆる老人国になると言われております。本市においても例外ではなく高齢化が急速に進んでおり、対応策が迫られております。これまで本市は、同和行政等に多額の行政投資を行ってきましたが、これからの老人対策は、これに劣らない行政投資が必要になってまいります。弱者救済には、底が見えないほどの財源が必要でしようが、既に本市においても種々の施策が講じられております。

そこで、次の運用面の実績を数字的なものも含めて御答弁を願いたい。ホームヘルパー制度、老人福祉電話、在宅介護、シルバー人材センター、移動入浴車、緊急通報制度。

以上、再質問の権利を留保して趣旨説明に代えさせていただきます。

- 議長(穴瀬克己君) 理事者答弁。
- 消防署長(高宮武男君) 1点目の救急医療体制につきまして、消防本部高宮よりお答え申し上げます。

御質問をいただきました救急患者の救命率向上対策につきましては、御案内のとおり、救急救命士法が本年4月に成立、公布されました。関連いたします厚生省令並びに消防庁長官が定める救急隊員の行う応急処置の範囲など、一連の関係法令も8月に一応の整備がなされました。

主な内容といたしましては、まず第1点目は、現行135時間の救急隊員教育を含め250時間の救急隊員教育を終了した者は、血圧計、聴診器などを使用して救急患者の観察、鉗子や経鼻エアウェイを使用して気道の確保をする等、現行行っております応急処置に加え、新たに9項目の応急処置ができることとされております。

2点目は、250時間の教育課程を終了した者で、かつ5年間または2,000時間の実務経験を有する者が、さらに835時間(約6カ月)の救急救命士課程を終了することにより、救急救

命士の国家試験を受けることができることとされております。

なお、救急救命士の資格者は、医師の指示によりまして救急現場または搬送途中において、①半自動式除細動器を使用して心室細動の除細動を行うこと②点滴などの輸液を行うこと③気管内挿管により気道確保を行うこと一などの応急処置ができることとされております。

また、これらの応急処置の範囲の拡大に対応いたしますための救急隊員の教育対策といたしましては、250時間教育につきましては、大阪府立消防学校において本年度後期から実施されることが決定をいたしましたので、本市からも5名の派遣を予定しております。

なお、来年度以降におきましても継続してこの課程が実施されますので、積極的に職員を派遣いたしまして、9項目の応急処置ができる救急隊員の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、救急救命士の課程につきましては、既に救急振興財団が設立されており、平成3年から6年にかけて、関東と関西に救急救命士研修所が設置されることが決定されております。また、大阪府におきましても、関西研修所が完成するまでの平成4年から6年の間に、救急救命士の教育課程を臨時に実施する計画がなされております。

なお、大阪市では、本年度から救急救命士の課程を独自に開設いたしましたので、本市から研修派遣を特にお願いをいたしまして、現在、大阪市消防学校へ1名を派遣いたしておるところでございます。

また、救急資器材につきましては、本年度中に3台の救急車に自動車電話を設置することといたしておりますほか、救急普及啓発等につきましても積極的に取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 社会教育部長（生田 稔君） 幸青少年センターの移転について、社会教育部生田からお答え申し上げます。

幸青少年センターは、旧山手中学校を改修いたしまして、同和地域の青少年の健全な育成の場として施設の活用を図ってまいりましたが、最近、コンクリートにクラックが入り老朽化が進み、今後の運営に支障が出てくること、将来、施設の立地条件からしましても、岸和田南海線の開通後においては道路による地域の分断が生じることから、施設の将来展望と施設の立地を検討してまいったわけでございます。また、幸青少年センター運営委員会の意見も聞く中、市といたしましては、地域内既存の公共施設を対象に移転をする方向で決定したものでございます。

なお、幸青少年センターの移転先ということでございますが、移転先につきましては、市の総合的な計画といたしまして、いわゆる受け皿を検討するというところで検討委員会の中でかねてから検討されてまいりましたが、それぞれの府、国の制度も精査しなければなりませんので、現段階では、まだ結論に至っておりません。ただいま検討中でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 福祉課長（金谷宗守君） 3点目の御質問につきまして、お答え申し上げます。

まず、ホームヘルパー制度でございますが、これまでは家族が介護を行う世帯に対して週2回以内、1回2時間を限度として派遣をいたしておりましたが、本年度から、派遣対象世帯を介護を必要とする家庭というように拡大をいたしました。それとともに派遣回数も週2日から週4回に倍増をいたしました。

これに伴いましてホームヘルパーの増員も不可欠でございますので、委託をしている介護ヘルパー関係を除きまして、身障者分と合計いたしますと、昨年の実人員が7名でございましたが、本年度は、予算上は正規職員と非常勤嘱託員を合わせまして合計9名を配置できるようにいたしまして、その上に登録ヘルパー制度というのを復活させ常時4名の登録ヘルパーが従事でき、合計職員、非常勤を合わせまして13名が従事できるように所要の予算措置を講じたところでございます。

なお、昨年度の老人家庭への派遣時間数は、延べ4,775時間でございます。

2点目の老人福祉電話でございますが、老人福祉電話は、前年の所得税が非課税の世帯である1人暮らしの老人に貸与いたしておまして、平成2年度の平均台数、これは月によって変わりますので年間の平均では36.4台、前年度と比べ1.8台増加をいたしております。

3点目の在宅介護でございますが、これにつきましてはいろいろ制度がございますが、そのうち主なものを申し上げますと、ショートステイ事業は、老人を介護している家庭が、何らかの理由によって一時的にそのお年寄りを介護できないという場合、老人ホームで一時的に保護するものでございまして、平成2年度実績では13件、延べ日数で489日の保護を行ったところでございます。また、そのほかの在宅介護制度といたしましては、寝たきり老人の介護講習会というのを開きまして、1回2時間、5日間にわたりまして開催をいたしました。

次に、シルバー人材センター関係でございますが、シルバー人材センターは、高齢者の労働能力の活用と就業機会の増大を目的として、そのセンターが一定の仕事を請け負い、これを会員に提供して労働をしていただくもので、60歳以上の高齢者を会員とする社団法人として運営

を行っているものでございます。平成2年度実績では、年間の平均会員が379人、請け負った仕事の契約件数が2,336件、金額で合計1億8,251万9,000円でございます。

なお、この運営費につきましては、国、府の補助を市が受けまして、これに市が上乗せをいたしまして2,680万円の補助を行っております。

5点目の寝たきり老人入浴サービス事業でございますが、この事業は、在宅老人に入浴サービス事業を家庭へ訪問して入浴していただくものでございます。昨年の実績は実利用者は20名、延べ回数で160回実施いたしました。

なお、サービス回数につきましては、今までは月1回だけということでしたが、今年度から月2回に倍増しております。

最後の緊急通報システムの状況でございますが、1人暮らし老人等に緊急事態が発生した場合、身に付けている無線発信機のボタンを押すだけで、電話回線を通じて24時間待機体制の受信センターに緊急事態の発生を通報するシステムでございます。この貸与状況は、平成2年度末現在で48台ございまして、元年度末に比べ10台増、さらに、現在は54台まで増加しております。

以上のおりでございます。

○ 5番（並河道雄君） 1点ずつお願いをしたいと思います。

最初に、消防の方の問題ですが、これはいろいろ私も今まで質問をいたしました。午前中の猪尾議員さんから命の大切さというお話がありましたが、私も資料を集めたんですが、先ほども言いましたように、250時間の教育に本市から5名派遣、消防学校へも1名派遣ということです。これは将来、救急救命士の資格条件を満たすため、また、人命救助の立場からされていると思います。救急振興財団のことを言われましたが、将来、救急救命士を全国約4,000隊あるそうですが、それに最低1名の配置をするという国の目標があります。特に首都圏ではいろんな研修所とか受け皿がたくさんできてきました。後は、地方自治体のやる気の問題だけということですが、まず、派遣したら現有人員に影響がないのかどうか。当然、手薄になると思いますが、それが1点。

次に、救急救命士制度で医療行為の拡大ということですが、そういう資格を見ましても医療行為を与えられるわけですが、将来、市としていつごろの時点で配置をする計画なのか。

以上の2点をまず、御答弁願いたいと思います。

○ 消防署長（高宮武男君） 高宮からお答え申し上げます。

先ほども御答弁を申し上げました中にごさいましたように、受け皿の問題と人員の問題になってくると思います。本市といたしましては、まず、9項目の応急処置が可能な救急隊員を早

急に人数を多く研修を受けさせたいということに重点を置いて考えております。

なお、これに並行して現在、大阪市消防学校の方にもお願いをして1名を救急救命士課程を学ぶため派遣しておりますが、来年度以降についても大阪府あるいは国が開設いたします研修所の方へ1名ないし2名を何とか派遣を続けまして、できる限り早い時期に万全の体制ができるよう考えていきたい、かように存じております。

- 5番（並河道雄君） できるだけ早い時期ということですが、国のそういう制度ができておりますので、それに乗かって早急にやっていただきたい。それから、救命率の向上のための取り組みについていろいろ説明がありましたので大体わかったのですが、こうしている間にも心筋梗塞とか交通事故等で倒れる人がおるわけです。救急隊の応急処置を待っているかもわかりません。したがって、1日も早く完全な応急処置の体制がとれるように一層の努力をしていただきたい。

それと、1人の人を救うためにかなりの予算が要るかもわかりません。12月議会でも言いましたが、仮に和泉市で1%救命率が向上したらものすごい成果だと思います。その点では、1人の人の生命を粗末にしないよう、おカネもかかるかもしれませんが万全の処置を講じていただきたい。この点も強く要望しておきます。

関連して市長をお願いしておきたいのは、今の消防からの説明では、救急患者の救命率向上を図るため救急救命士法ができ、救急隊員が応急処置を行う範囲も拡大されました。そのため救急救命士の資格を取るためには、6カ月間、研修所へ入らなければならないということですが、人間の命は何物にも代え難い尊いものでございます。これは今さら述べるまでもありません。先だって議員も勉強をしましたが、高齢化が進み近代病と言われる循環器系統の病気が増加してきております。さらに、若者も交通事故等が増えており、救急体制の充実が非常に大切なものになってきております。せっかくできた法律ですのでそれを活用いたしまして、1人でも多くの尊い命を救うため、救急隊員の早期研修派遣と救急体制の充実が非常に大事になってまいります。また、消防職員の増強も早急に考えてもらいたいと思いますので、市長の決意のほどをお聞かせいただいで、この件は終わります。

先ほど、福祉の職員も不足しているのではないかとということがありましたが、せっかく国の方で制度ができて、それに派遣できない状況が来るのではないかと心配しますので、人事でも結構ですが、財政の方になるか、市長になるかわかりませんが、関係のある決済権のある最高幹部からの御答弁をいただきたいと思っております。

- 消防長（角谷泰夫君） 現行の人員で研修派遣は大丈夫か、という御質問でございますが、われわれが勤務いたしますについては、特に最低の警備人員の確保というものを最優先させ、

その中から非番、休暇等の1週間ないし3週間程度の割当表を作成いたしまして日常の勤務体制を整えておるのが、本市だけでなく全消防の実態でございます。消防本部では救急だけでなく、ほかにもたくさんの研修に派遣をしております。そういうことから現行の体制で現状は維持していけると思いますが、しかし、今後さらに人口が増えてまいります。中央丘陵の問題等もございまして、人口増あるいは都市開発に伴う体制の整備については万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 5番(並河道雄君) 大丈夫と消防長はおっしゃいましたが、現場では人間が足らんという生の声も聞いております。それだけ消防署に人間がいなくなるんですからね。消防長が大丈夫とおっしゃるならいいんですが、現実には心配をしておりますので、あえて市長さんの方に職員の増強等の考えをお聞きしたかったんです。その辺は今後の問題としてきちんとしていただき、現有人員の問題を抱えておりますが、こういう制度におくれないよう、人命救助の立場から行政を運営していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、幸青少年センターの移転の問題ですが、コンクリートにクラックが入って老朽化が進んでいるとか、岸和田南海線の開通で道路によって地域が分断されるとか言われていますが、おかしいと思います。他の理由で移転するのだと思います。今回の一般質問で9人の議員が質問していますが、議員はそれぞれ体格も性格も違い、声の大きい人あるいは小さい人、政党が違い、思想信条、考え方も違いますが、はっきり言いまして、市の発展を願って議会と理事者との信頼関係で議会を開いているわけです。この移転問題は、コンクリートにクラックが入ったとか、道路で分断されるとかとは違うんでしょう。はっきり言って理由は何ですか。議員の質問は、わからんから聞いているのではない。小学校の生徒が先生に聞いているわけではないのです。わかっているも聞いてるんですからね。墓の移転と違うんですか。はっきり答弁してください。

- 社会教育部長(生田 稔君) ただいま厳しい御指摘がございました。墓地という話が出ております中、われわれといたしましては、青少年センターが移転する方向で決定をされたということございまして、そのセンターの移転先、また、移転の時期について検討に入ったときに墓地の話が後追いついて出てまいったということでございます。したがって、並河議員さんの御指摘に対しまして、墓地が緊急課題であったということもございまして、ただいま申し上げましたように検討に入った時期に墓地問題が出た、こういうことございまして、ひとつ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 5番(並河道雄君) それならば、私は、はっきり言って青少年センターを守る立場で発言しているんです。普通なら、自分とこの建物を取られるのですから、ちょっと待ってくれ、移

転先が決まってからにしてくれ、と言いますわな。ところが、移転先もまだ決まっていない中、どうぞ、どうぞ、ということです。そのような中で墓場に運動場を貸すのか譲るのか、同じ公共の物件やからええんかもわからんけど、その辺を指摘しているんです。はっきり言って墓が来るんでしょう。それだけ言うてください。

○ 社会教育部長(生田 稔君) 幸青少年センターのグラウンドの一部に墓地が来るということでございます。

○ 5番(並河道雄君) 墓のこともちょっと聞いておきたい。常識的に考えて運動場が墓になること自体、行政の方で頭のいい人が検討され、最善だということでしょうが、運動場が墓になること自体想像もつかない。それと、付近住民が、墓が来ることを全く知らされていないという苦情がまいました。私は当然、墓が来ることについては、住民の方に対しては、町会等を通じて話がいらっていると思っていたが、全く知らされていない。ほかから聞いて寝耳に水だということがありました。付近住民には全く知らせる必要がないのかどうか1点、お聞きをしたい。

その墓の所有者に対して、盆に入って急に葉書1枚来て、墓を移動したいのでちょっと出てきなさい、これも突然の話です。その点についてが2点目。

それと、私も調べましたが、参道になるということです。その参道の整備をするから、その参道に係る墓の人は全部青少年センターの運動場に移転をしなさい、そういう通知やったそうですが、その点についても間違いがないか。それと、最初の2点について明確な御答弁をお願いしたい。

○ 市民生活部次長(岸田秀仁君) 環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

まず、第1点目の住民へのPRにつきましては、われわれといたしましては、地域住民への周知につきましては、第1期事業当時におきまして、全事業に係る幸王子共同墓地の趣旨及び対象墓地の移転のお願い、また、参道に係る墓石図面につきましては、当該墓地内に看板等を立てて本事業のPRに努めてまいりました。また、今回の事業実施につきましては、移転対象墓石444基と第1期事業の約3倍の事業量を行うため、国庫補助金の内示もいただき、一定の事務手続も済み、早速権利者の移転対象墓石にお願いの文面を添付し、当墓地において受け付けを行ったところ約400基の所有者の方が判明し、現在、移転対象同意受領のため各所有者宅へ訪問をいたしております。

また、墓地だけでなく5浴場、すなわち王子温泉、中央温泉、旭温泉、丸笠温泉、伯太にあります菊水温泉にも墓地移転の内容の文面を浴場内に提示をし、できる限りの市民PRを行ってきたところでございます。市民の方々には御迷惑をおかけするところでございますが、われ

われもやはりこういう墓石の移転ということについては、再重視をして行っておりますので、今後、市民皆さん方の御理解を得るよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、周辺住民への協力のお願いということでございますが、私どもは、周辺住民の方についても協力の依頼をし、お願いに伺っております。幸青少年センターの運動場の一部を墓地用地として使用すること及び周辺住民への協力のお願いにつきましては、関係委員会及び議会の承認等、一定の手続を済ませまして、今回、認識いたしております前回の議会において一定の補正予算の手続を得た中で周辺住民の方々に協力のお願いを行ったところ、一部の方からの御意見をいただいております。今後とも、本事業の重要性及び必要性を十分御理解いただくよう、われわれといたしましては鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 5番(並河道雄君) 1点、端的に聞きたいんですが、住民に知らせる義務はないんですか、どうなんですか。住民の方がおっしゃるには90m以内云々とか言われるんですが、その辺については、私も時間的に調べるいとまがなかったんですが、極端な話、住民さんのそばに墓が新しく設置されるという、この場合、行政の横暴ということになりますが、勝手に墓をつくってもいいんですか。それと、付近住民にお願いに行ったということですが、本当は、住民が市へ苦情を言いに来たということですか。先にお願いくのが行政の立場ではないんですか。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 周辺住民に対する同意は、やはり共同墓地の許可申請を取るについては再優先される同意文書ですが、申請時、周辺隣接家屋の住民及び300m以内に居住する住民で構成されている地区の町会長または自治会の同意、その範囲内が御指摘の範囲内に該当するのではないかとということです。われわれといたしましては隣接ではなく、周囲300m以内に含まれる権利者ではないだろうかという判断をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。
- 5番(並河道雄君) その住んでおられる方は100m以内です。当然、今の条件でいけば同意がいます。場所も知っておられると思います。具体的には名前は伏せておきますがね。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 確かに100m以内ということは私たちも承知をしておるわけですが、隣接ではないという考え方をとっておりますので、よろしく願いいたします。
- 5番(並河道雄君) 解釈がおかしいのと違いますか。隣接とは違うということですが、300m以内であれば、申請時に町会とか自治会のそういう同意書が要るんでしょう。だから、100m以内であれば、当然要ると思います。隣接というのは、墓と一緒に住んでいるというこ

とですか。300m以内やったら隣接という判断になると違うんですか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） われわれが認識する範囲では、要するに今後、墓地になるであろう用地、それから、住民が居住されている宅地が引っ付いている部分については隣接地主だと解釈しております。その以外の300m以内の住民の方については、町会及び自治会長の同意を得てこの申請をしていきたい、このような考えております。

○ 5番（並河道雄君） 隣接というのは、墓と一緒にやということですね。引っ付いているというのはね。だから、90m以内ということ言うたんです。その人は、どうせ行政訴訟とかをいろいろ調べて来ていると思いますが、私は、時間的に調べることができなかったんですが、300m以内であれば、町会、自治会長の同意が要るということでしょう。その人が、例えばA町に住んでおれば、そのA町の町会長の同意がなければ墓地の建設ができないということでしょう。その点をはっきりしてください。そのために質問をしているんですからね。こそそそ一対一で話をするよりはきちんとしておきたいからね。そのための議会ですから、きちんと答弁をしてほしいんです。隣接というのは、墓と一緒に並んでいる家ということですか。ところが、この場合は墓と一緒に並んでないが100m以内の家なので、その場合はどうなるのかと聞いているわけです。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） われわれといたしましては、同じような答弁になるかもわかりませんが、町会または自治会長の同意を得てこの事業を進めてまいりたい、かように考えております。

○ 5番（並河道雄君） 自治会長の判が要るということやな。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） そのとおりでございます。

○ 5番（並河道雄君） それやったら、墓の建設の前に墓が新しくできるから動けとか所有者に言うのはおかしいのと違いますか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） ある程度の枠組、予算の確保とか、そういう手続をした中、一定の把握ができた中で住民の方々にお願いに行くのが筋だろうと思ひまして、たしかお願いに行ったのが8月だったと思います。時期が少しずれてたかもわかりませんが、できるだけ早い時期にお願いに行かなければならないということをお願いに行ったということでございます。

○ 5番（並河道雄君） 1点、町会長の判がなければ墓ができないということは確認事項として了解をしておきたいと思ひます。

もう1点は、444墓ということですが、墓の移転を希望されなかった方もおると思ひます。運動場に移転することに賛成してくれた人もおると思ひますが、墓を動くのはどうしてもいや、という人の場合は、その人の意見は尊重してもらえるのかどうか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 本事業につきましては、重要性で必要だと考えておりますので、やはり参道の整備については、移転をしていただけるようお願いに上がりたい、かように考えております。
- 5番（並河道雄君） それは理想論です。私があんたに立場なら、私もそうしたいです。しかし、この間も部長と話をしていたんですが、それぞれ宗旨があります。仏法では土に返るといふ、うちの法華経は宇宙体に溶け込むという宗教論があります。この墓は先祖から納骨したものだから土に溶け込んでいるので、どうしても動かさないという人が出てきたらどうするかということをお答えしてほしい。希望としては、動いてもらいます、と言うが、そういう人が出てきた場合、道路と同じように強制執行してもやるのかどうか。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） これはあくまでも乱立した墓石を移転するという事です。人の墓を踏んでまでお参りするわけにいかない。われわれはこの80センチの参道を付けさせてもらい、われわれの義務である仕事をやらせていただくために住民の方々にお願いし、移転をしていただくよう努力してまいりたいと思っております。
- 5番（並河道雄君） もう平行線になりますので、これ以上行政と言ひ合いをしていてもしょうがないと思います。今回の墓地の計画そのものが早急に過ぎたという点をまず、指摘しておきたい。青少年センターの運動場にしても、教育委員会は自分のところの建物を無理やりに墓地にしたということも気に入らないんですが、コンクリートにクラックが入ったので動かそうと思っていたところへ墓が来たという、本当かどうか知りませんが、そういう話にかなり無理があります。同和事業の残事業で補助の関係もあるので無理されたと思います。市民の声を余り聞いてない。

先ほどの100m以内の住民さんの問題にしても、そういう墓地を持っておられる1人、1人の考えをもう少し行政の立場で勉強、研究され、慎重にやってもらいたい。日本人独特の先祖を大事にするといういい伝統的な風習があるのですからね、賛成の方も方もおられますが、反対の方もかなりおります。市から言うてきたものに反対したら、ここへ墓を置いてもらわれへんのんと違うかな、というある面では弱者の立場です。行政から言われたらしょうがないという方もおられますので、その辺はもう少し考えてやっていただきたい。あと残っている方がどれだけおられるかも掌握されていると思いますので、よく意見を聞いていただきたい。先ほどの住民さんの隣接地の問題にしてももう1回よく話し合いをしていただきたいし、私も原課へ行って相談もし、勉強もしたいと思っておりますので、その点だけ指摘をしておきたいと思っております。よろしく願いをしておきます。

それから、福祉については、わが党も結党以来非常に力を入れてきた政策の1つです。先ほ

ど、猪尾議員も言っておりましたが、予算面で人員の問題あるいは老人福祉課等が設置されている市が増えてきました。福祉というのは非常に地味な仕事ですが、恒常的に予算を計上していかなければいけません。好不況に左右される問題ではないと思います。私どもも府下全市についてアンケートとかで調査をしましたが、先ほどの答弁について何点か御答弁を願って終わりたいと思います。

最初に、ホームヘルパーの件ですが、派遣回数の増加とか、それから、ホームヘルパーの増員は確認されておりまして、確かに一定の評価をするわけですが、府下全域にわたって調べたところでは、ほとんどの市が時間帯が長いのですが、その辺については把握されておりますか。本市の場合は2時間が限度ですが、私もこれが府下平均かなと思ったんですが、調べてみたら、9時から17時とかのケースが多いんです。短いところでも9時から11時半、13時半から16時半とか、ほとんどの市がそういう時間帯の派遣になっています。本市の場合は、人数や派遣回数はほぼ他市並みになってますが、時間帯だけが非常におくれておるんです。その辺についてデータ的に把握されているのかどうか。今後、どのようにされていくのか、御答弁を願いたいと思います。

それと、利用料ですが、一応、本市は有料ですね。他の市では、非課税世帯等については無料となっておりますが、その辺についても、確認を含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 時間でございますが、仰せのように最高で4時間というのがかなりございます。うちの場合は最高2時間でございますが、本年度におきましては時間を除きまして、派遣要員と派遣回数の増加について一定の改善を行ったところでございます。今後、時間の延長についても考えてまいらねばならないと考えております。

それと、利用料の問題でございますが、和泉市の場合は国基準と同じでございまして、先生がおっしゃいましたように、非課税世帯あるいは生活保護世帯は無料でございます。最高の利用料をいただきますのは、前年の所得税が年額4万2,001円以上の世帯でございます。1時間650円を徴収することになっておりまして、それまで段階的になってございます。これは全国ほぼ同水準であろうかと思えます。

○ 5番（並河道雄君） 非課税世帯は無料ですね。

○ 福祉課長（金谷宗守君） そうでございます。

○ 5番（並河道雄君） 派遣時間については、府下6割近くの市が9時から5時とか、4時間とかが多いんです。うちの場合は、他市と比べて若干おくれていますが、今後、派遣時間の是正を考えていただきたい。いろんな形で2時間で済んでいるのかもわかりませんが、2時間より4時間してあげた方がいろんな形で喜ばれると思います。人間関係が非常に喜ばれているケ

ースが多いですね。来てくれるというだけで、独居老人の場合は特にそうです。長くおって
れるだけで喜ばれる。そういう点も含めて、大変重労働になり、前回も言いましたように報酬
の面で改善をしないとなかなか人材が来ないと言いましたが、時間が長くなるとよけい重労働
になりますが、相手方は、来ていただくことそのものを非常に喜んでいるケースが多い。この
時間帯については、その点でも考えていただきたいと思います。

それから、福祉電話について調べたところでは、非常にばらつきがあります。うちが36台で
すが、富田林が82台、貝塚が3台とかね。市の大小にかかわらずばらつきが非常にあります。
その点では、うちの場合は比較的多くの方が利用されているみたいです。福祉というのはあく
までも申請制度のようになってますので、PRも含めて推進方をお願いしたいと思います。

それから、在宅介護の方で調べましたら、うちは給食サービスがないんですね。この辺につ
いてどうお考えでしょうか。これも府下全域では、8割近くの市がこの制度をやっております。
近隣では泉大津、高石、貝塚、泉佐野、それから、田尻、岬あたりの町も実施しておりますが、
今後、この辺についてもどうお考えでしょうか。これも非常に喜ばれているケースが多い。買
い物にも行けないという事情も含めましてね。そのあたりの取り組みについて決意をお聞きし
たいと思います。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 確かに給食サービスを実施している市が多うございます。わが市
といたしましては、この給食サービスとか入浴サービスなどを含めまして、現在は行っており
ませんが、デイサービス事業との関連で考えていかなければいけない問題であると考えられて
おります。

○ 5番（並河道雄君） デイサービスの中に含めてやるということですか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） デイサービス事業におきましては、給食サービスや入浴サービ
スが行われておりますので、これと合わせましてどうあるべきかを考えてみたいと思います。

○ 5番（並河道雄君） 今後、検討してください。

あとシルバー人材センターについても契約金額などはわかったんですが、その配分金額はど
うなっていますか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 昨年度の配分金額につきましては、合計1億7,297万9,000円で
ございます。前年度に比べ2.7%の増加でございます。

○ 5番（並河道雄君） シルバー人材センターにつきましては、これの設立のときにも言いま
したように、おカネ云々よりもあくまでも生きがい対策の1つです。お年寄りが一番いやがる
のは、年寄りと言われることですので、自分が何かの形で社会に貢献しているということで生
きがいを感じるわけです。全国的にも推進され、本市においても設置をされた経過がございま

すので、参考のためにお聞きをただけですので、契約金額、配分金額等はこれからの問題として考えていただきたいと思います。できるだけ多くの人を雇用できる制度にしていきたいと思います要望しておきます。

それから、緊急通報システムについては、幸い、本市では利用数他市に比べて多いので、これも設置した経過もありますので、今後とも利用者を増やすよう推進をしていただきたいと思います要望しておきます。

最後に、今般、国において高齢者保健福祉推進10カ年戦略、ゴールドプランが策定されました。非常に大きな問題でございますが、それについての今後、本市の取り組みに対する決意をお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

- 福祉課長（金谷宗守君） 高齢者保健福祉推進10カ年戦略、ゴールドプランにつきましては、平成11年を目標とする高齢者の保健と福祉の推進のための戦略として、政府が関係省庁と協議決定したところでございます。これを受けまして国では、老人福祉法、老人保健法等関係8法の改正を行いまして、市町村あるいは都道府県において老人の保健と福祉に関する計画策定を法律で義務付けたわけでございます。この施行は、平成5年4月でございます。その高齢者保健福祉推進10カ年戦略、ゴールドプランの目標の実現に向かう計画と位置付けまして、老人保健福祉計画の策定に取り組んでまいりたいと存じます。まだ策定はいたしておりませんが、あと1年半、再来年の3月中にはこの計画を策定いたしたいと存じます。
- 5番（並河道雄君） 以上で終わりたいと思います。

○

- 議長（穴瀬克己君） 以上で並河道雄君の質問が終わりました。

引き続き、21番・勝部津喜枝君。

（21番・勝部津喜枝君登壇）

- 21番（勝部津喜枝君） 21番・勝部津喜枝でございます。通告に基づきまして、一般質問の趣旨説明を行います。

平成3年度予算委員会におきまして市長は、泉北環境施設組合の管理者になったと報告をするとともに、余熱利用については、今まで副であったが、精力的に対応していく、と述べておられます。

そこで、次の点をお尋ねいたします。

その第1、用地について。候補地選定、用地取得の実態はいかがでしょうか。その2、財源確保について、補助金、起債等の見通しはいかがでしょうか。その3、余熱利用施設はどのようなものを検討されているのでしょうか。その4、周辺住民の合意はどうなっているのしょう

うか。

以上、お尋ねいたします。

次に、老人福祉についてであります。老人医療の患者負担を大幅に値上げするなど、お年寄りいじめの老人保健法改悪案が去る9月27日、衆議院本会議で日本共産党の反対のみで可決成立いたしました。高齢化社会のためだと言って消費税を導入し、その結果が歯止めなき負担増、医療差別の拡大、営利化に道を開くものとなっております。私は今日、老人福祉を論じるとき、老人保健法改悪について黙下することはできないと考えております。日本共産党は、国政においても地方政治においても、老人医療無料化復活措置を要求していくものであります。

そこで、老人福祉についてお尋ねをいたします。まず第1に、本市の老人福祉施策を進めるに当たっての実態調査把握はどの程度なされているのでしょうか。その2、ナイトケア、ホームケアなどの制度の利用状況はどうなっているのでしょうか。その3、今後、緊急に充実すべき施策は何だとお考えになっているのでしょうか。その4、各小学校区に設置されている老人集会所についてであります。条例で設置、目的、使用許可などが明らかになっておりますが、御存じのように、公共的団体に管理を委託することができる、ということで今日までできております。そこで、この老人集会所についての行政としての管理委託の実態把握などはどのようにされているのでしょうか。また、管理委託の料金はどのようにになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

老人福祉についてのその2であります。先ほど、並河議員さんからゴールドプランについての決意ということでお尋ねがありました。ゴールドプランにつきましては、時の政府の消費税に対する強い国民の怒りや要求の中で一定、要求などを組み入れた高齢者保健福祉10カ年計画ということで、福祉8法の改正とともに市町村への義務付けがなされたものであります。

本市におきましては、先ほどの御答弁でまだ具体化されていないようですが、在宅福祉の3本柱の充実、寝たきり老人ゼロ作戦、施策の緊急整備などを内容としたものと聞いておりますが、これらの計画策定につきましては、どのような体制と今後の見通しなのか、もう少し具体的にお尋ねをしたいと思っております。

次に、町内会法人化についてであります。地方自治法の一部改正により町内会が地縁による団体として定義された公益法人として不動産の登記ができるようになりました。私は、法人格の取得により町内会がより一層地域の共同活動の町づくりの主体として充実した活動を展開することを期待するものであります。また、行政の対応もそうした立場からの指導、援助を要望するものであります。

そこで、お尋ねの内容は、今回の法改正によりまして、行政として法改正の趣旨を踏まえ、

町会、自治会に対して指導、援助するポイントはどの点にあると考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

自席での再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 市長公室次長（今村堅太郎君） 余熱利用施設のことについて、企画の今村の方からお答えいたします。

ごみの焼却炉から発生をいたします余熱を利用するため、新設の5号炉に余熱利用システムを付加しておりますのは、議員さんも御案内のとおりでございます。余熱利用ということでの具体的な施設としては、温水プールということに取り組んでいるところでございますけれども、事例研究ということで、泉北環境整備施設組合と本市の関係各課の合同で、平成3年7月に建設されました泉南の清掃事務組合の温水プールの視察を行いまして、その施設規模とか内容等について勉強もしてまいりました。

建設問題についていろいろ調査を行っております折、ちょうど府営北信太住宅の建て替え計画があることがわかりました。特にこういったものを建設するに際しましては、土地の手当とか、用地集約という問題が大変でございます。そういうことから、ぜひこの建て替え計画の中で敷地の一部を利用させていただけるようにということで現在、府に要望、協議を行っているところでございます。

ただ、問題点もございます。泉北環境整備施設組合からこの府営北信太住宅敷地内までの温水の送水ルートが少々距離があるわけでございますが、小栗街道に送水管を埋設するという方法論を考えておりますが、小栗街道には、既に水道、ガス、NTTのケーブルあるいは高石の下水道管というかなりの埋設管がございます。したがって、今後は、小栗街道の送水管埋設が可能かどうか、もう少し技術的、専門的な調査を行ってまいりたいと考えております。

今後の見通しでございますが、泉北環境整備施設組合との協議が大前提にあるわけですが、その協議の上で場所、財源問題、配管の技術的な問題あるいは将来の維持管理等々、計画がまとまった段階で議会に報告させていただき、当然、地元にも説明会という形で説明をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 福祉課長（金谷宗守君） 2点目の老人福祉につきまして、福祉課金谷よりお答え申し上げます。

まず、1点目の老人の実態把握の状況でございますが、老人全員を対象としての調査は特に

行ってございません。ただ当然ながら、対象者、つまり65歳以上を原則として一般的に老年者と言われますが、65歳以上の人口等は把握しているところでございます。毎年1月1日を基準としてつかんでおりますが、本年1月1日現在の人口は1万3,212名、全人口の8.9%に当たります。この率はここ数年、0.3ポイント程度ずつ増加をいたしておるところでございます。

また、在宅の1人暮らし老人あるいは寝たきり老人等につきましても、地区、町別につかんでおります。毎年7月に民生委員さんを通じて調査していただいているわけですが、在宅で1人暮らしの65歳以上のお年寄りは1,149人、全老人の8.4%でございます。同じく在宅で65歳以上の寝たきりのお年寄りについては283名、全老人の2.1%となっております。

なお、この老年者人口比率8.9%の特徴的なことは、本市は全国平均の12.5%のみならず、大阪府平均9.3%をも下回っております。その主な原因は、市内での住宅開発によって若年人口が流入しておるのが、その原因であろうと考えているところでございます。

また、地区別に見ますと、小学校区別ですと、南横山、南松尾、横山という山間部と、丘陵部、平地部では、幸小学校区がかなり高くなっているということで特徴的でございます。

以上が、老人の実態等についてでございます。

次に、2点目のナイトケア事業あるいはホームケア促進事業の利用状況でございますが、両制度とも現在まで利用者はゼロでございます。

1の3番目、今後、特に充実すべき老人福祉施策でございますが、何と申しましても在宅福祉の推進であろうかと思えます。とりわけ、在宅福祉の3本柱であるホームヘルパー、ショートステイ、デイサービスの充実が必要であろうと考えておるところでございます。

1の4点目、老人集会所の管理実態あるいは委託料という問題でございますが、完全に管理状況等を把握しているかと言われますと、申しわけないのですが、やや完全には把握いたしておりません。また、委託料につきましては市からは支払っておらず、地元の校区老人クラブ等に無料で管理をお願いをしているのが実態でございます。

大きな2点目の老人保健福祉計画あるいはゴールドプランの関係でございます。ゴールドプランにつきましては、それを達成すべき老人保健福祉計画の策定が義務付けられました。この策定に関しましてごく最近、厚生省からその策定の大枠について案が示されたところでございます。それによりますと計画期間は、平成5年度から9年度までの5カ年間とするか、あるいはゴールドプランの目標年次である平成11年度までの7カ年間とするか、このいずれかが適当であるとされております。内容的には、老人等の福祉と保健に関する実態を表す資料に基づきまして、具体的な数値を掲げた実務的な計画が策定されることが望ましいとされております。

次に、その策定作業の進捗状況でございますが、ただいま申し上げましたようについ最近、

その大枠が示されたばかりでございますので、まだ策定の作業には入ってございません。今後、先ほどお話にありました市の福祉計画の策定を先行しながら、合わせてこの老人保健福祉計画の策定も後追的にというか、やや遅れて、あるいは並行しながら策定作業を進め、再来年の4月にはその策定作業を終え、実施できる段階にもってまいりたいと存じております。

- 議長（穴瀬克己君） 広報広聴課長答弁。
- 市長公室次長（池辺一三君） 町内会の法人化につきまして、広報広聴課池辺よりお答えを申し上げます。

町会、自治会の名前で不動産登記ができる場合につきましては、本年4月2日より地方自治法の改正により可能となりました。その手続方法や運用について、一定の要件が必要でございます。認可要件は、次の4点がございます。まず、第1点目が、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていること。2点目に、その団体が安定的に存在していること。3点目には、区域住民のすべてが構成員となることができる旨が規約に定められていること。最後の4点目は、規約が定められていること。

以上の4点の要件を備えていることとなっております。

町内会長さん、自治会長さんが相談に来られる内容は特に規約に関するものが多く、中には、規約を持たない町内会、自治会もあり、新たに作成する必要がございます。また、現に規約を定めている町会、自治会におきましても、今回の認可を受けるについては一定の事項を告示する必要あることから、総会を開いて規約の変更を行い、対外的に団体の名称や目的等を明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。一定の要件が規約に求められているところから、広報広聴課では規約の見本を準備しております。各町会、自治会の実情に則し、記入していただけるようにしております。

なお、町会、自治会が規約を制定または変更するにつき、また、不動産などを会の名義で登記する件につきましては重要事項であり、総会を開いて議決を得るなどの必要があることから、現時点では、大阪府下で認可された団体はないとの府地方課の話であります。今後、新たに法改正がされまして、府下でも認可申請をした経過が1件もない現状であり、他市に取り扱いを打診してもほとんどが研究中であるとのことでございます。当市の認可に際しましては、府地方課と十分協議、指導を受けながら遺漏のないよう、自治法改正の趣旨に合った運用に努めてまいるところでございます。

以上、簡単な説明でございましたが、市内各町会、自治会の活動内容や組織の規模が同一のものもありますし、また、極めて小規模な組織であったり、町会によっては独自の運用を行っているところもあるかと思われまます。今後とも各町会長さん、自治会長さんとも綿密に調整協

議を重ねながら、スムーズな実施に努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく
お願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午後 2 時 45 分休憩）

（午後 3 時 12 分再開）

- 議長（穴瀬克己君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

勝部議員の再質問を願います。

- 21 番（勝部津喜枝君） まず、余熱利用の問題につきまして、再質問をさせていただきます。

3 月の予算委員会を初め今日の御答弁をいただくまでに一定の年月が経過しております。市長さんを初め原課におかれての実現に向けての御努力があったことと推察いたします。改めて、その上に立ちまして確認をしておきたいと思うんですが、府営住宅建て替えの問題につきましては、既に地元でも説明会の説明会というようなものも行われているように聞いております。その辺では、そう長くこの用地をどうするかについては放っておけないのではないかと思います。その点では、用地の確保の問題につきましては、候補地等も含めましてのタイムリミットと、他の候補地も考えられているのかどうかというのが第 1 点。

もう 1 つは、当初、私どもも余熱を利用してのプールということで、とりわけ地元におる者として、スポーツ施設の強い要望という中で申し上げてまいりました。しかし、一定の年月の中では、福祉充実という強い要望も出されてきております。その点で余熱利用をさらにプールだけにとどまらず、幅広く複合施設という観点も取り入れて考えていただくようなことは検討の中に入っておるのかどうか。

その辺での 2 点についてお答え願いたいと思います。

- 市長公室次長（今村堅太郎君） まず、府営住宅建て替えの府側の計画によりますと、平成 4 年度から動き出すということを聞いております。したがって、この土地についてどうするかという決定の時期は、非常に迫られているという実態でございます。

なおまた、他の候補地ということもございますけれども、他にも全くないということではございません。何とか近くでできればと考えておるところもございますが、まず、土地の手当が非常にしやすいということから、この府営住宅用地を第一候補ということに進めていきたいと考えてございます。

それから、複合施設という話でございますが、用地確保の物理的な問題等もあるわけでござ

います。実際、どれだけお借りできるかという問題も絡むわけですが、われわれとい
たしましては、単にプールだけではなくもう少し複合と言えるかどうか、集会機能、コミュニ
ティー機能も含めた施設をつくりたいと考えております。この件についても用地確保の問題と
か、全体の予算、財源の問題もございませう。最終的に泉北環境の中での調整となろうかと思
いますが、その辺との絡みもございませうが、今後、できるだけそのような方向でいきたいと考
えております。

- 21番（勝部津喜枝君） 具体的にお答えをいただきましたが、第一候補地としての府営住宅
建て替えの中での一定の確保については、どの辺か、あるいはどの程度の広さなのか、そこま
でお尋ねしていません。例えばできればコミュニティ施設とかの複合施設も考えていると
いうお答えがありました。ぜひそのような立場で進めていただきたい。第一候補の用
地が、それが可能なスペースがあるものかどうか、その点はいかがでしょうか。具体的に府の
方から広さも含めて示されているのでしょうか。
- 市長公室次長（今村堅太郎君） 全体で3haぐらいあるように聞いております。しかし、府
営住宅建て替えに際しまして、70%の戸数増というようなことも聞いております。したがいま
して、十分な土地が確保できるかという点については、多少難しいかなと思っております。希
望的な面積、理想的なものとするれば、5,000~6,000㎡ぐらいあればそういう複合施設がで
きるのではないかと考えております。ただ、5,000~6,000㎡もとなりますと、実際にはかなり難
しいかなと思います。府営住宅側の土地利用もありますので、その制約の中で何とか進めてま
いりたいと思っております。今のところ、お願いをしているというのが実態でございます。
- 21番（勝部津喜枝君） 先ほどの答弁の中で第一候補の府営住宅建て替え用地の一部提供と
いうことは、技術面においても一定の難しさがあるということでした。その中では、今日の進
んだ技術の状況ですから、例えばその設置をする場合の経費等について、他に用地を求めた場
合との比較も含めているのではないかと思います。今日、この時点まで推進、具体化をしてい
ただきました御努力に今一步、時代のニーズに合ったものにしていただくということでの複合
施設が強く望まれております。老人、身体障害者等を対象にしたデイサービスができるような
施設も御検討していただきたいと望むわけです。

そこで、この本市の取り組みと泉北環境施設組合との窓口になっているのは環境衛生の方で
すか、そこら辺でのトップ等との話し合いの中では、どのような御意見や具体化に向かっての
お考えを持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 企画立案については、御答弁をいたしておる企画が窓口で
ございませう。今後の泉北環境も入った中での施設云々についての窓口は環境衛生課でございま

す。

- 21番（勝部津喜枝君） 最後に、その促進と同時に、ぜひ今日のニーズに合ったものという観点も取り入れていただきたい。具体的には、先ほどの答弁で一定の方向が決まりましたら、現時点で地元合意の取り付けや関係の議員さん方あるいは委員会等での意見を聞いていただく場を持っていただく。その中で地元合意なり、市民参加の中でありっぱなものにしていただきたい。また、将来的にも喜ばれる余熱利用の施設をつくっていただきたい。そのため一段の努力とそうした意見を取り入れていただくことを強く要望して、この点につきましては終わらせていただきたいと思います。市長さん、ぜひよろしく願いをしておきます。

老人福祉の点につきまして若干、お尋ねをいたします。

猪尾議員さんの質問等とも関連をいたしますが、一定、本市の福祉の状況が明らかになってきたと思います。老人の実態把握の中で高齢化率等についてお答えがありました。例えば実態把握の中で特徴的なものとしての府下平均等の状況と、地区別に見た場合の特徴的なこととして、山間部や幸小学校区と言われておりましたが、その辺の高齢化率等はどの程度なのか、お答えをいただきたいと思います。

合わせてこうした状況の中では、ナイトケア、ホームケアにつきまして、せっかくタクシー利用等の補助的な要因も取り入れていただいたにもかかわらず、利用者がゼロという原因なども検討されなければならないと思いますが、とりあえず、その点での原課のお考えをお聞きしたいと思います。

- 福祉課長（金谷宗守君） まず、第1点目の幸小学校区の高齢化率でございますが、幸町、旭町、山手町の3町の合計で17.7%でございます。市平均の8.9%の2倍近くでございます。2点目のナイトケア、ホームケア促進事業の利用者がゼロだということの原因でございますが、実際に利用される場合御相談もあるわけですが、内容を御説明申し上げますと、どちらかと言えば、ナイトケアの夜だけホームでお預かりするよりは、いっそのことホームで夜も屋も一定期間預かってほしい、つまりショートステイの方に変わるわけです。ホームケア促進事業は、まさに家でお年寄りを見るため、お年寄りと一緒に御家族の方が、介護の仕方あるいはされ方を教わるものでございますので、どうしても夜も一緒にホームに泊まらなければならないという負担の問題がございますので、その辺でどうも尻込みをされるわけでございます。それらを救うため、先ほど並河議員さんの御質問に対する答弁の中で、老人介護講習会を5回やりました、という御説明をいたしました。そちらの方で代替をしていくという状況でございます。これらが主な原因かと存じます。

- 21番（勝部津喜枝君） とりわけ幸校区の高齢化率が17.7%ということ。同和地区と

しての特徴的な高齢化状況を伺わせる数値として興味深く受けとめておきたいと思います。

ナイトケア、ホームケアの利用者がゼロという点では、より充実した利用の拡充の点でありますけれども、この制度以外にお年寄りの各種制度を利用する場合、御存じかと思いますが、医師の診断が必要となっております。このナイトケア、ホームケアを含めまして、すぐに使わないが急なときに、ということでこれらの事前登録制になっております。この事前登録制の医師の意見を聞くという、いわゆる診断料がなかなかと言うか、かなりと言いますか、詳しく書いていただかなければならないため、一定の費用がかかるという点についても、今後の利用の向上という意味からは検討する必要があるのではないかと思います。たまたま、障害者手帳を申請する場合の診断料は、後日ですが、全額返ってきます。その点からも、こうしたお年寄りの制度利用の場合の医師の意見を聞く診断料について、何らかの補助の検討をしていただくことはいかがなものでしょうか。

- 福祉課長（金谷宗守君） 現在、診断書を取っておりますのは、最初にお話のあった身体障害者手帳、これはその障害の部位を明らかにするために当然でございます。府補助と市単費でどなたも全額無料でやっております。それ以外に福祉課関係で診断書をいただくのは、ショートステイ、ホームケア促進とナイトケア事業、それに移動入浴サービス等、身体障害者の分も合わせて5つぐらい、こういうところで必要でございます。

したがいまして、その内容はかなり多岐にわたっておりますので、これらを一律に補助するというのはなかなか難しいことかと思えます。診断書の内容がかなり詳しいというお話でございますが、その内容とか利用の都度出すのではなく、ショートステイの場合は登録される時既にいただくという提出時期の問題もございまして、例えば利用するときに出すという方法も考えられないかと思えます。そういうことになりますので、事務処理方法全体を含めて検討してまいりたい。ただ、これに関しては、扱っていただく老人ホーム側の御意見もあり、あるいは府の補助金をいただいておりますので、府の関係機関とも協議をしながら、かなりいろんな問題が絡み合う場合がございますので慎重に検討いたしたいと存じます。御理解賜りたいと思えます。

- 21番（勝部津喜枝君） この件に関しては、確認をしておきたいと思えます。

条例では、事前登録制の上に医師の診断書を添えることになっております。ただ、緊急を要する場合は市長の判断で処置でき、医師の診断書等は後でもいい、ということも書かれております。その意味では、今の金谷課長の御答弁は、かなり慎重な御答弁でしたけれども、いわゆる事務処理上の段階での検討ということで、いわゆる事前登録制を取っておりますので、こうした制度を利用しようとする希望者は、必ずしも医師の診断書を添える必要はない、1万

円以上かかる場合もありますので、そうしたものを添付しなくても受け付けるなど、事務上の手続も含め利用しやすい状況等も検討していただくことをお約束いただけたと確認してよろしく申し上げますか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 結構です。

○ 21番（勝部津喜枝君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、老人集会所の問題なんですが、先ほどの御答弁では、万全に把握していない、ということなんですが、それでは、どの程度把握しているのかということですか。それと、管理の委託料は全然支払っていないということですが、それでは、利用の状況や運営の費用等の実態はどのようなになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 1点目の老人集会所の管理状況でございますが、修繕とかで老人クラブの会長さん等においでをいただいたり、そのときにこちらからその都度お伺いをしたり、特に選挙の個人演説会等の折に地元の老人クラブと接触を保っている程度でございます。

2点目の管理委託料の問題でございますが、委託は確かに無料でございますが、電気代や水道料は、市の方で負担をいたしております。あとの費用については、地元老人クラブ等の管理をしていただいている側の負担となっております。ただ、この老人クラブの費用負担でございますが、大阪府の方から大阪府老人クラブ連合会を通じ、市の老人クラブ連合会、さらに、実際に管理をしております校区老人クラブに対しまして、原則として月1,000円、年額1万2,000円の管理費の補助が行われております。こういう実態でございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 金谷さんとしては、心の中では大変苦しい御答弁をしていただいているのではないかと思います。平成2年度決算を見ましても、本市に18カ所あります老人集会所の電気代や水道料の持ち出しがたしか70数万円行っております。それに比べまして委託料は出してないが、府からのおカネが各老人クラブに対して月1,000円ということですね。

この実態は、建物は建てていただいたけれども、本当に地域に住んで活動していただいている老人たちに開放するという観点から見ますと、非常にお粗末ではないかと思います。また、実際に借りていこうと思えば、いろんな点での不便もあるわけです。例えば修繕などは市でやっているということですが、痛みぐあいなどはどうして点検されるのですか。18カ所を回って修繕の必要があるところについて予算化されているのでしょうか。その点について再度、突っ込んでお尋ねしておきたいと思います。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 老人クラブの修繕につきましては、建築年次の古い順番に大規模と申しますか、点検、修繕を行っているところでございます。年に3カ所程度の老人集会所を順次、やっております。18カ所ですので6年かかりますが、6年に1回は総合的な点検をして

おります。それ以外の分につきましては、地元で管理をいただいている老人クラブからの連絡で修繕箇所が生じた場合は、市で修繕をするということでございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 私が申し上げるまでもありませんが、地方自治法第244条2項の「公の施設の利用、管理委託について」では、「公の施設を公共的団体または公的団体に委託をする場合は、その施設がより一層地域の住民の福祉が増進され、民主的で公正かつ効率的に利用が保障される場合においてのみ委託をすることが本来の趣旨である」、こういうふううたわれております。その意味からいたしまして、本市にあります18カ所の老人集会所が、今日、強く叫ばれております老人の生きがい対策としてより一層活用されるためには、今一度原課においても、地元の老人クラブの役員さんも含めまして検討していただきたい。また、委託料等も含めまして財政措置の必要もあるのではないかと思うわけです。この辺についてはいかがでしょうか。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 勝部議員さんから老人集会所の利用について貴重な御意見をいただいております。本来の老人集会所の利用の趣旨に沿って十分に活用されていない実態も十分承知しております。そのような御意見も尊重させていただき、老人クラブ連合会とも話し合いを持ち、より効率的に、あるいはより老人福祉推進のために活用できるよう取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○ 21番（勝部津喜枝君） よろしく願いをしておきます。

ゴールドプランについて、若干、お尋ねしておきます。

先ほどの猪尾議員さんの質問の中で大変重要な障害者、老人福祉の担当職員のお粗末さが明らかになってまいりました。福祉計画につきましては、一定のアンケート調査をしたり、市独自でやらなければならない大変重要で内容のあるものとしてヒトもおカネもいるわけですが、このゴールドプランにつきましては、政府の方から実務的に数値も示されているということで、作業としては、それに基づいて本市の目標値を決めればよいという点があると思っております。しかし、私はこのゴールドプランも単に実務的に絵にかいたもちのごとく数字の羅列であってはいけません。本市のお年寄りの置かれた状況も含め、実態をきっちり把握した上でプランを立てていただきたいと要望したいと思います。

その点では、もう少し実態という点でお尋ねをしますと、これがどのような意味を持つのかは、私の方ではよくわからないんです。例えば過日、ボランティアの講習会で出されております資料をいただきましたら、和泉市が大阪府全体のお年寄りの状態の指標の1つとして、例えば府を1としてお年寄りの自殺が1.13倍、こういう数字が出ております。また、この「いずみ」という統計をいただきましたが、ここの年金のところを見ますと、老齢基礎年金の受給者が年

々増えております。こうした年金受給者のお年寄りの生活の実態というものについて、先ほど、実態把握を十分にやられていないということでしたが、地域に住み、生きているお年寄りの暮らしに密着した実態調査をこのゴールドプランを立てるに当たってぜひやっていただきたいと思うわけです。そのことを抜きにゴールドプランはあり得ないと思います。

もともとこのゴールドプランは、消費税の国民の怒りをかわすという政治色の濃いものでしたが、一定、国民の要求を組み入れざるを得ないという面もあるという点で、生かすも殺すも地方自治体の取り組みいかにかかっていると思います。その点につきましても、先進都市では、このゴールドプランを進めるに当たり、これの先取りとして見舞い金制度や家賃補助制度などさまざまな独自のお年寄りに対する施策が進められております。

市長、聞いてください。あなたは先ほどのあいさつの中で、先進に学び先取りもしたい、と述べられております。その点では、ゴールドプランが来年度の3月末ですか、それまでに策定するということですが、いろいろとお年寄りの要望が高まっております。その意味では、先進に学ぶという意味でも、原課においてそうした勉強や先進の施策を具体化するための方向を十分に保障しておられるのでしょうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほどのごあいさつの中では、福祉の一層の充実を期してまいる、ということで申し上げたわけでございます。先進に学ぶ、という言葉があったかどうかは別といたしまして、私の申し上げた意味は、新しい市として、先進都市に追い付き追い越せを合言葉に今日までひたすら走り込んできたという意味で申し上げたことだと思います。いずれにいたしましても、今後の高齢化福祉の中でのお年寄りに対する施策を立案し、その実現に向かって少しでもお年寄りの皆さん方に喜んでいただけるような施策をとってまいりたい。高齢化福祉を特に重視をして今後ともやってまいりたいという決意でおりますので、よろしく願いを申し上げたいと存じます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 最後に、たまたま5期目のあいさつがありましたが、4期目の新たなスタートとして4年前の「広報いずみ」がございます。その中では、今後の政策についてはすべての面で再点検を行い、市民サービスの向上のために惰性に流されず綱紀を粛正し、向上に努める、と高らかにあいさつをしておられます。さらに、選挙中にあなたの支持母体が出しているビラに「住んでよかった和泉市を目指す」となっております。これまでは「住みたくなる和泉市」という言葉をよく使われておりましたが、最近は「住んでよかった」という言葉をよく使われております。

その意味では、本当にお年寄りが住んでよかったと死ぬ間際に言えるような和泉市にしてほしいと思います。われわれもそうしなければなりません。私自身もこの和泉市に住んでよかつ

たと言えるような福祉の充実に努力しなければならないと思います。しかし残念ながら、現状は、職員の配置や制度の利用状況等を含めまして、非常にお粗末なことは事実が示しております。私は、今後とも一層職員の皆さんとともに福祉充実のために頑張っていきたいと思います。

以上で老人福祉については終わります。

続きまして、町内会の法人化問題ですが、先ほど御答弁をいただきましたが、個別のことでお尋ねをいたします。府下でもまだ具体的な例は1つもない、ということでしたが、たまたま私の身近な地元でこの問題の具体化が進んできております。そうしたこともあって今回、一般質問で取り上げさせていただきました。

例えば登記をする場合の費用は一体どこが持つのか。さらに、認可をして告示をするわけですが、これが住民によくわからなければならないと思いますが、この告示の方法はどういうふうにされるのか。また、不正に手続をして認可を受けた場合どういう処置を受けるのか、等の点について、今後の課題ではありましようが、疑問を持っているわけです。とりわけ、登記の費用などについては住民の負担になりますので、特にお尋ねをしたいと思います。

- 市長公室次長（池辺一三君） 登記関係につきましては、私どもは、地縁による団体を認定するという立場でございまして、登記関係につきましては、今までどおりの登記法がそのまま生きてくるわけでございます。今までの慣例では、お買いになった方が登記費用を負担することになっております。
- 21番（勝部津喜枝君） わかりやすく言えば、町会が法人として不動産を取得した場合、その登記費用は町会が持つということになるんですか。
- 市長公室次長（池辺一三君） そのとおりでございます。
- 21番（勝部津喜枝君） 今後、数々のこういった事例が出てくると思います。どの程度の費用負担になるかということも合わせまして、取得した場合の税金はどうなりますか。
- 市長公室次長（池辺一三君） 通常からいきますと、今まで町会名で登記ができないということで、その当時の町会の役員さん数名で登記をしているのが通例でございます。それを買った場合、町会のものが町会で登記をするということでございますので、税金はかからないと解釈をしております。
- 21番（勝部津喜枝君） 税金はかからないが、登記費用は負担しなければならないということですが、この点につきましては、今回の法改正は、自治省におきましても、町内会の性質やら活動に対して、ある意味では突っ込んだ形で国民の要求も組み入れたものだと思います。その点では先ほども申し上げましたように、より一層町内会が地域住民に密着した活動を展開でき、地域福祉の向上に役立つ立場に立っていただきたい。登記の費用等につきましては、例え

ば減免措置を講じるとかについて国にも要求するということを御検討もいただきたいと思えます。まだ具体的な事例は出ていないということですが、町会の役員さんらとも相談の中で明らかになってきたこうした課題については、国の方にも意見を上げていただくということをお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

- 市長公室次長（池辺一三君） 御指摘の件につきましては、今後、関係各課と十分に協議を
してまいりたいと思えます。
- 21番（勝部津喜枝君） 具体的に地元で既に問題が起きてきております。今後、関係課と協
議をするということですので、私も必要に応じ改めてお尋ねもし、要求もしてまいりたいと思
います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（穴瀬克己君） 勝部議員の質問が終わりました。
お諮りいたします。本日はこれにて散会をいたしたいと思えますが、これに御異議ございま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いをいた
します。

それでは、本日はこれをもって散会をいたします。

（午後3時52分散会）

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY

RESEARCH REPORT
NO. 1000

BY
J. H. GOLDSTEIN

AND
M. L. HUGGINS

DEPARTMENT OF CHEMISTRY
UNIVERSITY OF CHICAGO
CHICAGO, ILLINOIS

1955

第 2 日



平成3年10月2日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
5番	並河道雄君	18番	若浜記久男君
6番	穴瀬克己君	19番	木村静雄君
7番	赤阪和見君	20番	出原平男君
8番	中塚新治君	21番	勝部津喜枝君
9番	讚岐一太郎君	22番	猪尾伸子君
10番	竹内修一君	23番	原重樹君
11番	池田秀夫君	25番	天堀博君
12番	松尾孝明君	26番	飯坂楠次君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君

欠席議員(1名)

27番 奥村圭一郎君

○
本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
助	役	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦
助	役	田中昭一	総務部次長	池辺功
収入	役	中塚白	総務部次長	阪豊光
市長公室	長	堀宏行	同和対策部長	森利治
市長公室	理事	稲田順三	同和対策部理事	向井洋
市長公室	理事	尾崎秀忠	同和対策部次長	戸口泰明
市長公室	理事	鹿島賢昌	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室	理事	中辻寿夫	福祉事務所次長	坂田平之
市長公室	次長	井阪和充	市民生活部長	麻生和義
市長公室	次長	龜山学	市民生活部次長	岸田秀仁
市長公室	次長	池辺一三	市民生活部次長	明坂文嘉
市長公室	次長	今村堅太郎	市民生活部次長	池辺修次
市長公室	次長	山下喬三	産業部長	大塚孝之
市長公室	次長	石本博信	産業部理事	藤原清司

産業部次長	高三一行	病院長	竹林淳
産業部次長	松林保	病院事務局長	橘本昭夫
参与兼建設部長	浅井隆介	病院事務局次長	谷上徹夫
建設部理事	山崎琢磨	消防長	角谷泰夫
建設部理事	緒方和夫	消防本部理事兼消防署長	高宮武男
建設部理事	中西淳富	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部次長	谷俊雄	消防本部次長	池野透
建設部次長	赤田儔信	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	松村吉堯
建設部次長	山崎精二	土地開発公社事務局長	大宅清臣
建設部次長	中野英二	教育委員長	藤原忠男
建設部次長	藤本仁	教育長	杉本弘文
建設部副理事	岸本孝二	管理部長	逢野博文
都市整備部長	萩本啓介	管理部次長	白樫通有
都市整備部理事	中野義裕	指導部長	木村吉男
都市整備部理事	三井義秋	社会教育部長	生田明稔
都市整備部次長	中屋正彦	社会教育部理事	竹田明郎
都市整備部次長	田中武郎	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	収入役室長	藤木意継
改良事業部理事	笠木恒忠	選挙管理委員会委員長	高橋正道
改良事業部次長	厩田嗣夫	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道事業管理者	田中稔	監査委員	庄司清三
水道部長	岩井益一	監査事務局長	吉田陽義
水道部次長	仲田博文	農業委員会会長	森口義忠
水道部次長	城前伊佐雄	農業委員会事務局長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
 次長 河原茂隆
 主幹 長尾益男
 調査係長 井之上光一
 係員 田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月2日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

○

(午前10時00分開議)

- 議長(穴瀬克己君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日
にわたり御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは22名でございます。奥村議員さんから欠席の届け出がござ
います。遅刻届の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお
見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(穴瀬克己君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しております
ので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(穴瀬克己君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますの
で、よろしく御了承を願います。

- 議長(穴瀬克己君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

まず最初に、28番・友田博文君。

(28番・友田博文君登壇)

- 28番(友田博文君) 28番・友田です。通告順に従って、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、市政の基本市政と対策についてであります。池田市政もこの11月ではや4期目を満了しようとしておりますが、この16年間にわたり市長は、市民本位の市政と潤いのある連帯感に満ちた活力あふれるふるさとづくりということで頑張ってまいられ、一定の成果をおさめられているところであります。さらに、本市の第2次総合計画においても、町づくりの基本テーマを「調和と活力のある人間都市和泉」として、その具体化を図るべく精励されていることは一定の敬意を表したいと思っておりますが、ここでもう一度、和泉市が推進をされている諸施策の中から何点かについて、その内容なり方向性について質問を行いたいと思っております。

1点目は、平成4年春に町開きが行われようとしております和泉中央丘陵開発事業いわゆるトリヴェール和泉についてであります。この事業は、第2次総合計画にもうたわれているように、平成7年に開通予定の泉北高速鉄道の新駅周辺を副都心として整備し、人々が行き交う交通の接続点としての機能を持たせ、アメニティーあふれる素晴らしいシビックゾーンを形成するというものであります。また、学園ゾーンには大学等高等教育機関の誘致を図り、若者が集う活気と高度な教育環境の創造を図ってまいろうというものであります。

そこで、お尋ねをいたします。1つには、高齢化社会に向けての町づくりについての本市の取り組みであります。和泉市の65歳以上の老年人口の比率は、大阪府下の平均よりも下回り比較的若い都市と言えようかと思っております。しかし、高齢化社会への突入は、西暦2000年初頭のピークに向けて避け難い問題であります。町には若者が集い活気がなければなりません、一方では、高齢者あるいは身体障害者などへのハード面での対応も、これからの時代には欠くことができない問題であります。その点において、シビックセンターには、高齢者、身体障害者に対応する施策、施設や設備について、市と住宅・都市整備公団との間で計画が練られているかどうか、お尋ねをいたします。

また、最近の自家用自動車の普及には目覚ましいものがあります。今や1世帯で自動車が1台どころか2台も3台も持っている家庭がかなりあると思っております。このような現状の中、駅まで車で出かけ、大都心まで電車を利用するいわゆるパークアンドライドが今後、ますます多くなっていくと思われませんが、新駅周辺の駐車場対策あるいは駐輪場対策はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、学園地区についてであります。今現在は、総合大学を誘致すべく努力を重ねられているわけであります。泉州地域を見てまいりますと、堺市、高石市、熊取町等に4年制大学や短期大学が立地しておりますが、まだまだ高等教育機関の立地の必要性があるのではないかと思います。総合大学1校が立地するだけで高度の教育環境の創造だけではなく、教育者や学生数

が多いことによって地域経済への大きなプラスに返ってくるものと思います。そこで、本市の大学誘致についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次に、自然環境の活用と都市緑化問題についてです。市長は、恵まれた自然環境と市民の触れ合いを増進し、公園づくりを通じて都市緑化の推進に努めていく方針をお持ちですが、そこで、次の2点についてお尋ねをいたします。

まず、1つ目は、本市の恵まれた自然環境を活用して取り組まれているふるさと創生事業の（仮称）槇尾山森林浴コース整備事業の取り組み状況についてお聞かせ願いたいと思います。

2つ目は、和泉市は昔から緑豊かな田園都市として基礎を築いてきた町であります。最近では、ベッドタウンとしてのスプロール化が進み、大阪の近郊住宅都市としてへとその性格も変貌してまいりました。さらに、現在では、トリヴェール和泉を初めコスモポリスの開発事業などによって丘陵部の緑がどんどんなくなっていく状況となっております。これは一面、都市の活性化のためにはやむを得ないことかもしれませんが、こういった現状に照らし、お尋ねをいたします。

公園整備の緑化だけでなく、道路緑化にも力を入れてはいかがでしょうか。現状の市道を見ますと、幅員が狭いことのあって満身に街路樹が植えられているものは少ないと思います。この際、総合計画で都市軸となっております和泉中央線を本市の緑のシンボル道路として位置付け、大きく育つ街路樹を植え、緑視率の高いグリーンベルトとして整備する計画はないか、お聞きをしたいと思います。

次に、本市の産業基盤の確立についてお伺いをいたします。

関西国際空港のアクセスとして整備される近畿自動車道松原海南線の沿線に国際経済都市をクラスター状につくるという構想のもとにコスモポリスが計画されてまいりました。コスモポリスを成功させることによって弱体化した本市の産業基盤を活性化させ、体質の強化を図ることについては、私もぜひとも成功をおさめさせていただきたいと考えているところであります。

そこで、お伺いをいたします。今現在の用地の買収状況はどうか。これからの事業スケジュールとそのめどについて。また、企業誘致の取り組みはいつごろを予定しているのかについてお尋ねをいたします。

次に、国際都市和泉についてお伺いをいたします。

泉州地域は、関西国際空港という日本で初めて24時間機能する空港の開港を間近に控え、国際化の波がいやが応にも本市に間違いなくくると思います。本市は、以前から中国の南通市と友好都市として交流を深めておられますし、また、外郭の市の国際交流協会では、市民を

対象に英語講座や外人講師を招いての講演会などを行っておられ、時流に乗った施策として感じておるところであります。私などは全く語学力がだめでありますが、国際化を考える際まさに語学が大事であり、言語の交流なくしては国際化は難しいと考えざるを得ません。今回のアメリカ、カナダ視察で特に痛感をいたしました。

そこで、国際交流協会では、国際化ということをごどのように考えておられるのか、改めてお伺いをしたいと思います。また、今後の計画があれば、合わせてお伺いをいたします。

また、市民の国際化ばかりでなく、本市の国際化の推進も大事な事柄ではないかと思えます。その意味では、職員さんの海外研修の機会も多くなって喜ばしいことと大きく評価をしたいと思えます。しかし、国際化の冒頭でも申し上げましたが、語学研修をしているとは聞いておりません。和泉市を取り巻く各市においては、既に取り組んでいる市もあると聞いております。本市においても、国際化の一環として職員さんの語学研修をやるべきだと考えますが、お考えをお伺いをいたします。

最後になりましたが、駐車場対策についてお伺いをいたします。

前にも述べましたが、自家用車が増え一家に2、3台の車を持つ豊かな国であります。通勤はもちろん通学の送迎や買い物、ちょっとした用事でもすぐ車であります。今や車は生活の必需品として存在していると言えます。そこで起こってくるのが駐車場問題であります。本市にとっても駐車場は、これからの大きな課題だと思います。駅前周辺、商店街周辺、団地周辺には、幅員の狭い道路等でよく駐車を見かけます。また、私も危ない目にも何度か遭っております。最近、一番行政が行き届いた例としてはパチンコ店だと思います。パチンコ店の前からは、駐車がほとんどなくなっております。また、大阪周辺の都市においても、補助金や税制面からの援助等により駐車場を確保しようとしております。本市においても駐車場問題をどのように考え、取り組もうとしているのか、お伺いをいたします。

以上で一般質問の趣旨説明を終わります。御答弁の内容によっては、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 順次、理事者の答弁を願います。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 福祉の充実についての1点目、2点目、また、(2)の大学誘致について、都市整備田中がお答えいたします。

まず、シビックセンターへの高齢者、身体障害者に対する施設整備についてでございますが、シビックセンターの施設計画に伴います高齢者、身障者対策につきましては、平成7年の泉北高速鉄道の1駅延伸に伴い新駅が設置されることとなります。まず、シビックセンターのメー

ンであります。駅舎につきましては、高齢者、身障者対策として福祉担当部局と協議を行いながら、エレベーターの設置、展示ブロック、障害者トイレ設置など、事業者であるOTKに対して要望を行ってまいりました。結果一定の了解に達し、今後、駅舎の建設に伴う実施設計の中で施設内容、場所等について事業者と具体的に協議をしましてまいりたく存じます。

また、シビックセンター計画につきましては、現時点では、具体的に施設内容の確定はしておりませんが、本シビックセンターは、泉州山手線、鉄道敷などを除き南北に約15haを予定しております。本センター用地は、基本的に住宅・都市整備公団が新住法の規定により公共用地を除きすべて処分することとなりますが、道路などの公共用地については、将来、和泉市の管理となり、今後、和泉市と具体的な設計、協議の中で弱者対策について協議を行ってまいります。また、企業などに対する処分用地については、新住法に規定する用途に従って施設の建設、例えばシビックセンター、ホテル、アミューズメントなどの施設が建設されることとなりますが、今後、シビックセンターの全体計画での検討、各施設建設に伴う実施設計の中で福祉担当部局とも協議を行い、弱者対策の指導も合わせよりよいセンターづくりに努めてまいりたく存じます。

続いて、2点目の駐車場及び自転車、バイク対策についてお答えいたします。

まず、駐車場対策につきましては、トリヴェール和泉の全体計画については、住宅地には、中層住宅を含め1戸に1台の駐車場の確保を指導してまいっておりますが、特にシビックセンターでの駐車場の確保につきましては、まず、駅利用者はバス、タクシーの公共交通機関の活用を計画し、自家用車の利用については送迎方式で、長時間駐車を排除することが考えられます。また、センター利用者についてはさきにも申し上げましたとおり、センター用地そのものは新住法に従って購買施設、レジャー施設、文化施設などに処分することとなっておりますが、駐車場スペースについては、全体計画をにらみながら絶対数の確保に努めるよう、施設建設の中で指導してまいりたく存じます。また、自転車、バイクにつきましては、現在、公団との協議の中で、泉州山手線両側側道に隣接して約8,000台の駐輪場の設置を行うよう公団と協議をいたしております。

次に、(2)の教育文化都市推進についての大学誘致についてお答えいたします。

御承知のとおり、トリヴェール和泉の東部ブロックの一部約14.3haは、学園ゾーンとして位置付けしてありまして、大学等高等教育機関の誘致を図り、本市の学術文化の集積によって文化の香り高い町として、高度な教育環境の創造など魅力ある町づくりを行うべく、現在まで大学等の誘致活動に取り組んでまいったところであります。

大学誘致の経過につきましては、去る7月の本会議での一般質問において御答弁を申し上げましたように、(仮称)和泉医療福祉短期大学は文部省の認可の関係で当学園ゾーンへの新設は断念し、その後、4年制の文化系総合大学が学園ゾーンに全面移転をする計画を立て、現在、学内の同意を得るべく取り組んでいるところであります。本年末には、移転について最終決定の予定であります。

仮に現在、移転を計画しております大学の計画が進められますと、平成7年春には開校されます。当大学は4年制、4学部で学生数約6,200人、教職員約230名で、常に若者が行き交い、集い、活気のある町となり、かつ学生等の本市域内での消費支出、また、教職員及び大学の運営経費支出、下宿、レジャー施設、飲食店の立地振興や地元商店街等の活性化による本市産業に与える影響が予測されます。

また、この大学は、ニュータウン内における学園ゾーンである点を考慮した環境、景観の整備を図るとともに、地域住民に親しまれるキャンパスゾーンとして、社会に開かれた大学を志向しており、新キャンパスの施設については、可能な限り和泉市民への開放を考慮したいとの考え方であります。また、大学の教員数が130名ぐらいと聞いておりますが、頭脳集団と言われております教授陣については、本市行政及び教育行政にとって各種委員会、審議会への参画または市民講演会や市民講座の講師として参加及び生涯教育、芸術文化の振興など開かれた学園として期待されます。また今後、大学院の設置、学部数の増設計画など意欲的な計画を持っております。

一方、文部省の大学審議会の報告にもありますように、今後、大学、短大の新增設については抑制の方向が出されていることや、現在まで進出を計画した短大が諸般の事情で断念された中、今後、大学誘致が極めて困難なことが予想されます。従いまして、本大学の本市への移転計画は、学園ゾーンとして所期の目的が達せられることとなり、庁内で組織しております助役を委員長とする管理職、関係部長によります和泉市大学研究機関等誘致検討委員会で検討の結果、地元と共存できる大学として本大学の移転を歓迎し、推進することが決定され、市長に委員会の結果を報告、本市行政として推進することといたしております。今後、年内の正式意思表示を受けて市として対応してまいりたく存じますので、よろしく御理解、御協力を賜りたくお願いを申し上げます。

- 議長(穴瀬克己君) 次。
- 市長公室次長(今村堅太郎君) ふるさと創生事業の取り組みと最後の駐車場対策について、企画課今村よりお答え申し上げます。

まず、ふるさと創生事業につきましては、(仮称)槇尾山森林浴コースの整備状況、その取り組み状況でございますが、平成2年度予算によりまして実施計画を作成いたしました後、一方では、本施設の開発に関連する大阪府関係セクションとの協議調整を行い、他方では、8月のかかりから事業計画区域内の土地所有者の方々に対しまして事業計画説明会を開催、引き続き、大変暑いさなかでございましたが、盆明けにはそれぞれ立ち会いをお願いして境界の確認を行いました。それから、借地面積を確定させ、9月中ごろ過ぎに借地料、立ち木補償についても説明会を開催させていただきましたところ、おかげさまで3名の欠席者がおられましたが、その場でおおむね内容について賛同を得ることができました。現在、すべての土地所有者に承諾書をいただきに走り回っているところでございます。

今後のスケジュールについてでございますが、府なり所有者との調整を済ませた後、12月議会には、工事請負契約の議案の上程をお願いしたいと考えております。

なお、全体の工事期間につきましては、来年度一杯はかかると考えております。

次に、駐車場対策についてでございます。近年のモータリゼーションの普及には目覚ましいものがあります。1軒に1台どころか、御指摘のように2台、多い所では3台というような実態になっております。この現象に比例いたしまして、駐車スペースの不足から一般道路上への違法駐車の数が増えてきているようであります。本市域内では、JR和泉府中駅周辺や泉北高速鉄道光明池駅周辺など、市内各駅付近での違法駐車も多くなってきております。また、最近のマンション建設につきましては、1戸に1台ということで義務付けをしておりますが、過去に建設をされました鶴山台などの集合住宅付近では、時間帯にもよりますが、道路上にかなりの違法駐車が見受けられます。

御指摘のように大阪府下でも摂津市では、既に独自施策ということで民間が駐車場を整備する際の助成制度を活用し運用しているようであります。また、つい最近、国、府においても駐車場対策として、公共駐車場や民間駐車施設に対する助成制度を整備したようであります。本市としても都市化がどんどん進展する中、駐車場問題が重要な事柄であります。従って、今後、駐車場問題につきましては、担当窓口を明確にした上で研究を重ねてまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長(穴瀬克己君) 道路課答弁。

○ 建設部次長(谷 俊雄君) 道路課谷より和泉中央線の植樹につきましてお答え申し上げます。

街路樹は緑化のほかにも都市を美化し、塵芥、煤煙等を防ぎ、騒音を和らげたりする役割を

果すため、道路構造上可能なものは植樹をしております。和泉中央線の中央丘陵区域内につきましては、道路幅員が26mから30mとなっており、また、両側に設ける歩道につきましても4.5mから6mと広く、また、車道中央部には幅3mの中央分離体を設けますので、高木の街路樹を計画しております。この和泉中央線はトリヴェール和泉の中心軸であり通行量が多いことから、ボリューム感のある緑の軸線として和泉中央丘陵を代表するシンボル性の高い市の木である楠を計画しているところであります。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 市長公室次長（山下喬三君） 4点目のコスモポリス計画につきまして、コスモポリス推進課山下からお答え申し上げます。

まず最初に、コスモポリス計画の用地買収につきましては、議員皆様方の御支援によりまして、このたび、おおむね70%近くの用地集約を行うことができました。今、次の段階であります都市計画決定の手续に入るところまで事業が進捗いたしております。これに対しまして感謝申し上げます。

それでは、次にコスモポリス計画の用地集約の状況につきまして御説明を申し上げます。

御承知のように平成元年8月から用地買収に取り組んでまいりましたが、買収開始直後から空港連絡道路の大幅な単価改正や地価の高騰など、用地を買収する社会情勢が一段と厳しくなり、コスモポリスの用地買収も停滞を余儀なくされることになりました。これを打開するため、地元の役員さん及び関係方面との調整を図りながら、昨年2月、単価の見直しと本年4月から分割買収方式の導入を行い、鋭意交渉を重ねてまいったところであります。

その結果、現在の用地集約状況は、契約済み者127件、契約面積37万341㎡、国土法届け出者は18件、面積が4万6,870㎡となり、この両者を合計いたしますと、地権者数145件、割合にして74.4%、面積で41万7,217㎡、割合にして62.3%となっております。さらに、分割買収に応じていただいた地権者が12件、面積で3万5,043㎡、割合として5.2%となっております。これを総合いたしますと、用地集約率はおおむね68%に達しております。今後の見通しといたしましては、都市計画決定の手续と並行しながら一層の用地買収を図るため、粘り強く用地買収交渉を継続してまいりたいと考えております。

次に、お示しのコスモポリス計画の今後の取り組みでございますが、次のような方針で対処してまいりたいと考えております。

まず1番目には、用地集約につきましては先ほどの説明のとおり、約68%の集約となっております。

ります。今後とも一層粘り強く用地買収交渉を進め、1日も早く70%以上の達成を目指して頑張ってもらいたいと存じております。

2つ目には、同時に事業の具体化を図る一環といたしまして、計画区域を市街化調整区域から市街化区域、用途としては工業専用地域を考えておりますが、それに編入する必要があるため、平成5年度までには都市計画決定ができるよう手続を進めてまいりたいと考えております。

3つ目に、この事業の手法といたしましては、株式会社「いずみコスモポリス」と大阪府中小企業団地開発協会及び分割買収に応じていただいた一部の地権者などが共同いたしまして区画整理組合を設立し、この土地を利用しやすくしたり、道路、公園などの公共施設の整備改善を行い、事業の手法といたしましては、土地区画整理事業により先端産業団地を整備していく考えであります。

今後、こうした諸手続きを経まして、できるだけ早い時期に造成工事に着手できるように努めてまいりたい。また、企業誘致につきましても、計画の趣旨に沿うよう公害のない先端産業の誘致に向けて活動を行い、早くて平成7年度ごろには、企業に対して分譲ができるよう頑張ってもらいたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 市長公室次長（井阪和充君） 続きまして、5点目の国際都市和泉につきましての第1点目、国際化をどのように考えているか、今後の国際都市に対する計画につきまして、担当の秘書課井阪よりお答えを申し上げます。

21世紀に向け国際化、情報化時代を間近に控え、国際化時代の到来は御承知のとおりであります。これらの国際化に伴いまして、地域レベルにおきましても国際交流が進展され、地方公共団体における国際交流施策も多様化してまいっております。しかしながら、多くの自治体では私どもも含めまして、まだ模索の段階であります。

そうした中御承知のとおり、本市も中国南通市とは友好交流を重ねており、今年も南通市の人民対外友好協会や、南通市政府の要人も本市を訪問されました。また、本市からも民間交流といたしまして、昭和63年に和泉市混声合唱団、平成2年に和泉市商工会友好訪問団、また、本年8月には芦部小学校友好訪問団が南通市を訪問いたしております。また、南通市と本市との児童生徒によります日中友好国際児童絵画書道展ではお互いの力作を交換し合い、子供たちの相互の国際交流を深めております。本年10月末には、第3回をコミュニティセンターで開催いたします。

また、迫り来る国際化時代を市民皆さんとともに対応していかなければならないとの考えから、まず、語学の問題に取り組むことといたしまして、市民の皆さんに生きた英語に接していただくため、外国人講師によりまして英会話講座を過去2回行い、今月15日から3回目を開講する予定をしております。いずれにしましても、国際化の波が押し寄せてまいります。これらの事業をより充実発展させ、国際的な友好親善を深め、国際化時代に対応すべく鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 市長公室次長（石本博信君） 職員の語学研修につきまして、人事課石本よりお答えさせていただきます。

御指摘をいただいておりますように国際交流が進められ、職員等の海外研修も行われております。また、今後、本市を訪れる外国人も増えてくるだろうという状況の中でありまして、職員においても一定の語学研修を行い、語学力を身に付けていく必要性については、認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

- 28番（友田博文君） 最初のところからお尋ねをいたしますが、ちょっとわからないんですが、新駅の駅舎というのか、プラットホームは2階になるんですか、3階ですか。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 駅舎は3階でございます。
- 28番（友田博文君） 私も少し調べたんですが、光明池駅はプラットホームが3階、改札口が2階で、一般の道路が1階とすれば、1階から2階まではエレベーターが付いてない。2階の改札口から3階のプラットホームに上がるところは付いているという状況になってますが、身体障害者が道路からプラットホームへ上がるには、大変遠いところにあります。樺駅では中へ入ったら2階がプラットホームで改札口がその上ですので、そのとおりでいいと思います。泉ヶ丘も改札口が上にあり、入り口も改札口のところにありまして、その下にプラットホームがありまして、そこにエレベーターが付いています。

そこで、3階のプラットホームについて特にお願いをしておきたいのは、エレベーターを一般の入り口から改札口は通らなければ行けませんが、2階へ上がり、そこから3階までという格好でエレベーターの設置を何とか考えていただきたい。駅舎の関係については、OTKになるのかわかりませんが、その辺で十分に協議をしていただきたいとお願いをしておきます。

シビックセンターですが、特に新しい町づくりということですので、昨日のあいさつの中で

市長も言っておりましたが、福祉充実ということで弱者に対する施策については、市民の皆さんあるいは市外から来られた皆さんにも、やはり和泉市の副都心づくりは素晴らしいと言われるような、その辺で弱者対策を十分にやってほしい。これからのことですので、余りどうこう言えませんが、和泉市としてもハード、ソフトの両面で考えていただき、十分な施策を發揮していただきたいと思いますので、これはよろしく願いをしておきます。

それから、駐輪場対策では8,000台ということですので、これは十分ではないかと思えます。駐車場の方は確保しているとか、いないとか、ちょっとその辺がはっきりしないんです。駅に行く人に対しては、光明池では2カ所ですか、一般の通勤、通学者用の駐車場があります。その他ダイエーや駅前のビルにも駐車場があります。樺駅でも2カ所ですかあります。泉ヶ丘も何カ所かあります。あそこは特に駐輪場が大きいので十分だと思いますが、この辺について、中央駅の分については、もうひとつははっきりわからなかったんですが、よろしく願いしたいと思えます。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 先ほど、御答弁をさせていただきましたように、基本的には、バス、タクシーなどの公共交通機関を利用してもらうという考え方です。ただ、御指摘のように駅にということですが、送迎の駐車場のことだと思いますが、御存じかと思いますが、大都市圏におきましては、最近、一定の駐車場の確保が困難なため、車を排除するという形になってきております。土地の確保も難しいかと思えますので、できるだけバスやタクシーを利用していただき、あとの送迎を家族の方にしていただく。ただ、シビックセンターの中に具体的な施設が張り付いてきた時点で、その施設にどれだけの駐車場スペースを取らすのかという一定の市の考え方になるかと思えますので、御理解のほどをお願い申し上げます。
- 28番（友田博文君） 駐車場を確保していないということですか。
- 都市整備部次長（田中武郎君） はい。
- 28番（友田博文君） それはちょっと私の考え方と違うと思うんです。そういう考え方でしたら、これからお願いをしたいんです。われわれはカナダ、アメリカ視察をさせていただいたんですが、周辺部には2,000台、3,000台という大きな駐車場を確保しておりますし、これからも確保しようとしているという話でした。なぜかと言えば、冒頭に申し上げましたように、一家で2台、3台という車社会になってきています。車を持たないと生きていけない時代です。そのような中、中央駅が車を排除するということは、とてもこの時代に合った施策とはどうしても考えられません。

そのほかの駐輪場関係もそうですが、泉北鉄道の4駅を見ても、幾ら駐輪場をつくっても、

改札口の近くへ、近くへ自転車やバイクを置く。やはり近いところへ置いて、少しでも早く行きたい、早く帰りたいという意識が働くのです。自転車の場合は8,000台ということですので大方いけると思います。しかし、光明池の周辺を見ても、どこも車で一杯です。その中で車を排除しようにも排除できない。駐輪対策にしても、交通公害課の方で警察や商店街と協力していろいろ努力していただいているにもかかわらず置く。取り締まりをしても、それを止めたらまた置く。いたちごっこでいつも悩んでいる状況です。

和泉中央駅周辺でも車の排除ができれば結構なことだと思いますが、私は100%排除できないと思います。その点では、最後にも駐車場対策を掲げていますが、これからは絶対に駐車場対策が必要になってくる時代です。今のお考えを通すとしたら、私は、ちょっと待ってください、と言いたい。その点、もう一度駐車場対策について再検討をお願いしたいと思いますので、その辺を強く要望しておきます。市長、よろしく願いしておきます。

学園ゾーンについては、先ほどの答弁のように大学誘致については大変素晴らしいものだと考えております。他の県や市では、土地やおカネを出してでも大学を誘致したいというところがたくさんあるそうですが、私たちが聞いているところでは、和泉市ではそういうことは聞いておりません。向こうも、和泉市にそんな土地があるのなら行ってみたいという話があるので、ぜひ進めていく方向だということです。今の話を聞くと、大変前向きにやっけていただいているように思われます。和泉市を活性化するためにも、また、シンクタンクと言うか、頭脳集団が入って来るといことで、これからの和泉市は大きく開けてくると思います。ぜひとも大学誘致については成功をおさめていただきたい。これは私からの大きなお願いでございます。

そこで市長は、この大学誘致についてどのような熱意を持っておられるか、その辺を明確にさせていただきたいのと、先ほども大学誘致についてどのように交渉をしているのかという説明がありましたが、その辺、公表できるのはいつごろになるか、という点についてもお考えをお聞きしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 友田議員さんの大学誘致についての御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

大学誘致につきましては、熱意を持って取り組みをさせていただいております。御指摘のようにいろいろな事柄が考えられるわけでございます。まず、高等教育機関が1つもない本市にとっては、ぜひ高等教育機関を誘致することが、市にとっても、また、市民にとっても大きなプラスになるであろうと考えられます。また、大学においても、熱意を持ってぜひ和泉市に移転をしたいというお申し出もいただいております。開かれた大学として、地元と共存できる大

学に持っていきたいということで、大学の学長、理事長等が私に表明をしていただいております。非常に市民文化と学術が向上するのではないかと期待も持っております。もちろん、他のインパクトも地元にあるかと思いますが、第1にそれが一番ありがたいことだと思っております。

ただ、先ほどの答弁のとおり、公表できるのは本年末ということで御理解を相賜りたい。それまでに先方の大学としては、いろんな学内のコンセンサスを得るため、理事会あるいは教授会あるいは関係機関との協議を進めているところでございます。おおむね順調に推移しているように報告は聞いておりますが、やはり大きな事柄ですので、最終的な先方の返事と相まって本市との具体的な協議に入らせていただくことに相なろうかと存じております。

その意味合いから、あらゆる点で本市としては歓迎を申し上げる姿勢でございまして、先方さんとの今後の詰めということが年末には行われていくという段階を迎えていくであろうと思います。その節には、また、議会と御協議をお願いもしなければならぬ点も幾つかあるのではないかと、このように思います。ただ、やはりまず、先方の腰を決めていただき、本市との本格的な協議に入るという推移をさせていただくであろうと思いますので、どこの大学かの公表は、そうした事柄とも相まって年末まで御猶予をいただければ先方のはっきりした答えが出てまいりと思います。私達も熱意を持って歓迎をいたしたい。

先ほどの答弁にもありましたように、これからの児童生徒の減少傾向の社会情勢の中では、新しい短大も含めた大学については、文部省は認可を制約していくことになろうかと思っておりますので、大学誘致という言葉は簡単ですが、なかなか難しいと思います。今の大学誘致の話を置いて、ほかには恐らくないのではないかと考えている折からでございますので、熱意を持って和泉市の学術文化の向上のため、高等教育機関の誘致、大学の誘致に当たってまいりたいと思いますので、ひとつよろしく御理解をいただきたい。正式なものが出てまいりました暁には、議会の皆さん方とも協議して受け入れ体制その他について御審議を相賜らなければならないことであろうと思います。その節はよろしくお願いを申し上げ、現状における私の決意だけを申し上げて御答弁に代えさせていただきたいと思っております。

- 28番（友田博文君） 市長から大変熱意を持っているという答弁をいただきました。こういう大学誘致というのは、他の県や市でも土地を提供しても、おカネを出しても来てくれないという話をよく聞きます。和泉市は、その立地条件に当てはまる面も多いと思っておりますが、和泉市に来ることについて市の名声も上がり、また、市民にとっても大変ありがたいことだと思っております。大学についてもいろんな問題が多いかと思っておりますが、できる限り和泉市がある程度

投資と言うか、税制面での優遇と言うか、いろいろの面でも努力していただき、ぜひ和泉市に来ていただけるよう、市長も選挙に立つわけですが、それを大きな政策の1つとして挙げてほしいと思いますので、よろしく願いをしておきます。

それから、ふるさと創生事業ですが、大変御苦勞をおかけしていることは私も十分存じております。暑いさなか、山の方へ何回も行っていただき、地元の地権者や地域の町会、自治会の方々とも努力していただき、いい方向で働いていることは、本当にこの場をお借りして敬意を表します。地域の皆さん方もいつできるのか、と心待ちにしております。また、市民の皆さんもどんなものができるのか、早くできたらいいのにな、と期待もしておりますので、一層力を入れていただき、なるべく早くふるさと創生事業を完成していただくようお願いをしておきます。

次に、公園緑化でございますけれども、和泉中央線をシンボル道路として考えていきたいということで市の楠を植えるということですが、現在、和泉市の市道の中で緑道というのはあるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えいたします。
緑道は、光明台あるいは一部緑ヶ丘にも若干ございます。
- 28番（友田博文君） 先ほど、歩道の幅が4.5～6mあるということで楠を植えるんだということだと思いましたが、そういうことですか。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 一応、和泉市の中心的な道路でございます、幅員が非常に広く延長も4kmということから、ひとつ緑豊かな木を植えようということで、市の木である楠を選んだわけでございます。この楠は樹勢が強く、病虫害に対しても非常に強い木で街路樹にも適しているということもございます。しかし、幅員が狭いところでは、根の張りの関係で支障があるということです。他市の例を見ても、歩道の幅員が4m以上のところに植えているという実態等から、和泉中央線の歩道が4.5～6mでございますので決定しているということでございます。
- 28番（友田博文君） 楠を植えるというのは大変いいことだと思います。ただ、なぜそういうことを聞いたかと言いますと、楠は非常に大きくなるんです。この前もどこかでせっかく植樹したのに伐採したということがありましたね。せっかく植樹をしたのに伐採することのないようお願いをしたいと思います。和泉中央線をシンボル道路と位置付け、新しい副都心あるいは大都心になるかもわかりませんが、やはり絵になるような道路にしていいただきたい。あれだけ緑を伐採したわけですから、できれば公園か道路かとなります。これだけ広い歩道を持っ

ておりますので、大きな楠を植えても大丈夫だろうと思います。これから20年、30年後にどのぐらい大きな木になるかわかりませんが、それほど大きな木に成長し、和泉市のシンボル道路ですので、よそから来られてその道路やま町の景観を見て、これは絵になる道路やな、と言われることを想像しているんです。

私は以前、楠を公園課の方で見てもらった経緯があるんですが、年数がたてば無茶苦茶に大きくなるんです。その点では、どの辺までのことを考えているのか。せっかく植えても余り大きくなってきたので切らなくてはしょうがないということでは困ると思うんです。根についても家のそばまで張っていくかもわかりません。そのような意味で、これは同じ植えるのなら50年、100年先を考えた計画を持ってやっていただきたい。楠と一概に言いますが、私の近くでは、大人が3人ぐ癪手を回しても回らないぐらい大きな楠があります。そのようなことも考えていただきたい。せっかく植えたのに切らなくてはしょうがないということではいけない。やはり計画性を持ってやっていただきたい。

また、道路に植樹をするといっても、下を掘って改良して植樹に適したようにして植えるのか、それとも、根土のままのところへ植えるのか、その点でも大きな違いがありますので、合わせて聞いておきたいと思います。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） お答え申し上げます。

確かに楠は、大変大きくなる性質の木でございます。松尾寺にある楠などは、樹齢600年とも800年とも聞いております。和泉中央線についてはメインのシンボリックな道路ということでいろいろ検討する中では、確かに枝がかなり張ります。これは剪定等である程度調整はできませんので、剪定等に十分配慮していきたい。また、根の張ることによる地下埋設物等に対する影響でございますが、下水管などが漏水をしますと、楠に限らず、市内で植樹をしてあるところでも、根が張って家の方に侵入している、あるいは歩道が少しめくれ上がっているケースを調べてみますと、地下埋の配水管から漏水し、その漏水しているところへ根が張っていくという実態になっております。楠についても、そのような地下埋の漏水によってそういうことも考えられますので、そこらは十分気を付けながらやりたい。

また、植樹をする際、土質、土壌によって大きく成育が変わります。和泉市の場合、和泉市は大阪層群と言って余り土質がよくないと言われますので、植えるときにはやや大きめの穴を掘り、真土に肥料あるいは枯葉等を混ぜて客土をしてから植えるということを考えているところでございます。

○ 28番（友田博文君） 楠でやるということですが、われわれはあと何年生きるかわかりませ

んが、せっかく植えたものを切らないように計画性を持ってお願いしたいと思います。

次に、コスモポリスですが、買収が非常に進んで結構なことだと思います。職員の皆さん、地域の役員の方には大変御苦勞をおかけしていることと思います。われわれもできるだけ早い機会にコスモポリスができればええのにな、といつも念願をしているわけでございます。市長におかれましても、このコスモポリスによって和泉市の産業基盤が確立できるよう力を入れておられることと思います。

そのような中では、第1回の都市計画決定が平成2年度ぐらいになっていたと思いますが、それが平成5年度をめどということになったということです。また、買収が68%強ということではほとんど事業化のめどがついてきたことと思います。それに合わせて市街化区域の設定とも考えておられるようです。特にこの前の視察でハイテク産業の博物館というようなものも見てきましたが、これらかのハイテク関係はどうかな、と疑問も持っているんです。そのような中、企業誘致は大変難しい問題だと思います。だから、ぜひ早く手がけた方が勝ちではないか。和泉市をよくしようと思えば、なるべく早くしなければいけないと考えております。

そのような中、企業への分譲は平成3年度となっておりますが、今は5年度以降になってます。これについてもそろそろ進めないかんのじゃないか。今、合わせてやっていかないと、造成等が完成してそれからしていくとなると、臨空タウンなどへ企業が流れて行くという話も出てきます。その辺のところについては、どういう状況の推移を計画されているのかをお聞きしたいと同時に、区画整理組合というのはいつごろしたのか、私は聞いてませんので、その点もお伺いをしたいと思います。

○ 市長公室次長（山下喬三君） コスモポリス山下がお答え申し上げます。

企業誘致につきましては、先生がおっしゃるとおり早くからPRをし、分譲を開始した方がよいとは思いますが、現在、用地買収中ですので、ある程度の用地集約ができ、また、都市計画決定ができた暁に具体的に企業さんと話をしていきたいと考えております。現在、和泉コスモポリスについての問い合わせやパンフレット等を求めに来られる企業は百数十社ございますが、その中でも非常に熱心な企業も数社ございますが、まだ具体的な話には入っていないというのが現状でございます。

それから、区画整理という話がございましたが、区画整理につきましては、われわれは平成3年2月の開発特別委員会の席上でも、この用地買収の方法として分割買収方式を取り入れていきたい、という御説明も申し上げます。その分割買収方式がイコール区画整理事業だという御説明もいたしました。以前にも事業の手法としては、先行買収型の区画整理事業の手法を

取り入れていくという御説明もさせていただきましたが、100%の用地買収が不可能だという結論に達した中で分割買収方式という方法を導入、組合員として株式会社いずみコスモポリス、大阪府中小企業団地開発協会、それと、分割買収に応じていただいた権利者が共同で区画整理を行うという手法を考えております。御理解願いたいと思います。

- 28番(友田博文君) 買収をしてから企業誘致となると、買収があらかた決まり、市街化区域のめどがついてきたということと相反することではないか。私たちは直接やっているものではないので、口先だけで言うのも語弊がありますが、やはり物事は先へ先へと考えていかなければいけないと思います。今からその方向で考えていっても遅くはないと考えますので、その辺は十分に検討していただきたいと思います。

区画整理については全く聞いておりません。2月の開発特別委員会で報告したということですが、一般の議員さんには回してもらってますか。

- 市長公室次長(山下喬三君) 定款とか区画整理の具体的な内容につきましては、まだはっきりと煮詰まっております。一応、叩き台という形のものではできておりますが、それはまだ公表する段階ではございません。また、区画整理の正式な事業計画ができ上がった暁には、議員皆様方にお示しをさせていただきたいと思います。これにつきましては、おおむね平成4年3月ごろまでには、その計画案をまとめていきたいと考えてございます。

- 28番(友田博文君) 現在、区画整理方式を考えて買収しているということは、それだけのものがなければおかしいではないですか。

- 市長公室次長(山下喬三君) 先ほども申し上げましたとおり、当初、全面買収という形で進んでおりましたが、やはり計画区域内には、コスモポリスに土地を全部売ってしまうと全然なくなるという方もございまして、計画区域内に整形された工業団地の中の土地の一部もほしいという権利者がございました。そういうことを考慮した中で分割買収方式を取り入れたわけでございます。一般の権利者も参画するような区画整理の組合方式という形を取り入れていくということでございます。

以前のコスモポリスについて平成元年度には、一応、事業の手法として区画整理ということも考えておりました。府の補助金をもらいながら、一応の叩き台としての素案というものはつくっておりますが、それはあくまでも計画区域も決定していない中でつくったものでございますので、公表するまでには至っていないという現状でございます。御理解願いたいと思います。

- 28番(友田博文君) 私は特別委員ではないが、その連絡はもらってないですな。
- 市長公室次長(山下喬三君) 特別委員会の席上では、事業実施の手法といたしまして組合

方式の区画整理事業手法をもって進めていきたいという内容で御説明を申し上げております。

○ 28番(友田博文君) これは大事なことだと思います。われわれもやはり地権者の方々から、どうなっているんや、と聞かれることが多いんです。私が知らんのが悪いのかしりませんが、こういうことをする、という連絡してくれるのがと当たり前やないですか。

○ 市長公室理事(稲田順三君) 稲田からお答え申し上げます。

分割買収に踏み込み、そして、地権者の方々の御了解をいただいて事業を進めてまいったということでございます。これからどう進めていくかと言いますと、いわゆる分割買収に応じていただいた方々に対しまして、設立準備会という組織をつくらせていただき、その中で定款とかもろもろの条件について御説明を申し上げていく。その設立準備会については、一定の用地集約率をより高める中、そういうことをしていきたいということでございますので、今後、そういう定款等についてでき上がってまいりましたときには十分に御説明を申し上げ、御了解も得ていきたいと思っております。今後の問題として御了解を賜りたいと思っております。

○ 28番(友田博文君) 私が言いたいのは、実質的に分割買収をしているんでしょう。そういう格好ですのなら、そういう格好ですということをおどもは知らなければいけないし、また、知らせてくれないといけないと思います。私たちにはいろんな市民さんが付いているわけですからね。何も知らんというわけにはいきません。これは大事なことですからね。買収のときに何倍か知りませんが上げたということは知りましたが、今回の買収方式が変更になったというような大きなことは、先に教えていただきたいと思っております。私が聞いてないのが悪いのかも知りませんが、その辺はきちんと先に教えていただきたいと思っております。

皆さん方が努力してこういう格好で相当事業が進捗しているのは非常にありがたいんですが、やはり先に知らされてないのは困ります。その点では、やはり特別委員会で説明したということで委員の方々には言うても、他の議員さんが知ってるのかどうか知りませんが、私は聞いておりません。今後は、どういうことになっているかということをご教示いただかないと困ります。後で内容について教えてください。一応、これは終わります。

次に、国際都市和泉ですが、模索している段階だということです。私も国際都市とはどんなものかと言われると、ちょっとかわからないというのが実態です。そのような中で、南通市との交流を深められていることは大変結構なことだと思います。

また、生きた英会話ということをおっしゃっていただきましたが、私たちがカナダ、アメリカを訪問して来て英会話は大事なことやなと痛感をいたしました。多少のことは言えても、相手の言うことが全くわからないということで困ってしまいました。これからは生きた英会話を推進して

いため、国際交流協会を通じてそういう方向でいろんな場所でやっていただきたい。私も一度講演を聞いたことがあります、いろんな国の人に講演をしていただくようにすれば、国際化というものはどういふものか、皆さん方にわかっていただけるんじゃないか。また、それがこれからの国際化の波に乗っていけるんじゃないかと思います。国際交流協会については、予算も付けてどんどんやっていただきたいとお願いをしておきます。

次に、職員の語学研修ですが、毎年、アメリカとかいろんな国へ職員さんが視察に行っているとありますが、その中で困るのが語学だと思います。やはり一番基本になるのは、世界の共通語である英会話だと思います。それから入っていかないとしようがないという感じがします。ここに、「国際化に対応できる窓口」ということで英会話研修のことが新聞にも載っています。市長もよく国際化、国際化と叫んでおられます。また、近畿自動車道が開通し、国際空港が開港されますと、どんどん和泉市にも国際化の波が押し寄せてくると思います。

また、外国人労働者にしても、今、東京や名古屋方面は満杯になり、大阪に向けてどんどん入って来ているという話も聞いております。国際化と言っても一概に言えません。いろんな難しい問題も抱えていると思いますが、その中で一定の窓口業務の場所では最低の英会話は必要じゃないか。英会話のできる方もおるとは思いますが、これからの市民行政の中での国際化という点では、職員の皆さん方にいろいろ研修を積み重ねていただきたいと考えます。先ほどの御答弁のようにひとつ早い機会にそういう方向で取り組んでいただけるようお願いをしておきたいと思います。

最後に、駐車場対策ですが、先ほどのトリヴェール和泉の駅前も含めまして、市長、パチンコ屋を見てください。本当に不思議なぐらいその店の周辺には車がほとんど止まっておりません。これは法律で規制するとか行政指導をした結果、それだけのものを確保しないとパチンコ屋ができないということでああいう格好になっているんです。

私、今日、朝から和泉中央線を走ってきました。病院の前あたりは両側にずらっと車が並んでいます。今度、病院の前から新しい道路が開通するとあの辺がどうなっていくか、大変心配をしております。また、光明池駅の付近も車の駐停車で一杯です。そのような状況の中、これからの都市の問題点は駐車場だろうと思います。それに先駆けて摂津市では、20%の補助金を出すとかでやっておりますし、その他豊中市や大阪市を初めいろんな市で駐車場問題に取り組んでおります。和泉市におきましても新しい都市づくり、新しいものができる場合、きちんと駐車場を確保しておかなければならないと思います。

一家に2台、3台の車を持つ時代です。中央丘陵で1台のスペースを確保しても、次の1台

は道路へ放っとうかとなっていきます。光明池周辺でも、1台目の車は家の中に置いてますが、道路に放ってあるのは2台目です。全然ないところに比べれば、1台の場所でも確保できるのはありがたいことですが、車と現代生活は切っても切り離せない状況でございます。その辺では、これからの行政の中で駐車場問題に真剣に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

これで終わります。

○ 議長（穴瀬克己君） 友田博文君の質問が終わりました。

続いて、25番・天堀 博君。

（25番・天堀 博君登壇）

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。通告順に従いまして、質問の要旨を説明いたします。

まず第1点目は、同和行政についてであります。これは来年春、今の法律の期限が切れるわけではありますが、和泉市は20年を超える年月をかけまして同和対策事業を行ってまいりました。この間、建設事業などのハード面では、今年度を含めて700億円を超える事業を行ってきたわけであります。また、ソフト面を含めた事業は膨大なものになります。池田市長、あなたは昭和50年12月に市長就任以来16年でありますから、同和事業実施期間のうちの約4分の3を担当しているということになります。年間50億円から70億円の同和経費を毎年のように投入をしてまいりました。同和問題解決、そして、差別解消の現状、到達点は、あなたの責任であることは、あなたがこの間、かかわってきた期間あるいは投入した財源、そして、実施をしてきた内容から見ましても、今さら言うまでもないことでもあります。

この間の同和事業に対するあなたの政治姿勢は、わが日本共産党議員団が今までから再三、指摘をしてきましたように、市民だれもが納得できる公正で民主的な同和事業とはほど違いものになっております。現状は、解放同盟の言いなりになり、窓口一本化による同和行政の独占的管理や、差別と闘う子供をつくろうとする偏向解放教育のしつけが、不公正な逆差別、逆格差の温存、助長、地域内では意見の異なる者の排除という状況であると言わざるを得ません。

しかし、こうした不公正な同和行政に対して和泉市民あるいは大阪府民、国民の批判が当然のこととして強くなっております。その結果として、国の方でもその是正を地対協の意見具申や啓発指針、そして、本年2月6日の各省庁からのお願いなどによって示されているとおりであります。しかし、市長はこれらの通達やその他の文書に対しまして、今まで本議会での答弁

でも、国の考え方に対しては私も意見がある、あるいはそれらは通達であって法律ではないから従う必要はない、ということで無視し続けております。本年3月議会でも法期限を前にして、市長の基本的な姿勢を聞かせていただきましたが、何ら反省もなかったと理解をしております。

そこで、改めて市長の考えや現状について質問をさせていただきます。

まず、同和問題の1点目ではありますが、市長はハード面、いわゆる建設事業などではありますが、3月の議会でも法期限内あるいは今年度中に実現を図りたい、という答弁でありましたが、現時点でその見通しがついたのかどうか、確認をしたいと思います。

2点目は、国からの通達など対しまして、先ほども言いましたように、現在でも以前からの答弁のように従う必要はないもの、という判断をされているのかどうか、この点についても確認をさせていただきます。

3点目は、市長は、差別問題の現状をどう認識されているのかということであります。最近、私どもからのこういう問題に対する答弁を調べて見ますと、市長は、差別には女性差別あるいは人種差別などその他の問題もあるので、というふうに全体的な差別論で答弁をされておりますが、今回は、部落差別の現状認識についてお答えを願いたいと思います。

解放同盟はこの点につきましては、部落差別は固定化され、拡大再生産されているという認識に立っておりますが、市長は、この部落差別は増大しているのか、あるいは減少しているのか、どう認識しているのかについてお伺いをいたします。

4点目は、個人給付や啓発などを含めたソフト面についてであります。本年3月の議会でも市長は、心理面で息長く続けていかなければならない、と答弁をしております。部落差別解消を遠い将来に追いやるような感じではありますが、市長は、部落差別の解消を真に実現をする、そういうときは、どのような状態になったときだと考えておられますか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

次は、住民本位の町づくりについてであります。

まず、中央丘陵開発については、一部、先ほど友田議員さんからも質問がありましたが、前回第2回定例会で私どもの猪尾議員が質問をいたしまして、一定の答弁が出ております分であります。来春の町開きを控えまして、また、今後の町づくりの点からも重要な問題でありますので、再度、質問をさせていただきたいと思います。

特に中央丘陵への開発関連施設についてであります。私どもが市民さんから聞かれるのは、中央丘陵いわゆるトリヴェール和泉の中でいろんな公共公益施設、市民さんはそういうふうには言いませんが、例えば図書館とか文化会館などは、既にどこそこに配置をするかということ

が決まっているかのように思っておられます。しかし、これは前回の猪尾議員の質問に対する答弁でも全くそういうものは決まっていないということでもあります。それどころか現在、それぞれの課からの要望のまとめを行っている段階だという程度であります。来春、町開きが行われるわけですが、短期にすべてが充実し完成をするわけではありません。それなりに一定の年月がかかるものであります。しかし、今からその点についての基本的な考え方をしっかり持っていかなければ、行政が後追いになっていくことは間違いありません。

先ほどの質問の中でもいわゆる駐車場問題が出ておりますが、シビックセンター内における公共公益施設に対する駐車場についてもどう張り付けるか、そういうものについてどれだけの必要があるかの検討をしていくようになるだろうということでもあります。全くおこなわれているとしか言いようがありません。前議会の答弁では、整備事業委員会の下部組織としての専門委員会で市の具体的な煮詰めを行っているということでありましたが、その後、どのような内容で、どの程度のところまでできているのか、お答えを願いたいと思います。

住民本位の町づくりについての2点目ですが、開発指導要綱等に基づきたいわゆる市への収入であります。当然寄付金やその他の寄付金、財産処分等によって蓄積されたおカネが現在、60億円前後になっていますが、この辺の使い道について改めてお聞かせを願いたいと思います。

本年第1回定例会の補正予算の議案審議で、当時、総務部の大塚理事の方から、この基金の使い道についての私の質問に対する答弁がありました。この答弁の主な内容ですが、公共施設整備基金でありますので、広く一般の公共施設整備に充当するという趣旨になっている。しかし今後、本市で予想される公共投資のうちで大きなものとして公共下水道整備事業があり、一方、債務負担行為等による用地の買い戻し等にかかなりの費用が要るので、そういうものに使っていかなくてはならない、そういう使い道があるという答弁をされております。

しかし、今さら言うまでもありませんが、それぞれにつきましては、それぞれの受益者あるいは加入者負担や国、府からの補助金等の財政的なルールに従って事業が起こされていくものであります。今までの債務負担行為についても、それらの支払いに基金が大量に使われてはいないわけですし、用地の買い戻しなどについても一時に大金がいるわけではなく、その目的別の補助金や起債によって今後、返還していくわけでありまして、財政的な面では、これらの基金を除く一般会計収入で重点的に賄うことがそのルールであるはずであります。

今日、ここで改めて答弁の1つ1つの具体的なデータでやり取りするつもりはありませんが、基金の使い道やあり方につきましては、それらの要素も含まれております。開発指導要綱やそ

れに準ずるおカネ、財産処分あるいは一般の寄付金等につきましては、全体の町作りの中で使う。例えば道路整備であるとか、これは単なる道路の補修ではなく、いわゆる細街路の整備や幹線道路整備、開発地域と隣接する道路等も含めてであります。そういう道路整備、もちろん、そういうことも含めた秩序ある町づくり、都市基盤整備という点にも使っていくことが重点であると思いますので、その点での考え方をお聞かせ願いたいと思います。

住民本位の町づくりについての3点目は、他に計画されている大規模開発や既存の町についてであります。市長は、コスモポリス、ラーバンライフリゾート、駅前再開発あるいはトリヴェール和泉という4つの大プロジェクトを挙げられておりますが、それらの1つ1つについて今回、深めるつもりはありません。ただ、それらを重点的にやられていこうとされているわけですが、それでは、既存の町づくり、既存の町の形態についてどういうふう考えておられるのか。市長は、調和の取れた町づくりと言われておりますけれども、真に調和の取れた町づくりになっていこうしているのか、この点についてお答え願いたいと思います。

質問の3点目は、都市農業の保全と育成であります。この問題は、今、特に大きな問題となってきております改正された生産緑地法に沿って、市長の言われる都市近郊農業あるいは都市農業の保全と育成に対する姿勢を聞いてみたいと思うわけであります。そこで、この新しい生産力緑地法の目的をどのように理解し、進められようとしているのか、まず、基本的な点についてお聞きをしたいと思います。

以上、通告の説明を終わらせていただきます。

私は市長、あなたと同じ昭和50年12月に市議会に籍を置きました。以来16年間、あなたが行ってきた行政を見てきたわけですが、昨日の開会あいさつで述べられた活力ある人間都市和泉あるいは4つのプロジェクトを中心に調和と活力ある都市づくりとも言われております。また、信念、誠実、実行をモットーとして行政を行ってきたと述べておられますが、この16年間を見る限りでは、果たしてあなたのあいさつどおりの内容であったかどうかについては、疑問を抱かざるを得ないわけであります。今日は、その点から基本的な問題あるいは総括的な面について質問をさせていただきたいと思います。自席での再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 順次、理事者の答弁を願います。
- 同和対策部長（森 利治君） 第1点目の同和行政につきまして、同和対策部森よりお答えを申し上げます。

まず、第1点目のハード面の事業の見通しでございますが、これにつきましては御指摘がございましたように、地対財特法が来年3月期限切れを控えております。この環境改善整備事業

につきましては、法期限内あるいは今年度内に完成すべく全力を挙げて取り組んでいるところでございます。中でも特に改良住宅計画戸数1,642戸につきましては、市議会の皆様方を初め地元住民権利者その他国、府等の御協力、御理解をいただき、おかげをもちまして今年度内に完成の見通しが立っておりますところでございまして、深く感謝を申し上げる次第であります。しかし、その他の事業につきましては、早期完成を目指しまして鋭意努力をいたしておるところでございますが、一部は4年度以降で対処せざるを得ない状況にあるわけでございまして、今後ともその完成に向けましてより一層努力をしまいたい、かように存じております。

2点目の国からの文書を初め地对協の意見具申が61年12月、啓発指針が62年3月、11省庁の局長、部長からの文書が本年2月ということを出されておりますが、これについてお答え申し上げますが、この文書については、国における同和对策審議会の答申の理念に基づき各種の立法措置がされ、国、府の指導援助を受けながら事業を実施してきたところでございまして、特に大規模対象地域を有する本市では、事業は一定の進捗を見ているものの、なお法期限内に処理でき得ない事業が生じる状況下にあります。これの解消に向けての施策はなお必要であるとの認識のもとにおきまして、当初の理念に沿った一貫した施策が必要であると考えているところでございます。国からの通知あるいは文書等々は尊重しつつも、府の指導のもと、本市の実情に即した施策が必要であると考えているところでございます。

3点目の差別問題の現状認識と申しましょうか、現状の問題でございますが、本市における差別事象は沈静化はしているものの、さきにも実施をいたしました市民人権意識調査結果においても、「部落差別がある」と答えた方が59.7%の高率になっております。また、府内における差別事件は、平成2年度が330件となっており、ここ数年来、発生件数はほぼ横ばいで減る傾向は見えず、差別発言、落書、投書等あらゆる方法で行われておりまして、内容は陰險、悪質化しているところでございます。とりわけ最近、パソコンとアマチュア無線とを接続したパケット通信という方法によりまして、被差別部落の名前と所在地等を一覧表にしたもの、あるいは悪質な文書などの差別通信が発生しており、意図的であり、専門的分野での差別事象として非常に危険な傾向を示しているところでございます。

このような現状のもと、同和問題を正しく理解、認識していただくべくあらゆる差別解消に向け、本市におきましても平成2年度に人権啓発室を設置し、積極的に人権啓発に取り組んでいるところであります。一方、人推協を中心として全市民を対象に人権市民の集いあるいは校区研修会を強力に推進願っているところであります。今後とも啓発、研修の充実、強化等に積極的に推進してまいり所存であります。

次に、どういう状態で差別解消と言うかという、目標と言うか位置付けでございますが、これにつきましては、本市といたしましては、差別のない明るい町づくりを目指して市政運営を行っているところでございます。特に御指摘の心理的差別という問題は、市民1人1人の心の問題であり、非常に難しい問題であります。先ほども申し上げましたとおり、人権意識調査からも高い差別意識の結果が出ていることであり、また、部落差別を初めあらゆる差別が悪質化している状況におきまして、行政の責務としてきめ細かい研修や啓発、啓蒙活動を積極的に取り組んでまいりたいと存じます。また、差別助長の一因とも考えられる劣悪な社会環境の改善に向けても対処してまいりたいと存じておるところでございます。今後とも同和事業の推進に最善の努力を図ってまいり所存でありますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 住民本位の町づくりの第1点目、中央丘陵への開発関連施設について、都市整備田中から御答弁申し上げます。

本市の総合計画で副都心と位置付けられております新駅周辺のシビックセンターの施設計画につきましては、現在、施主である住宅・都市整備公団が公団なりに案を検討中であり、公団と市で協議を進めることとなっております。中でも副都心に関連する公益施設の計画につきましては、昨年来、公団と必要な施設の項目について協議を重ね一定の整理をされたものの、市内部でも規模、内容について原課で煮詰めを行い、一定の整理の方向付けを行っていく必要があります。現在、関係原課に対し規模、内容、建設事業費、補助金の制度、補助採択のめど等調書の提出を求め、取りまとめを行っているところでございます。

今後の方針といたしましては、前の議会で御答弁を申し上げましたとおり、トリヴェール和泉の開発に関し、市の基本的な方針を検討する和泉市中央丘陵整備事業計画委員会の下部組織として関係各課長で構成する専門委員会において、財政面を含め施設の必要性について十分検討を繰り返し、計画委員会に諮り、市の方針を決めていく方向であります。それと合わせて公団との煮詰めを行うこととなります。

しかしながら、公益施設立地計画に当たり単にトリヴェール和泉シビックセンター内立地計画の考え方だけでなく、市全体をにらみながら施設立地を検討する必要があると考えられます。従いまして今後は、専門委員会での煮詰めと合わせ、市全体で取り組むもの、その中でトリヴェール和泉で取り組むものの整理振り分けをしながら進めたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 2点目の2番の公共施設整備基金のあり方、使途につきまして、財政課阪より御答弁させていただきます。

この使途についての基本的な考え方といたしましては、前回の議会でも答弁させていただきましたとおり、広く市内一円の公共施設整備事業の充当財源に使用しているところであり、今日もそのような考え方で行っているところでございます。

それと合わせまして、公共下水道事業並びに債務負担行為による都市計画事業等についても、事業自身が都市基盤整備の重点的な課題の1つであるという点で答弁させていただいたところでありまして、その辺の趣旨について御理解をいただきたいと思っております。

現在、本市を取り巻く情勢につきましては、関西新空港の開港を間近に控え、関連事業が相当進んでまいっているところでございます。本市といたしましても、4大プロジェクトを基本に都市基盤整備と秩序ある町づくりに取り組んでいるところであり、今後、あらゆる公共公益施設等生活関連や福祉、教育、文化、スポーツ等の需要がますます高まってきようかと認識しているところでございます。従いまして、公共施設整備基金の今後の使途についても、基金には限界がありますが有効に活用し、広く公共公益施設整備に充当してまいりたく考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 2点目の住民本市の町づくりの3点目、他の大規模開発や既存の町について、稲田よりお答え申し上げます。

本市の町づくりを考えてまいる場合、まず、基本指針となりますのは、本市の第2次総合計画であろうかと考えております。その町づくりの理念は御案内のとおり、調和と活力ある人間都市和泉であります。市長以下、われわれ職員といたしましても、この理念に少しでも和泉市を近付けるべく、それぞれの所管において努力を傾注している次第であります。

将来を見通した場合の町づくりの中では、都市の根幹を形成する広域幹線及び都市幹線道路の整備が、特に和泉市の場合は重要であろうかと考えるところであります。このような観点から市域全体を眺めると、例えば松原泉大津線の側道が本市域では既に全線が開通し、また、大阪岸和田南海線も府道父鬼和気線から岸和田市との境界までにつきましては既に完成しており、磯之上山直線にももうすぐ直結できるなど、徐々にではありますが、交通の利便性の向上も図られてきております。また、国土軸に直結いたします広域幹線道路につきましては、今後とも国、府に対しまして強力をお願い申し上げ、要望してまいりたいと考えているところであります。特に本市の関連事業となっております和泉中央線、光明池春木線など都市幹線道路の

早期整備に力点を置いてまいりたいと考えております。

また、既存の町への大規模マンション建設等による道路環境の悪化の改善など、周辺整備にも取り組んでまいらなければならない問題でありまして、今後、関係セクションと十分協議検討を行いまして、可能なところから一定の対応策を考えてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 3点目の改訂生産緑地法施行に沿っての御質問につきまして、計画課中屋より御答弁申し上げます。

まず、このたび改正されました生産緑地法制度の目的及び趣旨でございますが、これにつきましては、都市化の進展に伴います市街化区域内農地における緑地機能等に優れた農地が無秩序に市街化され、生活環境の悪化をもたらし、さらに、計画的な市街化を図る上で支障を生じていること等にかんがみまして、このような農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とされているわけでございます。

また一方、市街化区域内農地につきましては、大都市地域を中心として住宅地の供給が逼迫している現状等にかんがみ、その積極的な活用による住宅地供給の促進を図ることが求められております。この中で宅地化するものと保全するものとの区分を明確化し、それぞれの区分に応じた都市計画上の措置を講じることが必要とされたわけでございます。このため保全する農地等につきましてはその緑地機能を積極的に評価し、より計画的、永続的な保全を図ることによりまして、農林漁業と調和した良好な都市環境を保全するため、このたび、見直し改正が行われたものと理解をいたしております。

なお、生産緑地のこれからの指定等の作業につきましては、本市の都市計画区域における土地利用の方針あるいは公園緑地その他の公共用地の整備の現状及び将来の見通し並びに和泉市における市街化区域内農地等の実情を勘案し、生産緑地は、いわゆる営農行為等によりまして初めて緑地機能を発揮する農地等の性格から、農地所有者等の営農等の継続を前提といたしまして、農地所有者等の意向を十分尊重いたしました上で作業に取り組んでいきたい、このようなことでございます。

以上でございます。

○ 議長（穴瀬克己君） 質問の途中ではありますが、再質問は午後をお願いをいたしまして、ここで、お昼のため午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時55分休憩）

○

(午後1時00分再開)

- 議長(穴瀬克己君) 午前に引き続き、一般質問を行います。

天堀議員の再質問を願います。

- 25番(天堀 博君) まず、第1点目の同和問題について、ハード面を中心とした事業の進捗状況ですが、年度内に見通しがつくかどうかということにつきまして、改良住宅などは完成するが、その他の幾つかの事業は残るということです。そこで、何がどの程度残るのかという点についてお答え願いたいと思います。

- 同和対策部長(森 利治君) お答え申し上げます。

残事業の関係でございますが、特に主な事業といたしましては、道路事業とこれに関連いたします下水道事業ということになるかと思えます。もちろん、改良事業でやっております不良住宅の買収は残るのではないかと思います。不良住宅の買収については、当初の基本計画に対して約85%の消化になっております。われわれが重点事業と申しているわけですが、法期限を迎えまして、3年度に重点事業という位置付けで実施しております内容に対しては、約95%の消化になっております。

なお、改良事業と一体で整備をしております改良関係の道路整備につきましては、基本計画に対して約75%、重点事業に対して85.6%の進捗率になっております。道路課で担当しております道路事業につきましては、基本計画に対して約49%、重点事業に対して約64%の進捗率になっておまして、大きなものとしては、これら不良住宅の買収と道路整備、付随する下水道整備事業と考えております。

- 25番(天堀 博君) 言われるように残りますね。それぞれの割合を言われましたが、残った分については法期限後、どういうふうになされるようになっているんですか。

- 同和対策部長(森 利治君) 御指摘のとおり、本年度内にすべて消化をできるということではありません。一定、4年度以降に繰り越すと申し上げましたが、4年度以降におきましても従来同様、不良住宅や道路、下水道整備につきましては対応してまいりたい。現在、われわれといたしましては、地対財特法が来年3月末で期限が切れる中、国に対しましては、従来同様の補助制度と申しますか、財政面を含めた特別措置を講じていただくべく働きかけを行っているわけでございます。そうした状況も踏まえまして、何とか事業の完了に向けて努力していきたい、かように考えているところでございます。

- 25番(天堀 博君) 残るということですが、従来同様の特別措置が得られない場合、一般

施策としてやっていくことになるわけですね。

- 同和対策部長（森 利治君） 不良住宅の買収につきましては改良事業で実施しておりますので、今後、どういうふうに対処していくか、改良事業部を中心として地元等も含め、今後の事業進捗について鋭意協議中でございます。その他の事業につきましては、途中で事業を終結するわけにはまいりません。例えば万が一、特別措置の制度が国の方でとられない場合においても、従来同様、市の責任において事業を実施してまいりたいと考えております。
- 25番（天堀 博君） 一応、中身というか、今後の方向付けをどう見ているかということの確認だけをしておきたいと思います。

2番目の国からの通達その他が出ていることについてお聞きをしたんですが、これについても従来の考え方と余り相違がないわけです。私自身も今年の2月6日付で出された11省庁から文書、同対部その他に言わせれば通達ではない、ということですが、確かに通達とは書かれておりません。「地域改善対策の実施及び適正化について」ということでいろいろ書かれております。「関係施策の見直し及び事業運営の適正化に積極的に取り組まれるようお願いをする」というものです。これは府の方に来ておりますので、「この旨各市町村に対して適切な指導をされるよう格段の御配慮をお願いする」となっておりますので、言わば通達のようなものであります。

中身についてはいろいろ書かれております。地対財特法の施行通達の趣旨に沿った事業運営の適性化等に努力されたい、あるいは地方公共団体が独自に実施している事業は、一般施策との均衡について十分配慮されたい、さらには、個人給付的の事業についても、同和関係者の自立向上に役立つものに限定して行うべき、あるいは一部そういうことの中でも関係行政機関以外で審査していると考えられるところも見受けられる。さらには、隣保館など公共施設の運営についても、特定の運動団体に独占的に利用されているなどの批判が生じないよう公正な運営に努めることを求めている、などです。

これはいわゆる地対財特法を施行するために通達を出したが、それがどうもうまく各市町村で行われていない、通達のとおりなのがされていないということで、改めてこういうものが出されてきたわけであります。言わば、法律の趣旨に沿ってやりなさい、というものでありまして、当然、守るべきものだと考えます。これは今までも何度かこの辺についてもやり取りをしてきましたが、こういう通達とか、先ほど、少し紹介をしました通達に準ずるようなものとしてのお願いとかの文書については、従前から従うとは言っていない。それで受けとめ方にそれぞれ違いがあるわけですが、他の国からのいろんな通達が出されたときは、市としてどうい

ふうを受けとめておられるのか、いわゆる是々非々主義でやっているのかどうか。

○ 同和对策部長（森 利治君） 今回の文書につきましては、通達という位置付けには至っておらないわけです。国からいろんな文書が参るわけですが、これは通達という位置付けの議論になるかと思えます。一応、国としては、こういう法律に基づいての処理、扱い、業務上の運営についてこうしなさい、という通達の場合は、比較的それに準じた形で対応するケースが多いのではないかと考えます。今回のような啓発指針とか11省庁からの文書のように一応、こういう格好で取り扱いを願いたい、というものについては、各自治体としても一定、地元の実情なり意見等もありますので、一定の自治体の意見を申し上げまして、それぞれ自治体がそれぞれに対応していくことになるのではなかろうかと考えております。

○ 25番（天堀 博君） これは今までから余り変わらないんですが、いわゆるこういうことについては、都合よくそういう解釈の仕方をするということで身勝手だと思います。われわれも政府の通達にすべて従わなければならないとは考えておりません。地方自治体ですからね。しかし、全国的にいろんな問題が発生する中で、啓発指針とかいろんな通達あるいは今回のようなお願いという通達に準ずる考え方が示されてきているんです。それに対して一向に市独自の反省がなく、逆にそれに対抗、対立していく考え方を持つことは大きな問題だと思います。これも受けとめ方、考え方の違いがありますので、この件も確認するだけにしておきます。

次は、差別の拡大再生産の問題ですが、これについては、差別事象の数も挙げられたりしながら一層陰湿化してきている、という答弁があります。さらに最近、基本法の制定を求めている署名がなされるとかでこういうピラも撒かれたりしております。この中でも全国的ないろんな事例なども取り上げられたり、いわゆる住環境の改善事業なども全国平均で30%残事業があるとか書かれております。それから、この裏の面では、「どうする、この差別の現実」ということでこんな差別があるんだ、ということですが、その中には、実際に起こっていることもあると思います。

そこで、ここで取り上げたいのは、例えば学歴が20年前の水準であるとか書かれております。市長は16年間ですが、和泉市で20年間、重点施策ということで力を入れてきているにもかかわらず、われわれの言い方からすれば、解放同盟の言いなりでやってきているんですが、学校についても同和加配ということでたくさん先生の投入してきた、これは先生自身の問題もあると思いますが、そういうことで部落差別をなくしていくんだと力を入れ、啓蒙啓発活動もやってきた。ところが、拡大再生産とは言っていないんですが、なおかつ今になってもほぼ同じような答弁をしておられる。市長が1期4年間ぐらいいならまだわからないということがあられるかもしれま

せんが、16年間もやってこられたのにこういう現状では、あなたに責任があるのではないでしょうが、その辺をどう感じておられますか。

- 市長（池田忠雄君） 何百年間続いてきた部落差別を解消しなければならないということで同対審答申が出され、特別立法がつくられ、その法律が改正されながら約20年間、特別措置法下で同和行政を進めさせていただいてきたわけでございます。その中では、先ほど、同対部長が御答弁申し上げましたように、一定の成果を上げつつございます。劣悪な環境が同和地区なんだということに対する環境改善というものが、皆さん方を初め市民皆さんの御協力を得ながら、荒いところで申し上げますと、基本的な重点事項についてはほぼ改善が達成されつつあるわけでございます。御案内のとおり、全国で何番目というような大規模な対象地区を有しておりますので、はみ出す残事業的なものはあるわけでございます。これらについては、国と協議をしながら改善を進めさせていただきたい、このように環境改善のハード面では考えているわけでございます。

一方、ソフト面につきましては、心理的な差別は今なお根強くあることも事実でございます。これを何とか差別のない明るい世の中にどうつくっていくかというのが、これからの行政に課せられた使命であると存じております。その意味合いでは過般、議会におきましても部落解放基本法の制定要求の議決を賜り、また、町会連合会を初め全市的ないろんな団体が結集して基本法制定要求実行委員会も組織されております。これは本市だけでなく日本国中至るところで同じことが起きておまして、来たるべき国会で地対財特法が来年3月末で切れるわけですので、十分に審議をされるかどうかで法律の帰属が決まってしまうのではないかと、このように思っておるわけでございます。その流れの中、なお残っております差別をいかになくしていくかが国民的な課題であります。もちろん、行政の責任もあるわけでございますので、今後とも、そうした動きと相呼応しながら同和行政をなお推進をしていかなければならないと考えております。

以上です。

- 25番（天堀 博君） 的確であるかどうかは別として、一応の御答弁をいただきました。次の質問に対する答弁ともかかわってくるわけですが、いわゆる差別のない世の中とは一体どのような状態を考えているのか、ということについては、先ほどの同対部の答弁では、明るい町づくり、心理的差別の解消は難しいが、劣悪な社会環境を改善していくような状態だと言われております。今の話に出た部落解放基本法の制定は、これは時限立法ではないわけですが、こういう法律がある間は、差別がずっと残っていくというふうに思うんです。特別施策そのものが

なくならない限りだめだと考えてますが、その点ではどういう見解をお持ちでしょうか。

- 市長（池田忠雄君） 非常に難しい御質問だと思います。少なくとも、憲法の花神からいたしましても、差別をなくすることが正しいことだと思っております。だから、法律があるから差別が残るんだという論理にはならない、このように考えます。差別がなくなったら同和行政は終わりになるわけでございます。終わりになきものではないと思っております。

ただ、どこまで差別が残るんだという御質問については、非常に心理的なものがありますので難しくございます。本市におきましては、ハード面は残事業はございますが、あらかた劣悪な環境改善は成し遂げてきたことは事実でございますし、ソフト面におきましても、啓蒙啓発は今後とも重視をさせていただかなければならないと存じております。

また、単に部落差別だけでなく、外国人差別、障害者差別もあり、大きくは、まだまだ婦人に対する差別もあろうかと思っております。そうした人権が尊重される世の中という中身には、部落差別の解消が根底にあるものだと理解もしているわけでございます。端的な例では、結婚差別につきましても、まだまだ根強いものがあります。差別はないという見方もございますが、そうではない。きれいな事ではなく、差別は残っているのは事実だと思います。そういうことのない世の中というものが、差別のない世の中になるのではないか、このように思っております。

- 25番（天堀 博君） 同和問題だけで時間を費やしてはおられません。今までから何度か質問もしておりますので、今日は、この程度で置いときます。同和問題でいきますと、後でも問題になるごみ収集業者の問題とか、診療所の条例の問題、いまだに決算報告が出ないなどのさまざまなことがあります。今回の質問の中でもある程度明らかになってますが、少なくとも、ハード面では見通しがついたということですので、地対財特法が切れてもそんな大きな問題ではない。一般施策に移行してでも十分やれると思っております。

それから、部落差別解消の点につきましては、市長の今の答弁では、心理的差別を含めてずっと残っていくので、基本法その他できっちりしていけないかんという考え方でおられるわけですが、そういう形でいきますと、差別解消そのものを遠い将来に追いやっていくような形になってしまうのではないか。私どもが考えているのは、歴史的に見ても、部落差別の解消はできる時代だと思っております。21世紀に持ち越してはならないと思っております。また、現在も解消の方向に進んでいると認識しておるわけでした、決して拡大再生産されていることではない。いろいろな事象は出ますが、それが即部落差別につながることはないと思っております。

やはり部落差別が解消する、あるいは解消したという状況をつくり出し得ないのは、市長自身が解放同盟べったりの市政を16年間続けてきた責任があると思っております。例えば和泉市が行っ

た和泉市民人権意識調査の結果、これは古いもので新しい分はまだ全部出てませんが、これを見ても、同和地区だけことさら特別対策をしていくことはおかしい。貧しい家庭とかその他のものにも特別施策が必要ではないか、という回答も多いわけです。また、自由回答では、逆差別や集団的な暴力行為が怖いという人も多いわけです。こういうことから見ましても、市長がやってきた16年間の同和行政が、本当に部落差別を解消していくという点で障害になっているのではないかと見ております。

国からの通達とかの関係でも、いわゆる都合よくこのようなものは無視すると言いながら、他の生活保護問題とか、後でも出てきますが、生産緑地問題などの通達については、その指示、指導どおりやっていく。しかし、こういう問題については意見があると反発していく。しかも、それに対して大きな行動を起こしていくことまでやるわけです。その点では非常に問題があるのではないかと。1番目の同和行政についてはこの辺で置いときます。

次は、開発町づくりの問題について答弁をいただきましたが、前回の猪尾議員に対する答弁の議事録を見ますと、公団とは一昨年からこういう関連施設について協議をしてきた、と言われてますが、今の答弁では、昨年から、となってます。これは多少いきさつもあろうかと思えますのでどちらでもいいわけです。それはそれとして、それです、昨年時点から今まで整備委員会ですか、その下の専門委員会は何回ぐらい開かれ、どういう内容が協議されてきたのか、あるいはその内容については先ほどの答弁で多少出てますが、どういう形の会議を何回開いてきたのか。あるいはこの前の議会から今回まで何回開かれているのか、その辺をまずお答え願えますか。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 都市整備田中からお答えいたします。

天堀議員さんの御質問につきましては、前回の7月の議会で報告をさせていただいた中から計画委員会を何回開いているのか、ということですが、形としては、計画委員会というところまでは開いておりません。先ほども御答弁を申し上げましたように、現在、各原課から取り寄せております資料につきまして、その施設の内容、それに補助金が付くのか、付かないのかということも含め、7月から現在まで再度、各原課から取り直しをやっているというのが現状です。

- 25番（天堀 博君） これは前回も今日も言いましたが、やっていることが遅い。大体、どんなものがどこに張り付くかということは決まっていると市民さんは思っているのに、いまだにそんな状態です。例えば開発委員会で資料をほしいと言いましたが、開発が一人歩きをしてはぐあい悪いので、原課で見させてもらい、メモしてきました。それによると、要望の出ている

るのは開発関連施設ということで保育園用地が北部と東部にそれぞれ1カ所、その後の児童発生状況によって北部でもう1カ所、それから、地区内に支所または出張所、1自治会に1カ所の自治会館、公害防止常時監視施設、自転車駐輪場、不燃物性廃棄物集積所、市営葬祭会館、保健センター、福祉会館、老人集会所、文化会館、文化財資料館、図書館、総合体育館、陸上競技場、消防署用地、防火水槽用地、これ以外もあると思いますが、とにかく今のところ、原課からきているのはこれだけです。

この前、猪尾議員が、市長なりトップで精査検討してそういうものをすぐにやらないかん、あるいはこういうものはちょっと今すぐできないということで選り分けし、省くものもあるのではないかと質問したら、そのときは的確には答えてない。公団に対して一生懸命に頑張ってもらってやってもらう。公団に負担してもらうものもあり、市がやらないかんものもあるという形でとらえているんです。

私は、これらについてはそれなりに区分をし、選り分けするぐらいはすぐにはできると思います。例えば大きな文化財の資料館とか図書館、総合体育館、陸上競技場などと、出張所あるいは支所、駐輪場とかは別に考えないかん。さらには、自治会館や不燃物性廃棄物集積所なども別に考えていかなければいけないと思います。その中で現在、原課で補助金が付くとか付かないものとか、別に調書をつくらせているということですが、相当遅れてますね。選り分けてこの施設は優先的に張り付けなければいけないという形の論議は専門委員会でされているんですか。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 先ほど、答弁させていただきましたが、各原課からトリヴェール和泉に関連する公共公益施設のあり方についての項目が一定、整理できたというのが現状です。その施設に補助金が付くのか付かないのか、その施設の利用あるいはそれが2階になるのか3階になるのか、等も含めまして、再度、原課から取り寄せているということの答弁をさせていただいたわけでございます。ですから、それらを早急に取りまとめをいたしまして、専門委員会なり計画委員会にその解決に向けて取り計らっていきたくて考えております。
- 25番（天堀 博君） ある面では、物事の考え方がひっくり返っていると思います。これは並行してやらなければいけないと思います。先ほど読み上げましたものが各原課から出てますが、これ以外にもあろうかと思いますが、この中からすぐにできないもの、あるいはトリヴェール和泉にはちょっと無理だから横へ置いて、というようなものなども含め選り分けをしなければいけないと思います。現状、市長を初めトップがこれを全部やろうとしているんですか。あるいはビジョンとして、あなたはバラ色のことを振りまいているんですが、こういうも

のをどういう形で張り付けるかという考え方を持ってないんですね。

- 市長（池田忠雄君） 議員さんの、遅いではないか、という基本的な御指摘でございますが、私は、決しておくれておらないと思っております。一定の考え方は、市長としてもあるわけでございます。やはり110万坪、370haの中の新駅周辺の副都心、また、それに対応する新しい住民の方々約2万7,000人がお住まいになる場所でもあるわけですから。また、周辺の方々もご利用いただける施設でもあるわけでございます。その意味合いからいたしまして精査をさせていただくため、担当次長から御説明をさせていただきましたように専門委員会で作業を進め、私が委員長でございます計画委員会に上げさせてそこで検討し、並行して公団といろいろ折衝していくという段取りを取っているわけでございます。

決して来年春の第一次の町開きを控えて遅いではないか、という御指摘でございますが、新駅ができるのが平成7年の春でございます。それらと前後して、公団と協議をしながらシビックゾーンにも公的施設を張り付けていきますが、他のホテルとか購買施設などをどのようにしていくか、いろんな意見がございます。それらも公団とシビアに詰めてまいるといふ段取りでは、もろもろの日程からいたしまして、公的施設については十分計画委員会で論議もし公団と協議をする中、市独自でやらなければいけないものもございまして、人口の発生源は公団でもあるわけでございますので、公団のいろんな手法を用い、財政負担を公団にしてもらわねばならないものもございまして。そういう諸点を煮詰めてまいりたい、かように考えております。もろもろの日程からいたしまして決しておくれてはいない、的確に対応させていただきたいと思っております。

- 25番（天堀 博君） 来年春に町開きをして何人かの人がそこにお住みになる。しかも、教育委員会の方ですが小中学校も開校し、そこには北池田校区からも子供さんが通うわけです。既に具体的に学童保育はどうなるのか、という問い合わせが私どもにあるんです。細かいと言えば細かい問題ですが、そういう心配事や事情も出てくる。それも問題点の1つなんです。それと、文化会館を一緒にしていませんが、決して間に合うとは思っておりません。非常におくれていていると思います。

しかも、もっともっと基本線は、市長がいつもあちこちで4大プロジェクトを言われ、特にトリヴェール和泉は和泉市の副都心と位置付けられております。関西新空港のインパクトとして、阪和自動車道の開通、泉北高速鉄道の延伸によってここに中核的な町づくりをしていくんだということでしょう。市長、あなたの考え方がそういうものならば、例えばどの程度の規模の文化会館がどこに必要なのかは別にして、市として重点的なこういうものとこういうものは

こういう形で必要なんだという、きちんとした場所は決まらなくても、ある程度概括的なものは決めておくべきではないか。そこで公団に対して26条協議で、市としてはこうなんだという折衝をしていく。

各原課で補助金が付くとか付かないとかの調書を出させ、いろいろなものをつくってほしいという要望が出てくる。それに対して補助金が何ぼ出るんや、幾らカネがかかるんや、規模や内容はどうか、それを出してこいというわけでしょう。しかし、公団と折衝しても成るや成らんやわからんが一生懸命にやります、と市長は前回も言ってます。しかし、これでは本当にのれんにもたれているようにものです。頼りにしていいかどうかわからない。本当に中核的な町づくりをしていくというんなら、そこにきちんとした展望、ビジョンを持つことが大切だと思います。それができてないというのは大きな問題だと思います。

冒頭に趣旨説明したように、既に市民はどんなものがどこに張り付くか決まっていると思ってます。あなたが思わせているわけですよ。ところが、実際にはそうになってない。だましているんですわ。そんなふうな進め方をすると、大きな問題が出てきます。町ができた、いろんな関連施設を張り付けていくという段階で、ビジョンがないためにそれがなかなかできない。公団がうんと言うてくれない。今回は、光明台などのように公団からどこそこの何の分という形で開発のカネはもらってません。26条協議でやっていって協力していただくことを本当はやっていかないかん。人口が増え、行政需要も高まってきますからね。ところが、向こうがどこまでOKしてくれるかどうかという問題がある。そこで、たとい公団がカネを出してくれなくとも、用地を提供してくれなくてもこれだけのことはやります、ときちんとしておかなければいけない。そのための財政的な裏付けや人件費も必要です。文化会館や総合福祉会館を建てても、かなり人件費がかかってきますよ。そういう面もしっかりと押さえたビジョンを持っていくべきです。市長はおくれていないと言うてはるから、これもこの程度で置いときます。

次は、生産緑地の問題です。これは農家だけの問題やない。生産緑地法をよく読むと、非常にええことが書いてある。先ほど、どういう趣旨、目的か、ということをお聞きしましたが、このとおりのことをおっしゃっている。ただ、生産緑地法そのものには、大都市における住宅地供給の必要性というようなことは書いてない。それは建設省の局長の通達です。「一方、近年、市街化区域の農地などについては、大都市を中心に住宅地供給が逼迫している現状などにかんがみ……」と出てますが、生産緑地法にはそんなものは出ていない。生産緑地法そのものが、都市における農地あるいは環境の保全に積極的に努めなさい、という趣旨が貫かれております。

そういう点からお聞きをしたいんですが、買い取りの申し出、買い取ることの問題と、その

通知を出すという点がありますが、その点についてちょっと聞きたいんです。生産緑地に指定されますと、30年間はそのまま農業を継続していくわけですね。その後30年が経過したとき、または当該告示後に生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡し、あるいは従事することを不可能にさせること、体の故障とかですが、そういうことがあったとき、市町村長に対して時価で買い取るべき旨を申し出ることができる、となっております。

そこで、時価とは何か、鑑定価格とかということが他のところに出てますが、そうすると、第11条では「市町村長は、前条の規定による申出があったときは、次項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものとする」となっております。ここで言う「特別の事情」とはどういうものか。それと、この30年先の問題でなく、どうしても農業を継続できない状況が生じたときの買い取りの申し出となりますと、再来年やそれ以降にも出てくるかもわからないが、そうしたとき買い取るのかどうか、という問題になってくると思います。これに伴う財政的な裏付けも必要になりますので、その点をどう考えておられるのかということです。

第12条も同じようなことでして、1カ月以内に返事をしなければならない、となっております。この買い取りの特別な事情ということと、買い取るについての考え方についてお答え願えますか。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 計画課中屋よりお答え申し上げます。

まず、特別の事情でございますが、特別の事情について建設省の説明を聞いておりますので、それを御報告申し上げてお答えに代えさせていただきます。

建設省の説明によりますと、いわゆる地方財政再建促進特別措置法で言います財政再建団体の適用を受けている財政上特別の事情を抱えた特定市を指しておるわけですが、それ以外の特定市につきましては、当該生産緑地の買い取りを希望する地方公共団体のうちから買い取りの相手方を定めるか、もしくは買い取りの相手方がない場合は、市長は当該生産緑地を時価で買い取ることにする、こういったお答えでございます。またこの場合、当然、必要となります買い取りの財源が問題となりますことから、現在、政府においては財源対策として、公共用地先行取得の事業債あるいは都市開発資金制度の改善拡充等の制度改正について検討されているという状況でございます。

それから指定後、主たる農業の従事者等が死亡もしくは故障等で営農ができない場合も市長に対して買い取りの申し出ができる、このように10条で決められております。これにつきましては、いわゆる基本的には、そういう財政上特別の事情がない限り、市長が買わなくてはいいけ

ないとなっております。ただ、こういった買い取りをする、しないの通知は1カ月以内となっております。その後、買い取りを希望する地方公共団体等がない場合、農林漁業希望者のあつせんができる、これが3カ月以内にそういう希望者があればあつせんできるという二段構えの仕組みとなっております。現状で考えておりますのは、いわゆる生産緑地そのものの性格から申し上げますと、公共施設等の敷地の利用に供する場合はそれでよろしいですが、公共施設等の敷地の利用に供されない場合は、先ほど申し上げましたとおり、農林漁業希望者へのあつせんを積極的に市として図っていきたいと考えております。

- 25番(天堀 博君) 結局、30年あるいはそういう事情が発生したときの申し出があった場合には、そういう財源でもって買い取るということが基本になってます。特別の事情というのはごく限られたことでして、今の和泉市では恐らく該当しないぐらいだと思います。この第2条で言う地方公共団体の定義は、非常に広範囲になってます。住都公園などまで地方公共団体に含まれるということになってくると、住都公園がそれを買って建物を建てれば引き合いますが、建物を建てないで公園にするわけにはいきませんからね。その点では矛盾もあります。

結局、生産緑地に指定されても農家の意思を尊重するとなっておりますが、やはり万が一の場合でも市の方で買い取ってくれるという一定の保証があるわけですね。その辺では、市は買い取って何に使うかという、公園や緑地、市民農園といった緑地として残すということを基本にして考えなさい、と簡単に言えばそうなっていると思います。そういう姿勢で対処していこうと市長は考えておられるのかどうか。今度、当選したら、そんな問題がすぐに起こってくるかもわかりません。その場合は、積極的にそういう対処していこうと考えておられるのかどうか。あるいは先ほど1つの例を挙げて言われましたが、1カ月延長しても結局よう買い取らん、あつせんしたけれどもあかなんだとなれば、最終的には解除ということまで思っておられるのかどうか。

- 市長(池田忠雄君) これは新しい法律でございまして、まだ十分な通達に接しておらない面も一部あるわけでございます。もう少し検討精査を加えなければ明確な返事がなかなかできにくい事柄であるわけでございます。ただ、法の趣旨からすれば、仰せのとおりだと思います。

ただ、地方公共団体で買い取りなさい、という1項目がございまして、それに対する明確な財源の手当というものについては、まだ国の方でいろいろと検討整理中という返事に接しておるわけでございます。法律だから従え、と言われましても、買い取るとなりますと、これは地方自治体の責任でございまして、国が法律をつくった以上は、国の責任で買い取らなければならぬときには、的確な財源手当というものをわれわれに示していただかなければ、ただ一片の

法律で買い取りなさい、と言われても、法律を守りたくても守りにくいという課題があるわけ
でございます。その点では、これから十分に整理をさせていただきたい。買い取る、買い取ら
ないという問題につきましては、法律をつくった国の責任において、何らかの明確な財源対策
を示していただかない限り、はい、そうですか、とはなりにくい、このように考えております
ので、これから市長会等を通じて財源手当等の問題を詰めてまいりたい、その上で対応してい
きたいと思います。

- 25番（天堀 博君） それは当たり前のことですね。同和関係の特別立法でもそうですわ。
それに対して起債も付けてあげましょう、となってますが、それ以上のことをしているからし
んどい面も出てますが、それはそれとして、国の方で決めたんですから、当然してくるでしょ
う。そうでなければ、法律の実施は難しいと思います。それはよくわかります。

しかし、私の聞いているのは市長の基本的な考え方です。市長は、常に都市近郊農業を守り、
農地を保全、育成していくんだ、という意味のことをあいさつの中でも述べておられますが、
実際にそうなのか、と問うているわけです。第2条の2では、「国及び地方公共団体は、公園、
緑地、その他の公共空地の整備の現況及び将来の見通しを勘案して、都市における農地等の適
正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資するよう努めなければならない」となっ
ております。

そういう立場に立って市が積極的に農家の方々が安心して市街化区域内農地に対する宅地並
み課税ではなく、農地課税として農業をやっていけるよう農家を守っていこう、都市に対する
野菜などの供給をしていこうと頑張っておられる人たちに対して、市長、あなたが本当にいろ
んな保障をしていく立場に立ってやられるかどうかを聞いてます。この法律が実行に移されて
いく段階では、特例債みたいなものが出てこないと言われていることはわかり
ますが、逆に言えば、そうさせることによって安心して農業をやっていけるように頑張ります、
というようにはどうもなりにくいという点で問題があるように思います。

時間がきたのでまとめてみたいと思います。

私どもの猪尾議員、勝部議員を通じて福祉問題を中心に質問をいたしました。職員の配置
や障害者年の取り組み、福祉総合計画のおくれなどを含め、本当にお年寄りや障害者の方々を
大切にという市長のあいさつのとおりであるのかと言いますと、非常に疑問なんです。

また、市の行財政の根幹にかかわる大きな同和行政については、ますます解同言いなりであ
り、国民的な批判あるいはそれに基づいた国の指導に反対する形でやっていこうとされてお
ります。これでは本当に真の部落解放、差別の解消にはならない。21世紀まで差別を持ち越すこ

とになり、遠い将来に差別を追いやってしまうのではないかと考えます。

また、財政的にも市独自の一般財源に非常に不公正な大きな負担をかけているのは事実であります。このため他市に比べて行政水準のおくれが非常に目立ってきております。財政基盤が脆弱であると言いつつながら、基金はそう使えないと言いつつながら、一方では、同和行政においては市独自の持ち出し分が非常に大きい。これも解同言いなりでやられているからであります。これがあなたの16年間であります。

さらに、町づくりにしても、トリヴェール和泉の問題だけを見ても、市の主体的で確固としたビジョンやプランが非常に薄い。関連施設について、どういうふう考えていくかということもおくれております。市長の市民に対するバラ色の町というものをいろいろ描いて宣伝をされておりますが、現実とは全く違っております。市民の開発に対する期待さえも裏切っていると言わざるを得ません。

既存の町についても先ほど答弁がございましたが、途中での時間の関係もあって再質問を抜きましたが、決して調和の取れた町づくりというようなものになってない。例えば信太地区や中央丘陵の開発される周辺は、かなりいいかげんになってきています。パチンコ屋ばかりがどんどん増え、そのようなものが際立ってきており、きれいなネオンがキラキラしているのが調和の取れた町づくりではないと思います。その辺ではもっと環境整備、市民の生活基盤整備というものをやっていかななくてはだめだと思います。

都市農業の問題にしても、先ほど、指摘をしましたように、本当にいろいろ言われていることとはかけ離れて推移をしていると思います。

市長、事ほどさようにあなたの16年間は、今回の冒頭のあいさつのようなものでは決してないと思います。それは実態が示しております。今回、五度、市長選への出馬を表明されておりますけれども、市長、われわれは、あなたに全く抵抗もなく市長になっていただくわけにはいかない、それを見過ごすわけにはいかないと考えております。それでは、和泉市民の良心が許さないとしますので、その点を申し上げて質問を終わります。



○ 議長（穴瀬克己君） 天堀 博君の質問が終わりました。

続いて、17番・上田育子君。

（17番・上田育子君登壇）

○ 17番（上田育子君） 17番・上田育子です。通告順に従って、発言いたします。

まず、障害者、高齢者福祉行政についてですが、この前の議会においても 総合福祉プラン

のことについて話され、さらに、ゴールドプランについて、1993年に具体的な計画をつくって
いこうという形で市町村の課題が今、極めて重大になっていると思います。特に1990年改正の
老人福祉法についてですけれども、高齢者は豊富な知識と経験を有するものとして敬愛される
とともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される、とうたっていると同時に、住
民に最も身近な市町村が福祉についての責任を負うべき、と義務付けています。

その中で、和泉市として障害者、高齢者の福祉行政についてどのような基本的な考え方、主
体的な考え方も含めて持っておられるのかというのが第1点の質問であります。

2点目には、和泉市の障害者、高齢者の実態と福祉行政の実態及び利用者へのPRの現状に
ついてであります。大分前に福祉行政の利用者向けとか受益者向けのしおりが出されてい
ますけれども、その後、具体的にどのような形でPRが行われているのか。

3点目ですが、ゴールドプランにおける国や府の支援内容とその消化の実態についてです。
昨年から既にゴールドプランは始まっていると思いますが、具体的な基準について1年目がど
のように消化されたのか。国や府の計画に対する支援予算（補助金）ですが、それが具体的に
どのように活用されたのかという質問です。

4点目は、福祉プランの作成については、昨日、財団法人大阪府地域福祉推進財団というと
ころにコンサルを依頼してやっている、また、審議会を持って検討するということがあったん
ですが、最初に申しあげましたように、和泉市の主体性というところについて、実際に福祉プラ
ン、福祉を必要としている受益者なり、福祉プラン作成について縦割り行政ではなく、今、医
療と福祉、保健、労働、教育等の相互のネットワークづくりが問われております。その辺では、
福祉プランづくりの中で各現場の意見がどのように反映されていこうとされているのか。特に
女性の参加について、プランづくりの中でどのように考えておられるのかという質問です。

5点目ですが、マンパワーという形で男性のパワーというような表現が、ゴールドプランの
中にもありますが、私たちは、女性のパワーと男性のパワーを含めヒューマンパワーと改める
べきだと思っております。このヒューマンパワーの働く条件や人材確保について考え方をお聞
かせ願いたいと思います。昨日も老人福祉に関しては、泉大津市の4分の1の職員数であり、
障害者福祉に関しては、高石市の2分の1の職員数で行っているというお話がございましたけ
れども、この職員数の中にどれだけ女性がいるのか。その職員数で福祉プランなりゴールド
プランをつくるとしたら、その中で十分にこなすことができるのかどうか。あるいはまた、今
後、必要とするヘルパーを初めとした労働者に対する労働条件の確保についてどのように考え
ておられるのかということです。

6点目ですが、これは既に一部回答されていますが、中央丘陵トリヴェール和泉に関する写真の中で、障害者、高齢者行政についての実態及び考え方について、重複する部分为了避免して回答していただければいいと思います。次に、ごみ行政とリサイクルについてですが、今度の選挙で池田市長の基本姿勢と政策が出されています。私も池田市長を応援する立場になりますが、残念ながら、この8項目のすべてに「づくり」が付いた政策の中に、ごみ行政とリサイクル、減量化等の問題が全く見当たりません。主に建設関係の問題であり、どのようなものをつくっていくのか、整備を行っていくかという問題が主であり、そのつくったものの中でトイレに当たる出てきたものをどのように自分たちで処理をし、あるいはまたリサイクルし、子供たちの未来に本当に環境のいい和泉市を残していくのか、その辺の配慮が全くないというのがとても残念だと思います。その意味では、もう一度ごみの分別回収とリサイクルについての基本的な考え方についてお聞きをしたいと思います。

2点目の問題ですが、ごみの分別回収とリサイクルの計画づくりへの住民、地元労働組合、自主的な活動家グループや専門家等の参加で各市では対策や懇談会がこの問題だけで持たれていますが、そういうものに対する考え方について聞かせていただきたいと思います。

3点目ですが、ごみとリサイクル行政のために赤阪議員の質問にもありますが、リサイクルセンターやリサイクル工場などは必要なことであり、また、廃棄物の分別回収についての回収業の仕事も必要になってくるわけですが、そういうことに対する雇用計画についてどのように検討されているのかということです。

4番目ですが、既に分別回収を行っている住民活動の実態や収集ルートについてどのように把握されているのか。

5点目ですが、ディスプレイの普及について、20万円ぐらいというおカネですが、随分だまされて買っている人たちも増えていると聞いていますが、これについてどのように考えておられるのか。

6点目ですが、将来、子供たちにいい環境を残していくための環境問題に対する市としての条例化が必要かと思いますが、それについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

以上ですが、後は自席での再質問の権利を保留して質問を終わらせていただきます。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 福祉課長（金谷宗守君） 障害者、高齢者福祉行政について、福祉課金谷よりお答え申し上げます。

まず、1点目の基本的な考え方でございます。基本的には、われわれといたしましては、在

宅福祉、地域福祉あるいはノーマライゼーションを重視するという観点に立ちまして、行政が中心となりながら、地域や民間も含めましてそのおのこの役割分担を明確にしながら、市民のニーズに沿った福祉の向上を目指すべきだと考えております。

2点目の障害者、高齢者の実態、福祉行政の実態及び利用者へのPRの方法でございます。対象者の実態把握につきましては、全市的な調査といたしましては、先日の勝部議員さんに対する御答弁のとおりであります。障害者関係では、身障者手帳あるいは療育手帳の所持者数あるいは施設の措置の状況等々をソースとして把握しているところでございます。その他個々の対象者のケースワークあるいは補助金を交付している団体のみならず、それ以外の団体も含めて関係団体からの意見も随時お伺いをし、これらを通じまして実態を把握しているところでございます。

次に、市民福祉のPRでございますが、一般的にはさきの福祉の手引きの発行後数年を経過しておりますが、その後は、新規施策を実施する場合、あるいは既存施策の変更を行った場合は、必ず市民向けの市広報誌に掲載をいたしましたり、あるいは民生委員さんを通じて周知を図っているところでございます。その他にもその状況を見て必要と考える場合には、随時、市の広報誌に掲載等を行うという方法を採用しております。

次に、3点目のゴールドプランにおける国、府からの支援内容とその消化実態でございます。平成2年度の実績といたしましては、在宅老人福祉対策費補助金、これは各市の施策に対する補助金ですが、おおむね4分の3でございますが、これが1,560万円。それから、府単独の在宅老人福祉対策総合補助金が129万円。それに、高齢者労働能力活用事業費等補助金、これはシルバー人材センターに係るものですが、府からは300万円でございます。その他国からは、老人ホームの措置に関する措置費の負担金として2分の1が出ておりますし、その他シルバー人材センターに対しては、府のほかに国から高齢者労働能力活用事業費等補助金ということで2,556万4,000円が支出されております。

実績は以上のとおりですが、今申し上げましたように在宅福祉関係では、これらを総括いたしまして大体4分の3、施設の入通所、特に老人ホームに入所する場合がございますが、これについては、国負担が2分の1でございます。ただ、在宅福祉の三本柱のうちのホームヘルパーと、本市ではまだ実施しておりませんが、デイサービス事業等につきましては補助基準額が非常に低うございます。4分の3とは申せ相当の市の超過負担となっている現状でございます。これら各種事業を行いますれば、すべてただいま申し上げました補助基準の範囲内で所定の補助率で補助が行われております。

次に、4点目の福祉計画の考え方でございますが、先生が御指摘のように福祉は、福祉だけで成り立つものではありません。保健を初め労働、医療、教育その他関係行政との連携が不可欠であると考えているところでございます。ただ、その御意見の拝聴の方法でございますが、直接その関係者の御意見を拝聴するか、位置付けております今はまだ案でございますが、(仮称)福祉計画審議会とでも申しましょうか、それぞれ関係行政の方々全員の御参加をいただくかどうかまでは、ただいまは検討しておりませんので、お答えを差し控えていただきたいと思います。また、この福祉計画審議会への女性の参加問題につきましては、特に女性とするか、その認識をとるかどうかについても、まだ検討はいたしておりません。

続いて、ヒューマンパワーの労働条件でございますが、先ほど申し上げましたように、市行政が中心となってその他地域あるいは場合によっては民間活力も利用しながら実施している福祉施策につきましては、そのうち市行政が実施すべき業務に係るマンパワーの労働条件につきましては、これはすべて市の正規の常勤職員で賄うということは考えておりません。その業務内容に応じて非常勤嘱託員あるいはボランティアの方々の御参加も考えておるところでございます。したがって、その労働条件、勤務条件につきましては、その種別や態様に依りてその額を決定してまいりたいと考えております。

最後の中央丘陵関係の障害者、高齢者行政の実態と考え方でございますが、これにつきましては、さきの友田議員さんに対する御答弁のとおりでございます。福祉分野においても、泉北高速鉄道を運営する大阪都市開発の方にも出向きまして、障害者やお年寄りに優しい町づくりということで、例えば車椅子の方でも駅のホームまでエレベーターできちり行けるような構造についても要請をしております、大方の内諾は得ております。後の問題は、実施計画をつくる段階で具体化をしてみたいと存じます。また、その他住宅・都市整備公団の担当分野におきましても住宅・都市整備公団と協議をいたしております、その具体化の中ではっきりさせてまいりたい。なるべくお年寄りや障害者が利用しやすい町づくりをいたしたいと思っております。

以上でございます。

- 議長(穴瀬克己君) 次。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) ごみ行政とリサイクルについて、市民生活部岸田よりお答えさせていただきます。御質問の内容につきましては関連部分もございまして、総括して答弁させていただきますので御理解賜りたいと存じます。

まず、ごみの分別収集とリサイクルについての基本的な考え方でございますが、私どもとい

たしましては、市民皆さん方の御理解と御協力を得る中、ごみの分別を徹底することによりごみの減量化とリサイクルの推進ができるものと考えております。

現在、本市のごみ収集は、日常ごみと不燃ごみの2分別収集で行っておりますが、当面の問題といたしまして、従来から市民の要望が多く、また、府下の多くの市町村で実施しております粗大ごみの無料収集について本市においても行うよう、市民サービスの向上に努める必要があらうかと考えております。現行の2分別収集を日常ごみと粗大ごみ、資源ごみの3分別収集に改め、合わせて原則として戸別収集を行うことにより分別の徹底を図り、ごみの資源化及び減量化に努めてまいりたいと考えております。

また、リサイクルの問題でございますが、ごみの減量、リサイクルの必要性につきましては、今や本市のみならず日本の社会全体の課題であり、現在、国会に提出されております廃棄物処理法の改正案の中でも、廃棄物の減量化、再生の推進が大きなポイントとなっております。本市におきましても、既に空き缶、空き瓶の回収事業や、小中学校における使用済み参考書及び廃乾電池の回収事業に取り組んでおります。今後、リサイクル事業の一層の推進につきましては、幅広い市民皆さん方の御協力が必要と考えております。幸いにも今回の法律改正案の中には、市町村における廃棄物減量推進委員や廃棄物減量推進審議会の設置が盛り込まれておりますので、議員御提案のリサイクル計画への市民参加あるいは環境問題に対する条例化という点につきまして、今後、これらを参考に検討してまいりたいと考えております。

なお、リサイクル行政のための雇用計画についても、具体的な計画案が作成された段階で検討させていただきたいと存じております。

次に、分別についての住民活動の状況でございますが、本年度におきまして町会、自治会にお願いを申し上げまして、分別収集モデル地域の設置については2町会の御協力をいただくほか、連合婦人会も独自で空き缶回収事業や買い物袋の政策を通じ、ごみの分別に取り組んでいただいているものと存じます。

最後に、ディスプレイの件でございますが、さきの議会でもお答えさせていただきましたとおり、生ごみの減量化には効果があるものの、環境に与える影響、特に良好な水質保全の確保という点から好ましいものではない。また、下水道処理や浄化槽処理において支障となる恐れもあることから、普及については一考を要するものと考えております。今後、住民へのPRについて、関係各課との協議の中で検討をいたしたいと考えておりますので、御了承のほどをお願いいたします。

○ 17番（上田育子君） 1点目の基本的な考え方でございますが、行政と住民と民間活力とい

うようなお答えがありました。民間と言った場合、民間企業の問題なんですか。それとも、第三セクターの福祉協議会とか、市が委託した基本的には公的な仕事に携わると規定したところなんですか。もし、民間企業を含めてやられるとしたら、今、民間の老人病棟などで手をベッドに縛られたまま、1回入院したら絶対死ぬまで出て来られないという、老人自身がカネ儲けの対象にされている医療機関が随分あると思うんですが、そのような実態を知っておられるのかどうか。民間企業を含めて福祉を経営の対象にしていくことが、本当に障害者、高齢者福祉につながると考えておられるのかどうか教えてください。

それから、第2点目の障害者福祉行政の実態及び利用者へのPRですが、まず、ガイドヘルパーについては、和泉市の場合盲人しかヘルパーを付けることができなくなっていますが、他市では、精薄とか身体障害者に関してもガイドヘルパー制度があると思います。その必要性についてはお互いに同じだと思います。今後、ガイドヘルパーを精薄とか身体障害者も含めて活用できる制度を考えておられるのかどうかという質問です。

それから、PRについて5、6年前にしおりをつくらせ、それからの改正については報告していると言われておりますが、障害者は毎年、毎年、生まれているんです。そういう状態の中、5年前に関係者の中で障害者がいた人はそのしおりを持っているかもわかりませんが、現実には、奥さんがくも膜下出血で倒れられ、全くどうしたものか、どんな助成制度があるのか全くわからなかったので走り回り、ようやくこれとこれとこれを勉強してきました、と言っておられる方もいらっしゃいます。私もその中では、そういう補助金があったのかと知らない部分が随分ありました。その意味では、改正点だけ書けばいいというのではなく、本当に市民本位の福祉を考えていらっしゃるならば、新しいしおりを早急につくっていく必要があると思うんですが、その点については、福祉政策を全面に押し出している市長さんの今回の政策も含め、本当につくっていかれる予定があるのかどうかを聞きたいと思います。

それから、ゴールドプランですが、再来年に向けての計画づくりということですが、総額どのぐらいの予算を考えておられるのか。総合福祉プランに関しましては、一応、プランづくりということがありますが、ゴールドプランについては、一定、まだ日数が残されているわけです。これに関して本当に市民と関係者を含めたところのゴールドプランをつくっていく気持ちがあるのかどうか。具体的には、ゴールドプラン作成委員会や懇談会とかに実際の高齢者、それから先ほど言いました医療、保健、労働、教育等の関係者の参加も含めてプランづくりをする気持ちがあるのかどうか教えてください。それから、総合福祉プランの中で審議会をつくるというお話があったんですが、この構成と総合福祉プランの予算額、それから、このプランを

一体何人をつくろうとされているのか、福祉担当者の人数について教えていただきたいと思
います。

また、ヒューマンパワーの問題ですが、プラン作成の人数については4番目で質問をしまし
たので、ホームヘルパーを初めとするデイケアとかショートケアに携わる人たちについて、労
働省は短期間雇用制度ということを検討しながら、このゴールドプランに見合った人材確保を
女性労働の不安定雇用ではなく、安定雇用の方向で検討していますが、和泉市でもそのよう
なことを考えるつもりがあるのかどうか。

あと6点目に関しては要望ですが、障害者、高齢者のトリヴェール和泉に対する計画の中で、
トイレとエレベーターについて要望しているということだったんですが、階段の周囲のスロー
プとか道路とか建物の中の段差とか、公団住宅では、鶴山台などは1階が福祉住宅というこ
とで障害者用のお風呂とかいろいろできているんですが、それでも階段を上がって1階に行く
という状態の中、なかなか車椅子では家の中に入れられない状態なんです。そういう中では、階段な
しの福祉住宅も含めてぜひともその計画の中に盛り込んでいただきたいという要望です。

さらに、アメリカの障害者法においては、車椅子の人が使えないような建物とか交通機関、
耳の聞こえない人が使えないような電話については、すべて法律で禁止されています。日本も
国際障害者年10年ということですので、当然、基本的な障害者の基本的な人権問題としてこ
ういう方向に向かっていくわけですので、そのときにいろんな建物の改善をするのではなく、先取
りした計画を持っていただきたい。デパートとかスーパーの食堂にしても、当然ながら、車椅
子でも食事ができるような指導をぜひともお願いをしたいと思います。

- 福祉課長（金谷宗守君） まず、民間の意義等につきましては、公的な社会福祉法人のみならず、一般企業も含まれております。その実態でございますが、なるほどおっしゃるよう
に一部でそのようなこともあるやに聞いております。この点につきましてはここ2、3年、政府に
おいてもシルバービジネスのあり方についての検討が行われまして、最近では、シルバービ
ジネスに関する答申も出されております。その指導の一環としては、社団法人で一定の基準を満
たすものについて、正式な名前は忘れましたが、シルバービジネス協会というところに加入で
きることとされております。例えば入浴サービスやホームヘルパーサービスなどの分野に分か
れてその協会に加入ができる。加入ができるということは、それだけの一定の水準を持って
いるという証になるわけです。なおかつ、その協会に対して行政的な指導が行われているところ
でございます。したがって、われわれもそのような民間を利用する場合にはこれらの事項も踏ま
えまして、すべてなんでもかんでも受け入れるということではなく、その資質等も十分

検討し、それにふさわしい業者を選んでいきたいと考えております。

次に、ガイドヘルパーにつきましては、現在、仰せのように盲人についてのみ実施をいたしております。脳性マヒの方のガイドヘルパー事業は行っておりません。おっしゃいますように、確かにその必要性は認識するところでございますが、現在、なお実施に至っていないというところでございます。また、福祉の手引きの問題でございますが、確かにつくってから7、8年になろうかと思っております。内容も相当変わっておりますので、その改定につきまして考えてまいりたいと思っております。

それと、ゴールドプランに関する予算総額ということでございますが、まだこれから策定に取りかかろう、策定の仕方等について検討していこうというところでございます。とてもその総額等までは言及する段階ではございませんので、御了承いただきたいと思います。

また、その策定に当たってどのような民間の方々の参加をいただくかという御質問でございしますが、これについてもつい最近、その指導指針と申しましょうか、策定の指針が示されたところでございます。その内容を見ますと、かなり実務的な内容となっております。したがって、市の独自の福祉計画におけるような審議会等で御審議をいただくかどうかについても、今後、検討すべき事項であると考えております。

続いて、福祉計画に係る担当者でございますが、先ほどの答弁が漏れておりましたが、女性の職員等でございますが、障害福祉関係では、係長1名のほか担当者3名、老人福祉関係では、直接老人福祉担当は3名が当たっておりますが、これはいずれも男性でございます。その補助的業務を担当しているのが女性1名でございます。それと、ホームヘルパーでは、正規職員2名、非常勤職員が4名、これはいずれも女性でございます。そういう状況でございます。

そこで、市の福祉計画の担当者につきましては、主担となりますのは福祉課の方でございますが、主として課長補佐、それに私も当然でございますが、そのほか3係長が中心となっております。実際に策定作業に取り組むには先生のお話のとおり、保健、医療、労働、教育等も関係してくるので、その分野の部局の方々の御参加もいただくことになっております。それが何名かといわれますと、ちょっとお答えに窮するところでございます。

続いて、デイサービスあるいはショートステイ等に係る短期間の安定雇用に対する考え方でございますが、現在のところ、デイサービス事業につきましては、早急な取り組みが必要だというところでございまして、その内容、雇用形態等については、今のところ、そこまでは検討しておりません。ショートステイにつきましては、当然、老人ホームに市から委託してやっていただいておりますので、老人ホームの雇用形態でございます。御理解賜りたいと思っております。

なお、トリヴェール和泉の関係では、御指摘のスロープ等につきましては私どもも要望いたしておりまして、また、そのような考え方も持っておりますので、その辺も十分にやっていきたいと思えます。

○ 17番（上田育子君） 市長に質問をしたいと思えます。

今回の第1番目の政策として、福祉の充実で健康と生きがいのある町づくりをうたっておられます。その中でどれだけの住民参加と、本当に不自由な生き方を強いられている障害者、高齢者なりちの意見が反映されながら、健康と生きがいのある町をつかっていくという具体的な問題として、福祉プランが、一体だれの手によって、どういう順序でつくられていくのかというの大きな問題だと思えます。

総合福祉プランについては、一応、審議会を構成すると言っておられますが、これはお聞きをしたところによると、議会に関しては議長のみが審議会に参加をしてもらう予定であり、あとについては、各課の担当者が参加をするということです。さらに、具体的な福祉団体に関しては、老人福祉とか障害者福祉の代表者に参加をもらうというように聞いております。また、総合福祉プランについては、議会とか委員会の決定とか審議とかでもない聞いております。

このような中で本当に高齢者、障害者が今、どこを不自由に感じているのか、何をしてほしいのか、今まで運動をしてどういう制度に障害があったのか、さらに、医療、福祉、保健、教育、労働の中でこういうプランを実現させていくために、実際に働いている人がどこに支障があるのかという意見が全く反映されず、大阪府の財団がつくったコンサルタントに天下りの、実務的に委託して大きな予算をつくれようとしていることは、本当に他市に比べて和泉市の福祉政策のつくり方そのものの貧困さをすごく恥ずかしく思うわけでありました。

ゴールドプランについては、実務だけであって審議会をつくることさえ考えていないというお話であります。たとい実務だけであっても、何億というような予算でこの目標達成について計算をすると、そのぐらいの予算になると思えます。そういう予算をつくりながら、行政レベルの実務だけでやっていけるのだと考えておられますけれども、例えばショーステイ、デイケアセンターとかをつくるにしても、どういう場所に作っていくのか、どういう人材を雇用していくのか。その場合、今まで福祉でボランティア的に働いてきた人たちを抜擢していくとか、医療や保健とかさまざまに関係しているところ、また、民間のいろんな運動とつながっていくような形の施設になるのか。その点では、行政単独でとてもそのようなことができるはずがないと思えます。

同時に、これを担当するのが課長補佐と係長3名ということですが、老人が1万数千名という状態の中では、日常的な業務に追われておりますので、このような単独のプランを策定する人が少なくとも数名いない限り、本当の福祉計画づくりはできないと思います。そこで、第1番目の目標である福祉の充実をうたっておられる市長さんの見解を教えてくださいたいと思います。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 市長の答弁の前に、上田議員さんの質問に若干、誤解等もあると思いますので、前段で私の方から再度、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、総合福祉計画の審議会でございますが、議会代表として議長さんのみに入っていたかどうかということは、まだそういう考えは一切持っておりませんし、そのような審議会委員の選定にまでは一切入っていないということをまず、明らかにさせていただきたいと思います。

それから、いわゆる福祉計画と老人福祉法並びに老人保健法等の改正の中で出ました市町村の老人保健福祉計画の件でございますが、これは老人福祉法に基づく福祉の措置の総合的な実施に関する計画あるいは老人保健法に規定する機能訓練及び訪問指導等の実施に関する計画ということで、平成元年から平成11年までの10カ年間の高齢者福祉10カ年、いわゆるゴールドプランという計画が出されているわけですが、その中では、それぞれの市町村の実態に合った事業を進めていくための実務的な計画ということで、前段で都道府県レベルでそういう計画を策定、それを受け、それとの整合性を図って市町村でそれを策定していくということで、実務的な内容ということで、同じ時期に出ております福祉計画と非常にややこしくなるわけです。

その中で具体的な事業として福祉サイドだけで申しますと、ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイの実施を今後、どうしていくかという内容のものでございまして、具体的に例えばデイサービスセンターをどの場所に設置するかというのは、それから先のことになろうかと思えます。これは平成5年3月に策定するわけですが、そこから先にデイサービスセンターを数カ所つくっていくといっても、その時点でその数カ所の用地なり、それに対する人員の張り付けなども含めた計画はとてども持てないと思います。今後、それぞれの市町村は、平成11年までの高齢者対策をどう進めていくかという点での計画だという点で御理解を願いたいと思います。

それから、職員の問題でございますが、昨日も勝部議員さんなり猪尾議員さんから出されておりましたが、全般的に福祉関係の職員が非常に不足しているという点では、私も同感でございます。そういうことで本年度は、精力的に課長補佐に他の仕事から外してこの仕事に専念をさせておるわけですが、いつまでもこの状態では不十分だという点では認識をしております。

市長の答弁の前に、先ほど来の課長の答弁の補足も含めての回答にさせていただきます。

- 市長（池田忠雄君） 今、福祉事務所長の方から御答弁があったわけですが、いろいろと計画なりプランなりの策定ということで輻輳しておりますので、福祉事務所長から若干、整理をさせていただいたところでございます。

私が基本的な5期目に臨む姿勢として福祉充実を挙げておることは事実でございます。今後とも高齢化時代を迎える中、高齢者あるいは障害者福祉等の充実を基本に置きながら対応しより一層充実をしていきたい、このように存じておる次第でございます。福祉関係の職員の問題についても、各原課とも少数精鋭主義でそれぞれが精一杯仕事をしているのが実情でございます。そうした中、福祉の方でも今後の対応として、全庁的なことをにらみながら、充実した福祉政策が求められている折から十分に考えてまいりたい、このように存じておる次第でございます。

また、いろんな審議会等の設置につきましては、これからの課題であるわけでございます。どなたが委員になっていただくかという点につきましては、まだまだ整理をしていかなければならないわけでございますので、どうか御理解を願いたいと思います。ただ、考え方といたしましては、これからもいろんな審議会を事業に応じて設置をし、各界代表の皆さんの御意見をいただく場を設定をさせていただくわけですが、どの分野におきましても、女性の参加はぜひ促進をしてまいりたいというのが私の基本的な考え方でございますので御理解をいただきたい、このように思います。

いろいろ御指摘をいただいている点を胸に置きまして、これからの福祉の充実、発展のために頑張りたいと思いますので、よろしく御支援のほどをお願いを申し上げたい、このように存じます。

- 17番（上田育子君） 1つだけもう一度市長さんに質問したいのですが、各界の頑張りとか女性の参加というのはわかったんですが、福祉プラン策定の中で、実際に今までこつこつと不自由な中で運動をしてこられた住民の参加あるいは労働組合とか、厳しい条件の中で働きながらやってこられた方々の現場の意見というものを本当にプランづくりの中で構成メンバーも含めて耳を傾けながら、和泉市に見合った福祉プランを真剣につくっていかれる用意があるのかどうか、その点だけをもう一度聞かせていただきたいと思います。
- 市長（池田忠雄君） いろいろご意見を聞きながらプランを策定していくという気持ちであるわけですが、決して職員だけで天下りの的になっていくべき性格のものではないと考えております。ただ、どういう方々に参加をしていただくかにつきましてはこれからの課題で

ございますので、十分福祉事務所長なり担当課長と協議をしまいたい、このように存じております。いろいろなお声を聞く中、例えば障害者の方々と私がお目にかかる機会もありましょうし、所長、担当課長の段階でそれぞれの団体と意見交換をする場もあるわけでございます。そうした中からいろいろなご意見を聞かせていただき、御意見を吸い上げながら対応していきたいという考え方を持っているわけでございます。必ずしも、審議会だけが意見を聞く場でもありません。日常の行政と住民団体の皆さんとの触れ合いの中で御意見を聞かせていただく場もございますので、そうした点も十分胸に置きながら今後のプランづくりに当たっていききたい、このように存じております。

- 17番（上田育子君） ゴミとリサイクル問題ですが、この前の病院厚生委員会で突然、ごみの3分別回収の話が出ました。ごみ問題というのは、大きな処理場をつくったが、よくよく住民の意見を聞いて考えたら、減量化の中でそんな大きな処理場は要らなくなり、処理場そのものが廃棄物になりそうだという話を友人の議員から聞いたことがあります。ごみの分別回収をして場合、そのための入れ物とかをつくっていく場合、3分別がいいのか、5分別がいいのか、各家庭につくるわけですので、一たんつくったものはできるだけ恒久的に利用していかなければいけないと思います。

そのために住民参加と言われましたが、どのようなやり方が一番いいのかという点では、先ほども言いましたように、各市では対策委員会とか懇談会とかを持ちながら、リサイクルセンターをつくった方がいいのか、リサイクル工場をつくった方がいいのか、分別回収についてはどのようなルートづくりをするのか、補助金制度はどうするのかなどの点で、実際にそのことに携わってきた住民の意見を十二分に聞き、また、専門家の意見も含めて施策を考え、予算付けをしているのが現状ではないかと思えます。この前の話では、何か仕事をつくるために分別回収を始めるみたいに受け取れたんですが、もう少し計画的にごみの減量とリサイクルに対するガイドラインのプランづくりの委員会を和泉市として意識的に設置していただきたいと思いますが、その辺の御意見についてももう一度お伺いをしたいと思えます。

それと、住民に対するPRということですが、この前も申し上げましたが、本当に何か天下りの感じですか。町内会に言っても応じてくれるところ、400世帯ぐらいのところできちんと応じてくれるところは少なかったというお話でした。いろんな創意工夫をしながら、楽しいリサイクルと減量化運動、分別回収運動をしていかなければならないと思うんです。例えばここに大阪市住吉区の商店街で「資源再利用イベント」という形で包装紙や空き缶を持って来たら幾つでビンゴゲームができるとか、その場で牛乳パックを持って来たらそれが何かに変わる

とか、小学校とか行政、地元商店街などが力を合わせてリサイクル祭的なイベントを計画していると報道がされております。和泉市でもいろんな団体がバザーなどをやって1つ1つは成功しているんですが、リサイクル祭みたいなものを住民参加の実行委員会をつくりながら、いろんな団体の協力でやったらどうかと思いますが、その点はどうかということです。

それから、ディスプレイと環境問題については条例化を検討ということ。ディスプレイについては20万円ぐらいということで、何か詐欺商法みたいにこれをやれへんかったら何かすぐごみ環境問題であなたのところはおくれているという感じで、1軒、1軒回って売り込んでいる状態でありますので、ぜひとも早期にPRしていただき、これは環境保護につながらないということでやっていただきたいと思います。

- 市民生活部長(岸田秀仁君) 1点目の分別収集についてボランティア的な活動につきましては、今までからも婦人会、町会、自治会、子供会等集団の中に出向いているPRをしております。いかに小さなグループであっても呼びかけがありましたらその中へ溶け込み、皆さんと一緒にお話をさせていただきたい。ごみ減量化、分別収集については、われわれも行き届かない点多々あるかと思いますが、排出される主婦の方々の御意見も把握していきたいと考えております。

それから、2点目の分別については、何か仕事をやるみたいな形ということですが、われわれは、そういう考え方は持っておりません。他市の状況を把握し、和泉市は粗大ごみについても有料化という考え方であったんですが、その点についても隣接市町村の状況を把握しても、粗大ごみの収集は無料化だという観点におきまして、われわれも鋭意無料化について努力してまいりたい、かように考えております。

それから、3点目のPRの仕方、広報活動につきましては、われわれは町会、自治会、また、広報等によりまして、いろいろと問題の多い点についてPR、町会、自治会の協力を得ながら鋭意努力してまいりたいと思います。最後のディスプレイについては、流し台からの排出でございまして環境的にいいことはないだろう。固形物が細かく切断される装置でございまして、浄化槽等に対してはスクリーンの目詰まり等いろんな弊害が考えられますので、この点についても十分にPRを行っていききたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

- 17番(上田育子君) 最後に、要望をしたいと思います。

2点目に質問をいたしましたごみの分別回収とリサイクルの計画づくりのために、地元住民や労働組合などの自主的なグループと専門家等の参加によるごみ対策委員会もしくは懇談会によってガイドライン、ごみ減量化のプランづくりをやる計画があるのかということですが、そ

れに関しては、国の法律ができれば推進委員会とか審議会とかへの市民参加、環境条例化を含めて出てくるやろうから検討していきたいというお話だったと思います。そういう消極的なことではなく、今、ごみ問題に関して和泉市はおくれていますので、ぜひとも市民参加による推進委員会をつくりながら、環境問題に関する条例を策定していく方向で頑張っていたきたいと思います。

それから、ごみとリサイクル行政のための雇用計画ですが、当然、今後、リサイクルセンター等を設置されるとすれば、その地元雇用の拡大ということにつながるかと思います。ごみ問題は行政だけでやるのではなく、仕事保障というところで、同和行政における仕事保障と同じように、障害者の仕事保障等についても非常に問われている課題でありますので、他市においてはリサイクル工場、福祉センターとか、そういうところに障害者雇用ということで、障害者の就職の権利確保を保障しているところが多々あります。そういうところに学びながら、この雇用計画については、ハンデキャップを持つ人たちが均等、平等に働けるような内容を盛り込んでいただきたいと思いますようお願いをしたいと思います。

以上です。

- 議長（穴瀬克己君） 上田議員の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午後 3 時 04 分休憩）

○

（午後 3 時 28 分再開）

- 議長（穴瀬克己君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7 番・赤阪和見君。

（7 番・赤阪和見君登壇）

- 7 番（赤阪和見君） 7 番・赤阪です。通告に従いまして、質問の要旨を説明いたします。まず、（1）から（4）並びに（9）、（10）はともに関連するものでありますので、一括してお伺いをいたします。

人類が生活を営む上において、文化的生活を望めば望むほどごみが増え続けてきたものであります。今後もこのままであれば、増え続けていくのは間違いのないところであります。オゾン層の破壊、酸性雨等に代表される現象により地球が危ないというよりも、今まさに自分の身に降りかかってきております。ここで、私が以前から述べておりますように、私たちが被害者であると同時に加害者であるとの認識に立つべきであり、行政として15万市民が協力し合える

行動を起こすときであると考えます。

そこで、ごみ減量化計画について、平成2年から平成3年の現在に至るまで、1人当たりのごみ排出量の推移はどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、市民PRと指導協力のお願いをどのようにしているのか。市として減量化計画をどう立て、目標をどこに置いているのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、市内7業者のおのおのの収集人口はどのようになっているのか、業者別にお答え願いたいと思います。また、市外業者もあるのかどうか、合わせてお伺いをいたします。

ごみ減量、資源化について団体助成の考え方については、どう取り組まれ検討されているのか、お答え願いたいと思います。

また、収集業務体制を来年度から変えようと計画されていると聞きますが、私は、正式には一度も聞かされてはおりませんが、一体どのように計画し、実施をしようとしているのか、お聞きしたいと思います。予算審議を通じて出した問題点についてもお願いいたします。

次に、空き缶、空き瓶回収ボランティア保険加入については、一般質問でも取り上げたとおりであり、市全体としてどのような取り組みになっているのか、御答弁を願いたいと思います。

小中学校での父兄参加の飲食を伴う行事や社会教育で行う行事等では、ごみの持ち帰りを訴えております。以前からの指摘のとおり、残飯と空き缶、空き瓶が混入したものを一体その中から何人の人が分別してくれるのでしょうか。私も路上に散乱する空き缶、空き瓶を拾いますが、そのとき困るのが、小さなビニール袋に入った他のごみと一緒に空き缶や空き瓶の分別であります。学校教育、社会教育の場で分別学習は最たる機会ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

総合的に市民がいつでも気軽にボランティアに参加し、社会の環境に対し被害者意識を捨て、加害者意識を少しでもやわらげられる体制をつくっていくべきであります。そのためにさきの質問でも出ておりましたが、ソフト面での参加ができるように、リサイクルセンターの建設が急務であると思いますが、いかがでしょうか。

次に、(5)から(8)であります。「広報いずみ」には「第10回河川清掃とふれ合い」と10月13日の行事案内があり、家庭から出る生活排水やごみ等で河川が汚されている云々と訴えております。河川浄化の根本は、第1には、豊かな水量にあり、源にどれだけ治水をためているかにかかっていると思います。土地の表面の流れを少なくし、土中にどれだけ浸透させるかによるわけでありまして、その面から森林保護対策が重要になってまいります。第2に、家庭からの排水がどれだけ美しいかにもかかわってきます。この2つは、河川浄化と切っても切れ

ないものであります。そこで、森林保護対策についてはどのように考え、計画されているのか。河川を汚している生活排水についての対策をどのようにしようかと計画されているのか、お答えを願いたいと思います。

次に、合併処理浄化槽助成について。厚生省生活衛生局水道環境部長が府に対し、平成3年6月12日に出しました「合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業との調整について」という文書が出されております。それによりますと、水質汚濁防止法第14条の6第1項に規定する生活排水対策重点地域という項目があるわけでありますが、和泉市は、その生活排水対策重点地域に入るのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。また、府でもその説明会をしたと聞いておりますが、この説明会並びにその対象区域申し出ということで本市としてどのように取り組んだのか。また、府下の市町村の申し出はあったのかどうか、その点もお伺いをいたします。

合併浄化槽設置に対し放流の同意については、水利権者に対する説明賛同を取り付けるよう、市行政としての動きを取れないものかどうか、また、取る方向に今こそあるべきではないかと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

次に、合併処理浄化槽管理費助成については、平成元年と比べ平成2年には、本市において汲み取り人口がマイナス3,997人となっております。それに代わって浄化槽人口がプラス3,327人となっております。浄化槽設置基数で昨年1年間でこれだけの人口が増えたのでしょうか。また、それによって汲み取り助成金は幾ら減額してきたのでしょうか、お答え願いたいと思います。

私は以前から申し上げておりますとおり、和泉市民に対し常に平等を心がけて対応していくのが、行政の基本中の基本であると思っております。その点では、浄化槽設置者に対する応分の助成をすべきであり、その上でしっかりした管理をしていただき、環境を少しでもよくすることが大切であると思っております。そういう観点からこの助成についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

以上、要旨の説明を終わりました。再質問の権利を自席でお願いすることとして終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者の答弁を順次願います。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） ただいま御質問がございました環境問題に関しまして、市民生活部岸田よりお答えさせていただきます。

まず、ごみ問題に関しまして、減量化計画、分別、資源化の推進、収集体制、リサイクルセンターの建設等々の御質問がございましたが、従来から市民の方々の御要望といたしまして、

近隣他都市で既に実施されております粗大ごみの無料収集、ステーション収集の改善が求められており、これらへの対応策といたしまして、来年度から現在、市直営で行っております月1回の不燃ごみの収集を粗大ごみ、資源ごみ等に分別をいたしまして、それぞれ月1回の収集とし、合わせてステーション収集から原則といたしまして戸別収集に切り替え、不法投棄の防止及びごみ置き場確保難の解消を実現し、市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。これに伴い直営による不燃ごみ収集を委託化し、従来からの日常ごみの収集委託と合わせまして全面委託化を予定しております。現在、それにつきまして検討を行っている次第でございます。

この中で現在、月曜日から土曜日までの日常ごみの収集を月曜、木曜コース及び火曜、金曜コースによる収集とし、これによって空いてくる水曜日を例えば粗大ごみ収集、土曜日に資源ごみ等の収集を行うこととし、収集日を分けることによりまして……。

- 7番(赤阪和見君) 議長、答弁は質問の内容に従ってやってください。そういうことは聞いてないわけですから。後の再質問でそれが出るわけですからね。先にそれをやられると、こちらの段取りが狂いますからね。
- 議長(穴瀬克己君) 質問の趣旨に従って答弁を願います。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 市民1日あたりのごみ排出量は何ぼか、という御質問ですが、平成元年は841.4g、平成2年におきましては917gでございます。それから、業者扱いで収集している戸数は何戸か、という問題でございますが、8業者ございまして、私の方で平成3年2月末の世帯数で申し上げます。和泉衛生については9,851世帯、南大阪環境開発2,045世帯でございます。
- 7番(赤阪和見君) この前の予算委員会で世帯数を聞いているんです。平成2年度分として和泉衛生1万47、ダイキ1万27ですが、これでいいんですか。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 私が申し上げましたのは、平成3年2月末の分については、いずれも1万戸調整をした戸数でございますので、よろしく御了解願いたいと思います。
- 7番(赤阪和見君) それでは、それは要りませんわ。減量化計画の目標をどこに置いているのか。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 減量化目標につきましては、この戸別収集に切り替えていく中、不法投棄の部分が減量化されていくのではないかと。なおかつ、分別もしていただく中でも、生ごみに混入されている資源ごみも減量されるのではないかとということも踏まえ、収集体制を検討してまいりたい。その方向で市民PRをしてまいりたい、かように考えております。

団体助成につきましては、今まで空き缶、空き瓶についての登録団体に対して助成を行っておるところでございます。これからもその問題については、継続して団体助成を行ってきたいと考えております。

それから、古紙問題も出てくるわけですが、この問題についても十分内部協議を行い、登録団体云々についても、今後の検討課題ということで御理解いただきたいと思います。

収集業務体制については、先ほども少し述べさせてもらったとおりでございます。今まで月曜日から土曜日まで収集をしていたのでございますが、粗大ごみ、資源ごみについては、空いてきた日を当て込んでやっていきたい。可燃ごみについては、月曜と木曜コース、火曜と金曜コースで収集していきたい。空いてくる水曜と土曜については、水曜日が粗大、土曜日は資源ごみの収集というサイクルで現在、検討しているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

リサイクルセンターにつきましては、府下の吹田市でこのような施設が建設されており、リサイクル意識のより一層の向上を図ってまいることができると考えておりますが、本市でこのような施設を設けていくには、泉北環境で3市が共同でごみ処理を行っておりますので、同じような処理システムを考えてまいりたい。組合の分担金、負担金の考え方の中では、泉北環境整備施設組合の事業として取り組んでいただければよろしかろうと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

- 7番（赤阪和見君） 先に教育関係の答弁をしてください。
- 議長（穴瀬克己君） 教育委員会答弁。
- 指導課長（西川義憲君） 学校教育におけるごみ処理につきまして、指導課西川よりお答え申し上げます。

小中学校の運動会でのごみ処理は、ほとんどの学校がごみのない運動会をスローガンに、保護者の方に各自家に持ち帰ってもらっているのが現状でございます。遠足行事など郊外に出かけるときにも、子供たち各自にビニール袋を持参させ、自分が出したゴミは自分で処理することを指導しながら、学校では、子供たちに対してごみについての規範意識と実践意識の育成に取り組んでいるところでございます。運動会のごみ処理の趣旨も教育活動の一環といたしまして、保護者への協力を呼びかけているものでございます。

各家庭に持ち帰ったごみの分別処理につきましては、先生の御指摘がありました問題につきましては、市民啓発を第一義としながらも、今後、PTAとの連携を図りながら取り組んでもらうよう、校長会等を通して積極的に働きかけてまいりたいと思いますので、よろしくお願

をいたします。

- 議長(穴瀬克己君) 次、社会教育部長。
- 社会教育部長(生田 稔君) 社会教育部生田からお答え申し上げます。

先生が御指摘の社会教育、社会体育課が催しますいろいろな行事におけるごみ対策ということでございます。まず、既に10月6日に市民スポーツ大会が開催されますが、これを例に申し上げますと、開会式のときにこのごみ分別収集のPRも兼ねまして、各会場で各自が出したゴミについては燃えないごみと燃えるごみに分別し、燃えないごみについては、会場に設置した正規の屑籠に捨てていただき、燃えるごみについては、お持ち帰りをいただくということで協力を求めていますと存じております。したがって、会場には、そういったごみの屑籠を数カ所に表示いたしまして設置をしたい、かように存じております。

次に、社会教育団体に対してはこの分別学習がよい機会ではないか、という御指摘でございますが、この社会教育団体につきましては、既に前回にもございましたように、婦人会がこういったごみの分別収集に非常に積極的に取り組んでおられということもございまして、環境衛生課と連携をいたしまして、環境衛生課からそのことについての案内もし、PRもしてまいってきた経過でございます。また、それぞれの社会教育団体につきましても、環境衛生課と連携を取りながら、機会あるごとにこういったPRをしていきたい、かように存じております。

以上でございます。

- 議長(穴瀬克己君) 次。
- 市長公室長(堀 宏行君) ボランティア保険の加入につきまして、総括的に市長公室の方からお答えさせていただきたいと思っております。

本市におきましても、行政各般にわたり市民皆様方の積極的な御協力をいただき、市の実施している各種行事においてボランティア活動をしていただいております。これらの活動中、不幸にして事故に遭遇された場合に備えての保険は当然ながら必要であり、これまでもそれぞれの行事の事務局をさせていただいております担当課におきまして、それぞれの行事に適した保険に加入しているのが実態でございます。

この問題につきましては、前回の第2回定例市議会におきまして、多様化するボランティア活動に適應できるよう、従来の行事個々に対する保険加入でなく市全体で一括加入できないものか、との御指摘、御要望がございました。私どもといたしましても、可能であればその方向で進めたいと考え、前議会終了後、関係17課を集めまして前後2回の検討会を開催し、その中でこの考え方に適した保険があるのか、それぞれの行事内容で対象保険に加入できるのか、ま

た、従前に加入している保険との比較において条件的に有利かどうか、等々の問題について検討してまいりました。

ただいまそれぞれ担当課におきまして、その細部までの研究をさせていただきます。近く引き続いて第3回目の全体会議を開き、一定の結論を出すことといたしております。その結論が出次第御報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 次に、森林保護について答弁。

○ 産業部次長（松林 保君） 森林保護対策について、農林課松林よりお答え申し上げます。

本市の森林面積は、市域面積の約40%を占めております。森林は、林産物の供給はもとより、国土の保全、水資源の涵養、環境の保全等多面的な機能を有しておると存じます。これらの機能を促進するため、昭和62年度に森林組合の一本化を図り、保水能力を高めるため造林、保育、間伐等の森林事業を府、市、森林組合、生産者と協調を図りながら実施推進をしているところであります。

また、本市の森林は市民の身近な緑の資源として、その有効利用が強く求められていると思っております。今後とも森林の保全、森林業進行のため、府が囑託されております森林保全員等の協力並びに本市森林組合の協力を得まして、森林の保全管理に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 次に、（5）、（6）、（8）を整理して答弁。

○ 建設部次長（中野英二君） 6番目の合併処理浄化槽の放流同意について、河川水路課の中野よりお答えさせていただきます。

本市では、浄化槽処理水のほとんどが農業用水路へ放流しております関係上、水利組合と浄化槽設置者との間で混乱を来すことのないよう、水利組合の同意を得てっております。浄化槽の管理につきましては個人管理であるため、これまで単独浄化槽について管理面で不十分な点があり、悪いイメージを強く持っておられます。合併処理浄化槽は、家庭からの雑排水も合わせて処理するため水質の保全に効果的であり、その普及、啓発をしていただきたいと思います。管理面につきましても、適切な維持管理システムの充実を図っていただきたいと思います。また、放流同意については、水利組合と浄化槽設置者との間で水路使用に関する問題等がございますので、今後、関係部課と協議をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 次に。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） まず、「合併処理浄化槽整備計画事業の実施について」と

いう厚生省から各都道府県に通知がございました。その内容によりますと、合併処理国庫助成金の区域の拡大の中で重点区域、新対象ということで、下水道計画の区域の一部の拡大ということの内容でございます。議員さん御指摘の点でございますが、水質汚濁防止の生活排水対象重点地域ということで、当分の間、下水道の整備が見込まれない地域を事業の対象としたこと、と言われておりますが、和泉市の場合、この水質汚濁防止の生活排水の重点地域には、今のところ当てはまっておりません。この問題については、府とも十分に協議を行いその区域に当てはまるよう、これは知事の認可を取らなければならない問題がございます。それから、「当分の間」とうたわれておりますが、これは原則として7年以上下水道の整備が見込まれない区域について、ということございまして、その区域については、こういうことも当てはまるという内容でございます。今後、知事の認可を受けた上で検討してまいりたいと思っております。

それから、平成2年度の汲み取り人口につきましては、6万2,892人から5万8,890人へ約4,000人の減でございます。それから、浄化槽人口でございますが、4万9,436人でございます。当初の計画人口では5万3,763人、約4,300人ほど汲み取り人口が減っております。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 産業部理事（藤原清司君） 産業部藤原からお答えいたします。

水質汚濁防止法に基づく基本的な考え方につきましては、岸田次長から申し上げたとおりでございます。平成2年6月に法律の一部が改正されまして、生活排水対策重点地区の指定ということで私どもの方でヒアリングを平成3年9月18日に大阪府に出しました。これにつきましては詳細な説明ではなく、大津川水系の槇尾川、牛滝川、松尾川を所管する岸和田、忠岡、泉大津、和泉の3市1町で設けております協議会に重点指定地域にどうだ、という意向打診がございました。これにつきましては急拠のことございましたので、今後、検討する、ということ帰っております。

それでお尋ねの大阪府下の指定につきましては、河内長野市が本年度に指定を受けるという、これは確実なニュースではございません。それから、全国的には、5月末現在で15都道府県、18地区で指定を受けていると聞き及んでおります。

以上でございます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 合併浄化槽設置助成の説明会に欠席したのはどういう理由か、とのことでございますが、われわれの方では、大阪府の環境衛生課の白石主幹が和泉市の方に説明に来ていただけるように予定を組んでおりましたので、全般的な説明会には出席して

おらなかったということでございます。白石主幹が9月末ごろにわれわれの方に来ていただいたときにその内容について和泉市の意見を述べ、大阪府の意向も説明していただき、その内容を把握した次第でございます。

それから、約4,000人の汲み取り人口が減ったことによる予算の減でございますが、年間約400万円強だろうと考えております。1人当たり負担額は、山間部は別にして平地で約90円でございます。

- 7番(赤阪和見君) 浄化槽人口は何人増えたんですか。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 4,300人ぐらい増えているように思います。
- 7番(赤阪和見君) 何基ですか。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) あくまでも浄化槽人口ということでございまして、基数はちょっとわかりかねます。
- 7番(赤阪和見君) 約4,000人とすると、和泉市の1世帯あたりの人口は何人ぐらいですか。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 平均で3.7人ぐらい、1世帯当たり4人という解釈をしております。
- 7番(赤阪和見君) そうすると、年間で約1,100増えているということですか。この数字はちょっとおかしいですな。
- 議長(穴瀬克己君) それは根拠のある答弁ですか。
- 7番(赤阪和見君) それでは、最初からやります。

予算委員会で僕がいろいろ市長に聞いた中でも減量というものは何も考えてない。減量というのは、泉北環境へ持って行く量が少なくなるということでしょう。市民サービスをするためこうするんや、これが減量対策や、と毎日減量作戦を一生懸命にやっていたきながら、和泉市のごみをこれぐらい少なくしたという実証あるいはこれぐらい少なくするんだという目標、それをきちんと立てなければならぬ。市長は、予算委員会でこのように述べております。

「いわゆるどれぐらいの減量化という1つの目途と言いますのは、昨日は原課からも今の段階ではお答えがしにくいということで答弁をさせていただいたわけでございます。今の段階で何%という1つの目標はなかなか提示が難しいと思います。少なくとも、こうした減量化作戦というものを展開していく中、明確な1つの指針、目標を立てて積み込ませていただかなければならぬ、このように理解しております」。

この答弁もややこしいですが、幾ら減量するんや、という目標が何にもないわけです、そう

でしょう。それで何が減量ですか。今の話では、業者を増やしてこまめに取ってやるんや、何ぼでも出さない、という感覚でしょう。資源ごみも空き缶や空き瓶も、ポロ布も古新聞も泉北環境へ持って行くというのではなく、今ある業者を育てながら減量化を進めることによって地区環境との大きなサヤが生まれるわけです。この目標も持たずに何が減量ですか。1日に幾ら減らすんだ、という目標がない。そういう業者を1つ増やしてこうするんや、と言うだけです。

あるところで経営の考え方を読みました。例えば線路を1本付けるのにA電鉄は、真っすぐに線路を敷いて田んぼの真ん中に駅をつくった。お客が少ないので、駅周辺の開発やら住宅宅地開発など客の確保に努めた。逆にB電鉄は、客が住んでいる村落に線路を敷いたので、曲がりくねって乗り心地がよくない。また、駅前再開発をしたくとも村落に乗り入れているので思うに任せない。市の発想もB電鉄のようなものです。まず、4月から業者を1つ増やすこと決め、そこからかかっているが、それが本当の行政ですか。その点、いかがでしょうか。

- 市民生活部長（麻生和義君） いろいろと御指摘をいただいているわけですが、お答え申し上げたいと存じます。

ごみの減量化が至上命題であるわけですが、現時点で前年度に比べどれだけ減量できたか、逆に増えているんじゃないか、ということですが。平成3年度に入りまして、住民、市民の方々の一部ですが、分別収集についての抜本的な発想ということで、ボランティア活動の一環として役員の皆さんに御苦勞をおかけしている中、分別収集のモデル地区の設定もし、現在、いろいろと御協力をいただいているわけですが。その中では、住民の意識も改革されてまいってきているやに認識をしているところでございます。

そういったことの延長の中で過去、いろんな要望、御指摘をいただいておりますステーション方式では、いろんな問題点やデメリットもあるという観点の中、近い将来、原則として粗大ごみは戸別収集に持って行きたい。過去、粗大ごみは、市民の方々の責任において処理していただいていたわけですが、これについても市の責任において収集を行うべく、無料で月1回取ってまいりたいと検討を加えている段階でございます。

加えまして、不燃性ごみの問題でございますが、先般来、私ども担当当局の方では、「資源ごみ等」という表現をしております。これは従前の不燃性ごみをさらに分別の御協力をいただく中、資源ごみに分けられるということで、「資源ごみ等」ということで若干の表現を変えてございます。その面でも、本当に捨てるごみ、焼却するごみを分別し、さらに、今後とも分別に努力してまいりたい。そういった中で委託に切り替えるということを現在、検討しているの

が実態でございます。

○ 7番(赤阪和見君) 部長のところは今、2カ所でモデル地域をやっていますが、これは来年度の方向性と逆行するんじゃないですか。来年度から戸別収集すると言っているにもかかわらず、今やっているのは、そこへ集めてやっているんでしょう。そこに矛盾が生じますね。今やっていることは無駄になるわけですか。

○ 市民生活部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

決してそういう意味で申し上げているわけではございません。モデル地域の御協力をいただくということは、住民の方々の意識の変換と言いますか、徹底した分別収集の意識について御協力をいただくということでやっているわけでございます。検討中でございますが、今後も全面委託ということになりましても、そういう住民の方々が、モデル地区の延長線上で分別収集に御協力を広げていくという方向で進みます。ですから、ステーションを廃止するからといって、そういった分別をするわけでは決してございません。現在のモデル地区についても、これは試行でございますが、分別について御協力をいただくということで私どもは発想しておりますので、御了承願いたいと存じます。

○ 7番(赤阪和見君) これは詭弁ですわ。来年度からやろうとするのんやったら今から戸別にね。分別やと言いますが、あれが分別ですか。私も見に行きましたよ。そんな、分別なんてものと違いますよ。分別というのは、箱にきちんと分け、瓶は並べて小さな単位で集めているのが分別ですよ。あれじゃ、分別とは言えませんわ。

実際の数値を挙げて言いましょう。7軒の業者の名前を出すのはいけないので、数字で言います。まず、1番の業者が集めた一般ごみが、世帯数で割りますと1世帯当たり年間847kg、2の業者は793kg、3の業者が751kg、4の業者は752kg、5の業者は1,057kg、約1トンです。6の業者が898kg、7の業者が687kg、あと市外の業者は1軒抜けてますが、1トンと687kgという300kgの差があるんです。あなたがたはこれをどう考えますか。これは一般家庭ごみですよ。それとも、この地域は特にごみが多いんですか。

○ 市民生活部次長(岸田秀仁君) 確かに山間業者でありまして、われわれといたしましてもその内容を十分把握しておりませんので、今後、こういうケースについても検討してまいりたいと思います。

○ 7番(赤阪和見君) 全く一般ごみといえども、その中にただで放かしている事業所ごみが相当入っているということです。それで、1人当たりで割って「赤阪さん、あんた1日に800kg以上も出してるんですよ」と言われるんです。ここの減量との区分けをきちんとしながら方

向性を出すべきじゃないですか。それが来年度に向けてするのならするで結構ですよ。業者が足らなければどんどん増やしたらよろしい。しかし、これは「委託ありき」で後から付け添えていくような方向性はやめときなさい。それがごみ減量化の基本ですよ。今あるごみから減量しようとかかる。それを泉北環境へ入れないで業者で始末をさせる。有価物として扱おう。これが何kgあるかわからない、何kg減ったか増えたかわからなくて何が減量ですか。そういう方向性をきちんと今のごみ行政の中で立てていくのが責任者としての立場でしょう。

先ほどの議員さんの質問の中にもありました。市長の今回の公約の中には環境問題、ごみ問題は何も入っていない。市長は、言わず語らずにわかっていたらいいと思いますが、そういう点でしっかりとした方向性を出しなさい。ごみ減量をどうしていくか、目標を決めてあげなさい。この前の一般質問でも言いましたが、「赤ちゃんを抱く重さ」、それから計って4～5kgのものを減量しようという目標値をきちんと出してあげたらできるわけです。

リサイクルセンターにしても、そんな大きなものを言うてません。ボランティアが自由に使える場所、また、そこへ収集できる体制というようなものを考えたらどうですか、ということです。

もう1つは、こういう業者のきちんとした指導の中で、カネをもらって収集してもらうのは結構です。何もそれを分けるとは言いません。しかし、どれぐらいのごみが出ているかということ、一般ごみと事業系ごみを分けなさい。汚い話ですが、堺や岸和田から入っているごみもあるんですよ。そういう事業所ごみもただで焼いているわけでしょう。

大阪市のごみ行政の同和減免という中では、1割、90%減免という形で一般業者と大きな値段の開きがあるのに儲けは同じということです。そのため非常なごみの搬入が大阪市にされているという問題がクローズアップされてます。今後、そういうことが起こってくる可能性が大きい。私たちあるいは皆さん方のごみ管理体制、管理すると言うよりも、ごみ減量化をどうするかという真剣な方向性によって変わってくると思います。その点、しっかりやってもらいたいと思います。

もう1点、委託業者の件は、私たち議員は、正式には皆さん方理事者から聞いてませんね。一切聞いてませんね。正式な書面が出るとか委員会に出るとかの形では聞いてませんね。もう来年4月にしようかという重要なものがなぜ出てこないんですか。そういう点は、ちゃんと決めてから出すということですか。

- 市民生活部長（麻生和義君） いろいろ御指摘をいただいておりますが、事業系ごみが含まれているということでございます。「初めに委託ありき」で始まっているという御指摘でござ

いますが、決してそうではないわけでございます。清掃業者のあり方、不燃性ごみのあり方、粗大ごみのあり方、収集のあり方等々を総合的に検討する中、近い将来の目標といたしましては、新年度に向けて全面委託ができるように現在、鋭意検討協議しているわけでございます。したがって、議会の方へはまだお諮りいたしておりませんが、できるだけ早くそれらの協議等を整えまして、計画の成案ができましてから議会の方へも御説明、御報告なりをする手はずで考えておったわけでございますが、本日までに御提案、御報告を申し上げる機会がなかったということでございます。現在、いろいろ検討協議を重ねているというのが実態でございます。

御指摘がございましたように、ごみ減量化につきましては、さらに前進した減量化の方法を検討し、目標も持つ中で業者を増やすことも検討を進めたい。業界の指導についても、きっちりとしてまいりたいというのが、私たち清掃当局の事情でございます。できるだけ早い機会に成案を得、議会に御報告なり御審議をお願いしたいと思っている次第でございます。

- 7番(赤阪和見君) ごみ行政については、委託が前提にあると思っております。それはいみじくも前の委員会協議会でも、前回の議会でも出てきましたように、現実的には、委託というものが前提にあるということは、すなわち同和行政の一環という形の中で答弁をいただいております。ならば、委託を前提に4月であるというのがはっきりここに出ているわけです。まず、「初めに委託ありき」でこのごみ行政を考えているととらえているんですが、市長なり助役のトップから短く答弁を願いたいと思います。
- 市長(池田忠雄君) まず、「委託ありき」という考え方ではないということをおきたいと思います。ごみの減量化あるいは分別化、市民サービスの向上という諸点は、以前からの懸案であるわけでございます。ステーション方式の改善等も前々から御指摘もいただいておりますので、そうした意味での改善策を検討させてまいったことは事実でございます。その後、支部の方からこれからの同和行政の中でぜひ仕事保障的に参入をさせてほしい、という申し出をいただいておりますが、そのことの中でこうした方針の検討、そこへ業者としての要望等について、いろいろと検討を重ねさせていただいているのが実情でございます。その中で成案を得ましたならば、一定、早い機会に議会にも御報告申し上げたいということでございます。その点で御理解を相賜りたいと思います。
- 7番(赤阪和見君) 市長ね、僕がこの10年間、言うてきたのは、ごみの減量化を進める、資源化を進める、これは表裏一体ですが、これらが進んできて、なおかつ、それがあるというのなら、また、新しい業者がそれをやって泉北環境に入るごみが少なくなるんだ、市民の協力

が得られるんや、というのなら賛成もしましょうや。ところが、今聞くとだんだん悪い方向に行っている。

市長、市民サービスと言いますが、市民サービスの裏には、市民に協力してくれとは言っていない。4つや5つの空き缶を出すとき、空で並べて置いといたら取ってくれますか、取ってくれないでしょう。また、そんな家はありませんわ。必ず買い物ビニールの袋に入れてますよ。それをパッカーに積んで走るわけでしょう。それを処理するのに委託業者がどれほど困るか、全部それを破らんとあかんでしょう。ビニール袋のままではだめですよ。そういう方向性で市民サービスや、委託するや、戸別収集をやられたら困るわけです。何ぼでもゼニが要るばかりです。仕事も進みませんよ。そんなこともわからない。私は10年間言いっ放し。「空き缶の赤阪が赤阪の空き缶か」と未だに言われてます。何も成長してない。ひとつ考えてください。よろしく願います。成案を見た時点でしっかりと論議を重ねたいと思います。

今月の「広報いずみ」の「お知恵拝借」で「市政モニターに聞く」では、「一番の悩みは、毎日2個出る牛乳パックだそうです。洗って乾かして保存するにも家庭では限界があります。いろんな形でリサイクルセンターとかそういうところへ持って行けるところはないでしょうか」ということです。皆が協力しようとしているんです。この新聞の取材をしたのは、あなたのところでしょう。それをここへ載せているが、それでは、牛乳パックをどうしようと考えたんですか、何も考えてないでしょう。これが実態ですよ、市長。毎日2個ずつ出る牛乳パックに困っている。「牛乳パックだそうです」というのは取材の人が書いたんでしょう。それぐらい困っているんやったら、市役所の前に箱を置いて入れてもらうようにしようじゃないか。あるいは出張所の前でもいいですよ。この人は鶴山台の人かどうかは知りませんがね。そういうふうにして集めていくとかの方向性が何もない。これもついでに言うときます。

それと、河川の浄化問題ですが、これは四国の四万十川みたいなわけにはいきませんわ。わずか20kmぐらいしかないところをどう美しくするかと言っても限りがあります。しかし、ありがたいことに40%が森林ですよ。その森林の保全育成に何かボランティアでも募ってやるとか、いろんな形を考えていってください。そういう形なら僕らも参加したいと思います。また、みかん園の再編事業とも絡めて森林の育成を図ってください。これは要望しておきます。

浄化槽問題ですが、前回に助役さんから答弁をもらいました。勝手に環境に気を遣ってくれて、わがとこが美しくなるんやさかいに、管理費に対して補助は出せませんわ、という答弁をいただきましたが、ここまで来ると、この数字は何ですかと思いますね。汲み取りが3,997減って、浄化槽人口が4,327人増えているんですよ。これは何ですか。この前、僕が言うたから

かな。喫茶店あたりで減らしたのかな。僕はそうでもないと思います。汲み取りの人口がこの1年間に4,000人減っている。下水道人口が昨年1年間で143人です。これでは、この前の答弁からすればいただけませんな。助役さん、どない考えますか。汲み取り人口が5万8,895人、浄化槽人口が5万3,763人、ほぼ半分、半分です。そこへプラス下水道人口が3万5,682人です。この数字の魔術は何ですか。汲み取りから浄化槽に変わったということはなぜですか。なぜこう変わるんですか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 届け出の中で一部増えてきた。それから、先ほど御指摘のありました汲み取り人口でも少しは問題があります。

○ 7番（赤阪和見君） そんなもん、答弁になりませんわな。汲み取り人口の問題は、あれは事業所が減るだけ。向こうの儲けが、あんたとこをだましてゼニをもらうやつが減っただけですよ。それでは、浄化槽が1,000基も増えたんですか、不思議だね。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） これについても十分に調査をしていきたいと考えますので、よろしく御了解していただきたいと思います。

○ 7番（赤阪和見君） 御了解してくれ、というのは、黙っててくれ、ということや。それでは、この厚生省の通達ですか、大阪府に対して出された「衛浄第32号」では、下水道完成までおおむね7年とおっしゃってますが、7年以上のところは合併浄化槽にしてもよろしい。それに補助金を出してもよろしい、と言われてます。7年といえどこら辺ですか。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） 7年という数字の取り方でございますが、ちょっと誤解があると思うんです。整備されることが予測されるということは、少なくとも事業認可を取った区域は外れてしまいますのでね。

○ 7番（赤阪和見君） これは「合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業との調整について」ということですが、参考資料の新旧対照表があるわけですが、そこに「下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する地域であること」とあります。この辺は湖沼法は関係ありませんので、水質汚濁防止法、すなわち瀬戸内法に係る分の第14条の6第1項に規定する生活排水対策重点地域というところに和泉市が入る。ところが、その説明会に行っていないんですわ。産業部の方は行ったけど、環境の方は行ってない。大阪府下で申請があったのが河内長野だけ。和泉市は申請してない。

ところが、これもおかしい。いよいよ大阪府下で初めて合併処理浄化槽に対して補助金を出そうかという地域が和泉市なんですよ。保健所も期待してます、大阪府も期待してますよ。と

ころが、産業部の公害の方へは連絡が来ているのに、環境には連絡が来ていない。そのときの連携が非常に悪いのと、今おっしゃるように、確かに7年というのは語弊があります。区域内はだめです、と言われるんなら、参与さん、もう少しこの内容を読んでくださいよ、と言いたくなります。これだけの中で僕が同じように言うているのに、聞き方が皆違う。各原課ばらばら、それが実態でしょう。これだけ口を酸っぱくして言うてもこんな状態ですよ。市長、私の言うていることをわかってくれますか。

水質汚濁防止法の第14条の6第1項というのは、「都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない」ということで、和泉市は水質汚濁防止法の趣旨を踏まえながら、瀬戸内法とも絡んでいるわけですし、河川を美しくしようと広報にどんどん載せているのですから、その点では、しっかりと早急に地域の指定を受けていただきたい。

そこで、7年というのはどこまで行きますか。

- 参与兼建設部長（浅井隆介君） 下水道と環境の問題は少し違います。私どもで理解しているのは、少なくとも7年以内に事業認可を取れない区域と解釈してございます。その観点からいきますと、今、第1負担区で378ha……。
- 7番（赤阪和見君） ちょっと説明をして置きます。厚生省生活衛生局水道環境整部環境整備課浄化槽対策室長から「合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業の調整について」という中で「1. 合併処理浄化槽設置整備事業の推進区域等について、（1）合併処理浄化槽設置整備事業は下水道事業計画区域外で実施することが原則であるが、生活排水対策が急務である場合には、下水道事業計画区域内であっても原則として7年以上下水道の整備が見込まれない区域については、合併処理浄化槽設置整備事業の対象区域とする」と「衛浄第33号」で述べております。これでわかってくれますか。計画区域内であっても、7年以上かかる区域は助成してもよろしいということですよ。
- 議長（穴瀬克己君） 7年の間に事業が推進できる範囲はどのぐらいか、という質問ですから、それに対する答弁を下さい。
- 参与兼建設部長（浅井隆介君） 私どもが受けている文書は建設省都市局下水道からのもののでございまして、それは受けてないわけです。結局、先ほども申し上げましたように、事業認可区域内の中で7年で整備できる範囲と言われましたら、幹線、準幹線ともに現在、既に3年

がたっておりますので、7年の間にその範囲内をやりたいという計画を進めていると言わざるを得ないわけです。建設省からの見解については、事業認可を7年以内に取りれない区域というように判断しております。見解に相違はございますが、市全体の区域からすれば、それでも先生がおっしゃる範囲は、非常に広い区域があると解釈しております。

- 7番（赤阪和見君）　そこで、担当の第二助役さんにお聞きをしたいんですが、そういうことからいきますと、これは横山や南横山なんて小さなことを言わず、調整区域という範囲まで対象を広げてはどうですか。後の予算的にはいろいろなものがあるかと思います。予算は、今年は100基、来年は50基、30基でも結構ですよ。毎年のその積み重ねが大きくしていくわけですからね。その点、助役さん、いかがでしょうか。
- 助役（田中昭一君）　先ほど来、赤阪議員さんからごみ問題、また、浄化槽問題につきまして、いろいろと御指摘なり御意見をいただいております。担当助役ということで私に、ということでございますが、何分、まだ正直申し上げまして、恥ずかしいことですが勉強も足りませんので、今後、御指摘、御意見をいただいた点につきまして勉強もしていきたい、かように思いますので、よろしくお願いをいたします。
- 7番（赤阪和見君）　あえて担当の第二助役さんに申しあげましたのは、建設省サイド、環境庁サイド、厚生省サイドと分かりますので、その中を取ってもらうのが担当の助役さんだという意味合いで申しあげたわけです。何も田中助役さんをどうこうということはありません。市長、これでよくわかっていただけましたか。
- 市長（池田忠雄君）　よくわかりました。ただ、問題が以前からのことでございますが、国の縦割り行政の中で建設省サイドあるいは厚生省サイドなど、いろいろな点がございました。その中では、今回のそういう通達なり把握が若干、違う点もあろうかと思えます。おっしゃるように、受ける地元市は1つでございます。関係部課長を早急に助役のもとに集めまして、よく協議、検討をし対応させていただきたいと思えます。
- 7番（赤阪和見君）　法律がころころ変わり、また、多いのにびっくりしました。和泉市で54年の環境六法が議会になかったんです。また、買おうといってもらわんといけません、55年のを見ても載ってない。また、次のやつを借りても載ってない。そりゃそうでしょう、平成2年6月22日の法律ですから平成元年の分には載ってませんわな。こういう形の中、ここだけに任せておくといろんな弊害が出てきますので、その点、しっかりやっていただきたいと思えます。

第一助役さん、よろしくお願います。先ほども言いましたように、マイナス400万円、前

は6,400万円でしたから、今年は6,800万円の儲けですな。そこら辺では、もう少し公平さを考えていただきたい。浄化槽が環境にプラスになると同時に、自分も衛生という面についても考えられる。“雪隠(せっちん)”というのはだんだんなじまんようになってきていますので、浄化槽の設置台数はこれからも増えていくと思います。先ほど、建設の中野さんが河川の問題で言われておりましたが、どうしても浄化槽は汚いというイメージがあります。

そこで今回、1,000軒増えたということは別にして、これはきつく追及はしません。やはり無許可であれ、許可をもらうというやつであれ、市行政がしっかり管理指導の手を差し伸ばせる方向性を取っていくべきではないか。市民の3分の1以上が下水化している。7年以上かかるというところは、補助があるなしにかかわらず合併浄化槽がどんどん進むでしょう。となると、合併処理浄化槽を管理指導できる職員さんが何人おられますか。合併浄化槽を見てわかる職員さんが何人おられますか。

以前から言うように、現在、大阪府下で和泉市が合併浄化槽の設置台数が一番多いんですよ。しかし、合併処理浄化槽とはどんなものだということがまだわかってない人の方が多いわけです。そのPRを婦人会とか、特に台所を預かる女性の方々にしっかり知っていただくという運動の方向性、何もゼニでものを釣ろうというわけではありませんが、市民も協力しましょう、そのかわり行政もしっかりやってくれるところに対してはこれだけのことをしましょうという、何もええ格好をすることはない。はっきり言えば、汲み取りのゼニを使っているだけですがな。そのぐらいの腹を持っていただきたい。いかがでしょうか。

- 助役(坂口禮之助君) 検討させていただきます。
- 7番(赤阪和見君) 今、検討させていただきます、という答弁をもらいましたので、今度こそ、本当に検討していただけるという希望を持ちながら、最後に、1つだけ提案だけして終わります。

スタンフォード大学を出たフェスティンガーというアメリカの心理学者が、認知的不協和理論というのを世に問うてます。環境問題でも、私たちはごみを放かす、ナイロンを燃やす、車に乗ることによって排ガスを出す、こういうように自分が環境を汚していることはわかっているわけです。しかし、ともしれば、それを認知はしているんですが、その認知が強くなればなるほど、それに対して自分の心の中で、「おれ1人ぐらい」という不協和が生まれます。たばこを吸えば肺がんになる恐れがあるので健康に悪い。しかし、たばこを吸う人にとっては、それはわかっていると認知はしているんですが、今はまだ元気やから、おれは絶対に肺がんにならない、という感覚で不協和音を奏でます。これが環境問題に対する認知的不協和理論です。認

知したものをしっかり見詰めていける人は、市長、あなたはたばこを止めた、ということは、認知的不協和理論ではなく、私流に言わせれば、認知的認知理論なんですよ。

私たちはともすれば、汚さ、いやらしさから逃げよう、逃げようとする心をどうか止めるような行政を、今後の方向性の中で心ある行政だと理解しております。それを特にお願いしたいと思います。

市長もいよいよ戦場に臨むわけですから、お身体を大切にひとつ来期もよろしく願いいたします。

以上で終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

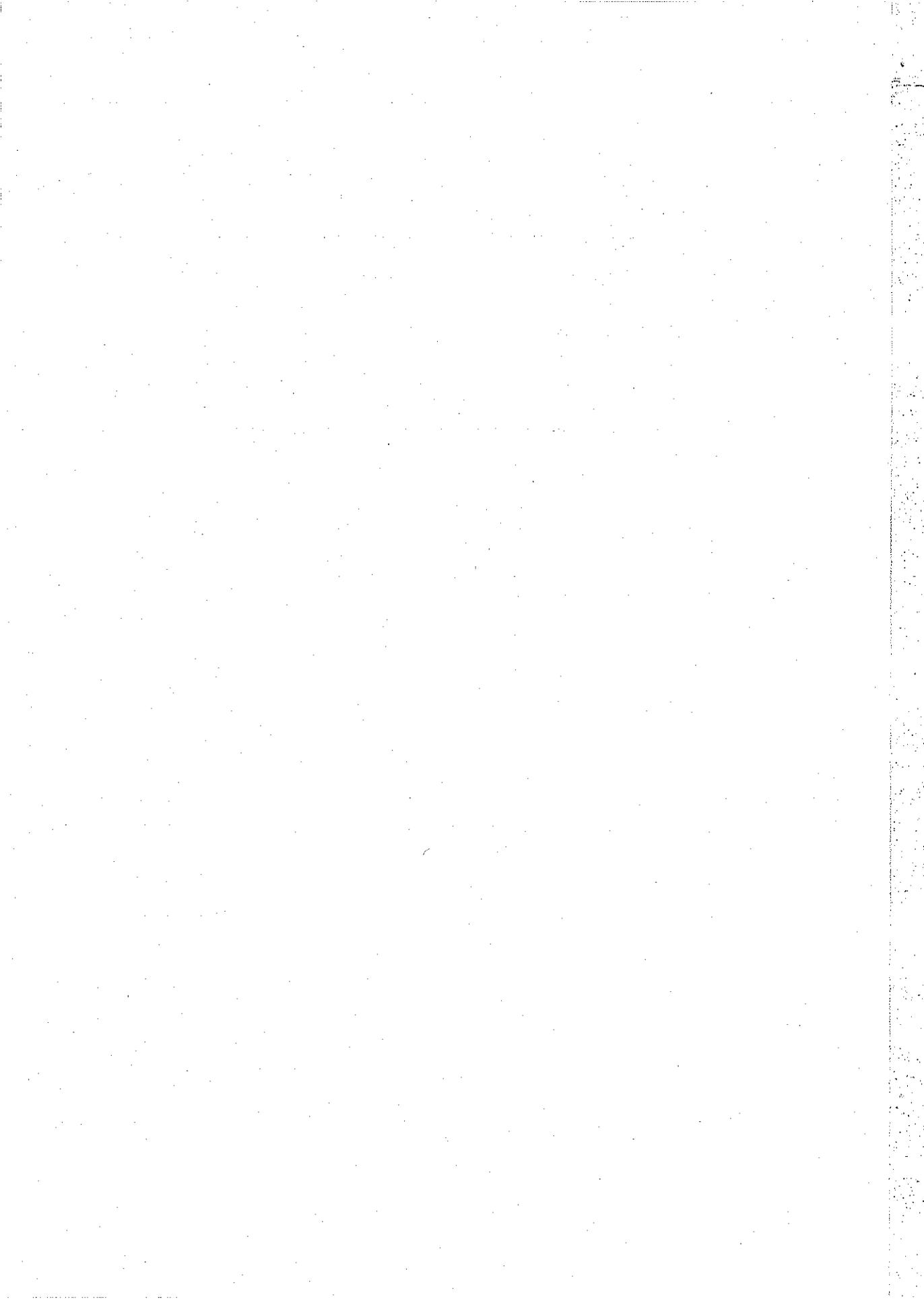
御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。大変御苦勞様でございました。

（午後4時50分散会）

第 3 日



平成3年10月3日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
5番	並河道雄君	18番	若浜記久男君
6番	穴瀬克己君	19番	木村静雄君
7番	赤阪和見君	20番	出原平男君
8番	中塚新治君	21番	勝部津喜枝君
9番	議岐一太郎君	22番	猪尾伸子君
10番	竹内修一君	23番	原重樹君
11番	池田秀夫君	25番	天堀博君
12番	松尾孝明君	26番	飯坂楠次君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君

欠席議員(1名)

27番 奥村圭一郎君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
市長公室長	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦
市長公室理事	田中昭一	総務部次長	池辺功
市長公室理事	中塚白	総務部次長	阪利光
市長公室次長	堀宏行	同和対策部長	森井洋
市長公室次長	稲田順三	同和対策部次長	戸口泰明
市長公室次長	尾崎秀忠	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室次長	鹿島賢昌	福祉事務所次長	坂田平之
市長公室次長	中辻寿夫	市民生活部長	麻生和義
市長公室次長	井阪和充	市民生活部次長	岸田秀仁
市長公室次長	龜山学	市民生活部次長	明坂文嘉
市長公室次長	池辺一三	市民生活部次長	池辺修次
市長公室次長	今村堅太郎	市民生活部次長	大塚孝之
市長公室次長	山下喬三	産業部長	藤原清司
市長公室次長	石本博信	産業部理事	

産 業 部 次 長	高 三 一 行	病 院 長	竹 林 淳
産 業 部 次 長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
参 与 兼 建 設 部 長	浅 井 隆 介	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹 夫
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	消 防 長	角 谷 泰 夫
建 設 部 理 事	緒 方 和 夫	消 防 本 部 理 事 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
建 設 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	一 瀬 喜 広
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	消 防 本 部 次 長	池 野 透
建 設 部 次 長	赤 田 儔 信	用 地 担 当 理 事 長	松 村 吉 堯
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	大 宅 清 臣
建 設 部 次 長	中 野 英 二	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	藤 原 忠 男
建 設 部 次 長	藤 本 仁	教 育 委 員 長	杉 本 弘 文
建 設 部 副 理 事	岸 本 孝 二	教 育 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 理 事	中 野 義 裕	管 理 部 次 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 理 事	三 井 義 秋	指 導 部 長	生 田 稔 郎
都 市 整 備 部 次 長	中 屋 正 彦	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 喜 郎
都 市 整 備 部 次 長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 理 事	北 野 明 喜 平
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 継
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	収 入 役 室 長	高 橋 正 道
改 良 事 業 部 次 長	厩 田 嗣 夫	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 着 本 善 夫
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 清 三
水 道 部 長	岩 井 益 一	監 査 委 員	吉 田 陽 義 小
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	監 査 事 務 局 長	森 口 端 小
水 道 部 次 長	城 前 伊 佐 雄	農 業 委 員 会 会 長	
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	長 尾 益 男
調 査 係 長	井 之 上 光 一
係 員	田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成 3 年和泉市議会第 3 回定例会議事日程

(10月3日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成3年3月分)	P. 1
2	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成3年3月分)	P. 11
3	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成3年3月分)	P. 17
4	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成2年度平成3年4月分)	P. 22
5	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成3年4月分)	P. 32
6	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成3年4月分)	P. 42
7	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成3年4月分)	P. 48
8	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成2年度平成3年5月分)	P. 53
9	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成3年5月分)	P. 63
10	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成3年5月分)	P. 73
11	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成3年5月分)	P. 79
12	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成3年6月分)	P. 84
13	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成3年6月分)	P. 94
14	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成3年6月分)	P. 100
15	認 定 第1号	平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について	P. 1
16	認 定 第2号	平成2年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 3
17	認 定 第3号	平成2年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 4

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	議会議案 第8号	決算審査特別委員会設置について	別紙
19	議案 第46号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道和気37-0-⑤号線管布設工事)	P. 6
20	議案 第47号	町の区域及び名称の変更について	P. 9
21	議案 第48号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 16
22	議案 第49号	平成3年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 27
23	議案 第50号	平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	P. 54
24	議案 第51号	平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	P. 60
25	議案 第52号	平成3年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	P. 77
26	意見 第5号	第8次治水事業五箇年計画の投資規模の拡大に関する意見書	別紙
27	意見 第6号	白内障患者の人工水晶体に関する意見書	別紙

平成3年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月3日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案 第9号	議長辞職許可について	別紙

平成3年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月3日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	選挙 第3号	議長選挙について	別紙

○
(午前10時00分開議)

- 議長(穴瀬克己君) おはようございます。議員の皆様方には、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。奥村議員さんから欠席の届け出が
ございます。遅刻届の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなく
お見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(穴瀬克己君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しております
ので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(穴瀬克己君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますの
で、よろしく御了承を願います。

- 議長(穴瀬克己君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第14までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題
といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

監査報告第21号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成3年3月分	P. 1
監査報告第22号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年3月分	P. 11
監査報告第23号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年3月分	P. 17
監査報告第24号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年度 平成3年4月分	P. 22
監査報告第25号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成3年4月分	P. 32
監査報告第26号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年4月分	P. 42
監査報告第27号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年4月分	P. 48
監査報告第28号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年度 平成3年5月分	P. 53
監査報告第29号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成3年5月分	P. 63
監査報告第30号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年5月分	P. 73

監査報告第31号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年5月分	P. 79
監査報告第32号	例月出納検査	収入役扱	平成3年6月分	P. 84
監査報告第33号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年6月分	P. 94
監査報告第34号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年6月分	P. 100

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第21号より第34号までの報告を終わります。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第15「平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

認定第1号

平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成3年10月1日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） それでは、ただいま御上程をいただきました認定第1号「平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」をお願いするに当たりまして、内容の御説明を申し上げます。

ただいま御認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計の5会計でございます。決算報告書につきましては、本市監査委員さんの御審査を煩わしまして、別冊のとおり審査意見書をちょうだいいたしました。

御承知のとおり、わが国の経済運営は、国民生活に関連した設備投資の進展と内需を中心と

した景気の持続的拡大を図るとともに、目下の安定基調を引き続き維持し、労働時間の短縮等により豊かさを実感できる多種多様な国民生活の実現を図ること等々により、国土の均衡ある発展と将来に向けてのわが国経済社会の発展基盤の整備を目指しているところであります。

また、国家財政におきましては、今後、急速に進展する人口の高齢化や国際社会におけるわが国の役割など、今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していく体質をつくり上げていくことが緊要な課題となっております。

一方、地方財政におきましては、67兆円を超える借入金残高を抱え、その償還が今後の地方財政にとって大きな負担となり、引き続き厳しい状況下にあります。

次に、本市の平成2年度の決算は、歳入面では、市税が脆弱ながらも堅実に伸びたこと及び利子割交付金の増額、歳出面では、人件費及び扶助費等に増があったものの、財政運営の効率化と健全化を期しました結果、普通会計につきましては、6億6,970余万円の実質収支黒字決算、また、単年度収支におきましても、4億6,700余万円の黒字決算と相なった次第でございますが、土地の高騰、建設費の上昇等課題があった年度と認識をいたしておるところでございます。行財政運営につきましては、議員皆様方の御支援、御協力をいただき、まことに感謝をしている次第でございます。

まず、一般会計につきましては、歳入総額388億1,630余万円、歳出総額380億5,800余万円、歳入歳出差し引きをいたしますと、7億5,820余万円の形式的な黒字と相なります。既に御承認をいただきました平成3年度への事業費の繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源8,850余万円を差し引きいたしまして、6億6,970余万円の实質黒字と相なる次第でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額64億9,580余万円、歳出総額64億7,630余万円、歳入歳出差し引き1,940余万円の黒字と相なります。

次に、老人保健事業特別会計でございますが、歳入総額58億1,010余万円、歳出総額57億7,540余万円、歳入歳出差し引き3,460余万円の黒字と相なります。

次に、公共用地先取得事業特別会計につきましては、歳入歳出総額とも2億9,590余万円の同額と相なる次第であります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入総額24億410余万円、歳出総額23億9,360余万円、歳入歳出差し引き1,040余万円の形式的な収支と相なりますが、既に御承認をいただきました平成3年度への事業繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源1,040余万円を差し引きいたしますと、収支均衡と相なる次第であります。

以上が、今回御認定をお願いいたします各会計の決算状況でございます。よろしく御審議

をいただきまして御認定を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（勝部津喜枝君） 21番・勝部でございます。総括的に決算審査意見書に基づきまして、若干、質問をさせていただきたいと思っております。

まず1番目に、先ほど、市長の方からも本年度の単年度黒字を報告されましたけれども、背景としての経済情勢等の御説明はありましたが、この単年度黒字の要因を端的にお示しいただきたいと思っております。

2番目に、この意見書にも指摘されておりますが、不用額の増加と執行率の低下が示されております。これらについての要因をお示しいただきたいと思っております。

次に、いつも聞いていることではあります、一般会計の総額と同和予算の経費の額、その割合及び財源内訳をお示しいただきたいと思っております。さらに、建設事業の総額と同和対策事業の額並びに占める割合、財源内訳をお示しいただきたいと思っております。

もう1点は、同和対策の個人給付額並びにそれらの財源内訳をお示しいただきたいと思っております。

さらに、経常収支比率、公債費、起債制限の比率をお示しいただきたいと思っております。

最後に、投資的経費に対する補助金カットの影響額はいかほどか、お示しいただきたいと思っております。

以上です。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 総務部次長（阪 豊光君） 財政課阪から数点にわたります総括質問についての御答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の単年度黒字の要因でございますが、本年度は御質問のとおり、好景気の中での全体的な地方財政、国家財政の増がございました。本市といたしましては、歳入面では、提案理由で説明をさせていただきましたとおり、市税収入そのものについては、脆弱ながら堅実に伸びたのが第1点でございます。それ以外に歳入面では、利子割交付金が大幅に増額になったという点がございます。3点目として、地方交付税も伸びたという面。最後に、財産収入の関係では、高金利状態の中での利子収入が増えた等が、歳入面での主要な要因でございます。

それに対しまして歳出面では、公債費の減がございます。公債費の減につきましては利子が中心でございまして、利子の不用額の生じたのは、資金の調達が目途よりも順調にできたという点での利子の減がございます。もう1点は、普通建設事業費で不用額が生じたという状況

中での単年度黒字が発生したという状況でございます。

第2点目の執行率の低下と不用額の増の主な要因でございますが、平成2年度は特に大きな地価の変動等によりまして、市民の期待感もいろんな形であったかと思えます。そういう点での土地の集約が予定よりもできなかったという点での道路事業を中心とした事業が積極的に予算化したところでございますが、事業に結び付かなかったという点が不用額の主な要因でございます。

第3点目の一般会計の総額と同和対策経費でございますが、一般会計の総額といたしましては380億5,807万9,000円、その内の同和対策経費といたしましては68億3,546万8,000円、18.0%の割合でございます。財源内訳といたしましては、国庫支出金では、一般会計では43億9,135万4,000円に対しまして、同和対策経費といたしまして8億1,577万6,000円、18.6%、府支出金といたしまして24億1,218万4,000円に対しまして9億3,640万6,000円、38.5%、地方債では36億2,678万9,000円に対し12億1,446万4,000円、33.5%、その他として39億7,044万7,000円に対し1億4,286万9,000円、3.6%、一般財源として236億5,730万5,000円に対し37億2,595万3,000円、15.7%でございます。

そのうちの建設事業費といたしましては、一般会計では80億2,027万6,000円に対し、同和対策の建設事業費といたしましては27億1,173万5,000円、33.8%。財源内訳としては、国庫支出金が総額13億8,008万5,000円に対し同和関係が7億4,819万4,000円、54.2%、府支出金6億4,835万2,000円に対し3億6,085万3,000円、55.7%、地方債35億9,318万9,000円に対し12億1,446万4,000円、33.8%、その他の財源として3億2,850万8,000円に対し18万2,000円、一般財源では20億7,014万3,000円に対し3億8,804万2,000円、18.7%でございます。

次に、個人給付の関係でございますが、個人給付総額といたしまして1億5,500万5,917円でございます。財源といたしましては、2,111万7,604円でございます。

次に、経常収支比率でございますが、92.9%と多少改善の見通しでございます。

公債費の起債制限比率といたしましては、14.5%でございます。

最後に、投資的経費の補助金カットの影響額でございますが、一般会計総額といたしまして1億6,310万9,000円、特別会計では、公共下水道事業で2億964万4,000円、一般、特別を合わせまして3億7,275万3,000円の影響額でございます。

以上でございます。

(聞き取りにくい箇所がありました。数字ばかりなので、できれば確認願いたいと思います)

○ 21番(勝部津喜枝君) いずれ決算委員会が設置され、そこで細かい審査も行われることと

思いますので、ただいまの答弁を聞かせていただいて終わっておきます。ありがとうございました。

- 議長（穴瀬克己君） お諮りいたします。本件は、その内容からして十分御審議を願いたいと思しますので、後刻、議会議案として上程される決算審査特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第16「平成2年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

認定第2号

平成2年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成2年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成3年10月1日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。
- 水道部長（岩井益一君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました認定第2号「平成2年度和泉市水道事業会計決算認定について」、御説明を申し上げます。

初めに、15ページの事業報告書から当年度の経営状況について総括して申し上げます。

収益的収支勘定における収益面では、夏場の異常な高温による給水量の増加により、給水収益は対前年度比で4.6%の伸びと相なっておりますが、費用面では、受水費や人件費等諸コストの増高と、消費税について、国の動向に従って本年度も未転嫁のやむなきに至ったことにより、経常収支は依然として赤字基調の厳しい状況にあります。幸い、受託工事収益を初め預貯金金利上昇による利息収入の増加要因に支えられ、その他各般の企業努力などによって、単年度収支は、3,224万円の純損失にとどまりました。しかしながら、これに前年度の繰越欠損金

を加えますと、1億406万円の未処理欠損金と相なる次第でございます。

また、資本的収支勘定では、水道施設等整備事業として和田浄水場の浄水機械設備工事を初め、配水管更生事業や中央丘陵水道施設建設事業など各施設の改良投資を行いました。資金不足額については、過年度分損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

次に、給水の状況について申し上げますと、給水人口の増加等により給水量は対前年度比3.8%増と相なっております。また、有収率の向上策につきましては、常に漏水しない工事に留意し、最新漏水調査機器の活用と合わせ漏水の早期発見修理に努め、前年度実績を上回る結果を得ております。

それでは、最初に戻りまして1ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、収益的収支勘定の収入の部では、第1款 水道事業収益最終予算額22億9,023万円に対し、決算額は22億9,403万2,908円となり、予算額に比べ380万2,908円の収入増と相なっております。

決算額の内訳でございますが、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で21億2,802万2,353円。第2項 営業外収益では、加入金外で1億6,599万5,723円。第3項 特別利益では、過年度損益修正益相当額と相なっております。

一方、支出の部でございますが、2ページでございます。第1款 水道事業費用最終予算額23億3,529万2,000円に対し、決算額は23億2,297万6,543円で、不用額は1,231万5,457円と相なっております。

なお、不用額発生の主な理由といたしましては、消費税見込み減を初め、その他需要費の節減によるものでございます。

決算額の内訳といたしましては、第1項 営業費用では、水づくりから料金回収までの費用として20億3,406万6,662円。第2項 営業外費用としては、企業債の支払い利息外3億1,882万1,011円。第3項 特別損失では、過年度損益修正損となっており、第4項 予備費につきましては、全額不執行となっております。

次に、3ページの資本的収支について申し上げます。

収入面では、第1款 資本的収入最終予算額5億6,461万円に対し、決算額は5億7,553万3,669円であります。

内訳といたしましては、第1項 企業債決算額1億3,500万円は、予算額どおり収入しております。第2項 工事負担金については、決算額4億3,153万3,669円で、予算額に比べ1,093万3,669円の収入増と相なっております。その他第3項では、一般会計からの消火栓新設に伴う負担金であります。

次に、4ページを御覧いただきたいと存じます。

支出につきましては、第1款 資本的支出最終予算額7億5,058万9,000円に対し、決算額は7億4,031万2,786円、不用額は1,027万6,214円でございます。

決算額の主な内訳といたしましては、第1項 建設改良費決算額5億8,558万6,715円で、その内容といたしましては、赤水対策の配水管更生事業を初め、水道施設等整備事業の浄水機械設備工事や中央丘陵水道施設建設事業の外、開発に伴う配水管布設工事、その他量水器及び固定資産購入のための営業設備費と相なっております。

ここで、1,027万5,286円の不用額が生じております理由といたしましては、各事業費の減額及び人件費等の減によるものでございます。

なお、工事概要につきましては、19ページ以下に記載いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

また、第2項 企業債償還金につきましては、決算額1億5,472万6,071円と相なっております。

最後に、財政収支状況につきましては10ページで御覧のとおり、当年度未処理欠損金が1億405万9,949円と相なり、同額を翌年度に繰り越す厳しい状況下でございます。

以上が、今回提出させていただきました決算報告書の概要でございます。

なお、損益計算書の外決算付属書類として16ページ以下に各明細書を添付しておりますので、これらを御参照賜りまして、何とぞ原案どおり御認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第17「平成2年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

認定第3号

平成2年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成2年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成3年10月1日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました認定第3号「平成2年度和泉市病院事業会計決算認定について」、提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成2年度の病院事業会計決算を御認定していただきたく御提案申し上げたものでございます。

次に、その概要でございますが、平成2年度の病院運営の基本方針として、年度当初に全職員が一丸となって経営健全化計画3年目の目標を達成いたすため、それぞれの部門で最大の努力を傾注しようと誓い合いました。そして近年、鈍化している医業収益の伸びを少しでも伸ばし、前年度以上の増収を確保し、また、支出の増加も可能な限り抑制して自主努力の成果を上げるよう全力を尽くしてまいりました。その結果、病院自体の自主的な経営健全化の努力を開設者である市理事者も高く評価をされ、前年度を大きく上回る補助金を支出していただいたことも相まって、当初の目標が達成されることに相なりました。これもひとえに議員各位の温かい御理解と御支援のたまものと深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、その内容を御説明申し上げます。

平成2年度における病院の利用状況は、入院患者数が年間延べ10万6,186人、1日平均290.9人、外来患者数が年間延べ22万8,923人、1日平均781.3人となっており、前年度と比較して入院患者数は3,420人、外来患者数は7,879人それぞれ増となっております。

次に、収益的収支の状況でございます。2ページでございます。

第1款の病院事業収益につきましては、予算額51億4,806万5,000円に対し決算額51億7,435万9,731円で、2,549万4,731円の収入増となっております。

各項目別に御説明を申し上げます。

第1項の医業収益は、予算額44億2,732万7,000円に対し決算額は44億5,247万6,826円で、

2,514万9,826円の収入増となっておりますが、これは外来収益の増によるものでございます。第2項の医業外収益は、決算額6億1,188万2,905円で、これは主に一般会計からの繰入金でございまして、第3項の特別利益は、不良債務解消のため一般会計からの繰入金でございまして、予算額、決算額とも1億1,000万円でございます。

次に、支出でございます。

第1款の病院事業費用は、予算額49億5,776万5,000円に対し決算額は49億4,078万3,729円で、1,698万1,271円の不用額が生じております。

第1項の医業費用は、決算額47億4,090万4,109円で、1,306万1,891円の不用額が生じております。これは主に給与費、経費の報償費及び厚生福利費、委託料、通信運搬費等の中で不用になったものでございます。第2項の医業外費用でございまして、予算額2億179万9,000円に対し決算額1億9,987万9,620円でございます。191万9,380円の不用額が生じております。これは患者外給食材料費の減によるものでございます。第3項の予備費200万円は、執行いたしておりません。

以上の結果、収益的収支におきまして1億8,502万5,287円の純利益が生じ、未処理欠損金についても、27億5,109万8,112円に減少することができました。また、不良債務についても前年度より2億9,716万4,602円減少でき、1億1,359万1,554円と相なりまして、財政健全化計画の平成2年度の目標を達成することができました。

次に、資本的収支でございます。4ページでございます。

まず、収入でございますが、第1款 資本的収入は、予算額、決算額とも12億8,980万円でございます。

第1項の企業債は、医療用器械購入資金に充当するため大蔵省資金運用部から借り入れたしました政府債でございまして、予算、決算とも1億9,500万円でございます。第2項の出資金は、一般会計からの出資金でございまして、予算額、決算額とも9,480万円でございます。

第3項の他会計長期借入金は、一般会計からの長期借入金でございまして、予算、決算とも10億円でございます。

次に、支出でございますが、第1款 資本的支出は、予算額13億3,783万3,000円に対し決算額13億3,632万8,292円でございます。

第1項 建設改良費は、看護婦宿舍割賦金及び医療器械備品購入費でございまして、予算額2億123万3,000円に対し決算額が1億9,972万8,526円となっております。第2項の企業債償還金は、決算額1億3,659万9,766円でございまして、全額企業債償還元金でございまして、第3項の他会計長期借入金返還金は、予算、決算とも10億円でございます。

以上の結果、資本的収支では、4,652万8,292円の不足額が生じましたが、これにつきましては、損益勘定留保資金及び当年度消費税資本的収支調整額により補填をいたしました。

以上、平成2年度病院事業の決算概要を御説明いたしました。病院経営につきましては、国の医療費抑制のもとで経営健全化計画を推進しなければならないという厳しい状況下でございますが、今後ともより一層診療機能の充実、財政健全化の促進に努め、地域の基幹病院として期待に沿えるよう努力を傾注いたす所存でございます。

なお、決算書15ページ以下に決算付属書類を参考資料として添付いたしておりますので御参照賜り、御審議の上、原案どおり御認定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番（並河道雄君） 総括的な報告がありましたが、入院患者が3.3%、外来で4.3%と増加しております。この職員配置の医療職で見ましたら、正看が5名、準看が4名やめておられます。この辺が、今後の大きな医療サービスに対する問題点かと思いますが、その辺の御見解、御意見を伺いたいと思います。
- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） 確かに看護婦さんの年度内退職は、われわれとしても予想もつかない原因の要素がございます。可能な限り、パート看護婦等で医療サービスの低下にならないよう努力しているわけでございます。特に平成3年度の採用についても、可能な限り、病棟勤務の労働条件の強化につながらないよう適切に対応してまいりたいと思います。ただ、昨今、どこの病院にも共通して言えますことは、看護婦さんについては大変に採用難でございますので、できるだけ年度内退職が起らないよう、労働条件の改善に努めてまいりたいと考えております。
- 5番（並河道雄君） 後、決算委員会等もありますので、そこでまた、お伺いをしたいと思いますので、一応、終わっておきます。
- 議長（穴瀬克己君） 他に。
- 21番（勝部津喜枝君） 私も総括的に2点だけお尋ねいたします。
健全化計画ですが、御説明の中で平成2年度は当初目標達成の年度ということでしたが、この主要な要因は何であったのか。
合わせて、全体の健全化計画の中での目標率の達成は、平成2年度はどの辺の状況にあるのか。
以上の2点についてお尋ねをいたします。
- 議長（穴瀬克己君） 局長答弁。

○ 病院事務局長（橋本昭夫君） 病院財政健全化計画は、本年度が最終でございます。平成3年度で不良債務を解消する予定でございます。

平成2年度において予定どおり解消できた原因でございますが、その1つは、ドクター並びに看護職の皆さんの努力の結果、外来収入が大幅に伸びたことでございます。

もう1つは、そういう努力を認めていただき、8億近い一般会計からの補助金をいただくことができたことが、不良債務解消並びに黒字の要因でございます。したがって、本年度もさらに努力をいたしまして、残る1億2,000万円弱の不良債務を解消、健全化計画を達成したいと思っております。

○ 21番（勝部津喜枝君） 決算委員会もございますので、そこでの御審査を期待いたしまして終わっておきます。

○ 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第18「決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第8号

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

平成3年10月3日 提出

和泉市議会議長

穴 瀬 克 己

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算

平成2年度和泉市水道・病院事業会計決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員12名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（穴瀬克己君） 本件は、平成2年度和泉市一般会計及び特別会計決算、水道事業会計決算並びに病院事業会計決算を認定するに当たり慎重に御審議を願うため、本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第8号は原案どおり可決いたしました。

なお、委員の選任につきましては、本定例会会期中に選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。



- 議長（穴瀬克己君） 日程第19「工事請負契約締結について」（和泉市公共下水道和気37-0-⑤号線管布設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第46号

工事請負契約締結について

和泉市公共下水道和気37-0-⑤号線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成3年10月1日 提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 和泉市公共下水道和気37-0-⑤号線管布設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 158,620,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市和気町一丁目24番15号
辻作建設 株式会社
代表取締役 辻 秀雄 |

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第46号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について総務部神藤から御説明を申し上げます。議案書6ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、本件は、南大阪湾岸北部流域関連公共下水道の一環として施行するもので、工事の請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、和気37-0-⑤号線管布設工事で、契約金額1億5,862万円。契約の相手方は、和泉市和気町一丁目24番15号 辻作建設株式会社代表取締役 辻 秀雄と契約しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、参考資料及び別紙図面にお示しいたしましたとおり、起点和気町一丁目282番地の3先から終点同町一丁目308番地の4先までで、府道大阪和泉南線の一部に雨水管1,500ミリから1,650ミリを推進工法により117.64mを布設し、緑田橋付近にボックスカルバート（？）1,500ミリから2,000ミリを32.33mと管1,350ミリを25.98m、雨水管（污水管？）200ミリから250mを35.81m、200ミリを31mそれぞれ開削工法により布設いたします。また、和気町5号線の一部に雨水管（污水管？）1,000ミリを70.82m、雨水管（污水管？）200ミリから250ミリを78.93mを開削工法により布設するものでございます。他に雨水マンホール7箇所、污水マンホール7箇所、柵設置工5箇所及び附帯工一式でございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成4年3月25日を予定しております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第46号「工事請負契約締結について」御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第20「町の区域及び名称の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第47号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260号第1項の規定に基づき、本市の町の区域及び名称を次のとおりとする。

その実施期日は、別に市長が定める。

平成3年10月1日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 箕形町、池田下町、万町及び室堂町の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域をもって別図2に示すとおり、いぶき野一丁目及びいぶき野三丁目を新設する。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes the need for transparency and accountability in financial reporting.

2. The second part of the document outlines the various methods and techniques used to collect and analyze data. It includes a detailed description of the experimental procedures and the tools used for data collection.

3. The third part of the document presents the results of the study, including a comparison of the different methods and techniques used. It discusses the strengths and weaknesses of each method and provides a summary of the findings.

4. The fourth part of the document discusses the implications of the study and provides recommendations for future research. It highlights the need for further investigation into the effectiveness of the different methods and techniques used.

5. The fifth part of the document concludes the study and provides a final summary of the findings. It reiterates the importance of maintaining accurate records and the need for transparency and accountability in financial reporting.

6. The sixth part of the document provides a detailed description of the experimental procedures and the tools used for data collection. It includes a list of the equipment and materials used and a description of the experimental setup.

7. The seventh part of the document presents the results of the study, including a comparison of the different methods and techniques used. It discusses the strengths and weaknesses of each method and provides a summary of the findings.

8. The eighth part of the document discusses the implications of the study and provides recommendations for future research. It highlights the need for further investigation into the effectiveness of the different methods and techniques used.

9. The ninth part of the document concludes the study and provides a final summary of the findings. It reiterates the importance of maintaining accurate records and the need for transparency and accountability in financial reporting.

10. The tenth part of the document provides a detailed description of the experimental procedures and the tools used for data collection. It includes a list of the equipment and materials used and a description of the experimental setup.

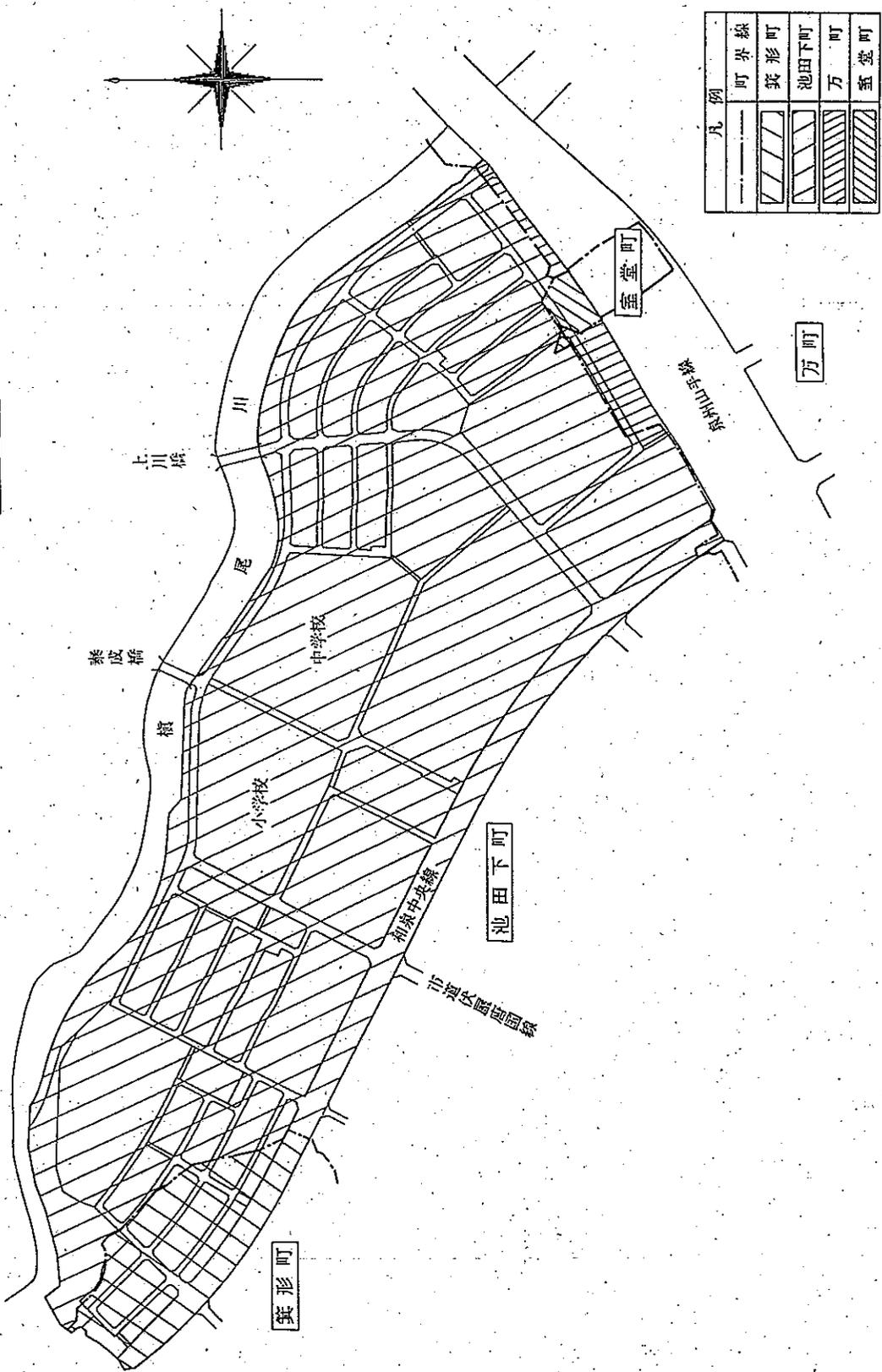
11. The eleventh part of the document presents the results of the study, including a comparison of the different methods and techniques used. It discusses the strengths and weaknesses of each method and provides a summary of the findings.

12. The twelfth part of the document discusses the implications of the study and provides recommendations for future research. It highlights the need for further investigation into the effectiveness of the different methods and techniques used.

13. The thirteenth part of the document concludes the study and provides a final summary of the findings. It reiterates the importance of maintaining accurate records and the need for transparency and accountability in financial reporting.

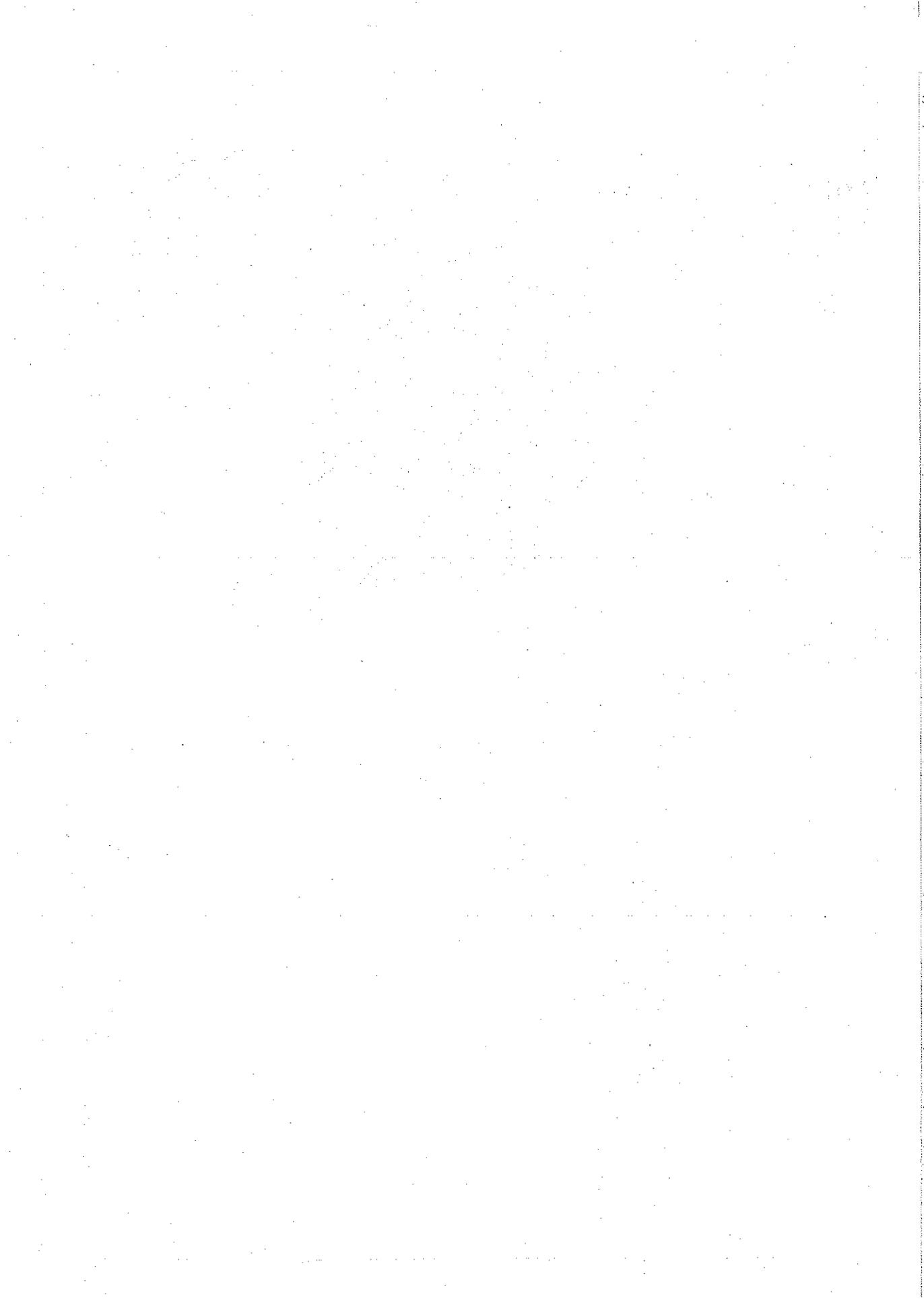
別 図 1

池田下町

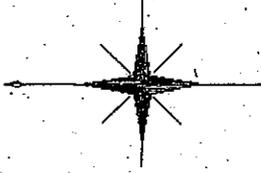
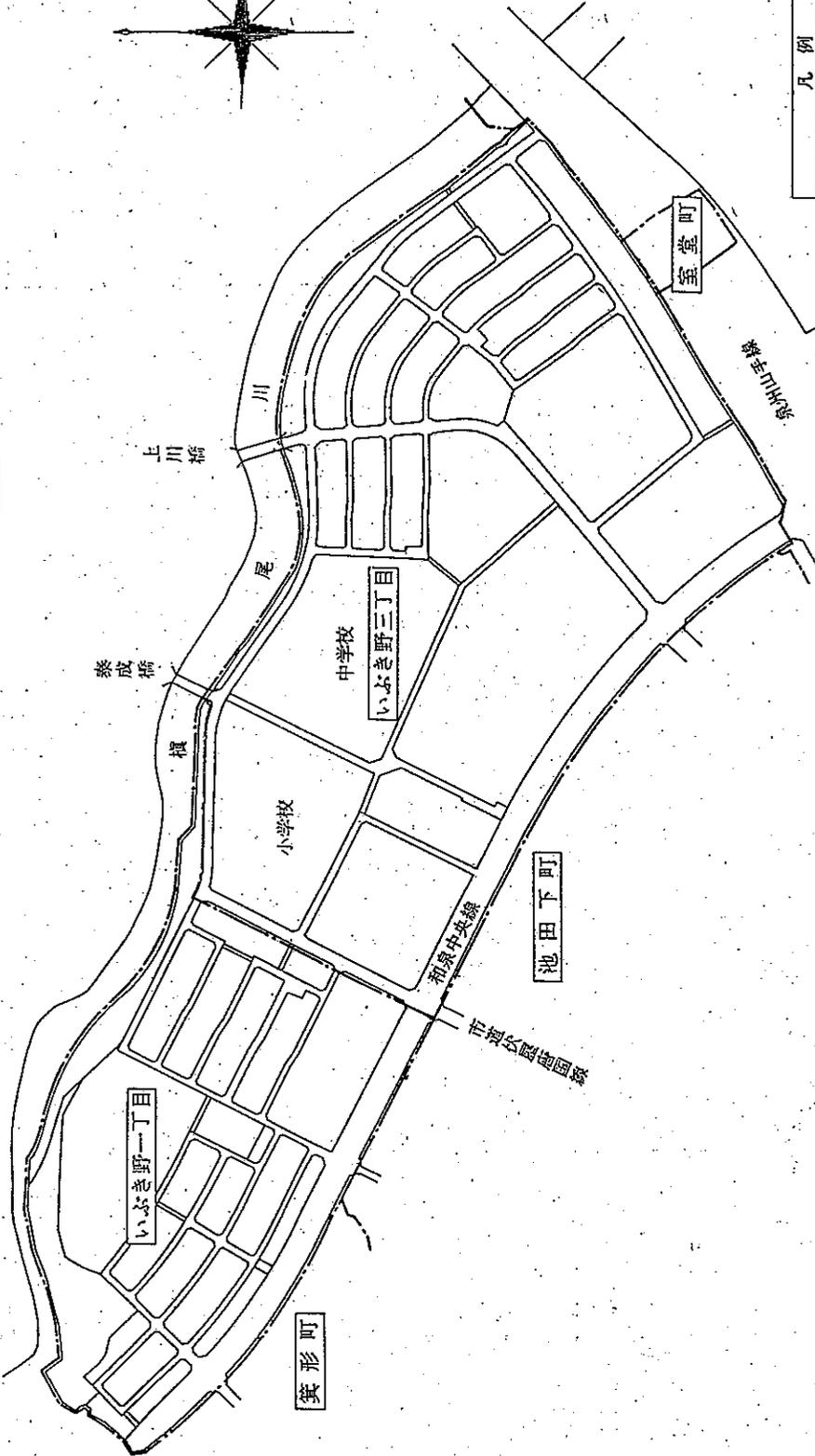


凡 例	
——	町界線
▨	箕形町
▧	池田下町
▩	万 町
▪	釜堂町





池田下町



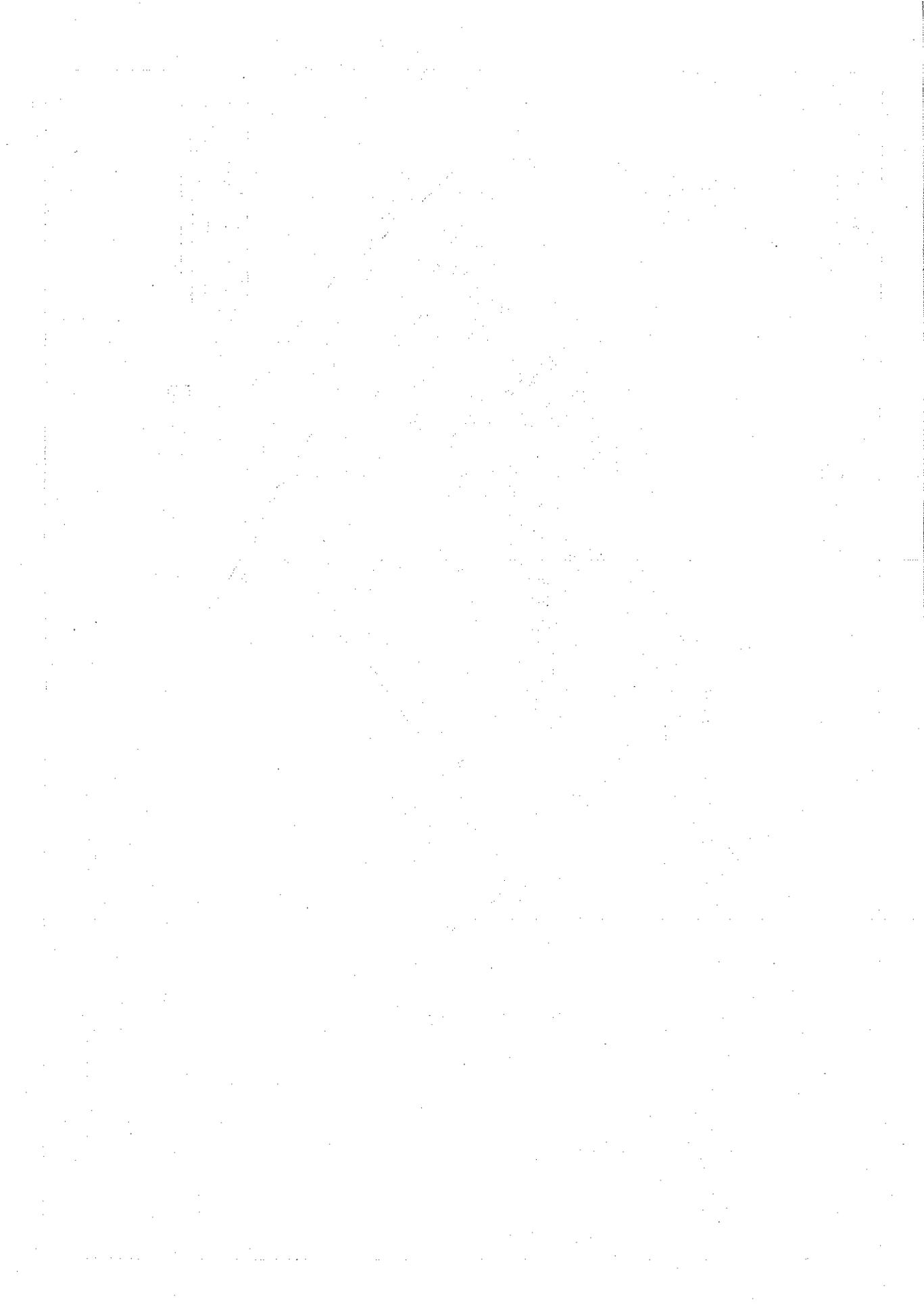
凡例	新設町名
いぶき野一丁目	町界線

万町

池田下町

箕形町





- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第47号「町の区域及び名称の変更について」、提案の理由並びに内容につきまして、都市整備部長萩本より御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、御承知のとおり来年春、和泉中央丘陵北部地区の一部におきまして町開きが予定され、現在、関連事業の整備促進が図られているところでございます。また、町開きの前には、一定の賃貸住宅や分譲住宅等の募集及び分譲が予定されております。しかしながら、町開きの区域を含みます本年度住居表示実施予定区域内には、箕形町、池田下町、万町及び室堂町の4町が錯綜し、現状のまま町開きが行われますと、住民の日常生活や行政等公益事業の遂行上不便または非効率等各種の障害が生じることが明かであります。このため、これらの障害を防ぐとともに住民の利便向上のため町の区域及び名称の変更を行い、合わせて住居表示整備事業を実施しようとするものでございます。

このことから本件に関しまして、本年7月の第2回定例市議会におきまして、今回、変更をお願いいたします区域を含む北部地区全域について、街区方式により住居表示の整備を行う旨の御可決をいただきました。また、これに基づき本年8月19日、和泉市住居表示整備審議会をお願いし、住居表示の実施に伴う町の区域及び名称の変更並びに街区割りに関しては、慎重なる御審議の上、原案どおり御答申をいただきました。

その結果、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定により、答申案を8月27日から30日間公示するとともに、関係自治会に公示の写しを配布いたしました。しかしながらこの間、何ら変更の請求がございませんでしたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町の区域及び名称の変更を行おうとするものでございます。

次に、内容でございますが、別図1でお示しいたしておりますとおり、槇尾川、泉州山手線、和泉中央線に囲まれた斜線の区域が、今回の変更区域でございます。この斜線区域をもって別図2にお示ししておりますとおり、町の区域及び名称につきましては、市道伏屋唐国線を境といたしまして、槇尾川、市道伏屋唐国線、和泉中央線、フノコ池及び一部開発区域外に囲まれた約15haの区域をいぶき野一丁目、また、槇尾川、泉州山手線、和泉中央線、市道伏屋唐国線に囲まれた約32haの区域をいぶき野三丁目とするものでございます。

なお、北部地区全体では、一丁目から五丁目までを予定しております。この町名の配列順序につきましては、和泉市住居表示実施基準により和泉府中駅を中心に放射状に配列いたしますことから、今回の実施区域につきましては、一丁目と三丁目になります。

また、町の名称につきましては、住居表示担当の計画課と住宅・都市整備公団とでそれぞれ

素案を作成し、それをもとに庁内組織であります和泉中央丘陵整備事業計画委員会で協議検討を行ったものでございます。新町名の「いぶき野」でございますが、御承知のとおり、トリヴェール和泉の北部地区には、新駅及びシビックセンターを中心として人々が行き交い、集い、働き、住み、憩う場所となります。また、地理的にも市の中央にあり、都市生活、情報、文化の拠点ともなりますことから、和泉市の副都心としての新しい時代の息吹を感じさせる町となるよう、また、市内のみならず泉州地域の先進的開発拠点としての息吹を感じさせる町を目指したく、人々の集いを結集した町として「いぶき野」とさせていただいております。

なお、「いぶき」という町名の頭の部分につきましては平仮名表記とさせていただいております。これは町名の頭の部分を平仮名にすることによって従来、地名及び町名として存在する「〇〇野」という言い方に新鮮なイメージを与えることができ、新しい町の町名として地域住民にも親しみが持ちやすく、市民にとっても受け入れやすいという理由からでございます。また、語尾の「野」という語につきましては、このことから落ち着いたイメージを持ち、現在の人々が求めている安らぎ、緑、広がり、自然といったものを連想させることから新町名に用いたものでございます。さらに今後、東部地区、西部地区、学園ゾーンの新町名につきましても、すべて平仮名プラス「野」という形で統一することによって、1つの事業としての整合性を町名にも生かしていきたいと考えております。

最後に、町の区域及び名称の変更の実施予定期日でございますが、住居表示実施と合わせまして本年11月24日を予定いたしております。実施区域内世帯数につきましては、現在、2世帯、7人となっております。また、北部地区の残りの区域につきましては、公団の施行分譲計画との整合を図る上から平成5年度に実施を予定しております。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容とさせていただきます。よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 29番（大谷昌幸君） 29番・大谷です。私の不勉強かも知れないのですが、この全体の地図がないので概略が頭に入りにくいんです。ここに出ているのは一丁目と三丁目ですね。あと二丁目及び四丁目、五丁目というのが出てくるとは思いますが、この地図から見ますと、南西部に当たる万町という表示のあるところ辺が中央丘陵開発地域に含まれるわけですね。
- 都市整備部長（萩本啓介君） そうでございます。
- 29番（大谷昌幸君） 残りの町がどのあたりかわかりませんが、住居表示と合わせて郵便番号はどうなりますか。例えば現在、箕形町、池田下町は「594」ですが、室堂町はたしか「590-02」と記憶しております。万町も「590-02」と思います。そこで、今後、この地域の郵

便番号の表記はどのようになるんですか。

- 都市整備部次長（中屋正彦君） 計画課中屋からお答えいたします。

郵便番号につきましては、郵便局の方と調整をいたしまして御報告をさせていただきたいと思っております。現在まで、郵便番号につきましては、何ら郵便局の方からの御連絡はいただいておりません。

- 29番（大谷昌幸君） 郵便局から連絡がないということよりは、こちらから言うて行かなければいかんと思っております。このいぶき野一丁目から五丁目まで全部が「594」になるのか、あるいは「590-02」になるのかわかりませんが、例えば今出ている一丁目と三丁目が「594」で、あとのところが「590-02」になるようなことのないようにしていただきたい。これは当市だけでなくほかにもありますが、非常にややこしい。御承知のように、郵政省に言わせると、郵便番号というのは住居の一部だという考え方を持っておりますので、なおさらであると思っております。

ついでに申し上げますが、和泉市がこれだけ発展している時点でも、このあたりが「594」で、山手の方が「590-02」になるということは、住民感情としてもええことはないと思っております。例えば「590」というのは堺の局なんですね。この郵便番号制度ができたのは30年近く前ですが、当時は、堺の郵便局から末端の特定郵便局に郵便物が配布されて来ていたんです。御承知のように三林局も特定郵便局やったわけです。その関係で今の泉北局、昔の丹羽谷局（？）を「01」にし、三林を「02」、横山を「03」にしたんです。「04」は飛んでしまって熊取なんですね。「05」は泉南市のはずです。現在、そういうような郵便の配送はしていないと和泉局の局長も明言しております。そういう視点に立ってこれを「594-01」に改定するような運動もしていただきたい、かように思います。

担当部局がどこになるかわかりませんが、例えば郵便番号制度ができた当時、郵政省のえらいさんに岸和田出身者がいた関係上、内畑局が「596-01」になっております。内畑の関係の方はここにもいらっしゃると思いますが、あそこだけが飛んでいる。横山から車が内畑を通らずに熊取へ行けるはずがないんです。それなのに内畑は「596-01」になっているはずです。そういうこともひとつ考慮していただき、郵便番号の指定については極力御努力願いたいと要望して終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第21「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第48号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年10月1日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

- 第1条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項の表以外の部分を次のように改める。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合には100分の55、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の200を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

第25条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。
- 4 各給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の等級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

第26条第2項を次のように改める。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の60を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第26条に次の2項を加える。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額とする。
- 4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「次条第3項」と読み替えるものとする。

第28条第3項中「ただし」の次に「、期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、行政職給料表（別表第1）の最上位の職務の等級にある職員の例によるものとし」を加える。

（和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「月額」の次に「及び報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」を加える。

（和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第3条 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料のほか」の次に「、扶養手当」を加え、同条第2項中「ただし」の次に、「、期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号。以下「給与条例」という。）別表第1の行政職給料表の最上位の職務の等級にある職員の例によるものとし」を加え、「和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）」を「給与条例」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」と

いう。)、第2条の規定による改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)並びに第3条の規定による改正後の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、平成3年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の給与条例第25条の規定を適用する場合において、同条第4項の規定を受ける職員以外の職員については、平成3年6月支給分の期末手当に限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に33,000円を加算した額を支給する。

(内払)

- 4 第1条の規定による改正前の和泉市職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例又は平成3年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の規定に基づいて、適用日から支給日の前日までに支払われた期末手当又は勤勉手当は、改正後の給与条例、改正後の報酬条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当又は勤勉手当の内払とみなす。

(委任)

- 5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

理由

国家公務員及び府下各都市との均衡を考慮し、本市の職員の期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(穴瀬克己君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事(鹿島賢昌君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第48号「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、市長公室鹿島から提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、平成2年人事院勧告の趣旨並びに諸般の情勢を考慮いたしまして、本市の一般職の職員、特別職の職員、市議会議員及び教育長の期末勤勉手当について、国に準じた改正をしようとするものでございます。

その内容でございますが、議案書17ページ第1条は、和泉市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、同条例第25条の改正は、職員の職務の責任の度合い等に応じて、期末手

当算定の基礎額に給料及びこれに対する調整手当の100分の20以内の額を加算しようとするものでございます。

また、第26条は、勤勉手当の額についても、期末手当と同様の改正を行おうとするものでございます。

次に、第28条の改正は、特別職の職員の期末勤勉手当について、一般職の職員と同様の措置を講じようとするものでございます。

次に、議案書18ページ第2条は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございまして、市議会議員につきましても、報酬月額に100分の20を加算して期末手当を算定しようとするものでございます。

次に、議案書19ページ第3条は、和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございまして、教育長についても所要の改正を行い、特別職の職員と同様の規定を設けようとするものでございます。

次に、附則第1項及び第2項は、施行期日、適用日に関する規定でございまして、公布の日から施行することとし、本年4月にさかのぼって適用しようとするものでございます。

また、附則第3項は、府下各市の状況を勘案いたしまして、加算に該当しない職員について、本年度平成3年6月分の期末手当として3万3,000円を支給するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。21ページ以降に新旧対照表を添付させていただきましたので御参照の上、よろしく御審議をいただきまして原案どおり可決、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） これは質問ではありません。私自身は、総務委員会協議会でいろいろ聞いておりますし、今の提案理由の説明にもありますので、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、現在、出されておりますこの条例案では、いわゆる役職別加算の措置を導入しようということです。既に国とか他の市町村でもやられておりますが、こういうことをやりますと、一時金の成績主義、職務給というものを一層強化していくということですので、給与面から職員間の分断、競争がさらにおおられることにもなってくるわけです。そういうことになりましたと、本来、民主的で効率的な行政運営を確保するという基本線から見ますと、かなり障害になってきます。

次に、いわゆる俸給表の下級在職者、今回、加算をされない人たちですが、そういう人たちは、給与の上で相対的に非常に不利なことになります。逆に他方、管理職は、管理職なりに今

までからそれなりの給与が出ているわけですが、そういうものに今回の役職別加算となりますと、二重の優遇措置にもなりかねないわけです。

経過措置として、条例第25条第4項の規定を受ける職員以外の職員、すなわち無加算者ですが、それに対しては、本年6月支給の期末手当に限り3万3,000円を支給するという経過措置がとられておりますが、これも過日の総務委員会協議会での質問に対する答弁では、今後については全く未定であるということでもあります。そうしますと、ますます上級の在職者と下級在職者の差が広くなっていくわけです。

さらに、本来、こういう問題につきましては、いわゆる職員団体との協議を十分行った上で合意を得て行われるわけですが、しかし今回は、2つの職員団体のうち職員のほとんどを占めております職員労働組合との間の合意に達していない、打ち切っているわけがあります。そういうことについても、今後大きな問題を残していくと言わざるを得ません。

以上の点から本条例案につきましては、反対を表明したいと思います。

- 議長（穴瀬克己君） 反対の意見がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第22「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第49号

平成3年度和泉市一般会計補正予算（第2号）

平成3年度和泉市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499,066千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,657,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成3年10月1日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 利子割交付金		749,600	250,000	999,600
	1. 利子割交付金	749,600	250,000	999,600
8. 分担金及び負担金		930,627	1,500	932,127
	1. 分 担 金	16,215	1,500	17,715
10. 国庫支出金		4,718,469	7,351	4,725,820
	2. 国庫補助金	2,033,365	7,351	2,040,716
11. 府支出金		2,558,378	5,500	2,563,878
	2. 府補助金	1,970,082	2,000	1,972,082
	3. 府委託金	251,591	3,500	255,091
12. 財産収入		607,837	71,243	679,080
	1. 財産運用収入	291,732	71,243	362,975
13. 寄附金		252,000	11,000	263,000
	1. 寄附金	252,000	11,000	263,000
15. 諸収入		3,232,122	147,244	3,379,366
	5. 雑 入	2,140,900	147,244	2,288,144
17. 繰越金		664,521	5,228	669,749
	1. 繰越金	664,521	5,228	669,749
歳 入 合 計		38,158,144	499,066	38,657,210

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		343,465	14,205	357,670
	1. 議 会 費	343,465	14,205	357,670
2. 総 務 費		4,110,992	42,610	4,153,602
	1. 総務管理費	2,686,420	26,231	2,712,651
	2. 徴 税 費	575,901	5,382	581,283
	3. 戸籍住民基本台帳費	292,748	4,079	296,827
	4. 選 挙 費	95,841	887	96,728
	5. 統計調査費	34,210	308	34,518
	6. 監査委員費	28,926	695	29,621
	7. 同和対策費	396,946	5,028	401,974
3. 民 生 費		10,443,898	68,427	10,512,325
	1. 社会福祉費	3,995,609	10,105	4,005,714
	2. 児童福祉費	3,908,716	57,315	3,966,031
	3. 生活保護費	2,532,968	1,007	2,533,975
4. 衛 生 費		4,268,599	19,257	4,287,856
	1. 予防衛生費	2,143,819	15,714	2,159,533
	2. 環境衛生費	1,891,824	3,339	1,895,163
	3. 墓地管理費	221,826	204	222,030
5. 農林水産業費		322,952	8,250	331,202
	1. 農 業 費	312,805	3,250	316,055
	2. 林 業 費	10,147	5,000	15,147
6. 商 工 費		241,254	2,887	244,141
	1. 商 工 費	241,254	2,887	244,141
7. 土 木 費		7,227,303	77,700	7,305,003
	1. 土木管理費	307,529	10,921	318,450
	2. 道路橋梁費	1,628,896	22,666	1,651,562
	4. 都市計画費	2,949,031	37,146	2,986,177
	5. 住 宅 費	2,102,442	6,967	2,109,409

8. 消 防 費		1,035,892	14,174	1,050,066
	1. 消 防 費	1,035,892	14,174	1,050,066
9. 教 育 費		4,925,964	251,556	5,177,520
	1. 教育総務費	456,633	7,072	463,705
	2. 小学校費	2,100,676	99,245	2,199,921
	3. 中学校費	1,048,313	123,965	1,172,278
	4. 幼稚園費	419,142	12,683	431,825
	5. 社会教育費	735,823	7,639	743,462
	6. 保健体育費	165,377	952	166,329
歳 出 合 計		38,158,144	499,066	38,657,210

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
北松尾保育園設備整備事業	平成3年度 平成8年度	19,200
(仮称) 和泉台第一小学校設備整備事業	平成3年度 平成8年度	34,935
(仮称) 和泉台第一中学校設備整備事業	平成3年度 平成8年度	65,827

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部長（神藤恒治君） 総務部神藤でございます。それでは、ただいま御上程をいただきました議案第49号「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

ただいま御上程をいただきました補正予算の主な内容は、期末勤勉手当における役職加算措置等に伴う人件費、和泉中央丘陵内に建設いたしております北松尾保育園並びに（仮称）和泉台第一小学校、中学校の設備備品購入等の補正及びその備品購入費における公団資金に対する住宅・都市整備公団への債務負担行為の限度額の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。27ページでございます。

まず、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,906万6,000を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ386億5,721万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に第2条は、債務負担行為の補正でございまして、和泉中央丘陵内に建設いたしております北松尾保育園並びに（仮称）和泉台第一小学校、中学校での備品購入費に住宅・都市整備公団のかんこう資金（？）を活用したことにより、同公団に対し債務負担行為の限度額を設定したものでございます。内容につきましては、33ページにお示しいたしております「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明を申し上げます。38ページをお願いいたします。

まず、議会費1,420万5,000円、総務費4,261万円の追加計上は、いずれも期末勤勉手当における役職加算措置等に伴います給与費の追加でございます。

次に、民生費6,842万7,000円の追加計上につきましては、給与費の追加並びに総合福祉会館運営費では備品購入費100万円、北松尾保育園整備事業費では、備品購入費など2,120万円を追加計上いたしました。

衛生費の1,925万7,000円につきましては、給与費の追加並びに保健総務費では、山間医療充実指定寄付に伴い横山農協立病院補助金1,000万円の追加計上をいたしました。

次に、農林水産業費では、給与費の追加並びに林業事業費では、補助金の確定に伴い宮ノ谷林道整備工事費500万円、合わせて825万円を追加計上いたしましたものでございます。

商工費288万7,000円の追加計上は、給与費の追加でございます。

土木費7,770万円の追加計上につきましては、給与費の追加、土木総務費では測量委託料350万円、橋梁架設事業費では、設計委託料、2,200万円の追加並びに都市計画総務費では、生産緑地指定に関する経費として699万2,000円、公共下水道事業特別会計繰出金338万8,000円、合わせて1,038万円、また、和泉府中駅前整備事業費では、工事費1,800万円を追加計上いたしました。

次に、消防費の1,417万4,000円の追加計上は、給与費の追加計上でございます。

教育費2億5,155万6,000円の追加計上は、給与費の追加、（仮称）和泉台第一小学校整備事業費では、校用備品購入費等で8,955万9,000円、（仮称）和泉台第一中学校整備事業費では、1億1,914万3,000円を計上いたしましたものでございます。また、幼稚園管理費では、私立幼稚園就園奨励費補助金716万7,000円を追加計上いたしました。

次に、これらに充当いたします歳入予算について御説明を申し上げます。34ページでございます。

まず、利子割交付金2億5,000万円につきましては、実績等を勘案の上追加計上いたしました。

分担金及び負担金150万円、国庫支出金735万1,000円、府支出金550万円、寄附金1,100万円、諸収入では、北松尾保育園設備整備事業収入1,920万円、(仮称)和泉台第一小学校設備整備事業収入3,493万5,000円、(仮称)和泉台第一中学校設備整備事業収入6,582万7,000円、これらは歳出予算に関連をいたします特定財源でございます。

次に、財産収入7,124万3,000円につきましては、公共施設整備基金収入でございます。

最後に、繰越金でございますが、前年度繰越金522万8,000円を計上いたしました。

以上が、今回、御上程をいただきました議案第49号「平成3年度和泉市一般会計補正予算(第2号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(穴瀬克己君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番(勝部津喜枝君) 21番・勝部です。補正予算総額4億9,906万6,000円のうち、先ほど、条例が制定されましたけれども、それに関連する予算額は幾らになるのか、お尋ねいたします。

次に45ページ、生産緑地地区指定法定業務委託料、仮設事務所借上料についてですが、昨日の一般質問で天堀議員がこの生産緑地問題について総括的な質問を行い、日本共産党の立場などを明らかにしたわけですが、この補正予算の計上でさらに具体的な申請手続等に入ってきているのではないかと理解するものです。その上に立ってお尋ねいたしますが、業務委託料の委託先はどこなのか。合わせて仮設事務所借上料とありますが、どこに事務所を設けるのか。同時にこの2つの財源はどうなっているのか。

次に46ページ、和泉府中駅前整備工事費追加1,800万円につきましては、財源と合わせて内容をお尋ねいたします。

以上です。

- 議長(穴瀬克己君) 理事者答弁。
市長公室次長(石本博信君) まず、第1番目の条例提出分のうちの給与関係の予算総額でございますが、1億7,962万6,000円でございます。
- 議長(穴瀬克己君) 次。
- 都市整備部次長(中屋正彦君) 生産緑地に関係いたします御質問にお答え申し上げます。

まず、業務の委託先でございますが、これにつきましては、補正予算の御議決をいただきましてから契約等の手続をするということで、委託先は決まっております。

2点目の仮設事務所の建設の予定地でございますが、これにつきましては、新館北側にあります公用車駐車場の5台分のスペースを活用いたしまして、そこにプレハブで建てていく予定でございます。

それから、財源につきましては、すべて市単独でございます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷より府中駅前についてお答え申し上げます。

まず、第1点目の財源でございますが、一般財源を予定してございます。

内容でございますが、当初からこの府中駅前にロータリーを設置することになっておりました。そのロータリーの内容でございますが、花壇をつくるか、見通しのいい植栽をしていくという程度の構想を予定していたわけですが、その後、ライオンズさんあるいはロータリーさんなどからモニュメントをつくったらどうか、という協力の申し出等がございました。そこでこのたび、和泉市の玄関口にふさわしいようなモニュメントをつくらうということで予算を計上させていただいているものでございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 45ページの生産緑地について再質問をさせていただきます。

まだ委託先が決まっていない、という御答弁でしたが、委託先が決まっていないのなら、委託料396万2,000円の委託内容を明らかにしていただきたいと思っております。私どもの方で入手した資料によりますと、今回の生産緑地法改正に伴います実務につきましては、連絡会議の設置と執行体制の確立を図ることと合わせ、内容といたしまして、市内部の関係部局、農業委員会及び農業協同組合の参画を得て、ということも書かれております。この辺でもう少し進んでいるわけですから、執行の状況を含めて理解が得られるよう明確に御説明をいただきたいと思っております。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） まず、委託の内容でございますが、いわゆる生産緑地指定地区の指定に係る都市計画手続における大阪府との協議あるいは地区指定承認申請用の法定図書の作成に係る業務を委託しようとするものでございます。

図書の内容といたしましては、市素案及び市の原案、また、知事への承認申請に係る総括図とか計画図あるいは参考図といたしまして土地利用構想とか公共施設の張り付け計画あるいは地区指定の区域化の説明等、こういった1万分の1あるいは2,500分の1の区域図及び計画図を各40部から60部を作成する、こういった業務を委託するという内容でございます。

委託の理由といたしましては、今回の業務が非常に短期間でやらなければいけないことから、

法定図書を作成を委託いたしまして、短期間での業務を円滑に図っていきたいということでございます。

次に、執行体制の件でございますが、1つは、市の関係部局との連絡調整会議を今年の5月につくっております。その中でいろいろ生産緑地に係る業務への対応、これからの進め方あるいは説明会、PR、受け付け業務から始まる一連の実務面について、市の関係課が協力して作業を進めていくという形でつくってございまして、一連の活動をさせていただいております。

また、市内の農業協同組合あるいは農業委員会との連携についても、8月の時点で和泉市の10農協(?)の組合長さんとの連絡会をつくりまして、以後、説明会を共催させていただくかの形で進めております。また、農業委員会に対しましては、意見交換等の場を持たせていただき、今後の対応について協力しながらやっていくという形の状況になってございます。(声が小さく不明瞭、分からない個所が多いので、確認して下さい)

- 21番(勝部津喜枝君) 一定、御説明をいただきましたが、聞くところによると、近々、申請受け付け業務も始まると聞いております。その点では、仮設事務所の借り上げの目的を明らかにしていただきたいのと、申請業務につきましては、本庁の連絡体制のみで対応されるのか。それとも、強力な協力を得て、と示されておりますが、その辺の協力について、具体的にこの申請業務についてどのように考えて要請をしておられるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。
- 都市整備部次長(中屋正彦君) 生産緑地の指定の申し出受け付けにつきましては、御指摘のありましたとおり、仮設事務所ですべて受け付けてまいりたい、あるいは関係権利者の同意書の受け付け等、一連の申請受け付け業務を仮設事務所で行うことになっております。このメンバーにつきましては、関係各課が共同して行うということで、一応、8人のスタッフでさせていただきますことになっております。

なお、受け付けの期間につきましては、10月1日の市の広報でも御案内をさせていただいておりますとおり、10月21日から12月20までの約2カ月間、いわゆる農地の所有者等から申請をしていただき、そこで全般の受け付け業務をすることになっております。その前の10月15日から18日の4日間、4ブロックに分かれまして地元説明会、これは和泉市の農協と共済でさせていただきます。さらに、所得税等国税の関係につきましては、泉大津税務署から職員の派遣を要請しておりまして説明会に同席していただき、国税関係の説明をしていただくことになっております。後は、10農協と連絡会を設置しておりますので、必要に応じて連絡会をその都度開催しながら農業団体との連携を図り、推進をしていきたいと考えております。

- 21番(勝部津喜枝君) 私どもの方にも22日ですか、説明会の案内もいただいておりますの

で、また、その点での勉強もさせていただきたくて、意見と要望を申し上げておきたいと思います。

たまたま過日、該当されるというか、農家の方にお会いいたしましたが、今回の生産緑地法改正につきましては、「まさに私どもにとっては人生問題だ」という切実なお声も聞きました。申請業務に伴っての協力の要請もあるということで、この中での悩みも聞いております。その点では、先ほどの説明でも、各課にまたがる難しい実務面もあると聞いておりますので、現場での混乱あるいは農業関係者への過重な負担がないように御配慮もしていただきたいと要望しておきたいと思います。

- 議長(穴瀬克己君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

勝部君。

- 21番(勝部津喜枝君) 今回の補正につきましては、先ほど、議案第48号で天堀議員から意見を述べ、日本共産党は反対の態度を示しております。その意味から今回の補正予算につきましては、一定、市民生活にかかわる内容もあるという立場を考慮いたしまして、保留の態度をとらせていただきたいと思います。

- 議長(穴瀬克己君) お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

○

- 議長(穴瀬克己君) 日程第23「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第50号

平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成3年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,388千円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,447,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成3年10月1日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		877,230	3,388	880,618
	1. 一般会計繰入金	877,230	3,388	880,618
歳入合計		2,444,237	3,388	2,447,625

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		2,006,494	3,388	2,009,882
	1. 下水道給務費	521,942	1,353	523,295
	2. 下水道整備費	1,484,552	2,035	1,486,587
歳出合計		2,444,237	3,388	2,447,625

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由に説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第50号「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、総務部神藤より内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、期末勤勉手当における役職加算措置等に伴います給与費の追加計上でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。54ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,762万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、内容の御説明を申し上げます。57ページでございます。

まず、歳出予算でございますが、下水道事業費として338万8,000円を追加計上いたしました。内容といたしましては、給与費の追加でございます。

次に、これに充当いたします歳入予算でございますが、一般会計よりの繰入金338万8,000円を追加計上いたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、今回、御上程をいただきました「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（勝部津喜枝君） 21番・勝部でございます。提案理由の説明にもございましたように、本補正予算につきましては、役職加算によります給与費の追加ということでございますので、日本共産党議員団は反対をいたします。
- 議長（穴瀬克己君） 反対の意見がありますので、挙手により採決を行います。
本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。
（挙手多数）
挙手多数であります。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第24「平成3年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
議案を朗読させます。
（市議会事務局長朗読）

議案第51号

平成3年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成3年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成3年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「151,342千円」を「151,816千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,309,834千円	10,459千円	2,320,293千円
第1項 営業費用	1,991,303千円	10,459千円	2,001,762千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「214,447千円」を「215,914千円」に、過年度分損益勘定留保資金「212,734千円」を「214,201千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	681,657千円	1,467千円	683,124千円
第1項 建設改良費	521,273千円	1,467千円	522,740千円

第5条 予算第7条中職員給与費「724,982千円」を「736,908千円」に改める。

平成3年10月1日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由に説明を願います。

○ 水道部長（岩井益一君） それでは、ただいま上程されました議案第51号「平成3年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回、補正いたします主な理由といたしましては、一般会計同様、先ほど、御議決を賜りました職員給与と条例の一部改正等に伴う所要の人員費を追加補正措置いたすものであります。

その主な内容といたしましては、まず、第2条において、当該職員給与費の増額に伴い、予算第2条に定めた業務量の関連部分を補正するものであります。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額のうち収益的支出について、損益勘定支弁職員に係る給与関連費1,045万9,000円を追加計上し、補正後の水道事業費用額を23億2,029万3,000円といたすものでございます。

さらに、第4条におきましては、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の既決予定額のうち資本的支出について、資本的勘定支弁職員に係る給与関連費146万7,000円を追加計上し、補正後の資本的支出額を6億8,312万4,000円といたすものであります。

第5条は、補正に伴う所要の手続であります。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。

これらの詳細につきましては、62ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろし

く御審議賜り、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（勝部津喜枝君） 21番・勝部でございます。本件についても、ただいまの提案理由の説明にありましたように、役職加算による人件費の増額のための補正でありますので、日本共産党議員団はこれに反対をいたします。
- 議長（穴瀬克己君） 反対の意見がありますので、挙手により採決を行います。
本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。
(挙手多数)
挙手多数であります。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第25「平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

議案第52号

平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成3年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	【支 出】		
第1款 病院事業費用	4,898,297千円	40,948千円	4,939,245千円
第1項 医業費用	4,699,346千円	40,948千円	4,740,294千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,672,418千円」を「2,713,366千円」に改める。

平成3年10月1日 提出

和泉市長 池田忠雄

平成3年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

【 収 入 】

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.病院事業収益			4,928,642	0	4,928,642	
	1.医業収益		4,414,008	0	4,414,008	
		1.入院収益	2,407,548	0	2,407,548	
		2.外来収益	1,852,747	0	1,852,747	
		3.その他医業収益	153,713	0	153,713	
	2.医業外収益		406,634	0	406,634	
		1.受取利息配当金	1,400	0	1,400	
		2.他会計補助金	380,487	0	380,487	
		3.国庫(府)補助金	3,270	0	3,270	
			4.患者外給食収益	17,714	0	17,714
		5.その他医業外収益	3,763	0	3,763	
3.特別利益		108,000	0	108,000		
	1.特別利益	108,000	0	108,000		

【 支 出 】

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.病院事業費用			4,898,297	40,948	4,939,245	
	1.医業費用		4,699,346	40,948	4,740,294	
		1.給与費	2,672,418	40,948	2,713,366	
		2.材料費	1,352,177	0	1,352,177	
		3.経費	481,528	0	481,528	
		4.減価償却費	178,023	0	178,023	
		5.資産減耗費	3,500	0	3,500	
		6.研究研修費	11,700	0	11,700	
	2.医業外用費		196,951	0	196,951	
		1.支払利息及び企業債取扱諸費	181,858	0	181,858	

		2.患者外給食材料費	13,729	0	13,729	
		3.消 費 税	1,364	0	1,364	
	3.予 備 費		2,000	0	2,000	
		1.予 備 費	2,000	0	2,000	

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） ただいま御上程をいただきました議案第52号「平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど、御議決を賜りました職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定により、病院事業費用中の給与費の補正が必要と相なったものでございます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用48億9,829万7,000円に4,094万8,000円を追加させていただくものでございます。

次に、第3条でございしますが、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を、26億7,241万8,000円から27億1,336万6,000円に改めるものでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（勝部津喜枝君） 21番・勝部でございます。本件についても、ただいまの提案理由の説明にありましたように、役職加算による給与費の追加のみの補正でありますので、日本共産党議員団はこれに反対をいたします。
- 議長（穴瀬克己君） 反対の意見がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第26「第8次治水事業5箇年計画の投資規模の拡大に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第5号

第8次治水事業五箇年計画の投資規模の拡大に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成3年10月3日

提出者

和泉市議会議員

並 河 道 雄

友 田 博 文

若 浜 記久男

西 口 秀 光

須 藤 洋之進

木 村 静 雄

讃 岐 一太郎

天 堀 博

第8次治水事業五箇年計画の投資規模の拡大に関する意見書

治水事業は、国土を保全し、水害や土砂災害から国民の生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を実現するための生活基盤の中で最も優先すべき根幹的事業である。

本市は、南部に和泉葛城山系に連なる山間地、中央に丘陵地、北部に平坦地と南北に細長い地形で、その山系を源とする槇尾川、松尾川の二級河川が市域を貫流しており、特に山間地を中心に急峻で脆弱な地質が広がり、従来より幾多の土砂災害に見舞われてきた。

近年、河川流域の開発が進み、丘陵地から山間地付近まで宅地化が進行するなど、都市化が進展する反面、治水施設の整備が立ち遅れ、わずかな降雨によっても浸水被害、土砂災害が頻発し、市民の期待に充分応えることが出来ない状況にある。

特に、昭和57年8月の集中豪雨では、浸水家屋616戸、家屋の損壊4戸、山間地では土砂災害が多く発生するなど、治水施設の早急な整備が必要である。

また、地域の自然、景観、歴史、分科と調和し、地域の活性化に寄与するとともに、豊かであるおおいに満ちた水辺環境整備への要請は、近年ますます多様化しかつ高揚している。

よって政府は、これら治水事業の重要性に鑑み、平成4年度から始まる「第8次治水事業五箇年計画」において、現行計画を大幅に上回る事業費を確保され、その積極的推進を図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成3年10月3日

大阪府和泉市議会

- 議長（穴瀬克己君） 提案の趣旨説明を願います。
- 5番（並河道雄君） ただいま局長朗読のとおりでありますので、よろしく御賛同のほどをお願い申し上げます。
- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、意見第5号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第27「白内障患者の人工水晶体に関する意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
（市議会事務局長朗読）

意見第6号

白内障患者の人工水晶体に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成3年10月3日

提出者

和泉市議会議員

並 河 道 雄
友 田 博 文
若 浜 記久男
西 口 秀 光
須 藤 洋之進

木村 静雄
讃岐 一太郎
天堀 博

白内障患者の人工水晶体に関する意見書

厚生省は、昭和60年に一般病院での白内障手術に人工水晶体（眼内レンズ）の使用を許可した。

医師は、白内障の患者に対して、視野が狭くなる眼鏡や、感染症などを引き起こしやすいコンタクトレンズは危険なため、人工水晶体による手術を勧めているが、健康保険の適用が認められていないのが現状である。

よって、本市議会は、政府に対し、人工水晶体の手術を希望する誰もが費用の心配をすることなく手術が受けられるよう、健康保険の適用を強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成3年10月3日

大阪府和泉市議会

- 議長（穴瀬克己君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 5番（並河道雄君） ただいま局長朗読のとおりでありますので、よろしく御賛同のほどをお願い申し上げます。
- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、意見第6号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。
- 議長（穴瀬克己君） ここで、暫時休憩をいたします。恐縮ですが、自席でお願いをいたします。
（午前11時42分休憩）

○
（午前11時45分再開）

- 副議長（原 重樹君） 大変お待たせをいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま穴瀬議長から辞職願が提出されました。何分、不慣れでございますので、議事運営に格別の御協力を賜りますよう、まず、お願いを申し上げます。

この際、お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加することの決めます。

議案を配付させます。

(議案配付)

- 副議長(原 重樹君) それでは、「議長辞職許可について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第9号

議長辞職許可について

本市議会議長 穴瀬 克己 氏から、平成3年10月3日付けで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

平成3年10月3日 提出

和泉市議会副議長

原 重 樹

- 副議長(原 重樹君) お諮りいたします。ただいまの朗読どおり、穴瀬克己氏の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、穴瀬克己氏の議長辞職を許可することに決しました。

この際、前議長のごあいさつをお願いいたします。

(議長退任あいさつ)

- 6番(穴瀬克己君) 一言、御礼のごあいさつをさせていただきます。

この1年間、本当に皆様方の温かい御協力のもと、大過なく過ごさせていただきましたことを心から厚く御礼を申し上げます。

この後は皆様方と同じく一議員に戻りまして、議会運営のため、また、市政発展のために全力で取り組んでまいりたい決意でございますので、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻のほどをよろ

しくお願い申し上げまして、御礼のごあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

- 副議長（原 重樹君） 御丁寧なるごあいさつ、まことにありがとうございました。穴瀬前議長さんにはこの1年間、本当に御苦労様でございました。

この際、お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

議案を配付させます。

（議案配付）

- 副議長（原 重樹君） それでは、「議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

選挙第3号

議長選挙について

本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

平成3年10月3日 提出

和泉市議会副議長

原 重 樹

議 長 当 選 者

氏 名

- 副議長（原 重樹君） お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいましょうか、御意見を伺いをいたします。
- 5番（並河道雄君） 議会運営委員会で一定の会期も決まっておりますが、まだまだ議長選挙に入れる状況ではないと思いますので、代表者会議等を開きまして、今後、どのように議長選挙を行うかについて煮詰めていったらどうかと提案を申し上げます。
- 副議長（原 重樹君） ただいま並河議員さんからの御意見がございましたが、それに御異議ございませんか。

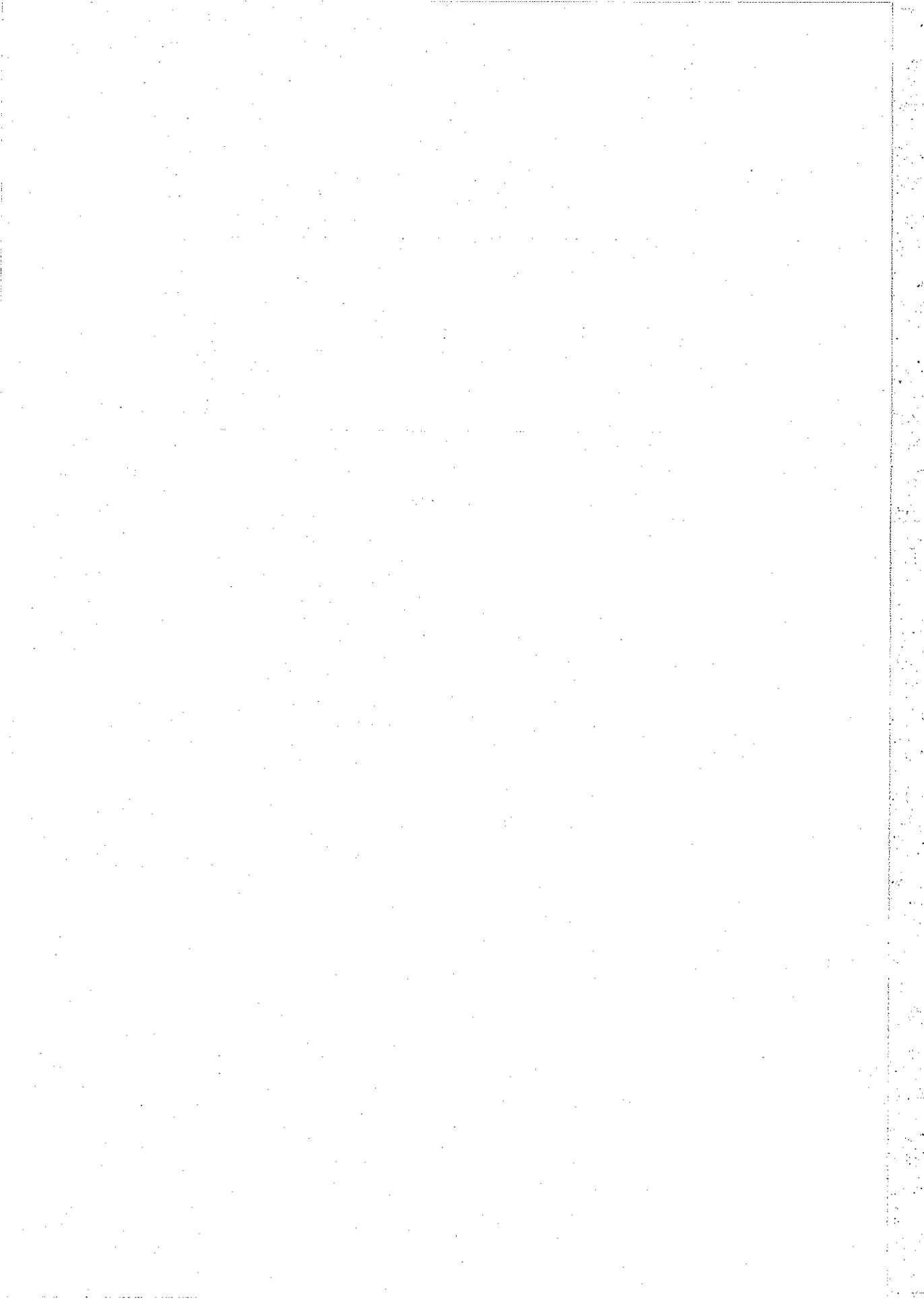
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、暫時休憩をいたしまして、午後1時から代表者会議を開きたい
と思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

（午前11時53分休憩）

（以後、本会議再開されず、自然散会）

第 4 日



平成3年10月15日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	竹下義章君	17番	上田育子君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君
16番	西口秀光君		

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	総務部次長	奥村富彦
市助	役	坂口禮之助	総務部次長	池辺功
市助	役	田中昭一	総務部次長	阪豊光
収入	役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長	公室長	堀宏行	同和对策部理事	向井洋
市長	公室理事	稲田順三	同和对策部次長	戸口泰明
市長	公室理事	尾崎秀忠	福祉事務所長	中川鉄也
市長	公室理事	鹿島賢昌	福祉事務所次長	坂田平之
市長	公室理事	中辻寿夫	市民生活部長	麻生和義
市長	公室次長	井阪和充	市民生活部次長	岸田秀仁
市長	公室次長	亀山学	市民生活部次長	明坂文嘉
市長	公室次長	池辺一三	市民生活部次長	池辺修次
市長	公室次長	今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
市長	公室次長	山下喬三	産業部理事	藤原清司
市長	公室次長	石本博信	産業部次長	高三一行
総務部	長	神藤恒治	産業部次長	松林保

参与兼建設部長	浅井隆介	病院事務局長	橋本昭夫
建設部理事	山崎琢磨	病院事務局次長	谷上徹
建設部理事	緒方和夫	消防長	角谷泰夫
建設部理事	中西淳富	消防本部理事兼消防署長	高宮武男
建設部次長	谷俊雄	消防本部次長	一瀬喜広
建設部次長	赤田儔信	消防本部次長	池野透
建設部次長	山崎精二	用地担当理事 土地開発公社事務局長	松村吉堯
建設部次長	中野英二	土地開発公社事務局次長	大宅清臣
建設部次長	藤本仁	教育委員長	藤原忠男
建設部副理事	岸本孝二	教育長	杉本弘文
都市整備部長	萩本啓介	管理部長	逢野博之
都市整備部理事	中野義裕	管理部次長	白樫通有
都市整備部理事	三井義秋	指導部長	木村吉男
都市整備部次長	中屋正彦	社会教育部長	生田稔
都市整備部次長	田中武郎	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部長	富田宏之	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部理事	笠木恒忠	収入役室長	藤木意継
改良事業部次長	厩田嗣夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部長	岩井益一	監査委員	庄司清
水道部次長	仲田博文	監査事務局長	吉田陽三
水道部次長	城前伊佐雄	農業委員会会長	森口義忠
病院長	竹林淳	農業委員会事務局長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
主幹	長尾益男
調査係長	井之上光一
係員	田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙 第3号	議長選挙について	別紙

平成3年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案 第10号	副議長辞職許可について	別紙

平成3年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	選挙 第4号	副議長選挙について	別紙

平成3年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
3	議会議案 第11号	常任委員会委員の辞任について	別紙

4	議会議案 第12号	特別委員会委員の辞任について	別紙
5	議会議案 第13号	常任委員会委員の選任について	別紙
6	議会議案 第14号	特別委員会委員の選任について	別紙
7	議会議案 第15号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
8	選挙 第5号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	別紙
9	選挙 第6号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	別紙
10	選挙 第7号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	別紙

○

(午後1時20分開議)

- 副議長(原 重樹君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
ただいま25名、全員御出席でございます。
- 副議長(原 重樹君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 副議長(原 重樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。これより議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

それでは、これより議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は23名でございます。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票をお願いします。

- 市議会事務局長(北野敦雄君) それでは、議席番号順にお名前を申し上げますので、順次、投票をお願いいたします。

(投票)

- 副議長(原重樹君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に5番・並河道雄君、28番

・友田博文君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、兩名の立ち会いを願います。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

投票総数25票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票18票、無効投票7票。無効投票は白票が7票でございます。

有効投票中柳瀬美樹議員18票。したがいまして、柳瀬美樹議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

- 副議長(原 重樹君) ただいまの報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、柳瀬美樹君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

- 副議長(原 重樹君) ただいま議長に当選されました柳瀬美樹君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、議長のあいさつをお願いいたします。

(議長就任あいさつ)

- 議長(柳瀬美樹君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

このたび、議長に選任され、まことにありがとうございます。衷心より厚く御礼を申し上げます。この上は、円満なる議会運営のため全力を傾注する所存でございますので、何とぞ皆様方の絶大なる御支持、御支援のどをお願い申し上げます、はなはだ簡単ながら議長就任のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。(拍手)

- 副議長(原 重樹君) 以上で私の任務が終わりました。何分不慣れなため、皆様方に大変御迷惑をおかけいたしました、皆様方の御協力によりまして、無事職務を終わらせていただきましたことを心より厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。(拍手)

- 議長(柳瀬美樹君) 先ほどは本当にありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。自席でお願いいたします。

(午後1時35分休憩)

(午後1時40分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせをいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま原副議長から辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。「副議長辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「副議長辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

議案を配布させます。

(議案配布)

それでは、「副議長辞職許可について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第10号

副議長辞職許可について

本市議会副議長 原 重樹氏から、平成3年10月15日付けで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

平成3年10月15日 提出

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

- 議長(柳瀬美樹君) お諮りいたします。ただいまの朗読どおり、原 重樹君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、原 重樹君の副議長辞職を許可することに決しました。

ここで、副議長を辞職されました原 重樹君よりごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

(副議長退任あいさつ)

- 23番(原 重樹君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本当に1年間、ありがとうございました。議員皆様方の御協力のおかげで副議長という重責を全うすることができました。これから一議員といたしまして、和泉市発展のために全力を挙げて頑張っていく決意でありますので、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○

- 議長(柳瀬美樹君) 御丁寧なるごあいさつ、まことにありがとうございました。前副議長さんには長らく大変御苦労さんでございました。

この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。

議案を配布させます。

(議案配布)

- 議長(柳瀬美樹君) 「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

選 挙第4号

副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

平成3年10月15日 提出

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

副議長当選者

氏 名

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。「副議長選挙について」をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。
- 5番（並河道雄君） 暫時休憩いたしまして、副議長の立候補などについて代表者会議を開いていただき、取り計らいいただけたらと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に御意見がないようですので、ここで、暫時休憩いたします。
なお、休憩中に会派代表者会議を開きますので、よろしく願いをいたします。
(午後1時47分休憩)

○
-----○
(午後2時35分再開)

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。これより副議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。
これより副議長選挙を行います。
選挙は投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。
(議場閉鎖)
ただいまの出席議員数は25名であります。
それでは、投票用紙を配付させます。
(投票用紙配付)
投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検させます。
(投票箱点検)
異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。
それでは、所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票をお願いします。

- 市議会事務局長（北野敦雄君） それでは、議席番号順にお名前を申し上げますので、順次、投票をお願いいたします。

（投票）

- 議長（柳瀬美樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に9番・讃岐一太郎君、2番・須藤洋之進君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないもの認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

（開票）

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

投票総数25票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票16票、無効投票9票。無効投票は白票が9票でございます。

有効投票中若浜記久男議員16票。したがいまして、若浜記久男議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、若浜記久男君が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

- 議長（柳瀬美樹君） ただいま副議長に当選されました若浜記久男君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、ここで副議長のごあいさつをお願いいたします。

（副議長就任あいさつ）

- 副議長（若浜記久男君） 一言、御礼を申し上げます。

皆様方の温かい御支援をいただきまして、副議長という重責を汚すことになりました。この

1年間、議長を補佐し、円満なる議会運営と市政発展のため全力を尽くす覚悟でございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○ 議長(柳瀬美樹君) この際、お諮りいたします。ただいまお手元に御追加配付いたしました日程表にしたがいまして、それぞれ日程追加をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、日程第3より日程第10までをそれぞれ追加することに決めます。

それでは、日程第3および第4は各委員会委員の辞任でありますので、これを一括議題といたします。

議案は表題のみ朗読させます。

なお、ただいま配付いたしました議案書の2枚目以降の日付及び議長名は、時間の都合上記入いたしておりませんので、御了承のほどをお願いいたします。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第11号

常任委員会委員の辞任について

本市議会常任委員会の下記委員より、平成3年10月15日付けで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

平成3年10月15日 提出

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

総務委員会委員

奥 村 圭一郎 讃 岐 一太郎 柳 瀬 美 樹 天 堀 博

大 谷 昌 幸

産業文教委員会委員

竹 内 修 一 木 村 静 雄 須 藤 洋之進 並 河 道 雄

森 悦 造 猪 尾 伸 子

建設水道委員会委員

若 浜 記久男 西 口 秀 光 竹 下 義 章 穴 瀬 克 己
池 田 秀 夫 勝 部 津喜枝 飯 坂 楠 次

厚生病院委員会委員

松 尾 孝 明 中 塚 新 治 赤 阪 和 見 上 田 育 子
出 原 平 男 原 重 樹 友 田 博 文

議会議案第12号

特別委員会委員の辞任について

本市議会特別委員会の下記委員より、平成3年10月15日付けで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

平成3年10月15日 提出

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

交通・公害対策特別委員会委員

中 塚 新 治 友 田 博 文 須 藤 洋之進 並 河 道 雄
松 尾 孝 明 西 口 秀 光 上 田 育 子 木 村 静 雄
猪 尾 伸 子 天 堀 博

開発事業対策特別委員会委員

赤 阪 和 見 讃 岐 一太郎 須 藤 洋之進 竹 内 修 一
柳 瀬 美 樹 若 浜 記久男 出 原 平 男 勝 部 津喜枝
猪 尾 伸 子 飯 坂 楠 次

同和対策特別委員会委員

西 口 秀 光 須 藤 洋之進 中 塚 新 治 松 尾 孝 明
柳 瀬 美 樹 勝 部 津喜枝 猪 尾 伸 子 大 谷 昌 幸

関西新国際空港対策特別委員会委員

飯 坂 楠 次 友 田 博 文 並 河 道 雄 赤 阪 和 見
讃 岐 一太郎 竹 内 修 一 池 田 秀 夫 天 堀 博

土地開発公社特別委員会委員

木 村 静 雄 須 藤 洋之進 赤 阪 和 見 中 塚 新 治

竹内修一 森悦造 上田育子 猪尾伸子
天堀博 奥村圭一郎

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、各委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第11号及び第12号の委員の辞任は許可されました。

- ○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第5より第7までは各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

議案の表題のみ朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第13号

常任委員会委員の選任について

本市議会常任委員会委員の辞任につて、下記のとおり選任する。

平成3年10月15日 提出

和泉市議会議長 柳瀬美樹

記

総務委員会委員

産業文教委員会委員

建設水道委員会委員

厚生病院委員会委員

議会議案第14号

特別委員会委員の選任について

本市議会特別委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

平成3年10月15日 提出

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

交通・公害対策特別委員会委員

開発事業対策特別委員会委員

同和対策特別委員会委員

関西新国際空港対策特別委員会委員

土地開発公社特別委員会委員

議会議案第15号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

平成3年10月15日 提出

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

決算審査特別委員会委員（12名）

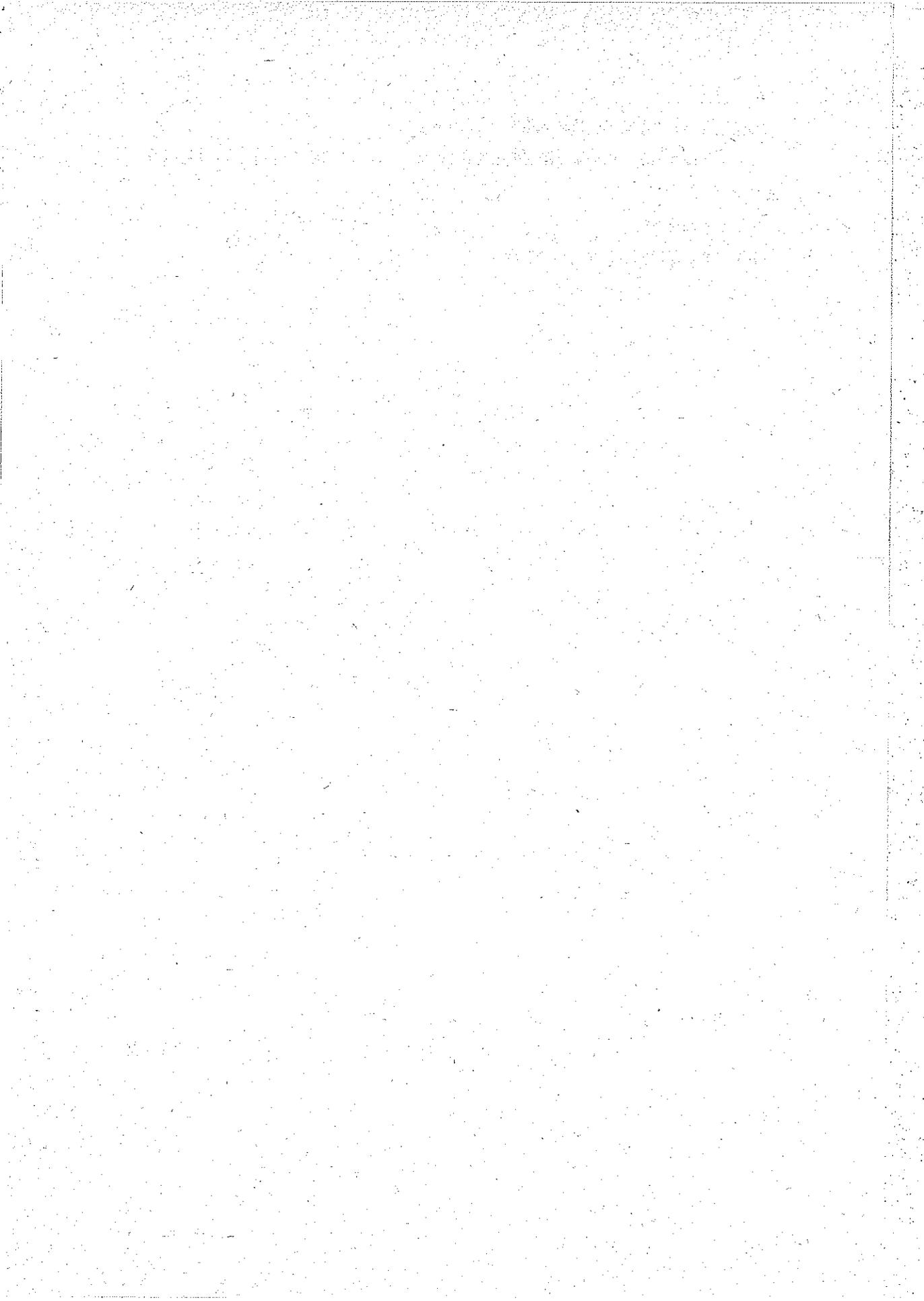
- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。この際、暫時休憩した後議員総会に切り替え、各委員の選任を御協議願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、暫時休憩をいたします。

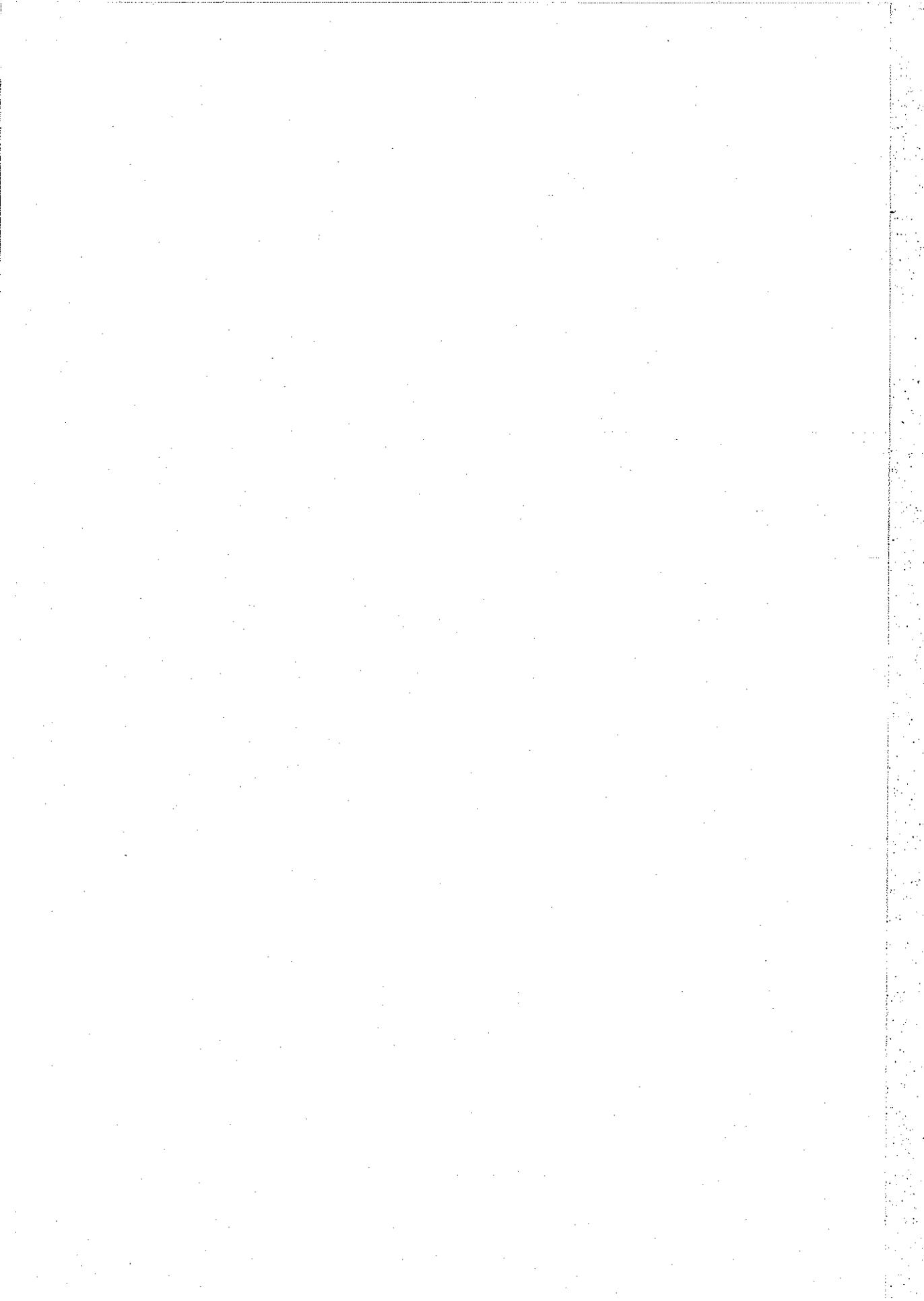
なお、午後3時からこの場で議員総会を開きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時50分休憩)

(以後、本会議再開されず、自然散会)



最 終 日



平成3年10月16日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
5番	並河道雄君	18番	若浜記久男君
6番	穴瀬克己君	19番	木村静雄君
7番	赤阪和見君	20番	出原平男君
8番	中塚新治君	21番	勝部津喜枝君
9番	讚岐一太郎君	22番	猪尾伸子君
10番	竹内修一君	23番	原重樹君
11番	池田秀夫君	25番	天堀博君
12番	松尾孝明君	26番	飯坂楠次君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君

欠席議員(1名)

27番 奥村圭一郎君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
市長公室	役	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦
市長公室	役	田中昭一	総務部次長	池辺功
市長公室	役	中塚白	総務部次長	阪豊光
市長公室	長	堀宏行	同和对策部長	森利治
市長公室	理事	稲田順三	同和对策部理事	向井洋明
市長公室	理事	尾崎秀忠	同和对策部次長	戸口泰明
市長公室	理事	鹿島賢昌	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室	理事	中辻寿夫	福祉事務所次長	坂田平之
市長公室	次長	井阪和充	市民生活部長	麻生和義
市長公室	次長	亀山学	市民生活部次長	岸田秀仁
市長公室	次長	池辺一三	市民生活部次長	明坂文嘉
市長公室	次長	今村堅太郎	市民生活部次長	池辺修次
市長公室	次長	山下喬三	産業部長	大塚孝之
市長公室	次長	石本博信	産業部理事	藤原清司

産 業 部 次 長	高 三 一 行	病 院 長	竹 林 淳
産 業 部 次 長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
参 与 兼 建 設 部 長	浅 井 隆 介	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹 夫
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	消 防 長	角 谷 泰 夫
建 設 部 理 事	緒 方 和 夫	消 防 本 部 理 事 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
建 設 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	消 防 本 部 次 長	池 野 透
建 設 部 次 長	赤 田 儁 信	用 地 担 当 理 事 長	松 村 吉 堯
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	大 宅 清 臣
建 設 部 次 長	中 野 英 二	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	藤 原 忠 男
建 設 部 次 長	藤 本 仁	教 育 委 員 長	杉 本 弘 文
建 設 部 副 理 事	岸 本 孝 二	教 育 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 理 事	中 野 義 裕	管 理 部 次 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 理 事	三 井 義 秋	指 導 部 長	生 田 稔 郎
都 市 整 備 部 次 長	中 屋 正 彦	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 郎
都 市 整 備 部 次 長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 理 事	北 野 明 喜 平
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 継
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	収 入 役 室 長	高 橋 正 道
改 良 事 業 部 次 長	厩 田 嗣 夫	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 着 本 善 夫
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着 本 善 夫
水 道 部 長	岩 井 益 一	監 査 委 員	庄 司 清 三
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 義 忠
水 道 部 次 長	城 前 伊 佐 雄	農 業 委 員 会 会 長	森 口 端 小 一
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
 次 長 河原茂隆
 主 幹 長尾益男
 調査係長 井之上光一
 係 員 田村隆宏

(午後1時00分開会)

- 議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆様方には、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長よりの報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席の届け出の議員さんは奥村議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

平成3年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案 第13号	常任委員会委員の選任について	別紙
2	議会議案 第14号	特別委員会委員の選任について	別紙
3	議会議案 第15号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
4	選挙 第5号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	別紙
5	選挙 第6号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	別紙
6	選挙 第7号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	別紙

- 議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますの

で、よろしく御了承を願います。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「常任委員会委員の選任について」より日程第3「決算審査特別委員会委員の選任について」までを一括議題といたします。

各委員会委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御協議を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私から選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員会委員の氏名を局長から朗読させます。

(市議会事務局局長朗読)

- 市議会事務局局長(北野敦雄君) 朗読いたします。まず、常任委員会関係から申し上げます。順不同、敬称は略させていただきます。

総務委員会委員＝原 重樹、飯坂楠次、上田育子、中塚新治、森 悦造、穴瀬克己、以上6名。

産業文教委員会委員＝天堀 博、友田博文、出原平男、松尾孝明、西口秀光、赤阪和見、以上6名。

建設水道委員会委員＝猪尾伸子、木村静雄、池田秀夫、須藤洋之進、讃岐一太郎、若浜記久男、以上6名。

厚生病院委員会委員＝勝部津喜枝、奥村圭一郎、大谷昌幸、並河道雄、竹下義章、柳瀬美樹、竹内修一、以上7名。

引き続きまして特別委員会関係でございます。

交通公害対策特別委員会委員＝友田博文、穴瀬克己、中塚新治、松尾孝明、須藤洋之進、勝部津喜枝、原 重樹、上田育子、森 悦造、木村静雄、以上10名。

開発事業対策特別委員会委員＝飯坂楠次、赤阪和見、讃岐一太郎、松尾孝明、竹下義章、猪尾伸子、天堀 博、上田育子、森 悦造、出原平男、以上10名。

同和対策特別委員会委員＝猪尾伸子、讃岐一太郎、西口秀光、天堀 博、竹下義章、竹内修一、原 重樹、穴瀬克己、以上8名。

関西新国際空港対策特別委員会委員＝池田秀夫、木村静雄、松尾孝明、出原平男、勝部津喜枝、奥村圭一郎、中塚新治、上田育子、以上8名。

土地開発公社特別委員会委員＝奥村圭一郎、並河道雄、讃岐一太郎、池田秀夫、竹下義章、

猪尾伸子、天堀 博、上田育子、西口秀光、大谷昌幸、以上10名。

決算審査特別委員会委員＝竹下義章、並河道雄、中塚新治、森 悦造、西口秀光、上田育子、木村静雄、勝部津喜枝、猪尾伸子、飯坂楠次、大谷昌幸、池田秀夫、以上12名。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第13号より第15号までの委員の選任の件は、朗読どおり選任することに決しました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第4より日程第6はいずれも組合議会議員の選挙でありますので、これを一括議題といたします。

議案は表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

選 挙第5号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組規約第6条第1項の規定により選挙を行う。

平成3年10月16日 提出

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

泉北環境整備施設組合議会議員（5名）

選 挙第6号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第5条第1項の規定により選挙を行う。

平成3年10月16日 提出

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

泉北水道企業団議会議員（5名）

選 挙第7号

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について

南大阪湾岸北部下水道組合同約第6条の規定により選挙を行う。

平成3年10月16日 提出

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

南大阪湾岸北部下水道組合議会議員（3名）

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本3件の選挙につきましては、先刻の議員総会において種々御協議を願っておりますので、はなはだ借越ではございますが、私から指名推薦をさせていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から指名推薦をさせていただきます。

組合議会議員の氏名を局長から朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。
泉北環境整備施設組合議会議員＝並河道雄、松尾孝明、猪尾伸子、池田秀夫、大谷昌幸、以上5名。
泉北水道企業団議会議員＝出原平男、西口秀光、竹下義章、上田育子、原重樹、以上5名。
南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員＝勝部津喜枝、赤阪和見、須藤洋之進、以上3名。
以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員は、地方自治法第

118条第3項の規定により当選されました。

それでは、ここで泉北環境整備施設組合議会議員に当選されました並河君、池田君、松尾君、猪尾君、大谷君及び泉北水道企業団議会議員に当選されました竹下君、西口君、上田君、出原君、原君並びに南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に当選されました須藤君、赤阪君、勝部君に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） ここで、各常任委員会の正副委員長さんが互選されましたので、局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。敬称は略させていただきます。
総務委員会委員長に飯坂楠次、副委員長に中塚新治。
産業文教委員会委員長に赤阪和見、副委員長に友田博文。
建設水道委員会委員長に須藤洋之進、副委員長に讃岐一太郎。
厚生病院委員会委員長に大谷昌幸、副委員長に並河道雄。
以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） この際、各常任委員会正副委員長のごあいさつをお願いいたします。
（常任委員会正副委員長代表＝総務委員長あいさつ）

- 総務委員長（飯坂楠次君） 一言、ごあいさつ申し上げます。

午前中の議員総会におきまして、凶らずも私たち8名は、常任委員会の正副委員長を務めさせていただくことになりました。この1年間、一生懸命に頑張りますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。
（拍手）

- 議長（柳瀬美樹君） 各常任委員会正副委員長さんのごあいさつが終わりました。正副委員長さんには、委員会の運営につきましてよろしく御協力をお願いいたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了いたしました。

それでは、閉会に当たり市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る10月1日、平成3年第3回定例会をお願い申し上げ、多数の議案を御提案を申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御多忙の折にもかかわらず、長時間にわたりまして慎重御審議をいただき御可決、御承認を賜りましたことを、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、平成2年度の和泉市一般会計及び特別会計決算認定あるいは平成元年度和泉市水道事業会計、病院事業会計決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審議を願うことに相なりました。委員の皆様方には、まことに御苦勞様ではございますが、よろしく願いを申し上げる次第であります。

なお、本定例会におきまして任期満了により御退任をされることになりました穴瀬克己議長さん、原重樹副議長さんには、御就任以来円滑なる議会運営を通じ市政進展のため御尽瘁をいただき、御大任を全うされました。この間におけるお2方の並み並みならぬ御尽力と御心労に対し、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

また、後任の議長さんには柳瀬美樹議員さん、副議長さんには若浜記久男議員さんが、昨日、皆様方の御推挙によりまして御就任をされました。まことにおめでとうでございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。よろしく願いをいたします。

なおまた先ほど、各常任委員会委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても御改選をされた次第でございますが、それぞれ所管されます諸事項につきまして、委員長さん、副委員長さんを通じ種々御審議を相賜り、御苦勞をおかけすることとは存じますが、よろしく願いを申し上げる次第でございます。

さて、私の任期最後の議会でございますが、本日、無事審議を終了させていただきましたことを心から厚く御礼を申し上げますとともに、過去16年間、和泉市政を担当させていただき、現在まで大過なく過ごさせていただきましたことにつきましては、議員皆様方の温かい御支援、御協力の賜物でございますして、心の底から厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

去る10月1日の開会時に私の所信を表明させていただきましたとおり、五度、立候補をさせていただき、山積みをお願いしております諸問題の解決に全力を尽くしてまいり所存でございます。何とぞ議員皆様方の御支援と御協力を相賜りますようひたすらお願いを申し上げる次第でございます。

終わりに臨みまして、議員皆様方のますますの御健康と御多幸を御祈念をいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。長時

間にわたりまして本当にありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

- 議長(柳瀬美樹君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

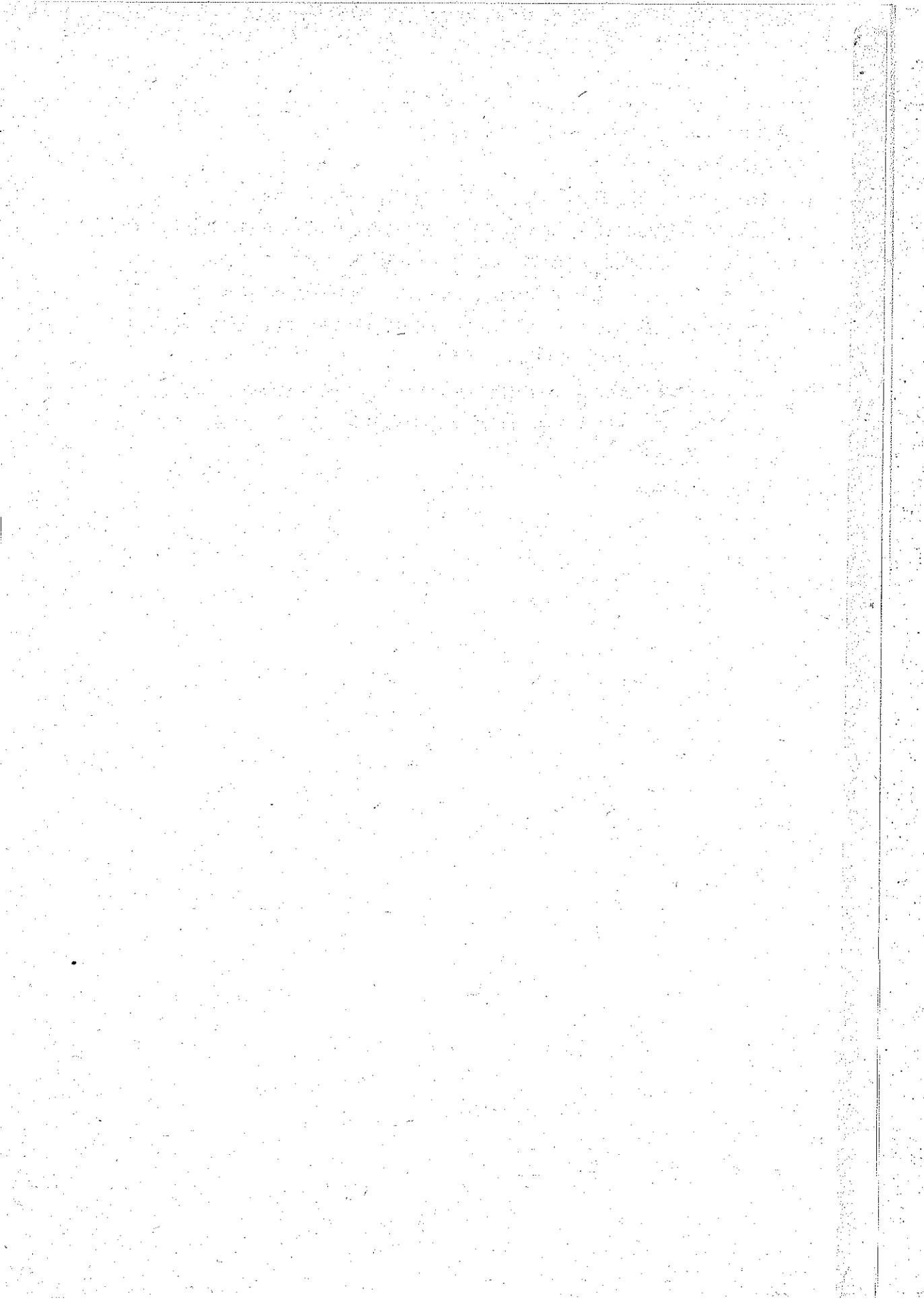
去る10月1日開会されてより本日まで長期間にわたる定例会も、議員皆様方の御協力によりまして、一般質問並びに諸議案、なおまた、役員選挙等々に慎重御審議を煩わし、本日、ここに全日程を終了することができましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に先刻の役員選挙に際しまして、不肖私、皆様方の絶大な御推挙をいただき、身に余る光栄と存じ、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、今後の議会運営に格別の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、これもちまして平成3年第3回定例会を閉会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

(午後1時20分閉会)



○
会議のでんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

柳 瀬 美 樹

同 副議長

若 浜 記久男

同 署名議員

飯 坂 楠 次

同 署名議員

友 田 博 文

同 署名議員

大 谷 昌 幸

